幡多廃寺発掘調査報告

1975年9月

岡山市教育委員会

正　誤　表

頁	行	誤	訂　正
7	13	笠井山系	笠井山山系
13	7	混って	混じって
15	12	先きだち	先だち
30	下 2	側面を	側面が
38	12	有機質土	有機質土層
39	13	幅員でで	幅員で
41	7	北壁西壁	北側内壁
49	下 2	ＥⅠ層	Ｅ１層
53	27	Ｌ＝3.95	Ｌ＝3.95以上
54	21	第24図	第25図
57	17	②	（削除）
57	下 1	第25図	第28図
59	下 2	亡し	無し
62	8	スラシグ	スラッグ
62	9	第36図	（削除）
65	⑩ 3	幅多	幡多
70	下 7	第31図	第21図
76	10	1 499	1.499
78	3	小数	少数
78	6	（不鮮明）	塔基壇
79	1	口緑部	口縁部
79	24	（不鮮明）	２次埋棄
85	2	学会	学界
85	下 1	肥厚さす	肥厚させる
86	16	修め	収め
88	8	未確認	未確認
90	13	Ｈ1	Ｈk 1
90	26・27	修め	収め
91	5.6	初ま	始ま
91	19	陵線	稜線
91	22	修め	収め
93	17	庭部	底部
94	16	修め	収め
100	25	古窯群群	古窯址群
101	23	（ＳＡグループ）	（削除）
102	23	見紛う	見紛らう
106	下 1	陵線	稜線
106	下 1	修め	収め
107	14	疑宝珠	擬宝珠
108	24	勝れた	優れた
111	下 7	Ｔｂ６	Ｔｂ１
115	9・14・20	修め	収め
116	10	修め	収め
119	⑲ 3	変る	代る
119	⑲ 4	とうり	とおり
121	㉝	第８号	第８輯
122	㊾ 7	現解	見解
128	高坏B	Ｙｃ６	Ｇｃ６
148	下 1	共合	競合
149	1	のては	のでは
149	14	点存的	点在的
149	15	考祭	考察
150	5	階層差の	階層差を
150	下 6	丘陸	丘陵
152	2	未満	未満
152	6	期模	規模
152	15	世記	世紀
152	下 5	相対後退	相対的後退
153	12	（群）	（郡）
156	下 1	道入	導入
157	10	神名張	神名帳
157	13	神各帳	神名帳
157	14	渡って	亘って
158	7	名門別	石門別
159	下 4	並遍的	普遍的
160	下 2	考霊	孝霊
162	3	荷担	加担
163	下 3	（不鮮明）	賞田廃寺の
165	21	共合	競合
174	11	陥ち入ら	陥ら
177	6	併う	伴う
178	全	個有、	固有
178	下 3	舶載鐘	舶載鏡
179	2	個有	固有
181	2	世記	世紀
182	2	培塚	陪塚
182	7	合う	逢う
182	下 5	河部	河辺
183	下 6	相	想
183	下 3	上げる	挙げる
184	下 2	赤磐群	赤磐郡
185	1	未調査	未調査
188	下 4	歎瞞	欺瞞
189	2	鞭達	鞭撻
189	6	表わする	表わす
190	㉝㉞	日江遺跡	白江遺跡
191	㊾	迷山田	辻山田
192	㊷	Ｂ.Ｃ	Ａ.Ｄ
194	10番	河部	河辺
194	11番	門前池遺	門前池遺跡
図版第29	下	窯方向を	窯方向を見る
117	分銅形土製品（差しかえ）	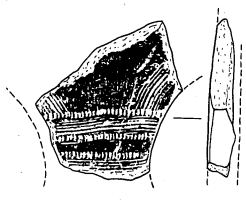 分銅形土製品	

序

近年の都市開発の急展は、目を見張るものがあります。しかし、このことは、反面において公害、自然破壊等の社会的問題を惹起しています。なかんずく開発にともなう「文化財の保護」は、古代吉備文化の中核地に位置する岡山市の課題であり、開発と文化財の保存との調和を図ることが私たちのつとめであります。

岡山市教育委員会では、ここ数年来城跡・寺院跡・住居址・古墳等各種遺跡の発掘調査を実施してまいりましたが、つぎつぎと押し寄せる開発の波に特に埋蔵文化財の保存のむつかしさを痛感しているしだいです。

このたび報告する幡多廃寺跡は、県下最大の塔心礎を残し、また、附近の農地から瓦片などが採集されることが知られ、以前から古代寺院跡として注目を集めていた遺跡であります。しかし、市街地の近郊に位置するため近時、周辺の宅地化が進められてまいり寺跡の保護が案じられる事態となったのであります。そのため、市教育委員会では、この寺跡の内容を把握する目的で文化庁・県教育委員会のご援助・ご指導のもとに発掘調査を実施することにしたのであります。

調査に当っては、経費・期間などの制約を受けながらも寺域・伽藍配置その他の遺構の概要を確認することができたのは、関係各位のご指導・ご協力によるところであります。殊に、ご無理をお願いした調査区域内の地権者各位、また、調査団長として直接調査を担当していただいた水内昌康先生をはじめ、調査担当者各位、ご協力頂いた地元赤田町内会の各位に対して心から謝意を表します。

この報告書にまとめた調査結果については、充分ご検討を頂き、今後の課題となる幡多廃寺跡の保存に役立たせるとともに地方史の研究資料として、少しでも寄与できますならば幸に存じます。

昭和50年 9月30日

岡山市教育委員会

教育長　橋．本　　進

例　　言

1．　この報告書は、岡山市教育委員会の主催により編成された幡多廃寺発掘調査団が、昭和47年1月から3月までと、昭和47年12月から昭和48年3月までの2年度にわたって実施した、岡山市赤田、幡多廃寺の発掘調査に関するものである。

2．　この報告書の作成は、調査委員の協力を得て岡山市教育委員会が実施し、その執筆は、第一章を出宮徳尚、第二章を水内昌康・出宮・根木修、第三章を出宮・根木、第四章を間壁忠彦・間壁葭子・出宮・根木、第五章を出宮・根木が担った。

3．　遺構実測図の浄写は、出宮・根木がおこない、遺物の整理・実測及び実測図の浄写は、岡本俊朗・安川豊史・山野　進・太田敏之がおこない、遺物の写真撮影及び編集には出宮があたった。

4．　この報告書に用いている高度値は、標準海抜高度である。

5．　この報告書に用いている方位は、磁北である（真北から6度20分西偏）。

6．　この報告書に用いている時代区分は、古墳時代が2期区分法、飛鳥時代が6世紀末から644年（所謂大化改新）まで、白鳳時代が645年から709年（平城京遷都）まで、奈良時代前半が710年から741年（国分寺、国分尼寺造営の詔）まで、奈良時代後半が742年から794年（平安京遷都）までである。以降の時代は、一般的な用い方である。

目　　次

第一章　歴史的環境 …… 1頁
第二章　調査経過 …… 15頁
第三章　遺構 …… 24頁
一、寺院関係遺構……24頁　二、弥生時代埋葬遺構……50頁
三、住居址……53頁　四、瓦　窯……58頁
五、その他の遺構……61頁　六、寺院関係遺構の総括……62頁
第四章　遺物 …… 66頁
一、瓦…… 66頁　二、凝灰岩壇上積基壇石材…74頁
三、弥生式土器…… 78頁　四、土師器……83頁
五、須恵器……98頁　六、瓦器・須恵質土器…… 111頁
七、陶磁器類……114頁　八、その他の遺物…… 116頁
第五章　結語 …… 142頁
一、幡多廃寺の歴史的意義…142頁　二、寺院以前の土器試論…… 173頁
三、行政発掘調査及び報告書作成に際して …… 186頁

挿　　図

第1図　岡山平野地形遺跡分布図……2頁
第2図　上東平野旧河道図……4頁
第3図　発掘情景…… 22・23頁
第4図　幡多廃寺址地形測量図……挿頁1
第5図　塔心礎実測図……27頁
第6図　塔基壇実測図……挿頁2
第7図　第Ⅱ基壇実測図……挿頁3
第8図　第Ⅲ基壇実測図……挿頁4
第9図　WⅡT・WNVT実測図……挿頁5
第10図　WⅡT西築地内側溝実測図…挿頁5
第11図　NIT・NⅢT・NWIT実測図 挿頁6
第12図　北門基壇列石実測図……挿頁6
第13図　ENI・ⅡT実測図……挿頁7
第14図　EI・EⅡ・EINIT実測図…… 挿頁8
第15図　SI・Ⅱ・ⅢT実測図…… 挿頁9
第16図　甕棺実測図……挿頁10
第17図　EIN2T墳丘状盛土礫内土坑墓実測図…挿頁11
第18図　NⅢT住居址実測図…… 55頁
第19図　ENIT瓦窯実測図……挿頁12
第20図　幡多廃寺第I・第Ⅱ様式瓦実測図 ……69頁
第21図　幡多廃寺第Ⅲ様式・その他瓦実測図……71頁
第22図　甕棺実測図……79頁
第23図　弥生式土器実測図……80頁
第24図　弥生式土器実測図……81頁
第25図　弥生式土器実測図……82頁
第26図　弥生式土器、土師器実測図 ……84頁

第27図　土師器実測図……87頁
第28図　土師器実測図……89頁
第29図　土師器実測図……92頁
第30図　土師器実測図……97頁
第31図　須恵器実測図……103頁
第32図　須恵器実測図……105頁
第33図　須恵器実測図……109頁
第34図　須恵器・須恵質土器・磁器・硯実測図……113頁
第35図　三彩・緑釉実測図……115頁
第36図　その他遺物実測図……117頁

図版

図版第1　全景……本文対応
図版第2　塔基壇……〃　24頁
図版第3　塔基壇……〃　24頁
図版第4　塔基壇……〃　24頁
図版第5　塔心礎……〃　28頁
図版第6　第Ⅱ基壇……〃　29頁
図版第7　第Ⅱ基壇……〃　29頁
図版第8　第Ⅲ基壇……〃　32頁
図版第9　第Ⅲ基壇……〃　32頁
図版第10　西側築地……〃　34頁
図版第11　西側築地……〃　34頁
図版第12　西・北側築地……〃　38頁
図版第13　北門基壇……〃　38頁
図版第14　北門基壇……〃　38頁
図版第15　北回廊・住居址……〃　54頁
図版第16　東側築地……〃　42頁
図版第17　東回廊・中門……〃　46頁
図版第18　南側築地……〃　46頁
図版第19　南大門基壇……〃　46頁
図版第20　南大門基壇……〃　46頁
図版第21　甕棺……〃　50頁
図版第22　甕棺……〃　50頁
図版第23　墳丘状盛円礫……〃　51頁
図版第24　墳丘状盛円礫内土壙墓〃　51頁
図版第25　墳丘状盛円礫内土壙墓〃　51頁
図版第26　瓦窯……〃　58頁
図版第27　瓦窯……〃　58頁
図版第28　瓦窯……本文対応　58頁
図版第29　瓦窯……〃　58頁
図版第30　瓦窯・野鍛治炉……〃　58頁
図版第31　幡多廃寺第Ⅰ様式瓦……〃　66頁
図版第32　幡多廃寺第Ⅱ様式瓦……〃　68頁
図版第33　幡多廃寺第Ⅲ様式瓦……〃　70頁
図版第34　その他瓦……〃　70頁
図版第35　弥生式土器……〃　78頁
図版第36　弥生式土器……〃　78頁
図版第37　弥生式土器……〃　79頁
図版第38　弥生式土器……〃　79頁
図版第39　弥生式土器・土師器……〃　85頁
図版第40　土師器……〃　86頁
図版第41　土師器……〃　88頁
図版第42　土師器……〃　88頁
図版第43　土師器……〃　88頁
図版第44　土師器……〃　90頁
図版第45　土師器・その他……〃　95・117頁
図版第46　須恵器……〃　101頁
図版第47　須恵器……〃　102頁
図版第48　須恵器……〃　106頁
図版第49　須恵器……〃　106頁
図版第50　須恵器……〃　107頁
図版第51　須恵器……〃　108頁
図版第52　須恵器・磁器……〃　108・111頁
図版第53　三彩・緑釉・その他遺物……〃　114・115頁

◎巻末付録　賞田廃寺第Ⅰ～Ⅷ様式瓦実測図・幡多廃寺出土土器編年表

第一章　歴史的環境

岡山平野の中央を北から南に流れる旭川の両岸沖積平野は、狭義の岡山平野と呼ばれ、さらに東岸平野は、上東平野（上東遺跡の存在する倉敷市庄字上東とは無関係）、旭東平野と称されている。上東平野は、北を竜の口山山系、東を山王山・芥子山，南を操山山塊と三方を丘陵に囲まれ，平野部分には旭川の旧分流河道跡がいくつか見られる。上東平野とその周辺丘陵には、百間川遺跡、雄町遺跡、備前車塚古墳、湊茶臼山古墳、金蔵山古墳、唐人塚古墳，賞田廃寺、幡多廃寺、備前国府跡等を始めとして古墳群、散布地、寺院址など、先土器時代の石器散布地から中世の城跡に至るまで各時代の多数の遺跡が存在している。また、この平野には、比較的良く条里制区画が遺存している。一方、旭川西岸平野（以下西岸平野と記述）は、格別の呼称がなく、北をダイミ山・烏山山塊、西を京山・矢坂山山塊で区切られ，南が当時の海岸線で終わっていたと考えられる。西岸平野と周辺丘陵には、津島遺跡、上伊福遺跡、南方遺跡、都月坂墳墓群、神宮寺山古墳、一本松古墳等縄文時代の貝塚から近世初頭の城跡に至るまでの各時代の遺跡が多数存在している。

このたび発掘調査を実施した幡多廃寺の歴史的性格、内容を考える前提として、狭義の岡山平野及び周辺丘陵に存在する奈良時代以前の遺跡の存在状態について、概略的に見て行きたい。なお、この遺跡分布図（第1図）は、岡山平野研究会（代表水内昌康）の調査成果をもとに、その後に確認した遺跡を追加集成したものである。

1．古墳時代以前

(1) 弥生時代

上東平野と周辺丘陵で現在までに確認されている縄文時代の遺跡は、弥生時代前期の遺跡に複合する晩期のもの以外にはない（口矢津に前期の小貝塚があったと伝えられるが、現状では未確認）。一方，西岸平野と周辺丘陵の縄文時代の遺跡は、弥生時代前期に複合する晩期のもの以外に、ダイミ山南山麓に後期の朝寝鼻貝塚①（現在消滅）があり、また都月坂3号墳附近に石器散布地が存在する。いずれにしても、縄文時代以前の遺跡は、両岸平野とも極めて小規模かつ稀少である。

弥生時代前期になると、縄文時代晩期の土器を共伴し、以降弥生時代全般を通してその地域の中核的存在となった遺跡が、両岸平野に形成され、上東平野では百間川遺跡、雄町遺跡が知られている。前者は、現百間川河床にあり、これまで工事等により縄文時代晩期の土器片、弥

第1図 岡山平野・地形遺跡分布図

この分布図は，旭川両岸平野及び周辺丘陵の古墳，古代（奈良時代以前）遺跡を中心としたもので，他の地域，他の時代の遺跡には割愛したものもある。

また，古墳は，現在消滅していても記録，遺物により存在が確実なものを記載している。

生時代前期から後期に及ぶ土器片や石器等の遺物を出土している②。後者は、上東平野の中程にあり、附近に旭川旧分流河道跡が認められ、先年山陽新幹線工事の事前調査として岡山県教育委員会により発掘が実施され、縄文時代晩期の土器片、弥生時代全時期、古墳時代、さらに奈良、平安時代の種々の遺物や、住居址、土坑墓、水路等を始め多様な遺構が検出されている③。一方、西岸平野の前期の遺跡として津島遺跡が知られる。この遺跡は、昭和43、44年の発掘調査を始めとしてこれまでに数度の発掘が実施され、縄文時代晩期の土器片、弥生時代全時期の土器や石器、木器等の遺物と、自然堤防上に形成された高床式倉庫、竪穴式住居址、米貯蔵穴や、水路、乾田等の遺構④が検出されている。

弥生時代中期以降になると、遺跡が両岸平野に拡大的に形成される。上東平野では遺跡の存在が確認される程度で、内容の判明しているものがほとんどない。西岸平野では、津島遺跡の南東から南西にかけて南方遺跡、上伊福遺跡等が、扇状に拡大して展開している。南方遺跡は、山陽新幹線の付随工事の事前調査として岡山市教育委員会により、その一部が発掘調査され、中期を中心にした土坑墓、灰穴遺構や埋葬遺体などが検出されている⑤。さらに、弥生時代後期になると、遺跡は両岸平野とも平野から周辺丘陵上に拡大的増加を示す。上東平野では、赤田遺跡、乙多見遺跡、関遺跡等の遺跡が自然堤防上にブロック的に多数化して展開する一方、南の操山山塊北側の谷から銅鐸が3個出土しており⑥、さらに同山塊の尾根上には壺棺、甕棺墓群が形成され、遺跡は、多様化して増加している。西岸平野では、遺跡は、急速に南下して現国道2号線南部で新京橋遺跡、天瀬遺跡、大供遺跡等の遺跡がほぼ東西一線上に連なって確認されている。これら以南では遺跡が確認されず、弥生時代後期の遺跡は、このあたりまで拡大していたと考えられるが、平野部分は多分にその北側に後背湿地を抱えたものであろう。一方、西岸平野の北、ダイミ山山塊の都月坂には、岡山大学考古学研究室の近藤義郎氏らの発掘調査により古墳出現以前の墳墓として注目されている都月2号墓が存在し、さらに西の矢坂山尾根上一帯に壺棺、甕棺墓群による大規模な墓地が形成されている。

以上が極めて概括的ではあるが、旭川両岸平野及びその周辺丘陵における弥生時代の遺跡の展開状況である。弥生時代の両岸平野を遺跡で見る限りでは、その展開状況は同質的であると同時に好対照なものであり、そこには両平野の集団間における構造的格差を見い出すことはできない。

(2) 古墳時代

古墳時代の平野部分における遺跡は、両岸平野で数カ所が工事発見などで確認されているが、その内容等が一部なりとも調査されているのは前述の雄町遺跡ぐらいのものである。 土器の散布状態からみて遺跡は、現在の集落と複合した存在のものもかなりあると考えられ、潜在的

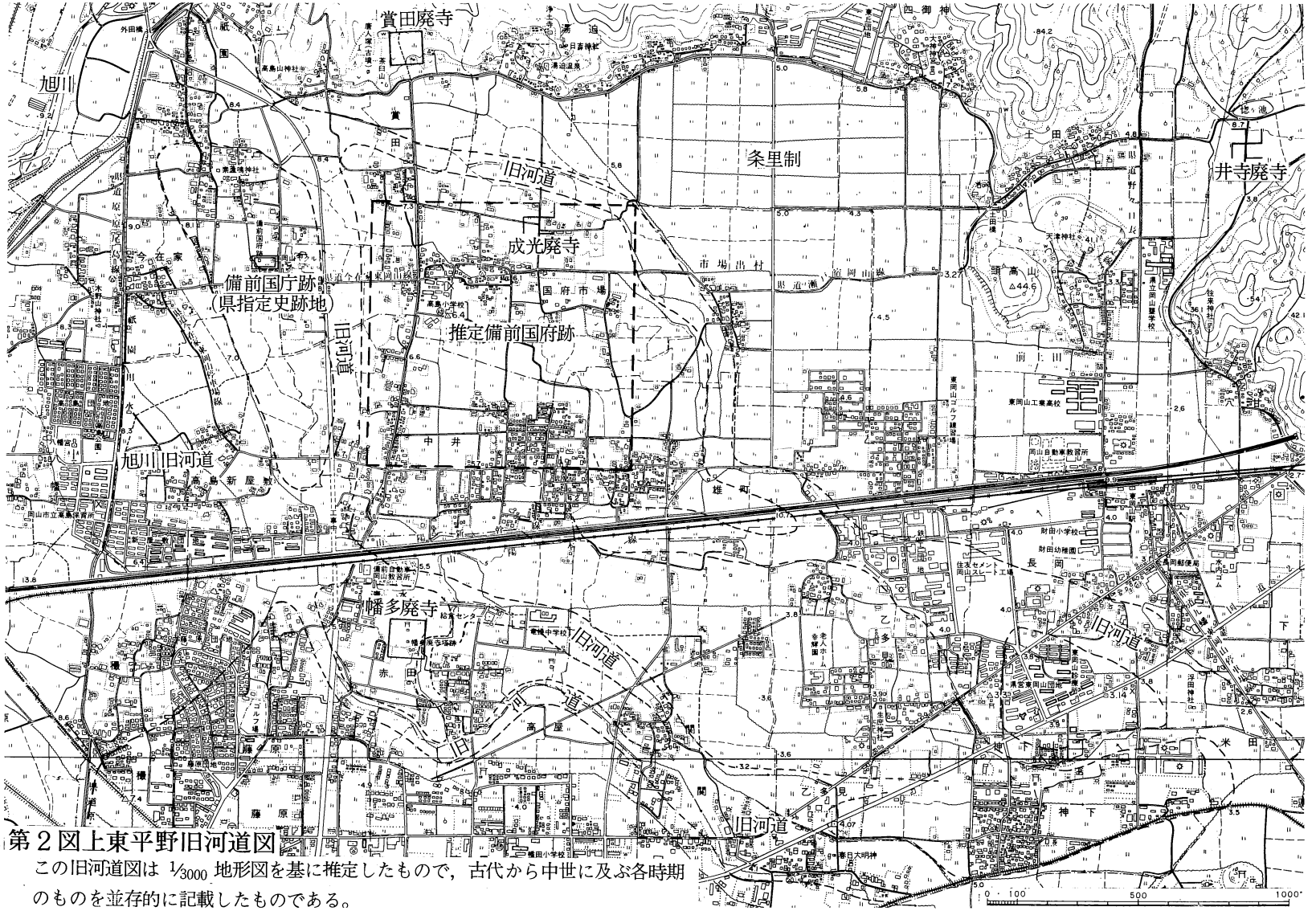

第２図上東平野旧河道図

この旧河道図は 1/3000 地形図を基に推定したもので，古代から中世に及ぶ各時期のものを並存的に記載したものである。

ではあるが平野部に多数展開していたと推定される。しかし、遺跡の状態を対比して、両岸平野の古墳時代の状況を検討するには、資料の集積が不充分である。

一方、旭川両岸平野の周辺丘陵一帯には、前期古墳から後期古墳に至るまでの多数の古墳が築造されている。両岸平野を生産の場として展開されたこれらの古墳の概要を前期古墳と後期古墳の２期区分法⑦に基づいて眺めてみたい。しかし、これらの古墳のうち、これまで発掘調査が実施され、その内容、様相、時期等が判明しているのは金蔵山古墳、旗振台古墳、都月１号墳、同４号墳、備前車塚古墳、四御神赤坂古墳群１～３号墳等数基であり（一本松古墳は、戦時中の軍事工事により竪穴式石室が破壊され、遺物の一部が判明している）、大多数の古墳は、墳丘の形状、表面採集遺物、伝承遺物などに基づくものである。

前期古墳

上東平野を取り囲む丘陵上で現在までに確認されている前期古墳は、すでに工事等で消滅したものを含めて50基（実数はこの２～３割増？）である。この内、前方後円墳が７基、前方後方墳が１基、方墳が８基、円墳が34基であるが，一応現状で円墳としたものの中には幾つかの方墳も含まれているであろう。

これらの内で最古の古墳と考えられる備前車塚古墳は、竜の口山の一つの支尾根突端頂上に築造された全長約50mの前方後方墳で、13面の舶載鏡を出土し、全国的にも重要視されている古墳である。この古墳に対する学術的検討・評価は、小林行雄氏の『古墳時代の研究』⑧をはじめ多くの論文でなされているので詳細を割愛するが、全国的にも最古の古墳の一つである。この古墳は、上東平野を一望のもとに睥睨する位置にあるが、他の古墳とは隔絶し、孤立的存在を示し、系列的には全く断絶している。現在の所、竜の口山山系では備前車塚古墳に続くと考えられる古墳は発見されておらず、竜の口山山系で確認される前期古墳は、前期でも後半、前Ⅲ期以降の古墳と考えられる小形円・方墳が山麓近くの谷頭や集落背後の尾根上に点々と築造されているものである。竜の口山山系では備前車塚古墳が唯一の前方後円（方）墳、かつ古式古墳である。

一方、東の山王山の丘陵上には、全長65mの前方後円墳の山王山古墳があり、この古墳を中心に、小形円・方墳が一つの古墳群を形成している。この山王山古墳の時期は墳丘形状に古式の様相が窺え前Ⅱ期とも推定されるが、古墳群の形態が、西の一本松古墳群のあり方と類似し一本松古墳と同時期とも考えられる。山王山に形成されている小形円・方墳の古墳群も、前期古墳でも後半と推定され、一部が群集墳の前段階的な古墳群である可能性が強い。

南の操山山塊丘陵上には、前Ⅰ期から前Ⅱ期にかけての系列的な築造をされている大形前方後円墳をはじめとして，前Ⅱ期と考えられる中形円墳や方墳など前期古墳が現在までに24基確

認されている。これらの内には、前方後円墳が6基あり、両岸平野の周辺丘陵で最も前方後円墳が集中している。これらの前方後円墳の内、最古と推定されているのは、操山109号墳で全長が80mである。この古墳の北に近接して墳形形状が109号墳より少し新しい墳丘形状を示す全長90mの網浜茶臼山古墳があり、この古墳は都月1号墳と同一型式の特殊器台形円筒埴輪を出土⑨している。これら2基の前方後円墳は、一応前Ⅰ期の築造と考えられる。これらの古墳の東に丘陵一つを隔てて全長130mの前方後円墳の湊茶臼山古墳があり、この古墳は埴輪・墳形などから、前記の2基に続く古墳であると推定される。これらの3基の大形前方後円墳は、操山山塊でも西端の当時の旭川河口附近の丘陵山頂に位置しており、その性格を考える上で位置が注目される。これらの古墳と少し離れて、操山山塊のほぼ中央の丘陵山頂に，上東平野及び児島湾（当時は児島水道）を両側に見おろして金蔵山古墳が築造されている。この古墳は、1953年に発掘調査が実施され⑩、全長165mの前方後円墳で4世紀末の築造と考えられる。これらの前方後円墳は、操山109号墳から網浜茶臼山古墳、湊茶臼山古墳、金蔵山古墳へ至る大形前方後円墳の系列的展開（湊茶臼山古墳の前へすでに消滅した前方後円墳が1基入る可能性が強い⑪）として把握でき、上東平野周辺丘陵上で系統性を考えることができる唯一のものである。これらの大形前方後円墳の他に、前Ⅱ期と推定される小形前方後円墳2基が、湊茶臼山古墳の近くに存在している。これらの前方後円墳の外に、操山山塊には、4世紀中頃から5世紀中頃の時期と推定される中形・小形の円墳・方墳が18基存在している。これらの古墳は、山塊の各山山頂や、尾根頂上に個別的に立地し、系列性を見い出しがたく、また、山王山古墳群のように古墳群として全く掌握できない存在状況にある。操山山塊は、上東平野を取り囲む丘陵の内では、古墳築造状態が時期的にも形態的にも、一番普遍的であり、古墳築造の地域性を示すものではなかろうか。

一方、西岸平野及び周辺丘陵上で現在まで確認されている前期古墳は、すでに工事等で消滅したものでも存在の確かなものを入れると32基（実数はこの2～3割増？）である。この内訳は、前方後円墳が7基、前方後方墳が2基、方墳が2基、円墳が21基（現状での円墳、方墳の区分は、実際には方墳であるものもかなりあるであろう）である。

西岸平野北背後のダイミ山丘陵上には、現在東端に一本松古墳群、西に都月坂古墳群、七ッ坑古墳群の三つの古墳群とダイミ山山頂に方墳が1基あり、さらに中央南山麓にかつてお塚様古墳群が存在⑫していた。都月坂古墳群は、西岸平野部を眼下に見おろす鞍部上に、弥生時代末の方形墳墓に引続いて、特殊器台形円筒埴輪をもつ全長33mの前方後方墳の1号墳⑬や、全長30mの前方後円墳の3号墳、直径約15mの円墳の4号墳よりなる。これらの古墳は、直接連続的な系列的な展開ではないが、弥生時代末以降の系統的展開を示している。七ッ坑古墳群は、

ダイミ山山系の西端烏山の舌状尾根上に全長45mの前方後方墳を中心に小形円墳6基が古墳群を形成している。この前方後方墳は、特殊器台形円筒埴輪を伴ない前Ⅰ期と考えられ，七ッ塚古墳群は、比較的古式の系列的古墳群と考えられるが、前方後方墳を1基しか造りえなかったことも注目される。一本松古墳群は、ダイミ山東端尾根上に全長65mの前方後円墳の一本松古墳を中心に小形円・方墳約7基が古墳群を形成している。一本松古墳は、出土物から前Ⅳ期の古墳と考えられ、他の古墳もこの前後のものと推定され、古墳群としては系列的展開として把握しがたい分布状況である。戦前の記録によれば、上記の他に小形前方後円墳1基、小形円墳8基⑭が存在していたとのことである。お塚様古墳群は、ダイミ山系中央南山麓に全長39.6mの前方後円墳のお塚様古墳と2基の円墳からなる。お塚様古墳は、出土物⑮からみて前Ⅲ期と考えられ、他もその前後の古墳であったと考えられる。以上のダイミ山山塊に展開する古墳群は、全体的にみれば、小形前方後円(方)墳や、小形円・方墳がそれぞれブロック的に群を形成しているもので在地的集団性がうかがわれる。

一方、ダイミ山の北の笠井山系の旭川沿いの丘陵山頂、尾根上に前方後円墳1基と円墳3基が確認されている。この内、前方後円墳の片山古墳(仮称)は、旭川が東の竜の口山山塊と西の笠井山山系とにネック状に挟まれた位置の西山頂に立地し、全長約60mである。墳形からみて時期は、一応前Ⅰ～Ⅱ期のものと考えられる。他の3基は、小円墳が点在的に存在するもので、箱式石棺が内部主体のものもあり、前Ⅲ期終わりから前Ⅳ期初め頃のものと推定される。

さらに、西の京山、矢坂山山塊では、前方後円墳1基（既消滅）、前方後方墳1基、円墳4基が確認されている。全長48.6mの前方後円墳である青陵古墳は、山塊北側の谷の尾根上にあり、視覚的には西岸平野と離れるが一応は西岸グループの内に入れておきたい。この古墳は、出土物等⑯から前Ⅲ期のものと考えられるが、現在削平されてしまい内部主体の箱式石棺が移築されて残るだけである。また、前方後方墳の津倉古墳（仮称）は、全長45mで、西岸平野部を眼下に見下す丘陵頂上に位置し、墳形からみて前Ⅱ期を下らないと推定される。円墳4基の内2基は、すでに削平されているが埴輪の出土から古墳の存在が確認されるもので一応円墳としたものである。他の2基は、小古墳が点在的に存在するものである。これら京山・矢坂山山塊に存在する古墳は、いずれも丘陵山頂部に点在的、個別的に存在するもので系列的展開とは認めがたい。

一方、旭川西岸平野部の自然堤防上にかつて周湟が巡っていたと伝えられる前方後円墳の神宮寺山古墳が存在する。この古墳は、吉備地方でも数少ない沖積地に築造されたものの一つで、3段築成され現全長が150mあり、前Ⅲ期の古墳である。この大形前方後円墳と西岸丘陵上の前方後円(方)墳の展開とを直接系統的に結びつけることは、質的にも量的にも格差が歴然として不可能であり、この古墳の評価、検討は第五章にゆずる。神宮寺山古墳の象徴性は、旭川

の治水性と両岸の統合性を示し⑰、その内容・規模⑱からみて、この古墳は操山山塊の大形前方後円墳の系統的展開に結びつくと考えられる。

以上の古墳でも神宮寺山古墳を除いて、前方後円(方)墳を西岸平野全体として眺めれば、平野を取り囲む一つの地域的展開として掌握できる。これらの前方後円(方)墳は、現状では最古の古墳を比定しがたいが、前Ⅰ期の古墳から前Ⅳ期の一本松古墳に至る8基(十α)の古墳による系統的展開としてみることができるであろう。そしてこの古墳展開系統の特質は、その均等的古墳規模であり、大形前方後円墳を形成しえなかったことにある。また、その分布状態、立地状況が多分に在地性を持ちながら展開していることも、一つの特徴とすることができるであろう。この前方後円墳、前方後方墳の古墳築造に現われた現象的特徴こそ、西岸平野の地域的政治集団のもつ構造性を示すものではなかろうか。

いずれにせよ、旭川両岸平野にともなう前期古墳の展開状態・様相は、特に前方後円(方)墳の展開に於ける質的格差が、数量的に等しいだけに著しく目につく。

また、両岸平野とも、後期古墳への過渡性を示すような前期古墳でも末期的な古墳は、現在までに確認されていない。また前Ⅳ期の後半と推定される前方後円墳はない。

後期古墳

旭川両岸平野の周辺丘陵には多数の後期古墳が存在するが、発掘調査が実施されその内容、様式、時代等が明確にされているのは1・2例である。従って現状で確認されている後期古墳は　横穴式石室の古墳である。これらの両地域の横穴式石室で、石室構造が小口積みのものや方形プランで短小な付随状の羨道部をもつ等の古い様相を示す後Ⅰ期の古墳は，1基も確認されていない。また、後期古墳の終末期の特殊的な石室構造をもつ古墳も確認されていない。

上東平野周辺丘陵で確認されている後期古墳は、竜の口山山系と操山山塊に存在するもので、竜の口山古墳群と操山古墳群に大別されている。

竜の口山古墳群は、現在まで58基の横穴式石室が確認され、竜の口山山頂群集墳・湯迫古墳群・四御神古墳群・矢津古墳群に細分される。しかし、その実数は、過去に破壊喪失したものや未確認のものを入れると80基を下だらないであろう。竜の口山山頂群集墳は、山頂上に箱式石棺に近い極小の横穴式石室22基が近接密集した群集墳と、その近くの中形の2基の横穴式石室からなるが、群集墳の時期は後Ⅱ期末を下ると考えられる。湯迫古墳群は、現在6基であるが、伝承によれば山麓附近で過去に開墾・竹林造成でかなりの数の古墳を破壊したとのことであり、その実数は現在の倍以上であったであろう。これらの古墳は、後Ⅱ期の一般的な横穴

式石室墳が、山麓や丘陵山腹に点在的に山寄せ状に築造されており石室規模が、中形の部類に入るものがほとんどである。ただし　西端の唐人塚古墳は、石室の現長が全長13.6m、玄室長5.30m、同幅2.94m、同高2.27m、羨道長8.30m、同幅1.87m、同高1.38mであるが⑲羨道の破損を復原すると全長が15m前後と推定される巨石墳である。石室構築は、後Ⅱ期の畿内巨石墳にみられる岩屋古墳型で、原則的に玄室が巨石による二段積であり羨道が一段積である。玄室中央に長さ2.21m、幅1.20m、高さ0.40mの凝灰岩製刳抜家形石棺の身（蓋は消失）が存在する。墳丘は、畑地化されているために規模がはっきりしないが、円墳である。唐人塚古墳は、両岸平野に伴う後期古墳中、唯一の石棺をともなう古墳であり、築造が6世紀末～7世紀前葉と推定される。この古墳は、すぐ東にある備前最古の寺院址で飛鳥時代後葉に創建された賞田廃寺⑳との関連においても注目されている横穴式石室墳である。四御神古墳群は、竜の口山山系の四御神の谷とその周囲の丘陵上の横穴式石室墳で、現在まで16基確認されている。これらの古墳の存在状況は、大形石室墳1基または2基が尾根上（谷頭のものもある）に点在的に築造されているものと谷に中形古墳（石室は破壊されつくしているが墳丘規模から推定）が集中して一つのグループを形成しているものとに大別される。これらの石室墳は、大ざっぱにみて後Ⅱ期のものがほとんどであると推定される。矢津古墳群は、竜の口山山系を東の山系と区画する形で入りくんだ矢津の谷の丘陵に存在し、ほとんどが大形石室の部類に入るもので、現在まで12基が確認されている。これらの古墳は、谷頭にある3基の近接的築造をのぞいて、あとは1基1基が個別的に築造された状況を示している。時期は後Ⅱ期がほとんどと推定される。

一方、操山山塊で現在まで確認されている横穴式石室墳は、総数99基（実数110基前後？）で、極小石室をのぞいて大部分が一般化した後Ⅱ期の横穴式石室である。これらの古墳は、山塊西の前方後円墳の集中していた地域を除いて操山山塊全体にほぼ平均的な広がりをもった分布状態を示し、竜の口山古墳群のように並存的な古墳群として各群に分けてとらえることができない。これらは、全体として一つの古墳群としてとらえ、その内部が支群的に分けられるものである。操山古墳群の存在状況は、亜巨石墳や大形石室墳が前期古墳的に丘陵頂上、尾根頂部に各々個別的に築造されているもの、中形石室墳が丘陵全地形上に個別的に点在しているもの、中形石室墳では小さい方に入るものが数基グループを形成して存在しているもの、中形石室墳を中核に小形石室墳が集中した小群集墳、さらに極小石室墳が点在的に存在しているものとの5類型に大別できる。この古墳群には石棺をもつものはなく、また陶棺をもつものも1・2例である。これらの古墳の展開と前期古墳の展開を対比すれば、古墳築造の急速な質的縮少と量的増大が顕著であり、前述の大形前方後円墳の系統的展開との関連は全く見い出せない。ここには、古墳築造の質的、時間的な断絶性があり、まさしく前期古墳から後期古墳へ至る5世紀後半から6世紀前葉のこの地域の矛盾と葛藤を示している。

一方、西岸のダイミ山山系南側の横穴式石室は、現在まで1基も確認されておらず、未発見や過去の破壊を考えても絶対的に著しく稀少である。ただ、この山系の北東、旭川の流域山間部の谷や丘陵上に横穴式石室が点々と確認されている。しかし、これらを立地的にも地域的にも西岸平野と直接結びつけることは不可能である。

西の矢坂山、京山山塊では、矢坂山南側尾根上や谷で横穴式石室墳が、現在までに28基（実数2～3割増？）確認されている。石室規模は、亜巨石石室や大形石室がなく、半数以上が極小石室である。矢坂山の横穴式石室墳の存在状態は、中形石室墳が谷間に点在するものと、小形石室墳が尾根に数基グループ化したもの、さらに箱式石棺に近い極小石室が数基から10基前後群集したものに分類される。またその分布状況は、尾根別に二つの支群に分けられるが、各々が個別的に並存するものではなく一つの古墳群としてとらえられるものである。これらの古墳の時期は、中・小形石室が後Ⅱ期でも後半のもの、極小石室が後Ⅱ期末から後Ⅲ期のものと考えられる。

以上の西岸平野にともなう後期古墳は、その絶対量としての少数性と石室築造の質的貧弱性がその特徴である。また、分布状況においても、存在位置が前期古墳の存在地域に共伴せず、分離疎隔的に辺地に集中しているのも大きな特徴である。

いずれにせよ，旭川両岸平野にともなう後期古墳の展開様相は、上東平野に比べて西岸平野が前期古墳の展開様相に輪をかけて古墳の質、量ともに極端に劣る。上東平野の地域的政治集団内部での問題はあるにせよ、上東平野での後期古墳は、一般的に順調な展開様相を示しているといえる。これに対して西岸平野の後期古墳は、全くじり貧的といおうか零落といおうか前期古墳の展開様相の面影さえ残さない展開様相である。上東平野の後期古墳は、唐人塚古墳をはじめ巨石墳に近いものが数基あり、地域的政治集団の構造性と支配権力の象徴性を示すものがある。これに対して、西岸平野の後Ⅱ期古墳で、地域的政治集団の構造性と支配権力の象徴性を示すものは見い出せないといわざるをえない。そこには、前期古墳の展開で示されている西岸としての独自性・東岸との対峙性の面影もなく、西岸平野の地域的政治集団は、上東平野の支配機構の前に屈服し、埋没してしまったのではなかろうか。

2．古代寺院址

両岸平野及び周辺丘陵で7世紀中頃から奈良時代へかけての遺跡は、寺院址や国庁跡、さらに条里制等の特別のもの以外にはほとんど確認されていない。従ってこの時代の代表的な遺跡である古代寺院址について眺めてみたい。

旭川両岸平野の古代寺院址（奈良時代以前のもの）は、賞田廃寺・成光廃寺・幡多廃寺・井寺廃寺・網浜廃寺の5寺が全て上東平野で確認されているが、現在まで西岸平野では1例も検

出されていない。西岸平野の附近の古代寺院址は、ダイミ山山系を隔てた津高盆地の南西端にある才の木廃寺、荒神廃寺であるが、これらは笹ケ瀬川を水系とする盆地内にあるもので、西岸平野と直接結び付けることが不可能である。また、神力寺址が西岸平野の西、備前・備中国境の吉備中山北東山麓に存在するが、これも地域的に西岸平野に結び付けることができない。いずれにしても、旭川両岸平野の古代寺院址の存在状況は著しく不均衡である。

賞田廃寺

賞田廃寺は、竜の口山山系西寄りの山麓谷間に立地し、昭和45年に発掘調査がなされ飛鳥時代末に創建され、一町四方の規模で一応川原寺式或るいは薬師寺式伽藍配置が想定されている㉑。この寺院は、備前国最古の寺院としてだけでなく壇上積基壇や奈良三彩が出土し、この地域における奈良時代の中核的存在であり、地域的構造の頂点に象徴的に立つものである㉒。

成光廃寺

成光廃寺は、賞田廃寺の南東約500mの推定国府北側自然堤防上に存在し、成光寺の字名が残り、附近から賞田廃寺第Ⅲ様式軒丸瓦と同一の軒丸瓦片㉓が出土している。また、飛鳥時代末の坏蓋をはじめとして須恵器、土師器片が多数附近に散布している。しかし、検出瓦片が上記の一片だけであり、確かな遺構も未確認のため、成光廃寺を寺院址と断定しかねるむきもある。

井寺廃寺

井寺廃寺は、賞田廃寺の東方約3kmの山王山と矢津東の山との山間の平地に存在する寺院址で、瓦片を出土するが明確な遺構は現状では確認できない。出土瓦は、賞田廃寺第Ⅳ様式瓦と同一様式の軒丸瓦片や、同Ⅴ様式軒平瓦と同一文様構成を示す忍冬唐草文瓦片㉔、平安時代初期の軒丸瓦片㉕等である。

網浜廃寺

網浜廃寺は、操山山塊の西端の旭川に面した台地に存在する寺院址で、これまで基壇、溝等（宅地崖断面で確認）の遺構と，礎石や多量の瓦片が出土している。出土瓦は、奈良時代前半の軒丸瓦㉖から平安時代後期の瓦㉗にまで及んでいる。

以上の上東平野に存在する3例の寺院址はいずれも未調査で，その内容，様相、変遷等の詳細は不明である。賞田廃寺と同一様式の瓦を出土する寺院は成光廃寺、井寺廃寺の2例が確認され、上東平野の寺院址を検討する場合、賞田廃寺との相関関係は無視できないであろう。

なお、備前国府跡は、上東平野中央北寄りに存在するが、備前国分寺跡、同尼寺跡は、竜の口山山系に隔てられた北の山陽町の盆地に存在する。

国分寺・国分尼寺

国分寺跡、国分尼寺跡は、竜の口山山系の東に続く山塊を隔てた、現在の山陽町の盆地西端に、北に国分寺、南に国分尼寺と近接して存在する。この地域は、両宮山古墳をはじめとして東高月遺跡群があり、またすぐ西に古代山陽道高月駅が存在し、重要な遺跡が集中している。現在国分寺跡には心礎と称される石と後世の石塔が存在するだけで、礎石等は江戸時代に徹底的に破壊され、遺構らしいものは見あたらない。国分尼寺跡は、国分寺程判然としないが、一応仁王堂池附近が寺院址と推定され、附近や池底から国分寺と同一様式の瓦片が出土している。また、池底には礎石が残っていると伝えられている。

いずれにせよ、奈良時代の上東平野には、備前国庁と上記の寺院が甍を連ね、当時の吉備における一大中心地であったと推定され、もはや、西岸平野の従属性は、いかんともしがたい状態を示している。旭川両岸平野は、明治時代まで上東平野が上道郡の一部であり、西岸平野が三野郡の一部として行政区割されていた。このため上東平野を吉備上道臣の本拠地に、西岸平野を吉備三野臣の本拠地に比定するむきが多い。しかし、これらの豪族に象徴される国造制の成立から展開期＝6～7世紀の旭川両岸平野の遺跡形成状況をみれば、上道臣と三野臣が並存していたとされる以上、両岸平野を旭川で二分してそのように考えることは不可能である。東岸を本貫地とする上道臣に、西岸も従属していたものであろう。三野臣の本貫地は、地域的に自立した後期古墳の形成と展開を示し、古代寺院群を形成している、笹ヶ瀬川水系の津高盆地に比定させるのが妥当であろう。

3．幡多廃寺

幡多廃寺は，上東平野中央の旧河道に囲まれた大きな自然堤防上に存在する古代寺院址で、水田中に岡山県下最大の花崗岩製塔心礎が存在し、この心礎が国指定史跡となっている。寺院址附近一帯から東の赤田の集落にかけては、弥生式土器・須恵器・磁器片等の遺物が広範囲に散布し、赤田遺跡として知られている。また、幡多廃寺の北には、約500m離れて備前国府（推定位置）が存在し、古代の要衝の地を占めていたと推定される。しかし、幡多廃寺の存在する岡山市赤田は、岡山市街地の近郊にあり、住宅需要度の急増に伴い近時著しい住宅化の波が及びつつある。

幡多廃寺は、心礎が県下最大の規模ということで、それ相応の寺院址が存在していたと一般的に推定されており、その存在が広く知られて研究者に注目されていたが、その内容等については全く不明のままであった。塔心礎の存在する小土壇や、その北方にある稲荷社土壇や周辺の水田から瓦片の出土が知られているが、その資料的集積はほとんどなされておらず、僅かに1962年発行の『岡山市史・古代編』に収録されている、幡多廃寺の一節に出土瓦が記述されているにすぎない。これによると、幡多廃寺の出土瓦は、備前国分寺跡から出土するのと同じ様式の

唐草文＝左右均整の忍冬唐草文の周囲を単線でかこんだ奈良時代後期のものや、左右均整の忍冬唐草文に二重輪郭をつけた奈良時代末か平安時代初期のもの㉘とのことであるが、残念なことにその図示がない。幡多廃寺は、一般的に上記の表面採集瓦などから、奈良時代中頃から後半に創建された寺院址とされている。また、稲荷社土壇を基壇残存と考え、心礎との南北並存状態からこの寺院の伽藍様式を四天王寺式伽藍配置と推定㉙するむきもある。

幡多廃寺の現状は、附近一帯の水田中に上記の二つの土壇が点在的に存在するだけであるが、現地踏査により広範囲の須恵器・土師器に混って瓦片が点在している。また稲荷社には、比較的整った直方体の大きな割石が、土壇側壁として並べられているし、境内にも2・3個置かれており、或るいは礎石等の石材をこの境内地へ集めたものかも知れない。また、地元の人の話によれば、塔心礎東側の水田地下に大きな石材が埋まっているとのことである。

いずれにしても、幡多廃寺は、県下最大の塔心礎の存在から、一般的な地方寺院の規模である一町四方の寺域を凌ぐ大きな寺院址とされているが、その時代・内容等がほとんど不明である。

なお、1962年発行の『岡山市史・古代編』には、古代寺院についての一章が設けられ、狭義の岡山平野及び周辺の各寺院址の概要が記述され、幡多廃寺もその一節㉚として　これまでに判明している事実・伝承・関連事項等が概略的ではあるがよく総括されている。この寺院址を考える時には欠かすことのできない資料である。

（出宮徳尚）

註① 鎌木義昌「第1編原始時代」『岡山市史・古代編』33頁、岡山市役所、1962年

② 註①33頁、78頁

③ 葛原克人他「雄町遺跡」『埋蔵文化財発掘調査報告—山陽新幹線建設に伴う調査—』、岡山県教育委員会、1972年

④ 『岡山県津島遺跡調査概報』、岡山県教育委員会、1970年 他

⑤ 『南方遺跡発掘調査概報』、岡山市教育委員会、　1971年

⑥ 鎌木義昌「岡山県兼基遺跡」『日本農耕文化の生成』、日本考古学協会編，1961年

⑦ 古墳時代の時期区分は、大塚初重「古墳の変遷」『日本の考古学Ⅳ』、河出書房、1966年による。

⑧ 小林行雄『古墳時代の研究』、青木書店、1961年

⑨ 近藤義郎・春成秀爾「埴輪の起源」『考古学研究』第13巻3号25頁、考古学研究会、1966年

⑩ 西谷真治・鎌木義昌『金蔵山古墳』、倉敷考古館、1959年

⑪ 現状では古墳と断定できないが、106 号墳と網浜茶臼山古墳の間の尾根上に、竹林栽培や軍事工事で切り崩された大形前方後円墳の残欠状地形がある。

⑫ 永山卯三郎「第1編上古」『岡山市史・第一』 197頁、岡山市役所、 1936年

⑬ 水内昌康「岡山市津島都月坂一号墳の発掘」『私たちの考古学』第5巻3号、考古学研究会、1959年

⑭ 註⑫196頁

⑮ 註⑫

⑯ 註⑫203頁

⑰ 西川宏「吉備政権の性格」『日本考古学の諸問題』156頁、考古学研究会、1964年

⑱ 註①165頁

⑲ 『高島村史』59頁、吉備高島聖蹟顕彰会、1937年

⑳ 『賞田廃寺発掘調査報告』27頁、岡山市教育委員会、1971年

㉑ 註⑳50頁

㉒ 註⑳51頁

㉓ 巌津政右衛門「第5編奈良時代」『岡山市史・古代編』413頁、岡山市役所、1962年

㉔ 註㉓431頁

㉕ 玉井伊三郎編『吉備古瓦図譜』12頁、図版第1、吉備考古会図譜刊行所、1941年

㉖ 註⑳

㉗ 註㉓412頁

㉘ 註㉓409頁

㉙ 永山卯三郎「幡多廃寺址」『日本考古学辞典』 東京堂、1962年

㉚ 註㉓406頁

なお，後期古墳の記述中における石室規模の、亜巨石・大形・中形・小形・極小の区分については『岡山市四御神・上の山1号墳発掘調査報告』（岡山市教育委員会刊）の第一章を参照されたい。

第二章　調　査　経　過

1.　調査に至る経過

幡多廃寺は、県下最大の心礎を有することから大規模な古代寺院址の存在が想定され、心礎とその小土壇が幡多廃寺塔跡として昭和19年11月に国指定史跡となっているが、その寺域・内容が不明のままにある。寺院址附近一帯は、水田地帯であり地元の人々により各田地に分筆所有されており、僅かに上記史跡地及び稲荷社境内地の小土壇が点在的に水田中に残り官有地となっているにすぎない。幡多廃寺の存在する岡山市赤田地区附近は、岡山市街地の近郊にあり、近時の住宅需要度の急増に伴い著しく宅地化が浸透し、寺院址周辺も宅地化されるに至った。

このため文化庁は、早急に幡多廃寺の実態を明らかにして史跡地拡張の可能性を検討するため、岡山市教委へ幡多廃寺の発掘調査を指示して来た。このため岡山市教委は、寺域及び遺構の遺存状態の確認に基づく史跡地の拡張による幡多廃寺の保存対策のため、地元地権者の了解と協力を得て、国・県の補助金と指導、援助、更に研究者の指導、助勢、教示のもとに発掘調査を実施することとした。

発掘調査に先きだち、昭和46年8月以降地元地権者と市教委との協議が重ねられ、地権者の方々の発掘調査に対する絶大なる協力のもとに発掘調査が実施される運びとなった。また、昭和46年12月に幡多廃寺発掘調査委員会、調査団が組織化され、同年12月27日に市教委により幡多廃寺発掘調査の事前の協議会が開催され、調査方式・目的・調査期間等が協議された。なお、発掘届は、昭和46年12月5日付をもって岡山市教育委員会教育長から文化庁長官宛に提出された。

協議に基づき発掘調査は、現状では予想も立てられない状態にある寺域及び遺構を検出するため、現状で遺存する塔基壇及び稲荷社土壇を中心に一町半四方、二町四方の寺院であっても検出しえるようにトレンチを設定することにした。また、予算の都合で調査期間を46年度、47年度の2カ年継続とし、農閑期の冬に発掘を実施し、発掘調査の終了を昭和48年3月31日の予定とした。

幡多廃寺発掘調査団の編成

調査主体者	難　波　輝　夫	（岡山市教育委員会教育長　昭和47年9月退任）
	橋　本　　進	（岡山市教育委員会教育長　昭和47年9月新任）

調査顧問	松　本　一	（岡山市議会議長）
	西　原　礼之助	（岡山市文化財専門委員長）
調査委員（団長）	水　内　昌　康	（岡山市文化財専門委員）
調査委員	巌　津　政右衛門	（岡山市文化財専門委員）
	鎌　木　義　昌	（岡山理科大学教授）
	近　藤　義　郎	（岡山大学教授）
	横　山　浩　一	（奈良国立文化財研究所藤原宮調査部長）
	西　川　　宏	（山陽学園教諭）
	間　壁　忠　彦	（倉敷考古館長）
	間　壁　葭　子	（倉敷考古館学芸員）
	角　田　　茂	（瀬戸中学校教諭）
	池葉須　藤　樹	（桑田中学校教諭）
	春　成　秀　爾	（岡山大学講師）
調査担当員	松　本　　猛	（岡山市教育委員会文化課長・昭和47年４月転出）
	植　田　心　壮	（岡山市教育委員会文化課長・昭和48年４月新任、前文化課長補佐）
	井　上　甫　之	（岡山市教育委員会文化課文化財係長）
	山　本　勝　也	（岡山市教育委員会文化課社会教育主事）
	出　宮　徳　尚	（岡山市教育委員会文化課主事）
	根　木　　修	（岡山市教育委員会文化課主事）
	山　田　裕美子	（庶務担当・昭和46年度）
	中　尾　明　美	（　〃　・昭和47年度）
調査作業員	松　本　武　夫	（岡山市赤田）
	岩　田　実　衛	（同上）
	松　本　忠　義	（同上）
	横　山　猛　夫	（同上）
	小　西　敏　夫	（同上）
	松　本　友　彦	（同上）

松　本　寿　江　　（岡山市赤田）
松　本　芳　子　　（　同　上　）
松　本　千枝子　　（　同　上　）
松　本　愛　子　　（　同　上　）
小　西　静　江　　（　同　上　）

調査にあたり、三輪嘉六氏（文化庁）には数度にわたる現地来訪のうえ、多大のご指導・ご助力を頂いた。さらに田中琢氏（文化庁）の視察と教示を頂いた。また、岡本明郎氏（岡山県文化課）をはじめ岡山県教育委員会文化課の諸氏の現地視察による教示を頂き、特に樋口啓子氏には多大の助勢を頂いた。さらに、地元研究者諸氏の現地視察と助言をも頂いた。

発掘調査期間中、岡本俊朗（元岡山大学学生）、東　潮（岡山大学学生）　安川豊史（同前）山野進（同前）　、田井恭一（明治大学学生）君らの多大な助力を得、さらに、大塚元勝先生(旭中学校教諭）と旭中学校郷土研究部部員諸君の参加助勢を得たことに感謝します。

発掘調査実施に際し、地元の赤田町内会長松本延吾氏には、多大のお世話になり、ご援助頂いた。また、上記の作業員の方は地元地権者として、土地の発掘のご協力のみならず昨今の労働力不足の時節に、自ら作業員としてご参加下さり、2カ年の長期にわたり本当に献身的なご助勢、ご支援を頂いたことを特に記し、深く感謝の意を表する次第であります。

なお、遺物の整理にあたっては清心女子大学学生の協力をえて実施した。また、報告書の作成は、遺物の実測が岡本俊朗・山野進の両君の献身的な助勢の基になされ、また、遺物実測図の浄写等が安川豊史・太田敏之（岡山大学学生）両君の真摯な助力によってなされた。報告書作成に察し、多大のご助力を寄せられた学生諸君に厚くお礼申します。

2．調査目標

このたびの調査は、現在塔跡だけが国指定史跡にされている幡多廃寺の保存のため内容、寺域、遺構の遺存状態を明らかにして史跡地拡張の検討資料を検出することを大目的としたものである。この為発掘は、塔基壇等主要遺構の検出と、築地、周溝等による寺域の確定、更に遺物による時期の判定に主点を置いて実施した。従って、発掘は、寺院関係の遺構面までの掘り下げに止め、寺院以前の遺構に関しては原則として発掘を停め「保存」に努めることにした。

幡多廃寺は、時期・内容等その様相が不詳であるが、古墳に象徴される世帯共同体を基底とした支配体制から律令体制の確立、展開、変質、さらに荘園制の進展と変動する古代社会に立

脚したものである。この古代史内にあって、上東平野の地域的政治集団の社会的作用の所産である幡多廃寺の寺院造営とその維持・管理が、如何なる地域的構造性を内在させ、社会的機能をはたし、演じたのであろうか。また、地方寺院が、古代国家の構造性において如何なる歴史的意義を担い、かつまた、「地方」が如何なる意義を担ったのかを、一地方寺院の遺構・遺物・様相を通して若干なりとも提起、検出しえればと願った。さらに、この寺院址の調査結果の検討、考察を通して、岡山地方、吉備地方の古代史の解明に微少なりとも寄与できればとも願った。

3. 経　過

今回の発掘調査は、寺域が一町半或るいは二町四方であっても検出しえるように、塔基壇を中心に、東西南北各100mをカバーできるようにグリッドを設けることとし、塔心礎の北東至近距離にグリッド原点を設定した。グリッドの方位は、附近一帯の畔道、田の方向に従って現磁北より15度東へ振ってグリッド北方向（Ｇｒ，Ｎ）とし、これに基づいてグリッドの東西南方向（Ｇｒ，Ｅ・Ｇｒ，Ｗ・Ｇｒ，Ｓ）を設定した。従ってＧｒの次のＥ・Ｗ・Ｓ・Ｎは原点からの方向を示し、その次の数値は原点からの距離（m）を表わす。各トレンチは、原則としてグリッドの方向に従って設定してあり、トレンチ名の最初の頭文字がトレンチの延長方向を示している。また、現状で確認される塔基壇は、そのまま塔基壇とし、稲荷社の土壇を第Ⅱ基壇としてそれぞれに各方向のトレンチを設定した。

各方向追求の基本トレンチ及び附属トレンチは次の通りである。

- 塔及び第Ⅱ基壇に各Ｅ、Ｓ、Ｗ、Ｎトレンチ設定。
- 西回廊、西築地追求用

  ＷＩＴ、ＷⅡＴ、ＷＮＩＴ、ＷＮⅡＴ、ＷＮⅢＴ、ＷＮＶＴを設定。ＷＮⅢＴで基壇状遺構を検出したので、その南北を追求するためこの基壇を第Ⅲ基壇としてＮＴ、ＳＴを設定。
- 北回廊、北築地追求用

  ＮＩＴ、ＮⅡＴ、ＮⅢＴ及びＮＷＩＴ
- 東回廊、東築地追求用

  ＥＩＴ、ＥⅡＴ、ＥＮＩＴ、ＥＮⅡＴを設定。ＥＩＴの北方向追求用のＥＩＮ１Ｔ、ＥＩＮ２Ｔを設定。
- 南回廊、南築地、南大門追求用

  ＳＩＴ、ＳⅡＴ、ＳⅢＴを設定。ＳⅢＴで検出された基壇状遺構の東西を追求するためにＳⅢＥＴ、ＳⅢＷＴを設定。

発掘経過

第1年次（昭和46年度）

昭和46年12月5日

グリッド設定。

昭和47年1月10日

設営及びWⅠT、WⅡT設定、掘り下げ。

1月17日

WⅡT・Gr，W80附近で西築地基礎地形確認。WNⅠT設定。

1月19日

WNⅠTで西築地基礎地形検出。又、三彩片出土。

1月22日

NⅠT設定。

1月26日

NⅠTで北門上列石及び北門基礎地形検出。

1月31日

NⅡTが寺域外であることを確認。WⅡT追求。

2月3日

塔基壇NT、第Ⅱ基壇ST設定。耕土下に比較的多くの瓦片散布。NWⅠT設定。北築地基礎地形検出。

2月5日

塔基壇ET設定。耕土下に比較的多くの瓦片散布。

2月9日

第Ⅱ基壇STで寺院前住居址検出。第Ⅱ基壇ET設定、瓦片出土少し。塔基壇NT・ST設定。耕土下に比較的多くの瓦片散布（2次的）。

2月13日

塔基壇NTで版築を確認。基壇破壊著しい。

2月22日

塔基壇ETで寺以前の住居址確認。

2月26日

写真撮影開始。

3月3日

実測、測量開始。

3月11日

埋め戻し開始。以下実測と埋め戻し。

3月31日

埋め戻し完了。第1年次の発掘作業全て終了、撤去。

発掘トレンチ、塔基壇ＥＴ・ＮＴ・ＳＴ、第Ⅱ基壇ＳＴ・ＥＴ、ＷＩＴ、ＷⅡＴ、ＷＮＩＴ、ＷＮⅡＴ、ＮＩＴ、ＮＩＴ東西Ｔ、ＮＷＩＴ。延67日に及ぶ第1年次の発掘作業を終了した。

第2年次（昭和47年度）

調査に先だち、昭和47年11月30日に調査委員会を開催。発掘調査について協議する。

昭和47年11月21日

グリッド設定。

12月4日

設営、ＥＮＩＴ，ＥＮⅡＴ設定。

12月5日

ＥＮＩＴ・Ｇｒ，Ｅ18附近で瓦窯検出。

12月13日

ＥＮⅡＴ・Ｇｒ，Ｅ40附近で東築地基礎地形を検出。ＥＩＴ設定。

12月15日

ＥＩＴ・Ｇｒ，Ｅ31附近で甕棺を検出。ＳＩＴ設定。

12月20日

ＥＩＮ１Ｔ設定、Ｇｒ，Ｎ30附近で甕棺を検出。ＥＩＴ東部からこのトレンチ一帯に円礫層が存在することを確認。ＳＩＴ、地表下 110㎝から鴟尾片出土。

12月26日

ＥⅡＴ設定。基壇基礎地形的なものを検出。その上面に凝灰岩加工石材片が存在。

12月28日

越年休業保全作業。

昭和48年1月5日

作業再開、ＷＮＶＴ設定。

1月6日

ＷＮＶＴ・Ｇｒ，Ｗ85附近で西築地基礎地形を検出。

1月10日

NⅢT・Gr，N51附近で北回廊基礎地形とその北方に寺院以前の住居址を検出。

1月13日

第Ⅱ基壇NT・WTを設定、EIN2Tで円礫層に造成された瓦窯及び墓坑を検出。

1月16日

第Ⅱ基壇NT・WTで稲荷社土壇下の基壇遺存状態を確認。

1月20日

WNⅢTで基壇基礎地形のものを検出。第Ⅲ基壇とする。

1月23日

第Ⅲ基壇NTで2次的瓦溜、凝灰岩、焼土等を検出。

1月27日

この頃からENITの瓦窯の全面検出、精査を実施。

2月1日

SⅡT・Gr，S50附近で南回廊築地基礎地形を検出。

2月3日

SⅢT・塔WT設定。

2月7日

SⅢTのGr, S50附近、Gr, S35附近で基壇基礎地形状土壇を検出。南大門、中門の一部。

2月15日

写真撮影、実測開始。

2月20日

各トレンチの実測、写真撮影の継続。この頃霖雨のため作業遅れる。

3月2日

SⅢWT設定。実測、写真撮影継続。

3月7日

埋め戻しを開始。各部実測、測量継続。

3月10日～30日

各トレンチ埋め戻し、実測、測量を継続。

3月31日

一応の作業終了。

4月1日～9日

残務整理。

4月10日
撤去。

設定トレンチ、塔基壇WT、第Ⅱ基壇ＮＴ・WT、ＥＩＴ、ＥＩＮ1Ｔ、ＥＩＮ2Ｔ（ＥＩＳ1Ｔ放棄）、ＥⅡＴ、ＥＮＩＴ、ＥＮⅡＴ、ＮⅢＴ、WＮⅢＴ、第Ⅲ基壇ＮＴ・ＳＴ、WＮⅣＴ（放棄）、WＮⅤＴ、ＳＩＴ、ＳⅡＴ、ＳⅢＴ　ＳⅢＥＴ、ＳⅢWＴ。延105日に及ぶ2年次の発掘作業を終了。

ここに2年度にわたり延 173日に及ぶ発掘調査の現地作業が終了した。

発掘調査の結果、塔基壇と金堂、講堂に比定される基壇基礎地形、北回廊、東回廊、東西南北各築地の基礎地形、南大門及び中門の基壇と推定される基礎地形や寺院以前の甕棺墓、住居址、さらに寺院以降の瓦窯、野鍛冶跡等の遺構が検出された。これらからみて、寺域は築地がのる基礎地形中心間で東西が123ｍ、南北が128.5 ｍに計測されるので、東西約68間、南北約71間であったと一応推定される。伽藍配置は、主要堂塔が適確に検出しえなかったので判然とせず、検出された各基壇の占地状態から強いて推定すれば、観世音寺式伽藍配置が想定されるが、或るいはこれまでの伽藍にあてはまらないものの可能性が強い。一方、遺物は、白鳳時代後半から平安時代前半の各様式の瓦、奈良三彩、緑釉、磁器、須恵器、土師器、瓦器、弥生式土器等が多量に検出されたが、弥生式土器、土師器の一部を除いて遺構に伴うものがなかった。また、寺院関係の遺構遺存状況は、寺院廃絶後一帯が田地になって著しい地下げ、削平がなされているために極めてよくなく、基壇がのる基礎地形の基底部の確認がやっとであった。しかし、弥生時代から古墳時代初めにかけての遺構は良好に遺存していることが判明した。

第３図、発掘状景

今度の調査は、寺院の遺構追求が調査目標であったため寺院関係遺構検出面

で発掘を止め、各遺構の掘り下げ等による構造的追求を実施しておらず、また、原則として寺院造営以前の遺構については発掘を止めているので、存在の確認をなしえてもその内容、構造等詳細な追求がなされていない。

第３図、発掘状景 （埋戻し）

しかし、幡多廃寺は、調査の結果、遺物・遺構については極めて注目される幾つかの事実を提起している。寺院址主要部分に比較的広範囲にわたって凝灰岩石材片が散布していたことから、主要堂塔が壇上積基壇であったことが確実となった。壇上積基壇の構築は、地方寺院としては稀なものであり、岡山県下では賞田廃寺のそれに次ぐものである。その石材、構築技術からみて、その導入が単なる中央寺院の模倣的意味合いだけでなく、この寺院造営に際し、その基壇構築の持つ社会的意義を消化してのことであろう。そのことはこの寺院址北方1㎞にある賞田廃寺のそれと相俟って、この地の首長の構造的性格をも示唆するものであろう。また、瓦文様について云うならば、奈良時代中頃に至って、所謂平城宮式瓦（6225及び6663系統）を採用していることも他のこの地域の古代寺にみられる現象と相俟って注目される。今度の調査では、適確に伽藍配置を検出しえなかったが、どうも古代中央寺院にいわれる「何々式」伽藍配置に適合しない独自的なものであった可能性が強い。さらに出土品中、寺院関係として特に注目されるのは、奈良三彩である。これは、岡山県下４例目の出土であり、寺院址としては賞田廃寺に次いで２例目のもので、この寺院の意義を考えるうえに重要な資料である。

いずれにせよ、幡多廃寺は、白鳳時代後半に建立され、平安時代中頃まで存続していたことが判面したが、寺院の内容、様相等については、遺構の遺存状況にも拠ったが今回の調査では明確にしえなかった。

（ 根木修　出宮徳尚　水内昌康 ）

第三章　遺　　構

今回の発掘調査は、第二章で述べているように現在塔心礎土壇のみが、幡多廃寺塔跡として国指定史跡となっている国寺院址の史跡指定地拡張を検討するために、寺院址の様相・内容等を明確にすることにある。従って、遺構検出にあたっては、保存を前提とした発掘を基本方針とし、一部のトレンチを除いて寺院関係遺構が確認された段階で掘り下げが止めてある。寺院関係以外の遺構は、一部を除いて発掘を及ぼしておらず、特に寺院以前の遺構は寺院存在層で掘り下げを止めて追求していない。寺院存在層下の弥生時代・古墳時代の住居址・墓坑等の遺構は、意識的にその存在を確認したに止めてある。

幡多廃寺は、此の度の調査結果、白鳳時代後半に創建され奈良時代に最盛期があり、平安時代中頃まで存続した一町四方より広範囲な寺域であったことが判明した。しかし、寺院址は、周辺一帯の水田化に伴ってかなりの地下げをされており、予想以上に寺院関係遺構の遺存状態が悪く、堂塔基壇等の遺構を明確な状態で検出しえなかった。このため、伽藍配置を適確に復原することができないが、幡多廃寺は、所謂「何々寺式伽藍配置」の図式に適合しない、独自的な伽藍配置であった可能性が強い。

いずれにしても、今回の調査は、トレンチ発掘であるため寺院全体からみればその一部を顕らかにしたにすぎず、寺院全貌の究明は今後の面的追求に拠らなければならないであろう。

一、寺　院　関　係　遺　構

1．塔基壇（第6図、図版第2・3・4）

塔基壇は、心礎を中心に東西約5.2m、南北約6.5m、高さ70cm（水田面上）の歪んだ方形状の土壇として遺存し、幡多廃寺の現状で確認できる唯一の遺構である。基壇の四辺を追求するために土壇外にグリッド方位に従えて、東（ＥＴ）・西（WT）・南（ＳＴ）・北（ＮＴ）の各トレンチを設定した。

ＥＴでは、現土壇東端の東約2m（Gr, E3.2付近・心礎中心から東5.6m）まで旧水田耕土下に基壇基礎地形造成土が残り、これ以東が地下げにより急斜面をもって大きく削られ、過去の水田造成削平がＬ＝3.35（海抜標準高度3.35m、以下同様表現）にまで及んでいた。ちなみに、この削平面と心礎上面の比高は、2.2mある。また、Gr, E3.2付近までの第1次水田造成の地下げによる削平後に、土砂堆積＝水田面の上昇を何度となく繰り返した後に、再度塔基壇が削平され現土壇の規模（Gr, Ｅ1付近）になったと判断され、再度の削平は現水田層直下旧水田層

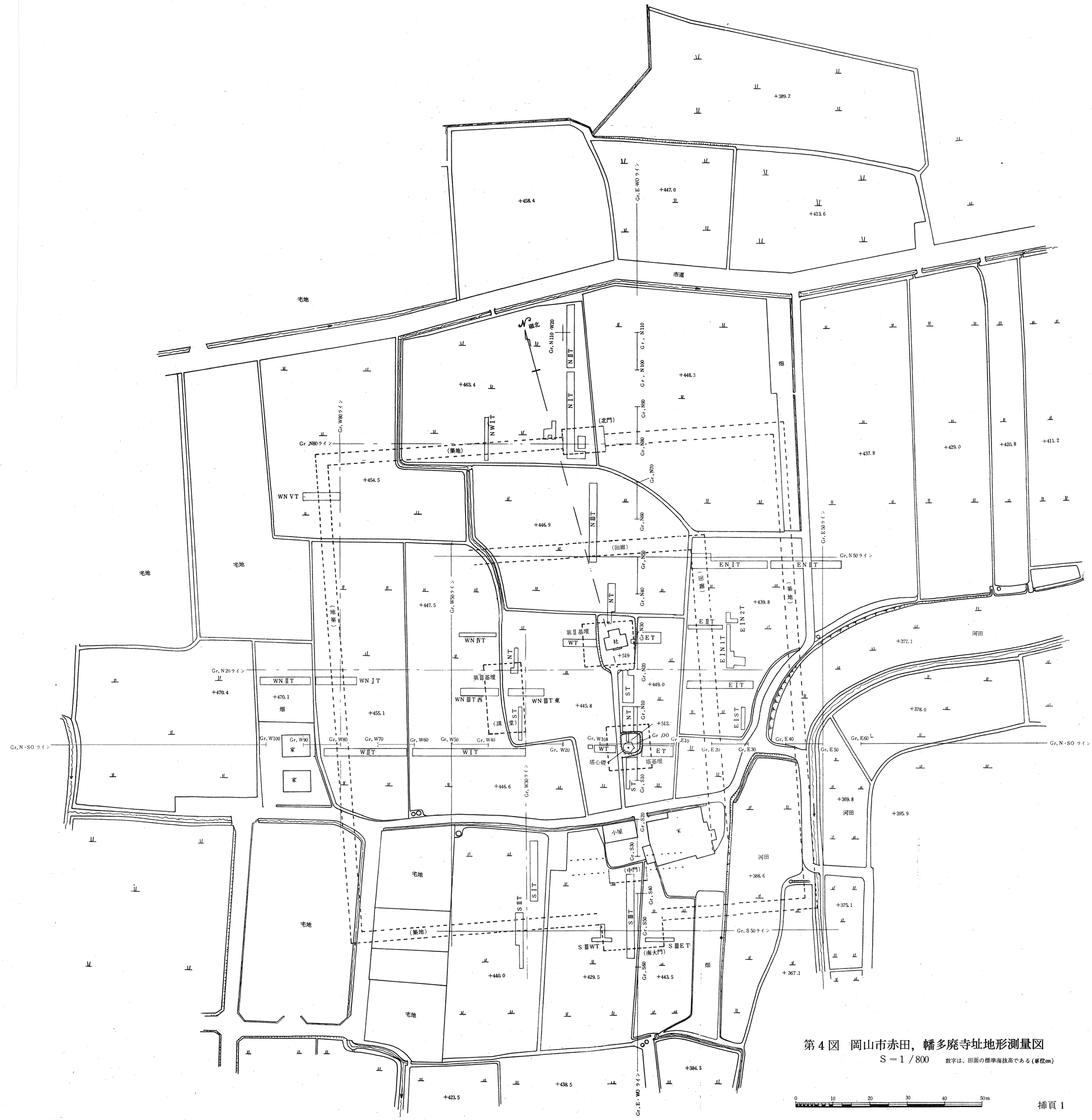

第4図　岡山市赤田，幡多廃寺址地形測量図

S＝1／800　数字は、田面の標準海抜高である（単位cm）

になされたもので近い過去のものである。このトレンチの瓦出土状態は、旧水田層下のE層上面（再度削平面）に平面的なブロック状に集中した散布が認められたが、再度削平に伴う2次的なものと判断されるもののみで、プライマリーな瓦溜が検出されなかった。また、Gr,E3.2付近の遺存基壇基礎地形肩部に比較的面の整った大きな割り石が、落とし込まれた状態で存在し、礎石の一部と推定される。ET東部の地下げは、心礎上面から2.20m下にまで及んでおり、寺院時の生活面を大きく下まわっていると考えられる。なお、F1層下に粘土で床面を固めた住居址が検出されたが、存在を確認しただけで止めて追求を及ぼしえていない。

WTでは、現土壇西端から西に2.3m（Gr, W8付近＝心礎中心から5.75m）まで旧水田土層下に基壇基礎地形が遺存し、それ以西が緩やかな斜面をもって地下げをされており、L＝3.5にまで及んでいる。地下げ底面と心礎上面の比高が2.05mあり、基壇西側も寺院時の生活面下まで地下げが及んでいると考えられる。WTの基壇基礎地形の遺存状態は、ETと同じく基壇が大きく削り取られて地下げをされた後に、土砂堆積＝水田面の上昇を何度となく繰り返した後に、再度基壇遺存部分が現在の土壇規模を残して削平され水田化されたものである。このトレンチの瓦出土状態は、ETの様な2次的散布さえも確認されず、地下げ後の埋土中から極めて散発的に出土する程度で、ここでもプライマリーな瓦溜が検出されなかった。なお、基壇基礎地形造成土は、基盤土層上から盛り上げたもので、遺存基壇基礎地形外約50cmの基盤土に幅1.05m・深さ25cmの溝が存在し、基壇造成工事に伴う溝の可能性もあるが確証がない。

STでは、現土壇南端の南3.2m（Gr, S6.6付近＝心礎中心から5.5m）まで旧水田土層下に基壇基礎地形が遺存し、それ以南が急角度で削り取られ、地下げがL＝3.35まで及んでいる。地下げ底面と心礎上面との高差が2.2mあり、基壇南側も寺院時の生活面下まで地下げが及んでいると考えられる。このトレンチの基壇基礎地形の遺存状態は、ET・WTと同様な基壇の削平過程をへて現在の土壇規模となったものである。STの瓦出土状態は、旧水田層下（現土壇規模に削平時の面）に平面的なブロック状に集中した散布と、遺存基壇基礎地形に掘り込んだ瓦片を集合整理して埋没遺棄穴が2ケ所検出されたが、いずれも再度削平時の2次的瓦片集積と考えられ、ここでもプライマリーな瓦溜が検出されなかった。また、遺存基壇基礎地形外のF1層上面（E5層中）で凝灰岩石材片と瓦片が検出され、この面までの地下げが確定された一方、トレンチ壁断面の遺存基壇基礎地形直上層に凝灰岩を粉砕した細片（直径3～6mm）の薄い水平堆積が確認された。なお、基壇基礎地形造成土は、基盤土層及びF1層上から造成されていると判断されるが、ET・WT・STとも第1次削平の側面に従って掘り下げて遺存基壇基礎地形を切断していないため、塔基壇基礎地形造成の掘り方が基盤土まで掘り下げた上になされているかどうか必ずしも定かでない。

NTでは、現土壇北端直下（Gr, N3＝心礎中心から北4.15m）まで基壇基礎地形が削り取

られ、地下げがL=3.7まで及んでいた。地下げ底面と心礎上面との高差が1.85mあり、この地点も寺院時の生活面下にまで地下げが及んでいたと推定される。基壇北側の削平状態は、他の方向と基本的には同じであるが、初源的削平も後時的再削平もほぼ同一地点からなされ、また初源時の地下げも他に比較して浅い位置で止っていた。このトレンチでは、基壇の一部を切断した結果、基壇基礎地形は、現土壇北辺以北が最初にL=3.72まで、最後（再度時）にL=4.20まで削平田面化されたもので、遺存基壇基礎地形上に26～50cmの厚さの２次的盛土（再度時に伴うものであろう）が上積して現在の土壇を形成し、心礎上面下76cmまで削平が及んでいたことが判明した。また、基壇基礎地形は、黒褐色粘質土（所謂ブラックバンド）を中心にして自然の粘土を互層状に組み合わせた版築造成がなされている。その造成は、寺院造成面から緩やかな逆台形状に基盤土まで掘り下げた基壇基礎地形の掘り方に、少量の微砂を練成した黒褐色粘質土を基底土として敷き（厚さ約50cm）、その上に黒褐色粘質土と自然粘土及び両者練成土による薄い版築（厚さ10cm＝４層）を積み、その上に同様な土壌（一部円礫含有層あり）による厚い版築（厚さ25cm＝３層）を盛土し、その上に基底土と同一土を厚く積み上げて（厚さ25cm以上）逐次地形を盛り上げ、同様にして心礎上面レベルまで基壇地形を造成したと考えられるが、この層以上が削平により不明である。なお、黒褐色粘質土は、粘土、炭、灰等を練成した造成土である。掘り方は、削平により位置、高度が全く不明であるが、Ｆ１層の斜面角度から逆算してみるとGr，Ｎ５（心礎中心から北６ｍ）付近にあったと推定される。このトレンチの瓦出土状態は、ＥＴと同様に旧水田層下に平面的ブロック状に集中した散布が認められたが、プライマリーな瓦溜が検出されなかった。

なお、塔基壇の各トレンチから凝灰岩破砕石片が点々と出土し、またその粒子化した細片が、遺存基壇基礎地形上面に薄く水平に散布する状態が確認された。

さて、各トレンチで検出された塔基壇遺存部分は、上面及び各側面が著しく削平されており、仮に一辺40尺前後の基壇規模であったとしても、各側面とも心礎中心から20尺（６ｍ）以内まで削平が及び、当初の規模を想定しえれるものでない。また、寺院時の生活面(伽藍整地上面)は、どのレベルにあったか想定し難いが、ＮＴで確認された版築造成状態の薄版築層（所謂版築造成開始層）がそれに対応する可能性もあり、そうだとするとＬ＝4.00～4.10付近であろう。基壇上面は、心礎上面がＬ＝5.56であり、心礎が基壇上面から若干突出したものとしてＬ＝5.50～5.40であったと推定される。仮に基壇上面をＬ＝5.50として、基壇全高は、上記の推定生活面から1.3～1.4m前後、或るいは大目にみて1.5m程とも推測され、そうであれば小尺4.5～５尺となる。基壇化粧部の高さは、賞田廃寺の塔基壇のそれ（凝灰岩壇上積）が小尺２尺と推定されている①ことから、同じ様に凝灰岩壇上積基壇であったと考えられるこの基壇も２尺前後であったと推定され、塔基壇は、高さ2.5～３尺程の土壇（基礎地形）上に高さ２尺の壇上積基壇が造

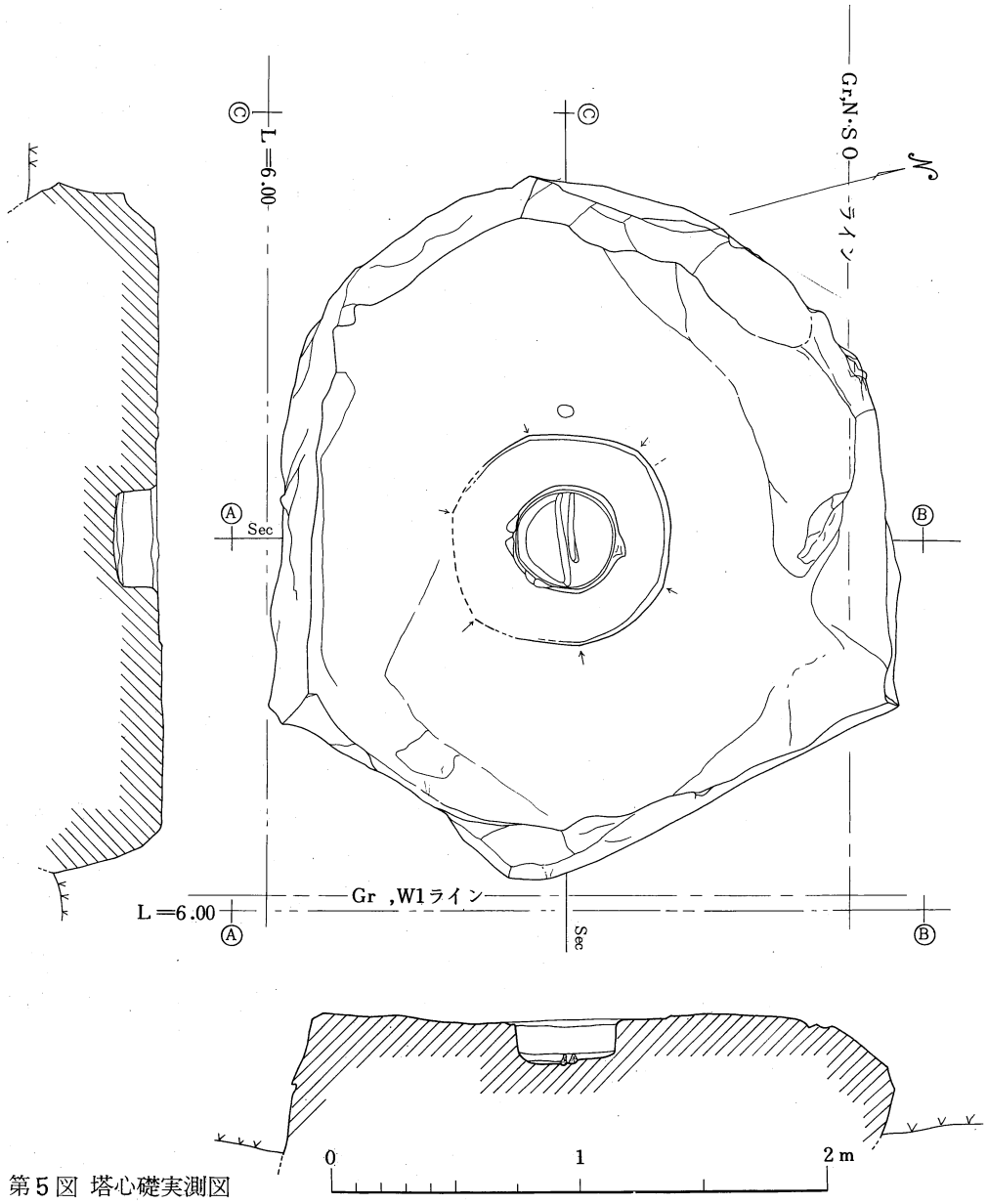

第5図 塔心礎実測図

成されていたのではないかと想像される。この想定は、全くの空想であるが、心礎上面高度と寺院生活面推定高度から、あながち全くの否定的なものでなく、妥当性を含むものであろう。しかし、基壇平面規模は、心礎の大きさから賞田廃寺の38尺四方より大きなものであったと推測されるが、その詳細が全く推定すら困難である。

塔心礎は、平面形が変形六角形（3頂角が鋭利な角で他が角落とし状に緩やかになった円匙先に近い形状）に加工され、上面対辺長径2.60m（対角長径2.86m）、同短径2.10m（対角短径

2.56m）を測る花崗岩製で、北側約1/3を残して上面・側面とも淡赤桃色に変化した焼成痕が認められる。心礎中央に南側の一部が判然としない緩鈍な（丸み）六角形の塔芯柱枘孔が彫られており、その測値は、深さ1～2cm、外郭東西対角径88cm、底面前同84.5cm・外郭南南東一北北西対角径95cm、底面前同92cm・外郭南南西一北北東対角径90cm、底面前同85cmを測る。芯柱枘孔の中央に、外郭直径43～44.5cm、内径（上部）40cm、同（下部）39cm、深さ（枘孔底面下）15～18cmの底面の緩く丸みをもった仏舎利納入孔が穿たれており、この底部に後世に刻まれた鑿痕が認められる。六角形の芯柱枘孔の一対角線が現磁北の東西方位にほぼ一致し、芯柱は、六角形の南北に対面を向けて建てられたものであったと考えられる。芯柱枘孔の東西対角線から析出した北方向は、現磁北に対して2度東に振っている。なお、心礎は、上面がL=5.56～5.58とほぼ水平に据えられ、芯柱枘孔底面高度がL=5.56・仏舎利納入孔底面がL=5.38であり、現土壇上に45～55cm突出している。心礎の一部に後世の破損痕も認められる。

なお、幡多廃寺一帯の層序関係は、発掘の結果次のように比定された。

A　層＝現水田耕土層

B　層＝現水田耕土鋤床層

C　層＝旧水田土層（細砂、粘土を中心とした堆積土層）

D　層＝遺物・黒褐色有機質土を含む旧水田土層（C層と所謂包含層の混成漸層）

E　層＝包含層（遺物、有機質、微砂、細砂、シルト、粘土の黒褐色土層）

この層は、遺物の流転痕跡や間層的砂層の流入が全く認められず、これまでの常識的見解ではプライマリーな純包含層と観察されるものであるが、発掘の結果下層から瓦片、上層から弥生式土器・古墳時代須恵器・土師器が比較的纏って出土し、包含遺物が層位的に完全に逆転・混乱をきたしている。このため、寺院廃絶後の地下げの上に、付近の未地下げ地点のプライマリーな包含層が短時間に一括多量に崩壊流入堆積した、2次的堆積包含層と判断されるに至った。

この層は、構成土壌・堆積状態により地点によってE1～E7層に分類される。

F　層＝地下げが及んでいない寺院造成以前のプライマリーな包含層で、地点によりF1～F3層に分類される黒褐色有機質堆積土層

基盤層＝黄茶色細砂を中心にシルト、粘土、微砂（一部粗砂を含む）よりなる黒褐色有機質土を含まない自然堆積土層

塔基壇の各トレンチの共通土層は次のとおりである。

A　層＝前記同様　上面L=4.5

B　層＝　〃

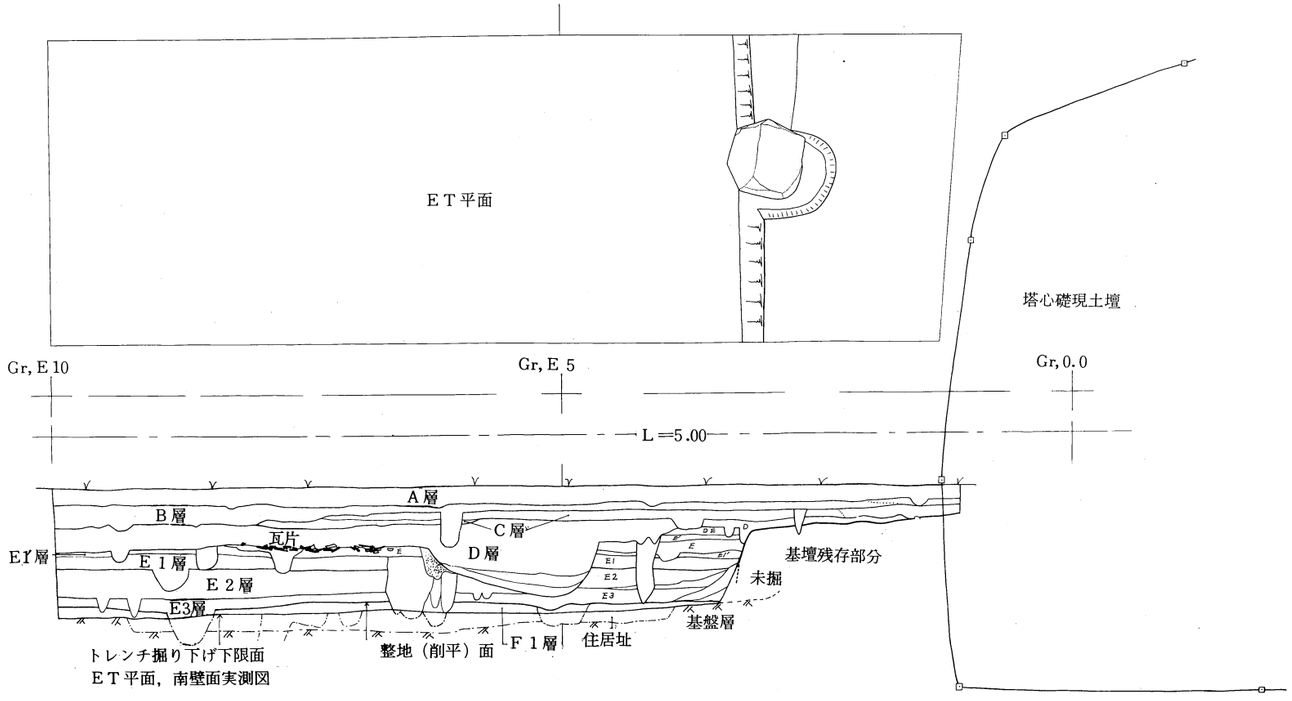

ＥＴ平面，南壁面実測図

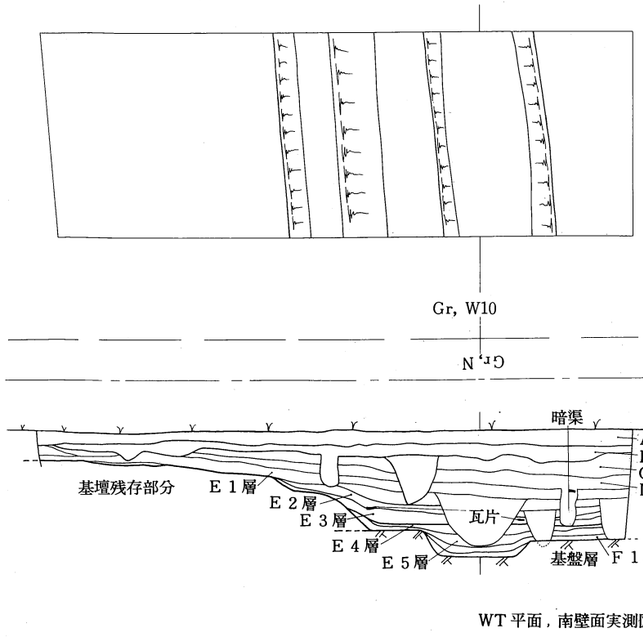

ＷＴ平面，南壁面実測図

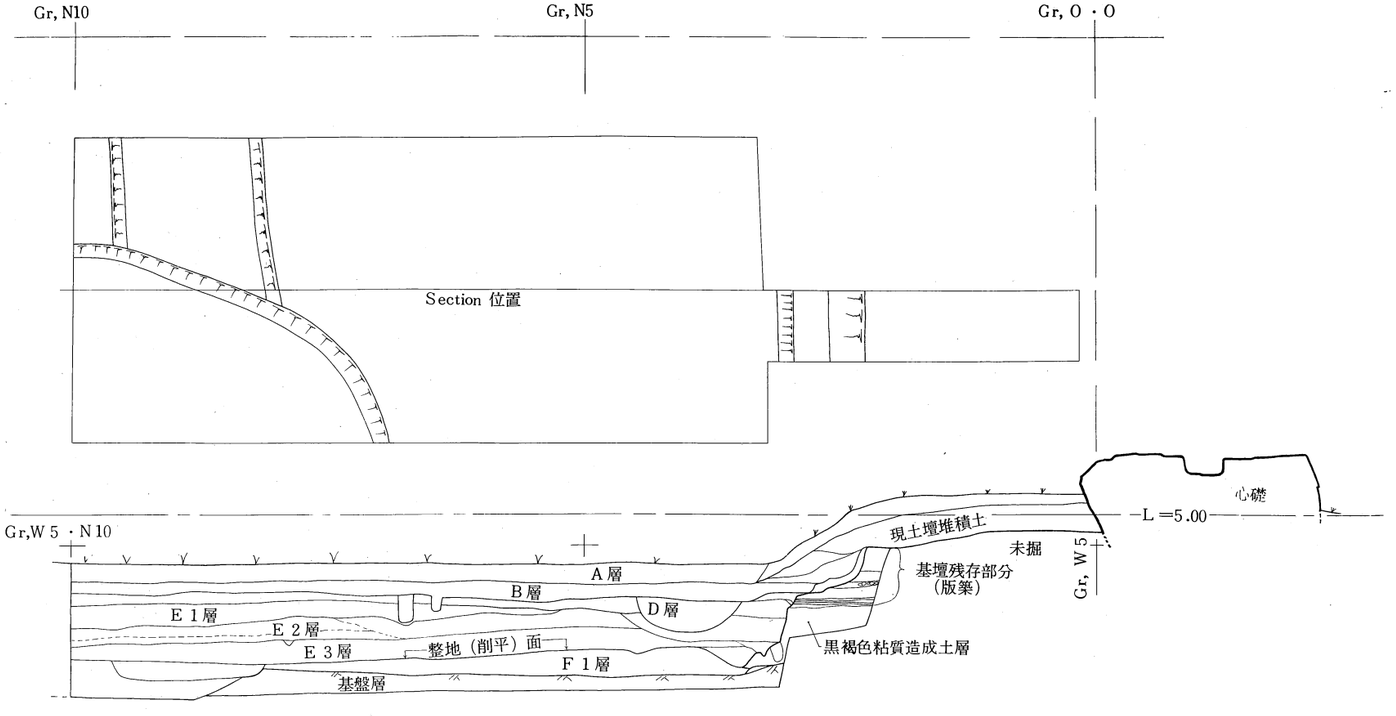

ＮＴ平面，東壁面実測図

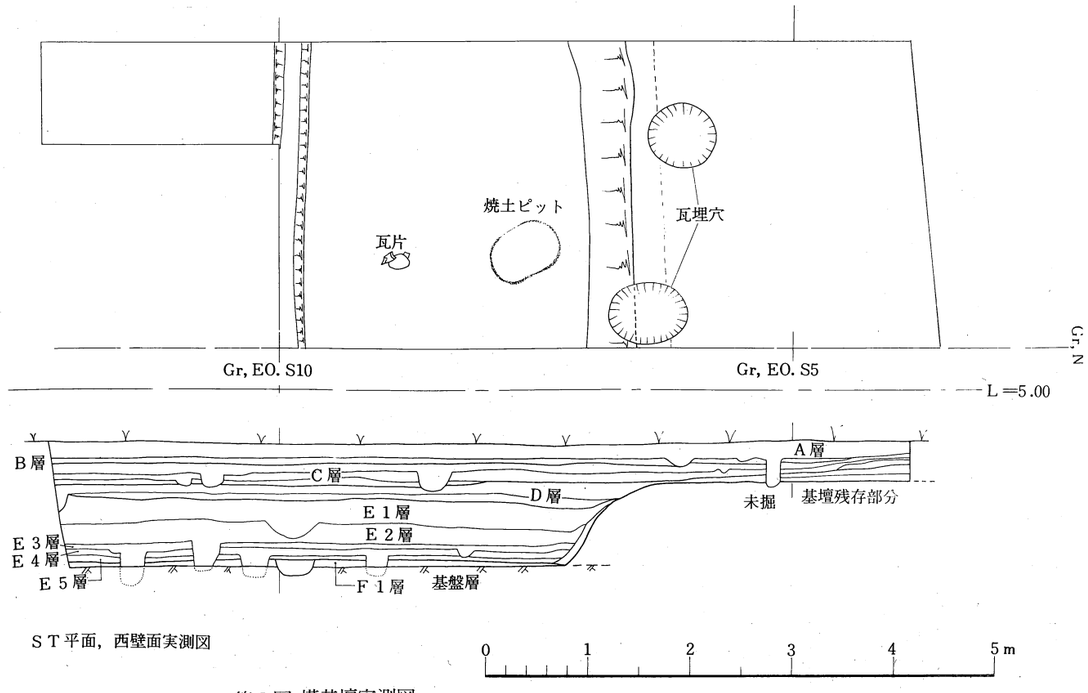

ＳＴ平面，西壁面実測図

第６図 塔基壇実測図

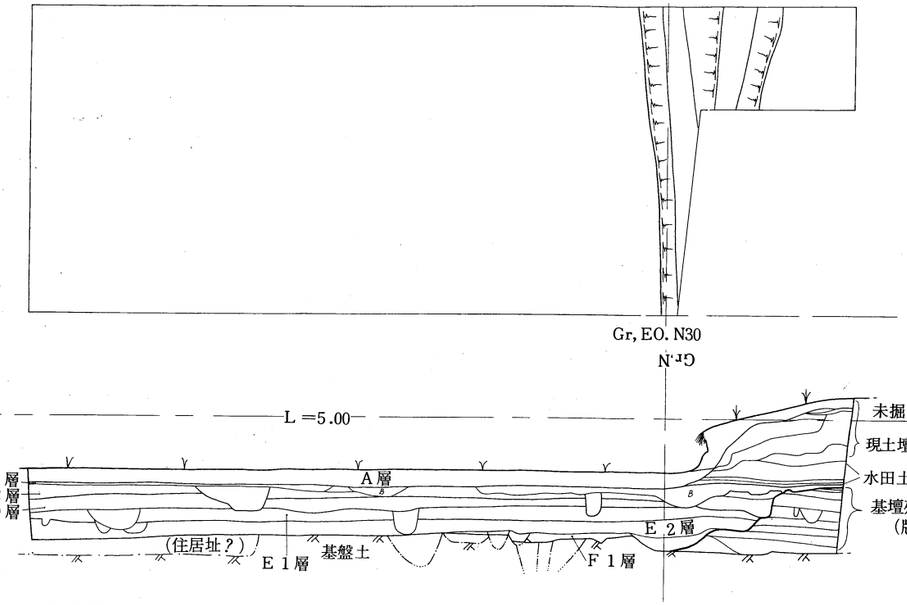

ET平面，南壁面実測図

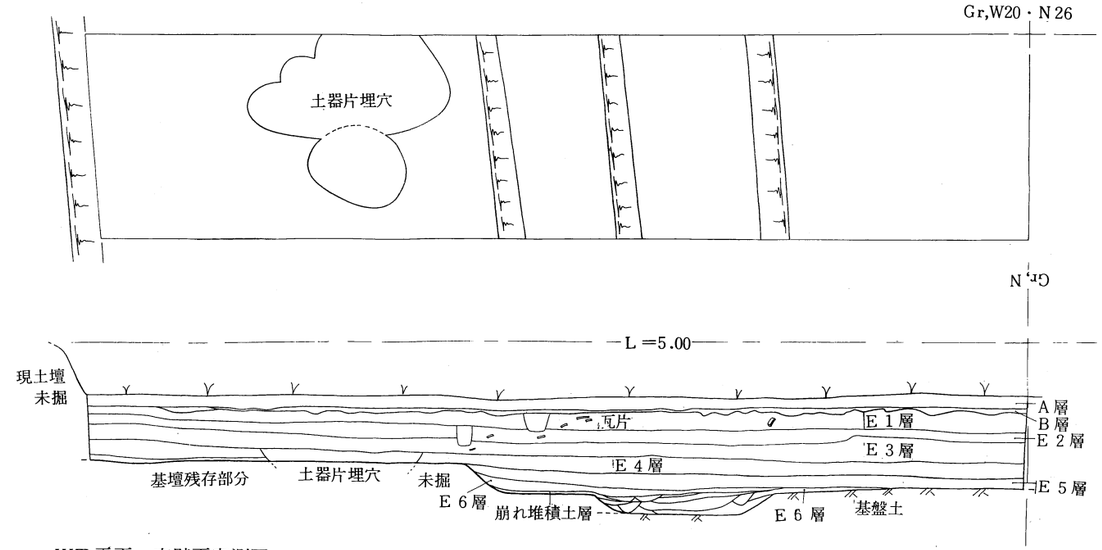

WT平面，南壁面実測図

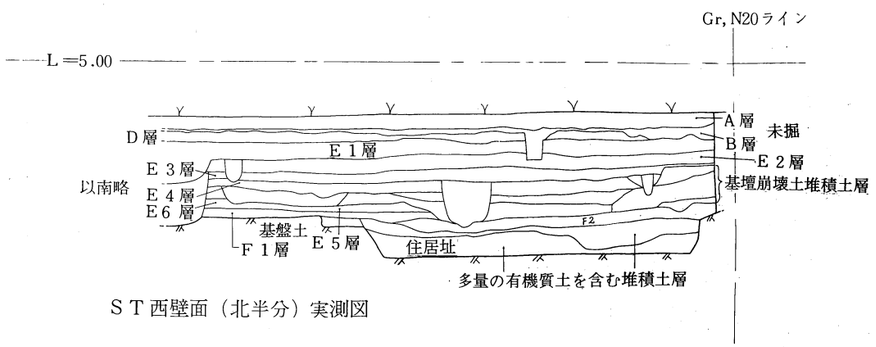

ST西壁面（北半分）実測図

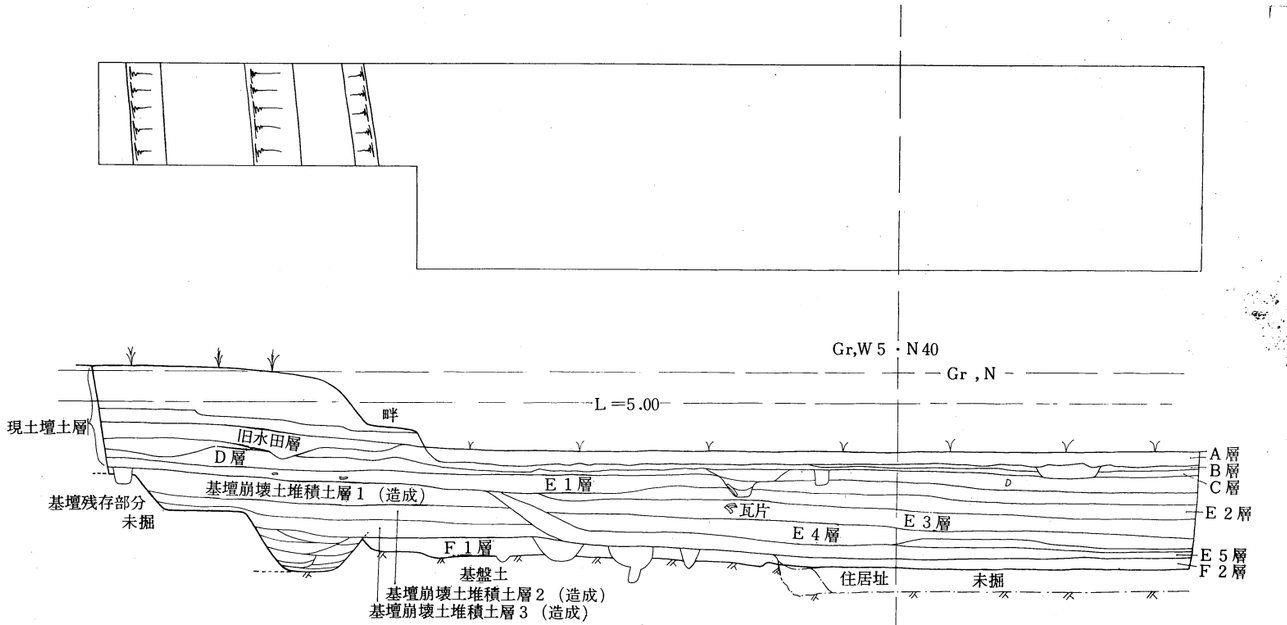

NT平面，西壁面実測図

0 1 2 3 4 5m

第7図 第Ⅱ基壇実測図

C　層＝前記同様　上面L＝4.5

D　層＝　〃

E 1層＝灰黄褐色微砂・粘土・有機質土層

E 2層＝灰褐色微砂・粘土・有機質土層（ＥＴ、ＮＴ瓦片包含最下層）

E 3層＝褐灰色粘土・微砂・有機質土層（WT瓦片包含最下層）

E 4層＝褐黄灰色粘土・微砂・有機質土層

E 5層＝暗褐黄灰色粘土・微砂・有機質土層（ＳＴ瓦片包含最下層）

F 1層＝マンガン凝結粒子を含む暗黄褐色細砂・微砂・粘土・有機質土層

基盤層＝前記同様

2．第Ⅱ基壇（第7図、図版6・7）

塔基壇の遺存土壇から17mの間隔をおいて、現在稲荷小社境内地となっている東西10m、南北15m、高さ0.8mの土壇が存在しており、この土壇は、何らかの寺院基壇の遺存物と推定され、一応第Ⅱ基壇とした。この土壇の四周を追求するため土壇外にグリッド方位方向に従えて、ＥＴ（東）・WT（西）・ＳＴ（南）・ＮＴ（北）の各トレンチを設定し、ＥＴ・ＮＴは延長して土壇の一部を切断した。

ＥＴでは、基壇基礎地形の遺存物と断定された版築造成土が、現土壇肩部直下70cm（Gr, W 1以西）から側面が著しく浸蝕、削除された状態が検出された。版築造成土は、Gr, E0.3以東から、基盤層下20cm程まで緩やかな斜面をもって掘り下げられ、底面がほぼ水平な掘り方（L＝3.70）上に、黒褐色有機質土，粘土、微砂の練成土と、これに細砂、炭細片を混入した練成土を、各層平均10cm程の厚さをもって互層状に盛土されたものであるが、Gr, W 1以東及びL＝3.95以上が削平されて側面及び上部が判然としない。しかし、稲荷社殿のため追求できなかったが、土壇中心部には基壇基礎地形がもっと遺存している可能性が強い。寺院造成面（生活面）をL=4.00と想定すると基壇層掘り方側面傾斜角度から、掘り方東辺がGr, E0.5付近からなされたと推定され、また版築盛土の遺存状態の勘案から、基壇基礎地形東側辺底部が、Gr, N27断面上でGr, W0.5～0.8付近にあったと推定される。このトレンチの削平は、他地点に比較して地下げが浅く、L=3.9～3.8程で止っているが、遺存基礎地形上（L=4.4）に薄い旧水田土層が土壇内部へ延びており、基壇基礎地形は、過去にかなり内部まで削平された後に、稲荷小社境内地として現規模の土壇が造成されたものと判明した。なお、ＥＴ東部の基盤層に寺院以前の住居址と考えられる落ち込みが検出されたが、追求に及んでいない。また、瓦溜は、2次的なものすら発見されなかった。

WTでは、現土壇西端の西3.9m（Gr, W14.8）付近以東に、上部を著しく削平（L＝3.8）さ

れた基壇基礎地形と判断される造成土が遺存し、それ以西がさらに一段深く削平されている。基礎地形は、基盤層上に約30cm程遺存するにすぎず、この上面には上部堆積層のＥ４層から掘り込まれた土器片埋棄穴が切り合ってあり、破損が著しい。遺存基礎地形西側は、基盤層が高いこともあって（Ｌ＝3.5～3.6）基盤層にまで削平が及び、その西端及び、掘り方を確認しえなかった。ただ、Gr, W16.0～17.2にＦ１層を掘った浅い溝状掘り込みが確認され、これがETで確認された掘り方に対応する可能性があり、基壇基礎地形掘り方の西端がこのあたり（Gr,W17.0）にあって、溝埋に版築層がみられないことから、基礎地形西側辺底部が溝の東（Gr, W15.8）以内にあったと推定されるが、その適確な位置が検出しえない。なお、このトレンチのＢ層直下に平面的散布状態の比較的集中した瓦溜が検出されたが、これは、塔基壇周辺のＢ層下の瓦溜と同じく現在の水田耕土層形成時に、地ならし的に平面散布したものでプライマリーな瓦溜でなく、２次的瓦溜である。ここでも寺院廃絶に伴ういきた瓦溜が検出しえなかった。

ＳＴではＬ＝3.55まで地下げが及んでおり、さらに土壇南側面が列石（多分に寺院の礎石であった可能性の強い直方体の石）であるため、土壇内への追求をもなしえなかった結果、遺存基壇基礎地形を確認しえなかった。しかし、土壇南側面直下から南に１ｍ程の現水田地表下50～90cmに、基礎地形（版築）の崩壊堆積土と判断された黒褐色粘質土・微砂・粘土の混成した、崩壊２次堆積状態土層が確認され、土壇内部の近くに基壇基礎地形が遺存していると考えられる。しかし、このトレンチ北端（Gr, N19.8）までには掘り方南側が確認されず、基壇下部土壇南側底部の位置の比定が困難である。このトレンチのＢ層直下（Ｄ層上部）に瓦片のやや散漫な平面的散布が認められたが、これも現在の水田耕土層形成時の整地に伴う２次的な瓦溜で、プライマリーな瓦溜は検出しえなかった。なお、ＳＴのＦ１層下に基盤土を掘り込んだ住居址が検出されたが、これもその存在を確認しただけで追求にまで及んでいない。

ＮＴでは、基壇基礎地形及びこれに伴う溝（掘り方？）と判断される造成地形が、現土壇の表土下1.5mの北肩部直下より内側に遺存していた。この基礎地形は、北側面が比較的良好に遺存しているが、ＥＴと同様に現土壇規模形成前にかなり内部まで削平されて水田化されており、現土壇表土下１ｍ（Ｌ＝4.35）以上が削平されている。しかし、土壇中心部（祠下）には基壇基礎地形が、もっと高く遺存している可能性が強い。第Ⅱ基壇基礎地形北側面は、Gr,W８ライン上において中心部から続く平面（Ｌ＝4.30）が、N32.55から腑角50度の平らな斜面で垂直比高が30cm下った下に、幅72cmの水平面（Ｌ＝3.95）の犬走り状の段があり、その外に上部幅135ｍ（外側が著しく削平されているので推定）、深さ60cm、底部幅45cmの断面逆台形状の基盤層に設けられた溝が伴うものである。これらの造成面は整然且堅固な状態にあり、基壇基礎地形側面をほぼ当初に近い状態の遺存と考えられ、溝は、その埋土からみて（雨水）流水溝でなく、基礎地形造成に伴う掘り方の外沿で、版築基底部造成後に埋められたものと判断さ

れる。この遺存地形は、溝以外を切断していないので、その造成（版築）状態が追求しえておらず、掘り方が溝状なのか掘り込み窪地なのか、必ずしも適確に判断しえないが、ＥＴの状態からみて後者と考えられる。基礎地形外が、犬走り状の段より外が一段低く（L=4.5~4.6）比較的緩(なだ)らかに削平されており、掘り方外側は、検出しえないが、生活面をL=4.0と推定すると、Gr, N35からなされていたことになる。この基壇北側の地形変更は、基壇基礎地形外（犬走り状段）以北がまず削平され、その後に基壇上部を削平し、周辺に盛土した基壇拡張がなされ（第２次基壇造成）、さらに周辺が埋没した後に拡張基壇上部が削平され耕地（畑？）化され、次いで水田化された後に、現在の稲荷社土壇が造成されたものである。拡張基壇造成層は、版築土の２次的混成土で、最下層中にまで瓦片を包含していた。また、このトレンチGr, N39以北にＦ１層上から掘り込まれた住居址が検出されたが、これも存在を確認しただけで追求にまで及んでいない。

さて、第Ⅱ基壇は、以上の各トレンチの観察から基壇基礎地形の東辺がGr, W0.5、西辺がGr, W15.8、南辺がGr, N21付近、北辺がGr, N32.8にあったと判断され、また、基礎地形側面傾斜角度からみて、生活面直上に 基壇化粧が構築されたと考えられず、塔基壇と同様に生活面上の低い土壇上に基壇化粧が構築されたと推定される。基壇は、北側面上のプライマリーかそれに近い遺存状態と判断されるＬ＝4.30の平面上（生活面垂直高30cm＝小尺１尺）に、２尺程度の高さをもって構築されていたと想定される。なお、北側の犬走り状段上面の高度（Ｌ＝3.95)から、寺院時の生活面（整地面 がＬ＝4.00前後と推定される。第Ⅱ基壇は、規模を全く確認しえない遺存状態にあったが、上記の基壇基礎地形範囲の1.2m程（斜面の張り出し=0.3+上部平坦面=0.9）内側に、基壇化粧側面があったと想定すると、東西長がGr, N27線上でGr, W1.7~14.5の12.8m、南北長がGr, W8線上のGr, N22.1~31.6の9.5mあったことになり、グリッド方位と寺院方向の若干の偏向から両者とも少し長くなり、東西長約12.9m（小尺43尺）・南北長9.6ｍ（小尺32尺）が最少規模として想像的に想定される。しかし、この想定は、遺存状態に基づく最少規模の算出であり、寺院主要堂舎基壇としては少し小規模すぎ、大き目にみて基壇基礎地形範囲内0.6mの基壇側面位置も想定でき、これによると東西長14.1m（47尺）・南北長10.8m（36尺）が算出される。第Ⅱ基壇は、最大限に見積っても東西長15m（50尺）、南北長12m（40尺）以内の規模である。

なお、第Ⅱ基壇の各トレンチでは、ＳＴの南部を除いて凝灰岩石材片が全く検出されず、この基壇は、壇上積基壇以外の基壇化粧であったと考えられる。

第Ⅱ基壇各トレンチの共通土層は、次のとおりである。

Ａ　層＝上面のＬ＝4.50前後

B　層＝前掲同様

C　層＝ＥＴ以外は、ブロック的存在状態

D　層＝前掲同様

Ｅ１層＝灰黄褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ２層＝灰黄茶褐色微砂・粘土・有機質土層（ＳＴ瓦片包含最下層）

Ｅ３層＝灰茶褐色微砂・粘土・有機質土層（WT瓦片包含最下層）

Ｅ４層＝茶褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ５層＝黒黄褐色微砂・粘土・有機質土層（ＮＴ瓦片包含最下層対応層）

Ｅ６層＝黒褐色細砂・粘土・有機質土層

Ｆ１層＝マンガンの凝結粒子を含む茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

Ｆ２層＝有機質を多く含む黒黄褐色微砂・細砂・粘土層（ＳＴのみ）

基盤層＝ＥＴはL=3.85、WTはL＝3.57、ＳＴはL＝3.50、ＮＴはL＝3.50

なお、ＳＴについては塔基壇トレンチの土層が適応される。

3．第Ⅲ基壇（第８図、図版第８・９）

塔基壇と第Ⅱ基壇の中間西方を追求するためにGr, N15ラインに従って設定した、WNⅢT（Gr, W25～47・Gr, N13～15）の地表下80cmのＥ層下（L＝3.7）に、基壇基礎地形の遺存と判断される造成盛土層の残欠が検出された。これを一応寺院関係遺存基壇と見立てて第Ⅲ基壇とし、南（ＳＴ）、北（ＮＴ）の補助トレンチを設定し、その周囲を追求した。

WNⅢTのGr, W30～40.8にかけて、黒褐色粘質土、微砂、細砂の練成土の盛土による基壇基礎地形の底部が遺存している。WNⅢTの東半では、Gr, W30.8以東が基盤層（表土下110cm・L＝3.4）まで削平されており、それ以西の削平が浅く（L＝3.7）基盤層上に30cm程の基礎地形が遺存している。その遺存状態は、寺院廃絶後に基壇の上部及び側辺の一部を切り込んで基盤層まで地下げがされた後に、一定の土砂堆積（Ｅ５層）時にさらに基壇基礎地形上部が削平されたもので、現遺存基礎地形上に厚さ15cm前後の崩壊した地形造成土のブロックの混在した攪乱堆積土層が存在していた。また、Gr, W27.83～28.68に基盤層を掘った南北に延びる深さ30cmのU字溝と、さらに、この溝底部に上幅30cm、底部幅18cm、深さ58cmの断面が長い逆台形状にきちっと穿たれた溝が検出された。これらの溝は、埋土的に寺院廃絶後の最初の削平に伴うもので、一見暗渠用鍬溝に近いものであり、基壇と全く無関係に施されたものか、基壇遺存の土壇を意識して掘られたものか、全く不明であるが、遺存基礎地形末端と溝岸間が丁度1.8m（１間）である。

一方、WNⅢT西半では、Gr, W40.6以西が基盤層（L＝3.35）まで削平され、それ以東の

地下げが浅く（L＝3.55）基礎地形造成土が厚さ20cm程遺存していたが、トレンチ西側は、堆積後の攪乱が著しく、WIT中央で検出された大溝がここでも検出された。遺存基礎地形には、西端外に基礎地形造成土の崩壊堆積土層（埋土）があり、この下に基盤土を掘った掘り方の窪みが確認され、この堆積土層は、基壇基礎地形造成に伴う掘り方埋土と判断された。この基盤層の掘り方から復原的に推定してみて、L＝4.00における掘り方肩部は、Gr, W42.6あたりにあり、深さが90cm程であったと推定された。また、Gr, W42～43に最初の削平に伴う南北に延びるU字溝があり、この溝は、遺存基礎地形からの緩やかな削平斜面と、基盤層の水平削平面との交点に掘られたもので、地下げ削平平面と突出的に遺存する基壇基礎地形とを区画する溝と考えられ、第Ⅲ基壇西端西限を結果として示すと判断される。WNⅢTの断面層位の観察から、第Ⅲ基壇付近の堆積土は、遺存基礎地形西端以東にはほとんどB層、C層がなく、地下げ後のE層堆積後、現水田化されるまで島状の高まり（微高地＝畑地？）として取り残されていたもので、あるいは、堂舎基壇地の潜在作用があったものかもしれない。このトレンチでの瓦出土状態は、散漫にE 3層にまで包含されている。また、遺存基礎地形上面に、上記の崩壊基礎地形造成土のブロック状散在とともに、焼土、炭の比較的集中した状態も認められる。

STでは、地表下90cm（L＝3.6）以下にWNⅢTで検出された基礎地形遺存部と一体の地形遺存部が検出されたが、トレンチ内でその南端を検出しえなかった。STのGr, N1.35～2.8にかけて、東西に延びる深さ30cmのU字溝が検出されたが、これは地下げに伴うものである。なお、このトレンチの堆積状況もB層・C層がなく、WNⅢT遺存基礎地形上と同様であり、瓦出土状況は極めて散在的で少量であった。

NTでは、地下げが地表下100cm（L＝3.5）にまで及び、ほとんど基盤層に達しており、僅かにGr, N22以南に黒褐色粘質土が薄く確認されたにすぎなかった。Gr, N22.1～23.12の基盤層に、地下げに伴うと判断される東西に延びる深さ20cmの浅いU字溝があり、これを境にして、それ以北には黒褐色粘質土がほとんど認められないとともに、基盤層上面が溝以南より10cm程高くなっているが、適確に基礎地形北端を確認しえない状態にあった。このトレンチではGr, N21以南のE 3層に厚さ10cm程（L＝ 3.7～3.8）の平面的拡散状態の瓦溜が存在したが、これも大半が破砕された瓦片の整理集積された２次的なものである。この瓦溜に混入して、一部に枘状刻溝痕跡のある80cm×60cm大の凝灰岩石材片や小破片も存在している。また、Gr, N 20以南のE 5層上（L＝3.5付近）に厚さ10cm程の瓦片を含む炭・焼土の集中した堆積土層があり、これは基壇崩壊に伴うプライマリーな堆積と考えられる。これらの堆積土層の状態は、人為的崩壊や２次的集積であっても、この付近に本来基壇が存在していたことを表徴するもので、塔及び第Ⅱ基壇からの移動流入とは考えられない。なお、NTにおいてもB・C層が存在せず、現水田化以前は、もっと高い微高地（畑地）であったことを示している。

以上の各トレンチの状況から第Ⅲ基壇は、WNⅢT中央付近を中心にして堂舎基壇の存在していたことが確実であるが、その規模、位置を適確に検出しえる存在状況にはなかった。ただ、WNⅢTのGr, W42付近の基壇基礎地形造成用掘り方西端から基壇西端が、Gr, W41前後にあったと推定され、また基壇東端が遺存基礎地形と溝から、Gr, W29.5 前後に想定される。一方、南北の両端は、位置を想定しえれる状況になかったが、基盤層上の基礎地形造成用黒褐色粘質土の遺存状態や崩壊堆積土層から基壇北端が、NTのGr, N21前後にあったとも考えられ、また、ST南のWIT（Gr, S 1～3）で確認されたE層及び基盤層の著しい低下が、基壇の内外を反映しているであろうという希望的観測によれば、基壇南端が、STのGr, NO付近にあったとも想像される。従って、第Ⅲ基壇の規模は、東西が11.5m前後、大目にみて14m、南北が21m前後、大目にみて23mであったとの一応の推測もなしうる。この観点から、第Ⅲ基壇の堂舎は、東面した長方形の建物であった可能性が強い。なお、NTでの凝灰岩石材片の出土から、第Ⅲ基壇も基壇化粧が壇上積基壇であった可能性が大きいと考えられる。

第Ⅲ基壇の各トレンチ共通土層は、次のとおりである。

A　層＝上面L＝4.50（東）～L＝4.45（西）

B　層＝WNⅢT西半の西部のみ

C　層＝同上、前掲同様

D　層＝前掲同様

E 1層＝灰黄褐色細砂・粘土・有機質土層

E 2層＝灰黄茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層（ST瓦片包含最下層）

E 3層＝茶褐色微砂・粘土・有機質土層（WNⅢT瓦片包含最下層）

E 4層＝黒褐色微砂・粘土・有機質土層（NT瓦片包含最下層）

E 5層＝黄茶色微砂・粘土・有機質土層

E 6層＝暗灰茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

基盤層＝L＝3.5～3.35

4．西側築地基礎地形（第9～10図、図版10・11）

西側回廊基底部及び西側築地の基礎地形と寺域西部の状況を追求するため、Gr, W方向に延びるWIT（Gr, W30～60.6・Gr, S 1～3）、WIIT（Gr, W62.2～84.4・Gr, S 1～3）、WNIT（Gr, W76～86.3・Gr, N16～18）、WNIIT（Gr, W88～102・Gr, N16～18）、WNⅢT（前述）、WNⅣT、WNⅤT（Gr, W85～95・Gr, N65～67）を設定した。

WITでは、トレンチ設定の田小字名が窪田と称されるだけあって、全体に地下げが深く、

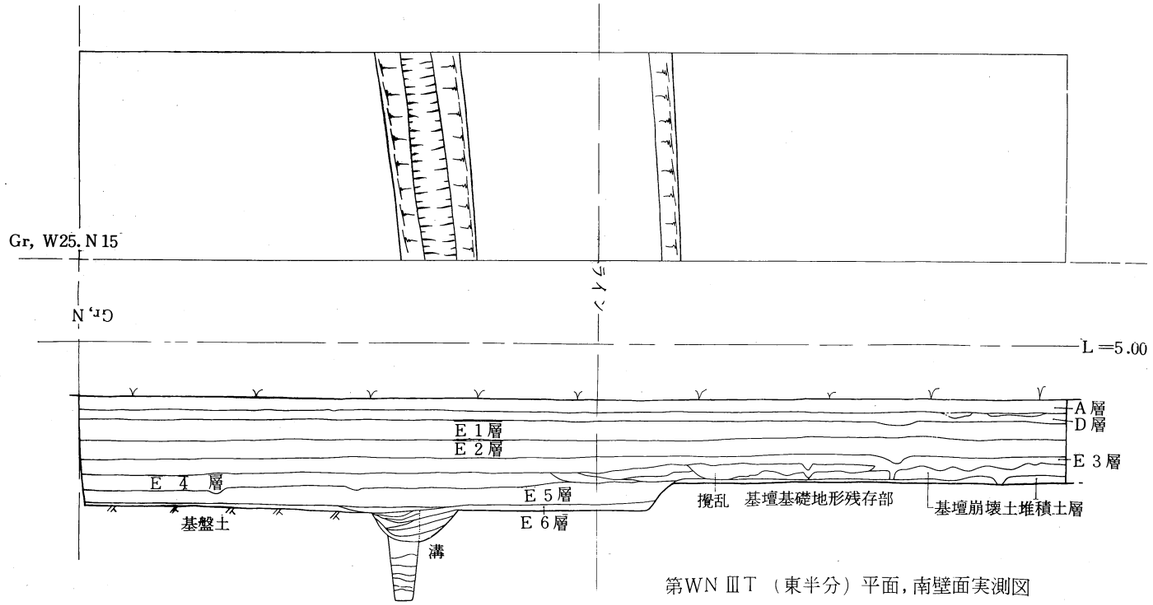

第WN ⅢT （東半分）平面，南壁面実測図

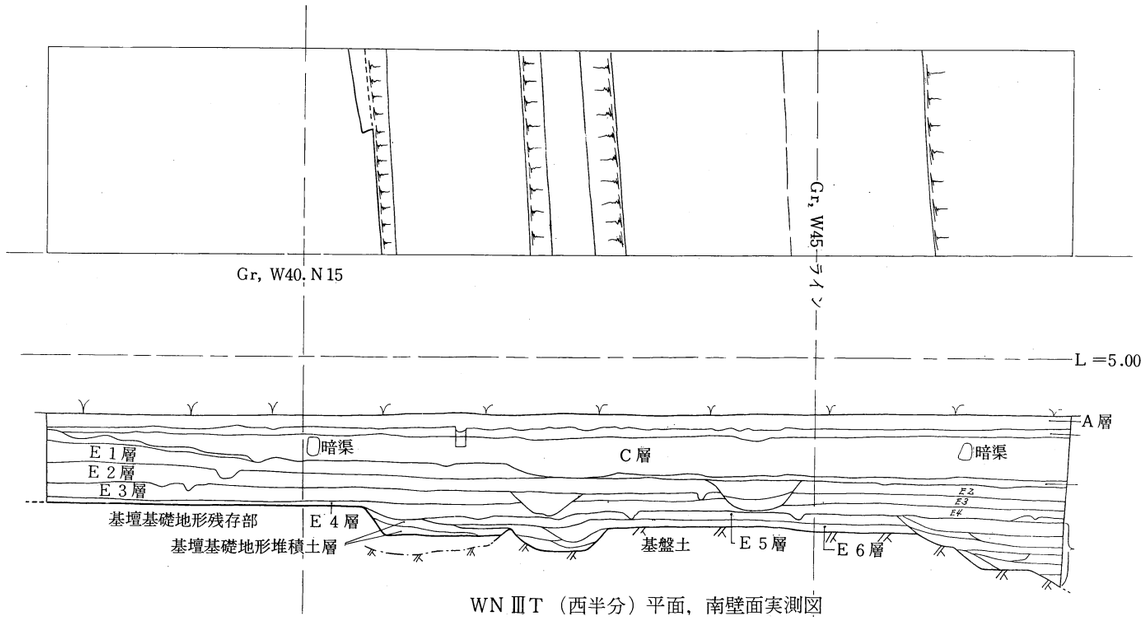

WN ⅢT （西半分）平面，南壁面実測図

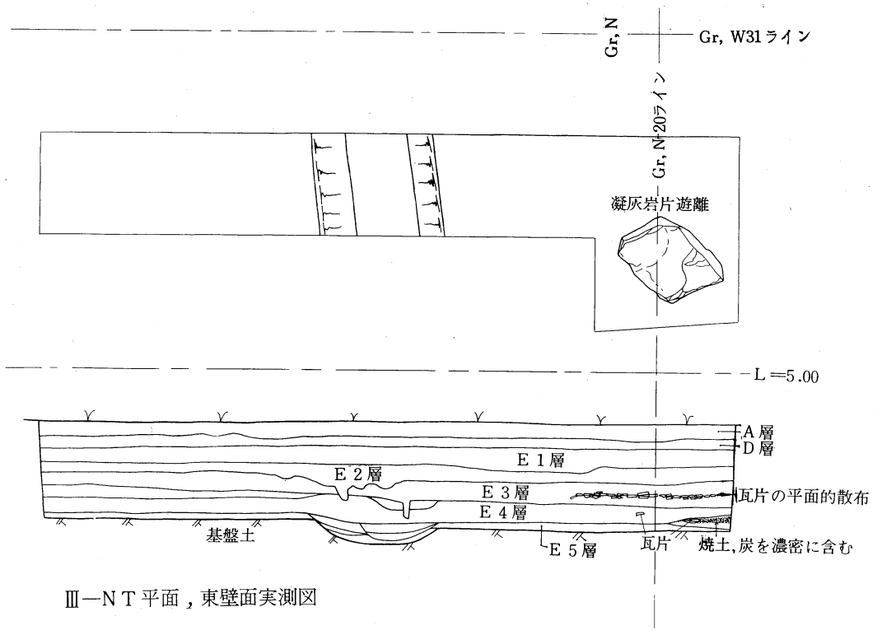

Ⅲ—ＮＴ平面，東壁面実測図

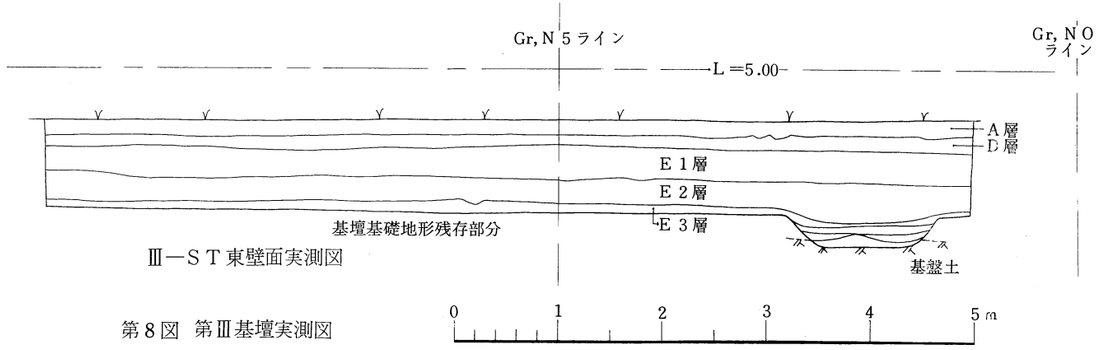

Ⅲ—ＳＴ東壁面実測図

第８図　第Ⅲ基壇実測図

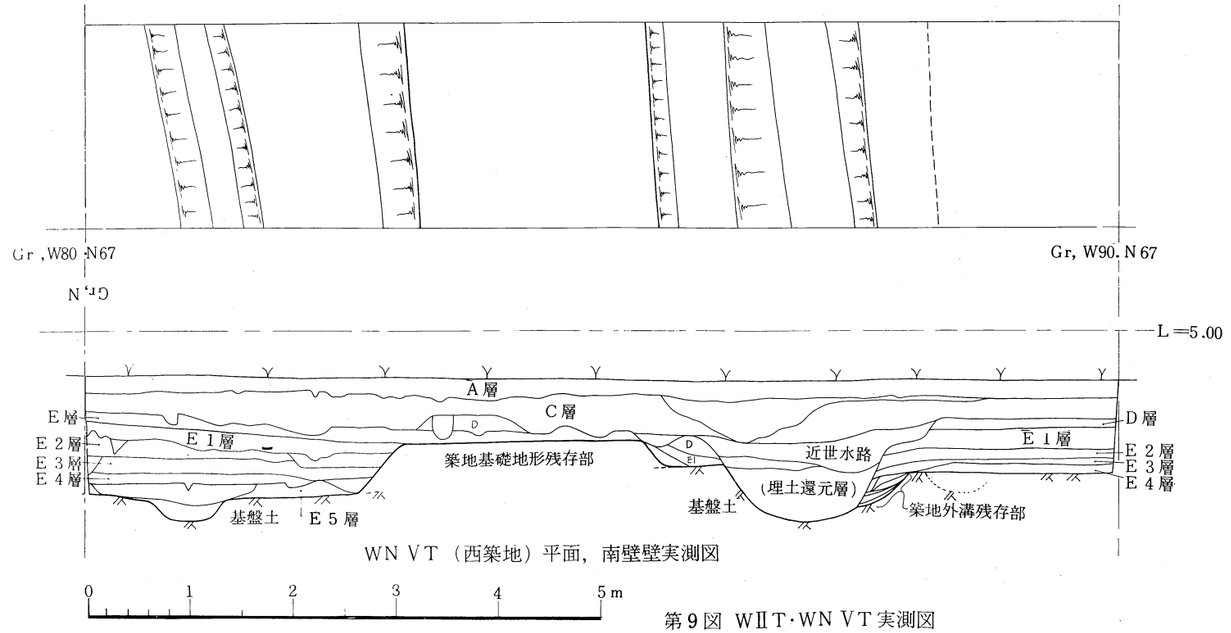

WN Ⅴ T（西築地）平面，南壁壁実測図

第9図 WⅡT·WN Ⅴ T実測図

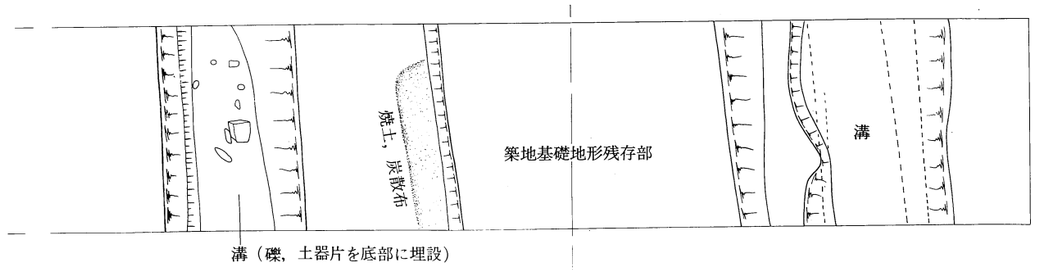

WⅡT西築地付近平面南壁面実測図

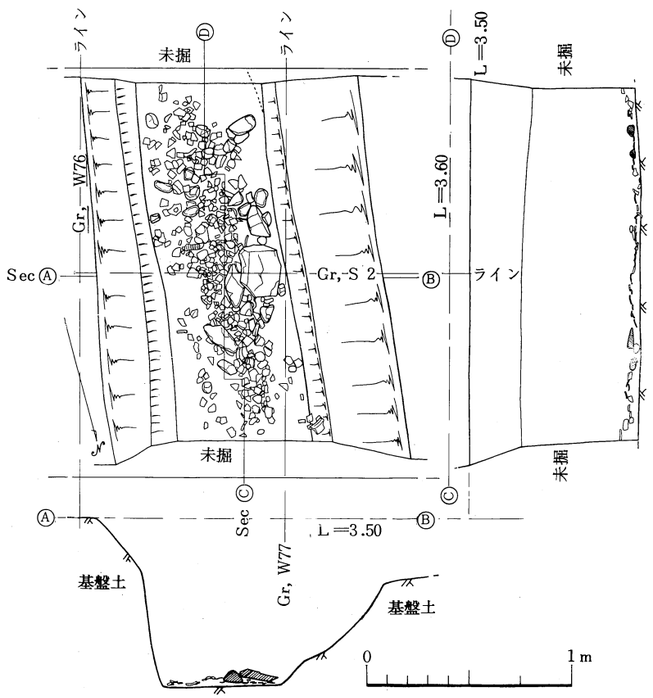

第10図 WⅡT西築地内側溝実測図

Gr, W30付近でL＝3.25、Gr, W40付近でL＝3.25、Gr, W50付近でL＝3.20、Gr, W60付近でL＝3.30と基盤層下まで削平が及んでいる。基盤層のGr, W40付近と同45付近に、内部埋土中に瓦片を含んでいた幅2m前後、深さ40～45cmの基盤層上面から掘られたU字溝が検出され、基盤層上面の形成が、寺院廃絶後の地下げ削平に基づくと判断された。WⅠTでは、地下げが基盤層をかなり削り込んで深くまで実施され、寺院関係の基壇基礎地形や遺構が存在していても、全て削り飛ばされていると断定される。瓦片の出土状態は、E層中や基盤層上の溝中から点在的に存在していた。また、削平に伴うと考えられる基盤層を掘り込んだ、幅3.3m、深さ未詳の水路も確認されている。

WⅡTでは、Gr, W80付近に南北に延びる幅2.6mの基礎地形状造成盛土と、これに伴う底部に、小礫、土器細片を埋没した溝が検出されたが、これ以東はWⅠT付近と同様にGr, W65付近でL＝3.30、Gr, W75付近でL＝3.50と地下げが深く基盤層にまで及び、寺院関係遺構が遺存していないことが判明した。Gr, W80付近の基礎地形状造成盛土と溝は、位置、規模からみて、西側築地下部の基礎地形の遺存物と判断される。遺存基礎地形は、Gr, S 3ライン上で上面が、Gr, W78.7～81.3間の幅2.6m、基底部がGr, W78.55～81.50の幅2.95m、高さ35cm（基盤層上）の黒褐色粘質土と微砂の練成土が遺存するものであるが、上部がL＝3.75まで削平されているため築地本体が全く検出されなかった。築地基礎地形の東（内）側は、上面東端が一段下って緩やかに東に下った幅1.3mの基盤層を削り出した犬走り状の段（L＝3.33～3.18）に続き、その東（内）側に基盤層を掘った幅1.30mの溝が伴っている。この基礎地形東側面とこれに続く犬走り状段西端の北半分に、須恵器、瓦片の比較的集中したブロックが接してあり、この接面に焼土、炭が壁状をなすピットが認められた。溝は、西側がGr, W77.25のL＝3.15から内湾状の少し緩やかな斜面であるのに対し、東側がGr, W76のL＝3.50から急斜面で下り、中程から垂直に下って底部に至るもので、両岸が極めて対照的な造成がなしてある。溝の底部は、比較的シャープなU字状に掘られ、底面に大小の円礫・角礫・粉砕された弥生式土器・土師器・須恵器の細片が平面的に敷設してある。溝は、埋土の堆積状態から何回も縮少しながらも改修浚渫され、犬走り状の段が埋没した後にも同一位置に再度にわたって掘り直されている。築地基礎地形と溝東岸間（溝及び犬走り状の段上）の埋土の状態は、堆積、攪乱の錯綜したプライマリーな状態であるのが、溝東側基盤層上面の削平面とほぼ同じ水平レベルをもって上部が削除され、それ以上にE層が水平堆積しているもので、寺院廃絶後の地下げ削平とその後の包含層（E層）の2次的堆積を如実に示すものである。一方、築地基礎地形の西（外）側は、少しの間隔を置いて幅1.43m、深さ20cmの浅いU字溝状の掘り込みが基盤層になされているだけで、格別の施設を伴わず、また、基盤層及びE層下の堆積層がプライマリーな状態にある。なお、地下げは、築地基礎地形を境にして東（内）側がL＝3.50、西（外）側がL＝3.60であり、基

礎地形（L＝3.75）が、境あるいは通路等として最初の地下げ時に削り残して、利用されたようである。なお、このトレンチでの瓦片出土状態は、E層中及び基盤層上面に点在的に存在していた。また、基盤層上面に焼土、炭細片を伴う溝が検出されたが、削平時に伴うものである。

WⅡTで検出した築地基礎地形の北延長を追求するために設定したWNⅠTでは、Gr,W80付近を中心に幅約3mの黒褐色粘質土と微砂の練成土が検出され、位置・造成状態からWⅡTで検出した築地基礎地形と一連のものと判断される。この基礎地形は、Gr,N16ライン上で上面がGr,W78.35～81.25の幅2.9m、基底部幅がGr,W78.15～81.35の3.2m,高さ20cm(東側で55cm)の基盤層上の造成盛土であるが、上面がL＝3.86まで削平されており、築地本体が全く検出されなかった。遺存築地基礎地形東側は、急傾斜で上面東端から下55cmのL＝3.30まで地下げがなされており、基底部の東1.3mの地下げ面下に幅90cm、深さ35cmのU字溝が存在している。しかし、この溝は、単なるU字溝でWⅡTの築地基礎地形東側の溝には及びもしないもので、底面レベルもL＝3.00と著しく高く、それに続くものとは到底なしえない。西側は、上面西端から一段（20cm）下って幅1.77mの基盤層による犬走り状の段があり、その外に基盤層を掘削しただけで特別の施設物を伴わない幅1.30m、深さ50cmのU字溝があって、基盤層の平面が続いている。基礎地形西側の堆積状態は、地下げがL＝3.66～3.70と比較的浅く、以下にプライマリーな包含層の堆積が認められた。なお、このトレンチの瓦片出土状態は、C・D・E層中に点在的に存在していた。

WNⅡTは、寺域外で、削平がL＝3.70の基盤層にまで及び、基盤層中に住居址、柱穴、不明ピットや溝が多く確認され、このあたりが基盤層がもっとも高くて安定した住居地区であったことが確認された。なお、WNⅠTの築地基礎地形の外（西）側に一定の間隔を置いて、この生活地区との間に寺院廃絶消滅後も何度となく改修されて持続されていた、比較的大きく不整形な水路が存在していた。なお、このトレンチからの瓦片出土は、稀少であった。WⅡT、WNⅠTの築地基礎地形の西（外）側及びWNⅢTの有機質堆積土（包含）層に見られる、多数の溝、ピット等のプライマリーな存在状態と遺物の出土状態から、築地以西が寺院存続時及び廃絶消滅以降に生活地域であったと考えられる。このことは、ENⅡTの寺域外以東での包含層及び生活遺構の不存在と相俟って、寺院に伴う生活及び生産活動の場が西側にあり、寺院が自然堤防の集落東に選地されていたことを示すものである。

WNⅤTでは、Gr,W84.5付近に南北に延びる黒褐色粘質土と微砂の練成土による幅2.30mの基礎地形状遺構が検出され、WⅡT、WNⅠTの築地基礎地形の見通しからそれに続くものと判断される。この基礎地形は、トレンチ南壁面（Gr,N65ライン）で上面がGr,W83.10～85.40、基底部がGr,W82.90～85.60の幅2.70m,高さ30cmの造成盛土が基盤層上に遺存するもので、上面がL＝3.90まで削平されており、上部構築物が全く遺存しえない状態である。基礎地形の

東側は、上面東端から斜めにL＝3.40までの基盤層を削平した地下げがなされており、全く構築状況を窺い知りえない状態にあるが、基盤層の削平面高度・状態からWⅡT築地基礎地形東溝に対応するような本格的な溝が施設されていないと判断される。西側は、上面西端から斜めにL＝3.70（20cm下）の基盤層まで下って犬走り状の水平な段があり、その外に外（西）岸がGr, W80にある深さ40cm（推定）の基盤層を掘削したU字溝を伴うが、溝に重なって底部下まで達するC層からの後世の水路によって西岸の一部を残して溝の大半が浸蝕され、犬走り状の段と溝の造成状態が追求しえない。溝は、基盤層を掘削しただけで、特別の施設物を伴うものでない。基礎地形西側は、地下げがL＝3.70～3.60と比較的浅く、築地外溝構築地（寺院存在時）の犬走り状段及び外（西）岸が遺り、基盤層を削平した寺院造成に伴うと推定される溝外整地面（L＝3.63）も確認された。なお、このトレンチからの瓦片出土は、C・D・E層から点在的であった。

さて、以上3ケ所で検出された西築地基礎地形は、両側面及び上面が削られ浸蝕されたこともあって、その正確な端線位置を検出しえなく、規模・形状に差異があり、必ずしも同一直線上に適確に列ぶものでない。特にそれに伴う溝は、WⅡTでは寺域内側に底部敷設をした深い本格の溝であるのに対し、WNⅠT、WNⅤTでは、寺域内側に溝を伴わず（小さなU字溝があった可能性があるが）、外側に基盤層を掘削しただけで施設物を伴わない比較的大きな溝で、後二者が類似的である。この不連続について、今回の発掘結果では明確な確証を把握しえず、提言をなしえないが、あるいは、3ケ所が同一時期のものでなく、洪水等による破壊修復箇所と初源の本格構築箇所を同一視している可能性もあると考えられる。

一方、各トレンチの断面の構成状態からみて、寺院廃絶後の地下げは、寺域内が深く、かなり徹底的に削平されているのに対し、寺域外の方が浅くプライマリーな堆積層が見られる。築地基礎地形を境にして、地下げ及びプライマリーな堆積層の状態に明確な差異が認められることから、基礎地形は、若干の削平及び浸蝕をされたものの境界・土手・通路等としてその堅固さと所在位置が、寺院廃絶後に一帯の生活に活用され、若干の変形を来しながら遺存したのではないかとも推測される。また、寺院存在時の寺域外の生活面は、L＝3.70前後と推定される。

西側築地基礎地形追求トレンチ（WⅡT、WNⅤT）の土層は、次のとおりである。

◦WⅡT

A　層＝上面L＝4.46～4.50

B　層＝
C　層＝　｝旧水田面が25層確認される。

D　層＝前掲同様

E１層＝灰黒褐色微砂・粘土・有機質土層

E２層＝茶黒褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

E３層＝黒褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

E４層＝黄黒褐色微砂・粘土・有機質土層

E５層＝茶褐色微砂・粘土・有機質土層（瓦片出土最下層）

基盤層＝L＝3.30～3.50

◦WNⅤT

A　層＝上面L＝4.55　（B層欠）

C　層＝前掲同様

D　層＝　〃

E′1層＝E１層とD層の混層

E１層＝黒褐色微砂・粘土・有機質土

E２層＝茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層（瓦片出土最下層）

E３層＝灰黄茶褐色微砂・粘土・有機質土層

E４層＝暗茶褐色微砂・粘土・有機質土層

E５層＝黄茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

基盤層＝L＝3.40（削平）・寺院造成整地面＝L＝3.70

5．北側回廊・北門・北側築地各基礎地形（第11・12図、図版第12・13・14・15）

北側回廊基底部及び北側築地の基礎地形等寺域北部の状況を追求するため、Gr, N方向に延びるNⅠT（Gr, N77～99.5・Gr, W17～19）、NⅡT（Gr, N100.5～117.5・Gr, W17～19）、NⅢT（Gr, N48.5～60・Gr, W11～13）、NWⅠT（Gr, N77.5～87・Gr, W40～41）を設定した。

NⅢTでは、Gr, N53付近を中心に黒褐色粘質土・微砂・細砂の練成土による、東西に延びる基礎地形状造成盛土の遺存部分が検出され、規模・所在位置から北側回廊基底部基礎地形の一部と判断された。この基礎地形は、トレンチ西壁面（Gr, W13ライン上）で上面がGr, N51.20～54.53の幅3.33m、高さ約25cmの造成盛土が基盤層上に遺存するものであるが、上面がL＝3.75まで削平されており、また両側が著しく削平・浸蝕されているため、上部構築物及び両側面の造成状態が全く窺いえない状態にある。遺存基礎地形の内（南）側は、上面南端から斜めにL＝3.45まで基盤層に及ぶ地下げがなされ、その南端位置、構築状態を追求しえないが、基礎地形南末端から50cmの間隔を置いて（Gr, N50付近）幅80cm、深さ25cmの基盤層を掘っただけのU字溝が検出された。この溝は、第Ⅲ基壇の東・西・北で検出された、遺存基壇基礎地形

と地下げ削平地とを区画するのではないかと推定される溝と、同様のものではないかと推定され、大まかながら、基底部南辺の位置を示す可能性があるのではないかという、消極的判断がなされる。基礎地形の外（北）側は、遺存基礎地形がGr, N 54.53～57.30にかけて、E 4層からの底面のL＝3.37に達する幅広いU字溝状掘り下げによって削り取られており、基礎地形南辺の追求がなしえない状況にある。溝の下部から北にかけて、弥生時代末のプライマリーな竪穴式住居址と埋土が存在しており、基礎地形の溝状掘り下げ以北に及ぶことがありえず、逆に住居址南壁（復原推定Gr, W13ライン上、Gr, N 54.6付近）が検出されなかったこと（住居址北壁上端L＝3.7、遺存基礎地形上面L＝3.7）から基礎地形造成の掘り方が南壁を削り取り、その上に造成盛土がなされたと判断される。住居址床面及び直上埋土の遺存がGr, N 56付近まで確認され、掘り方底部北辺がGr, W13ライン上のGr, N 55～56間にあったと推定される。以上の回廊基礎地形両側の想定から、基礎地形が最大でGr, N 50.50～56.00間、最小でGr, N 51～55間と推測され、その上に構築された回廊基底部は、両側が若干控えられていたとして、4.5～3 mの幅員でであったのではないかと一応の推定がされる。このトレンチの地下げの状態は、基礎地形内（南）側が基盤層を一部削平してL＝3.45付近まで及んでいるのに対し、基礎地形以外（北）がL＝3.6～3.7と浅く、住居址やプライマリーな包含層が遺存し、Gr, N 59.5以北がそのレベルで基盤層上部を削平して止っている。このトレンチの瓦片出土は、E層中や上記Gr, N 54.53～57.30の溝状掘り込み底部近くから、点存的に検出される程度である。なお、N ⅢTでは、上記住居址とこれに切断されたもう一つの住居址が確認されたが、前者については、トレンチ内のGr, N 57.20以北（半分近く）に限って掘り下げて追求し、後者については、その存在を確認したに止めてある。

N ITでは、地表下60～70cm（L＝4.00～3.90）のトレンチ東壁面（Gr, W17ライン上）で、Gr, N 77.30～84.05にかけて、上面中央北寄りに南北方向に設置された列石を伴い、東西に延びる基壇基礎地形が検出され、規模・形状・位置等から北門基壇基礎地形と断定された。基礎地形は、上面がほとんど地下げ削平をされずに遺存し、黒褐色粘質土・微砂・細砂の練成土が基盤層上に造成盛土されており、上面中央北寄りに上面のL＝4.00、同幅3 m程（Gr, N 79.8付近～82.76）、高さ8 cmの東西に延びる低い段が設けられて2段に構築されているものである。この低い段は、南（内）側が後世の溝で破壊されているため縁辺を検出しえないが、上面北寄りのGr, N 81.25～82.60に長さ40～50cm、幅25～35cm、厚さ20cm程の野面石が3個南北に列べて設置して（中心線Gr, W17.25）あり、南に50cm程離れた段上面に比較的瓦片の集中した小さなプライマリーな瓦溜が検出された。列石は、偏平直方体状の割り石が長軸方行に上面を水平にして間隙なく列べられ、列石中心線がGr, N方向に対し5度Gr, W方向（磁北に対して10度東）に振るもので、上面高度が北からL＝4.21、L＝4.15、L＝4.17と若干不揃い

であるが、基礎地形への埋設設置状態から寺院時のプライマリーな遺存と判断される。列石の前後左右には、接続または連続する同様な石材が存在しなかったが、北端の石の東に20cm離れて同様な石材が1個同一状態で確認されているが、諸般の事情により追求しえていない。列石から東に1.2m離れた補助トレンチでも列石が検出されず、列石は、未掘壁内に 20cm 程の間隔を置いて同様な列石が存在している可能性が強く、南北に延びる近接した一対の列石をもって構成されているのではないかと推定される。この列石が、門両脇部の西（左）側基礎と考えられ、これと相俟って低い段が門構築物自体の基底部と考えられる。北門基壇基礎地形の北半の構築状態は、門自体の基底部の低い段が、列石北端から15cm程の間隔を置いて緩斜面で7cm下って（水平距離20cm、垂直高差7cm）、幅1.08mの基礎地形本体の平坦面（L＝3.93）に続き、その北肩部から俯角50度で23cm下って（水平距離15cm、垂直高差23cm）当時の生活面（L＝3.70）に至る。基礎地形の北外側は、E 2 層（L＝4.00）からの大きな掘り込み攪乱によって判然としないが、それ以北の生活面がL＝3.70付近にあり、基壇基礎地形北端直下の基盤層上面がL＝3.6にある。北門基壇北方の生活面下の基壇層上面のL＝3.66及び、基壇北端直下のそれのL＝3.60、基壇南外側のそれのL＝3.66からみて、北門基壇基礎地形は、基盤層を若干掘り下げた掘り方上に造成されていると判断されるが、掘り方北辺が攪乱のため追求しえない。基壇基礎地形の南半の遺存状態は、門基底部の低い段南辺がGr, N 79.2～81.0間の後世に掘られた2本のU字溝のために 適確な位置 を検出しえないが、Gr, N 79.9付近と推定され、また、その内（南）側の基壇基礎地形本体の平坦面が、Gr, N 81.9付近のD層からの地下げ削平により上部を若干削り込まれており（L＝3.88）、さらにGr, N 77.4付近から基盤層上面を含めてL＝3.62まで深く地下げ削平されている。このため、北門基壇基礎地形南部の状態は判然としないが、Gr, N79.25～79.95 の後世U字溝が 地下げ削平時にWN ⅢTと同じく、門基底部段との境溝としてその周辺を意識して掘られたものと推測され、基底部南辺が上記のように推定され、その内側が外側と同じ様な低い段を設けるか設けない形状で、寺域内平坦面（生活面L＝4.00）に続くと推定される。北門基壇の内側は、門基底部だけで、あとは寺域整地（生活面）が連綿と展開する状態であったろう。基礎地形の南（内）縁辺及びその掘り方は、門基底部南辺南方1m程（Gr, N 78.8付近）にあり、それ以内の寺域整地層に埋め込まれてしまって明確に区画されない状態と推定されるが、それに続く南整地層遺存部分を切断していないので判然としない。なお、門基底部は、列石以西へも延びるもので、築地基底部へ続くものと推定される。北門基壇基礎地形の西辺は、追求するためGr, W22以西に設定した補助トレンチで検出されず、未掘のGr, W19～21間、門西脇部基礎列石からW19に近い位置に存在しているであろう。北門基壇は、幡多廃寺に於ける基壇基礎地形及び上部構造物が遺存する遺構として、塔心礎以外の唯一のものであるが、調査進行の都合により全貌を発掘するに至らず、規模・形

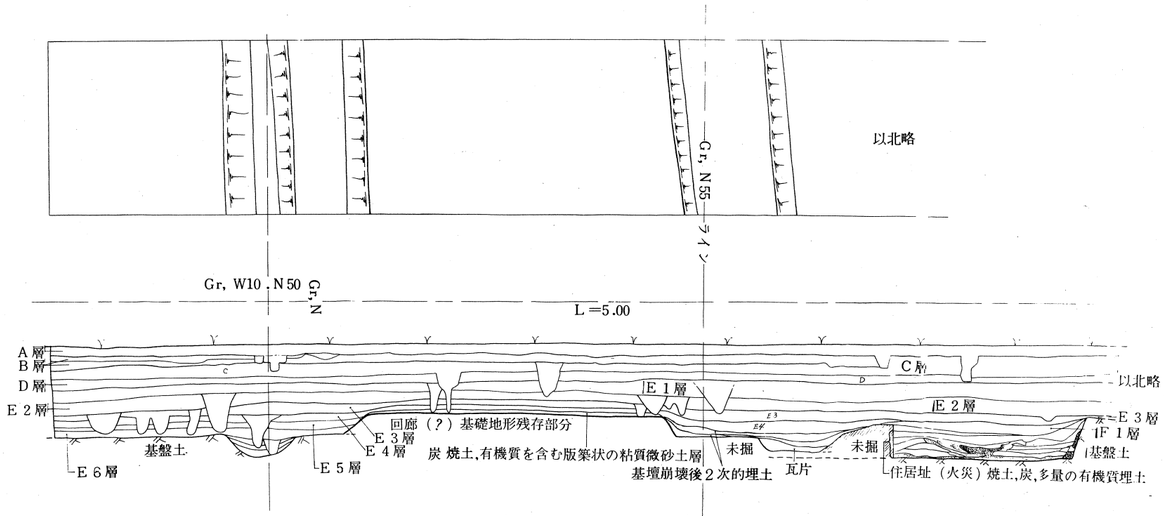

ＮⅢＴ（北回廊付近）平面，西壁面実測図

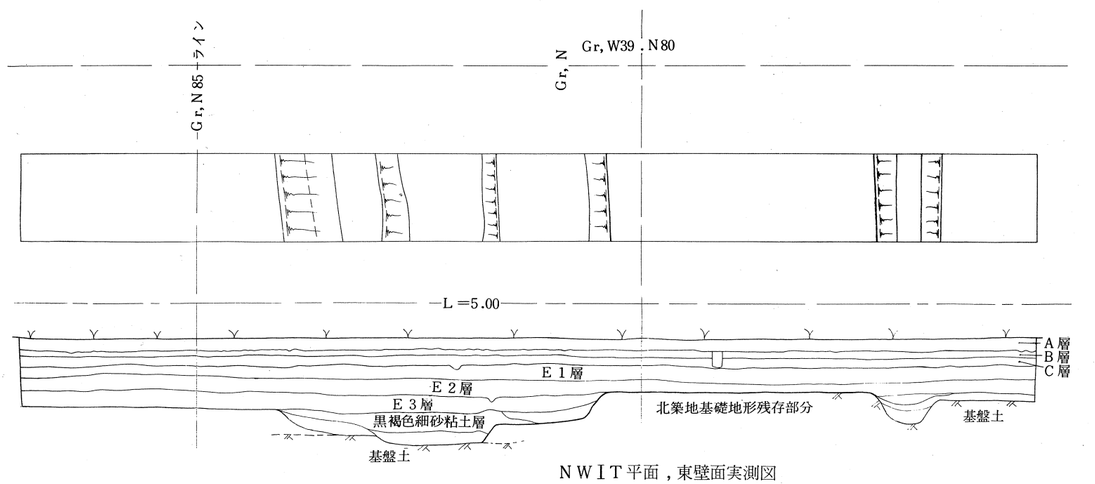

ＮＷＩＴ平面，東壁面実測図

第11図　ＮＩＴ，ＮⅢＴ，ＮＷＩＴ実測図

0 1 2 3 4 5m

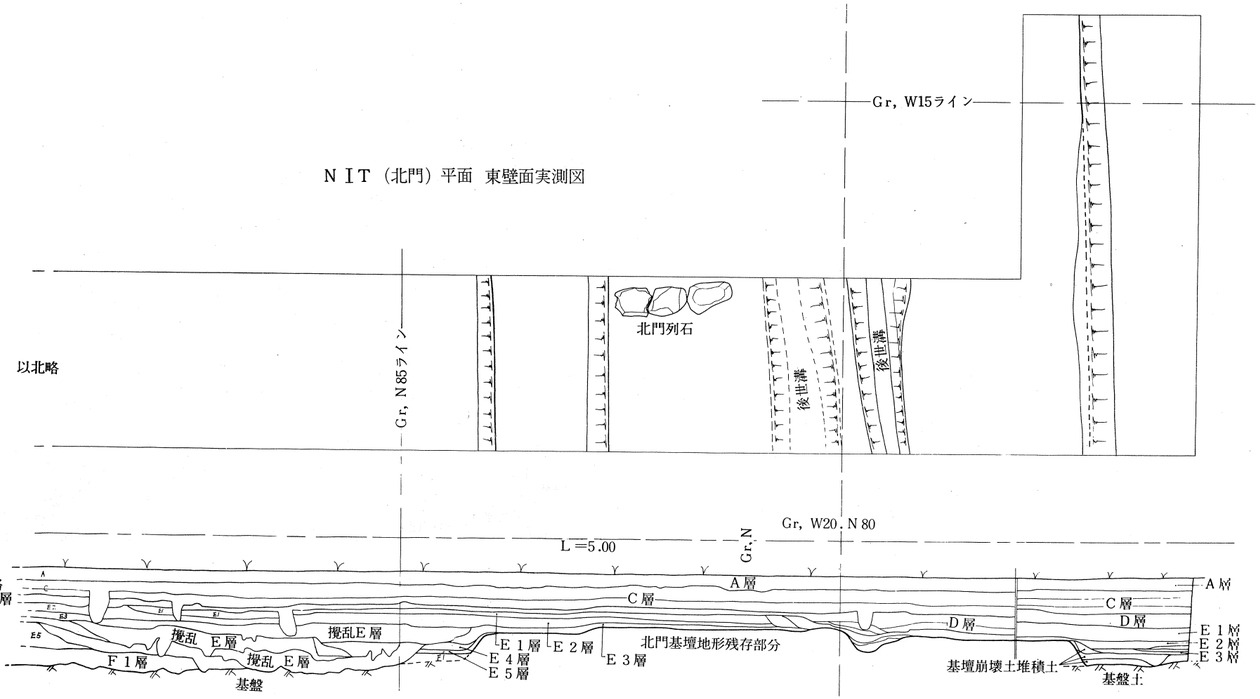

ＮＩＴ（北門）平面　東壁面実測図

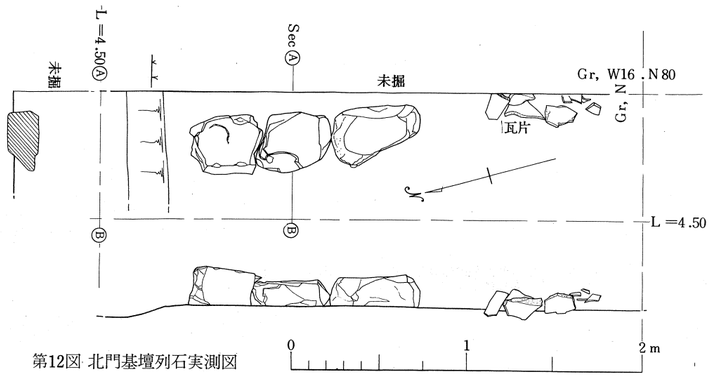

第12図 北門基壇列石実測図

0 1 2m

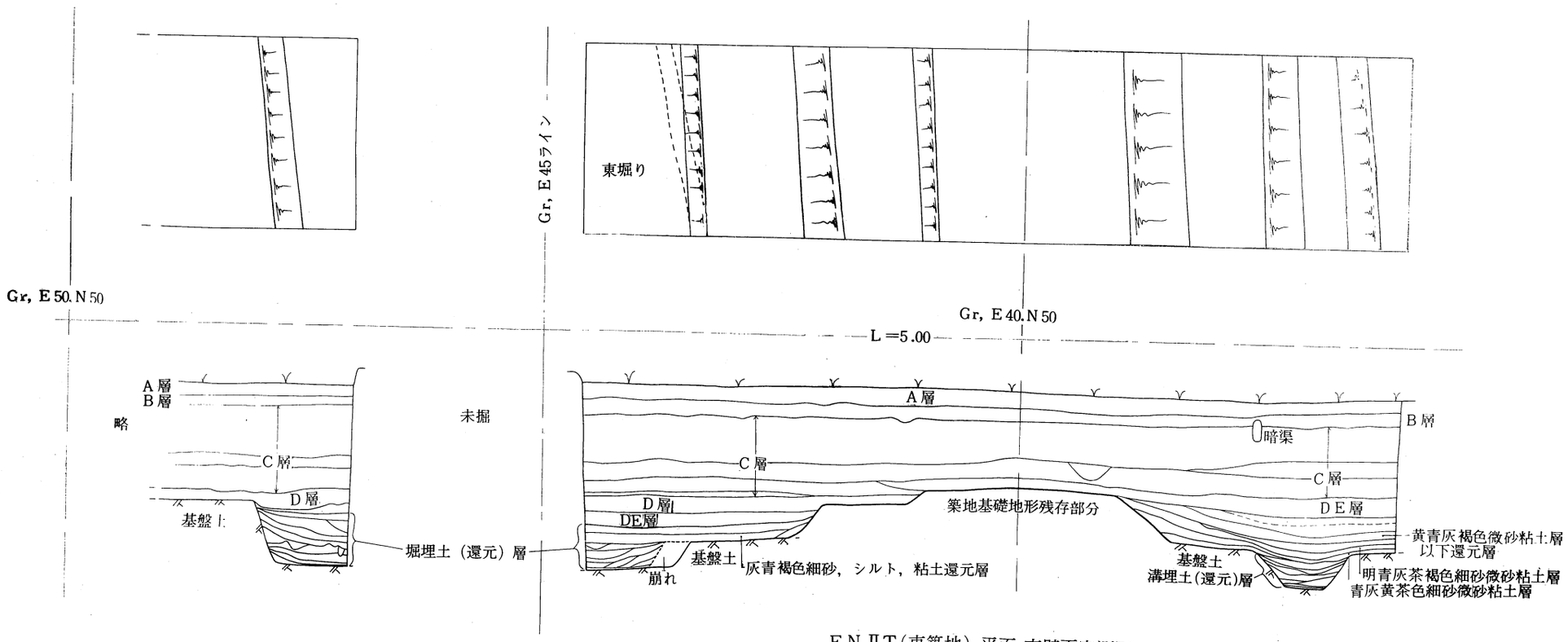

ＥＮⅡＴ（東築地）平面，南壁面実測図

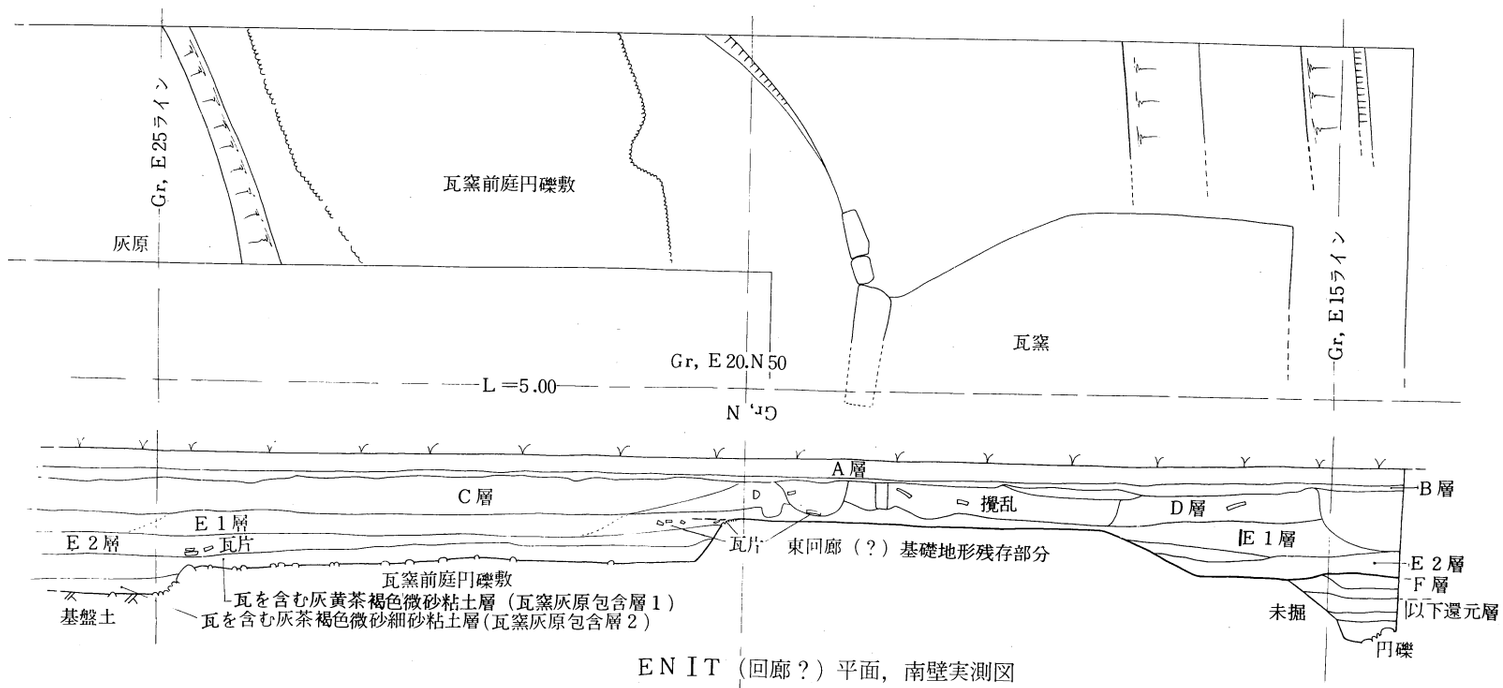

ＥＮⅠＴ（回廊？）平面，南壁実測図

第13図ＥＮⅠ，ⅡＴ実測図

0 1 2 3 4 5m

状等を適確に検出しえていない。ＮＩＴでの瓦片出土は、上記門基底部上の瓦溜以外は極めて散漫にＥ層中から出土し、特に北門基壇基礎地形以北（外）が少なくなる傾向にある。

ＮⅡＴでは、Ｇｒ,Ｎ100～110間の現水田面下25cm（Ｌ＝4.37）にＣ層を欠いでＥ層が高位置で存在し、Ｎ110以北が漸次落ち込む状態に削平されて旧水田層（Ｃ層）となっており、水田層以上の一帯が微高地として畑地であったと判断される。このトレンチ一帯は、基盤層がＬ＝3.55～3.60まで削平された後にＥ層が厚く堆積したものである。ＮⅡＴの北端Ｇｒ,Ｎ115～118に上部が旧水田造成地下げにより削平された、Ｅ層より掘り込まれた北壁西壁垂直又は袋状を呈し、底部から南側が緩やかな斜面になった円匙先状の掘り込み遺構の西半分が検出された。この掘り込みは、底面が凹凸して整形されておらず、掘り込んだだけのもので、門部底面付近の埋土から須恵器片、土師器片、炭及び少しの瓦片が出土し、底面・壁面とも焼土化しておらず、上部が削平されて判然としないものであるが、あるいは平窯の底部でないかと思われる。このトレンチからは上記以外に格別の遺構が検出されず、また瓦片の出土も極めて少なかった。また、ＮⅡＴは寺域外であるが、ＷＮⅡＴの様な生々しい生活址の包含層堆積状態になかった。

ＮＷＩＴでは、地表下60cm（Ｌ＝4.00）のＧｒ,Ｎ79付近を中心に東西に延びる黒褐色粘質土と微砂・細砂の練成土による上面幅３ｍの基礎地形状造成盛土が検出され、規模・形状・位置から北側築地基礎地形遺存部と判断された。この基礎地形は、トレンチ東壁面（Ｇｒ,Ｗ40ライン上）で上面がＧｒ,Ｎ77.37～80.37、高さが基盤層上60（北側）～10（南側）cm程遺存するものであるが、上面のＬ＝4.00以上が削平されているため築地の上部構築物が全く追求しえない。基礎地形の南（内）側は、上面南辺に沿って幅75cm、深さ35cmの基盤層に達する地下げ削平に伴う溝が掘られ、溝の外が基盤層の一部を削平してＬ＝3.90まで地下げされているが、他に比較すると地下げが深い。この溝は、ＷＮⅢＴ、北門基底部南側等で見られた遺存基壇基礎地形部と地下げ削平部を区画する溝と同様のものと考えられるが、南辺を削っているためその正確な位置を不明にしている。基礎地形の北側は、上面北端から斜めに水平距離22cm、垂直高差25cm下って（Ｌ＝3.63～3.70）幅50cmの犬走り状の段となり、その外が斜めに水平距離16cm、垂直高差11cm下って基盤層に至る。この犬走り状段の外側は、Ｅ３層からの溝状掘削により削られているが、Ｇｒ,Ｎ83付近の寺域外整地面（生活面＝Ｌ＝3.70）から掘り込まれた基盤層下に及ぶ掘り方に下って至る造成で、造成直後に掘り方が寺域外整地面まで埋められて犬走り状段と整地面が一連化した状態にあったと推定される。基礎地形の地下げは、Ｌ＝3.80にまで及び、特に基礎地形に近接して幅広い溝状の掘り込みが地下げ後に再度なされた状態にある。北側築地基礎地形は、上面及び犬走り状段のレベルが北門基壇基礎地形の門基底部及び犬走り状段のそれに一致し、上面の幅も門基底部のそれとほぼ同一にあり、北門基壇基礎地形に続く一

連の基礎地形であって、特に上面と門基底部が直接繋がるものと推定される。なお、ＮＷＩＴの瓦片出土はＥ層中から点在的であり、また地下げは比較的浅い状態にあった。

北側回廊、北門、北側築地の各基礎地形追求トレンチの土層は、次のとおりである。

◦ＮⅢＴ

Ａ　層＝上面Ｌ＝4.52

Ｂ　層＝前掲同様

Ｃ　層＝　〃

Ｄ　層＝　〃

Ｅ１層＝灰褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ２層＝灰黄褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ３層＝褐黄色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ４層＝灰褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ５層＝灰黄褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ６層＝黄褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｆ　層＝灰黄褐色粘土・微砂・有機質土層

基盤層＝Ｌ＝3.44～3.70

◦ＮＩＴ

Ａ　層＝上面Ｌ＝4.60　（Ｂ層欠）

Ｃ　層＝前掲同様

Ｄ　層＝　〃

Ｅ１層＝灰黄褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ２層＝黄褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ３層＝灰褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ４層＝黄褐灰色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ５層＝灰褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｆ１層＝黒黄褐色微砂・シルト・粘土・有機質土層

基盤層＝Ｌ＝3.50～3.66

◦ＮＷＩＴ

Ａ　層＝上面Ｌ＝4.60

Ｂ　層＝前掲同様

Ｃ　層＝　〃　　（Ｄ層欠）

Ｅ１層＝黒褐色細砂・粘土・有機質土層

Ｅ２層＝黒黄褐色粘土・細砂・有機質土層

Ｅ３層＝灰黒褐色粘土・細砂・中砂・有機質土層

Ｆ１層＝黒黄褐色微砂・シルト・粘土・有機質土層

基盤層＝Ｌ＝3.50～3.40～3.90

６．東側回廊・東側築地基礎地形　（第13・14図、図版16・17図）

東側回廊基底部及び東側築地基礎地形等寺域東部の状況を追求するため、Gr,Ｅ方向に延びるＥＩＴ（Gr,E13.3～31・Gr,N15～17）、ＥⅡＴ（Gr,E13.5～23・Gr,N31～32）、ＥＮＩ

T（Gr,E14.5～35・Gr,N47～49）、ENⅡT（Gr,E35～55・Gr,N47～49）及び補助トレンチとしてEIN1T、EIN2T、EIS1Tを設定した。

ENITでは、Gr,E18付近を中心に現水田面下55cm（L＝3.87）に、黒褐色粘質土・微砂・細砂の練成土による南北に延びる基礎地形造成盛土の遺存部分が検出され、規模・所在位置から東側回廊基礎地形の一部と判断された。この基礎地形は、トレンチ南壁面（Gr,N47ライン上）で上面がL＝3.87まで削平されて、Gr,E17.0～21.1にかけて遺存するが、基礎地形の微高且堅固さが寺院廃絶後に瓦窯構築地として利用され、Gr,N48.5～50.8にかけて瓦窯が構築されており、このトレンチ南壁で確認した東端も窯前庭部造成の削り取りの斜面であり、西側も大きく削り取られ、上面及び両側面が著しく変形されている。遺存基礎地形の東側は、Gr,E20.4～24.7にかけてL＝3.40～3.50まで削平されて円礫の平面的に埋設された瓦窯前庭部が造成されており、その東が一段下ってGr,E30～31.2にかけて基盤層を大きく削平して、L＝3.15～3.20の前庭部前面の平坦部となっている。この東は、さらに緩やかに下って一段低い（下段）平坦面となり、削平がL＝2.97と基盤層深くまで及んでいる。基礎地形の西側は、Gr,E17.0以西がL＝3.46～3.50まで地下げ削平され、さらにGr,E15.36以西が、E層堆積以前の基盤円礫層に達し（L＝2.95～3.05）、底部近くの環元層化したプライマリーな埋土を伴う溝状掘り方になっており、これも瓦窯構築時の背後の溝状掘り込みと推定される。このトレンチでは東側回廊基礎地形の所在を確認したまでであり、その構築状態を瓦窯のために検出しえない。なお、瓦窯構築材として壇上積石材や寺院の瓦が転用されており、前庭部前面平坦部及びその東下段平坦部の面上に、幡多廃寺第Ⅰ～Ⅲ様式瓦片が比較的多く散在していたが、瓦窯で焼成した瓦片は検出されていない。

ENⅡTでは、Gr,E40付近の現水田面下1.05m（L＝3.40）に上面幅2mの黒褐色粘質土・微砂・細砂の練成土による南北に延びる基礎地形造成盛土と、それに伴う溝が検出され、規模・所在位置から東側築地基礎地形の遺存部分と判断された。基礎地形は、トレンチ南壁面（Gr,N47ライン上）で上面がGr,E39.0～41.0にかけ存在するが、L＝3.40と寺院生活面からは著しく地下げ削平された状態にある。基礎地形の西（内）側は、上記瓦窯前庭部前面前方下段平坦部の削平が及び、L＝2.92～2.95まで基盤層が削平されており、この削平面のGr,E37に埋土の環元層化した幅53cm、深さ40cmのU字溝が設けられている。西側の遺存状態は、著しく地下げされている瓦窯生産活動区境東辺の土手として、東側築地基礎地形部分が一部削り取られて利用されたもので、溝もそれに伴うものである。基礎地形の東（外）側は、上面東端からGr,E42.05まで20cm下った犬走り状段を置いて、それ以東に基盤層を掘った幅6m、深さ40～66cmの二段状になった掘り割りが伴っている。この掘り割りは、犬走り状段東端から平均45度程の斜面をもってL＝2.80まで下った一段目がGr,E43.75まで至り、そこから急傾斜でL＝2.

48まで下って底面に達する西岸に対し、東岸がL＝3.14のGr,E 48.05から急斜面（水平距離15cm、垂直高差66cm）で達するもので、埋土が上部２層（10cm程）を除いて全て還元層化している。西岸は、一段目までの側面が造成盛土による築成であって以下が基盤層削り出しであり、東岸は、全て基盤層削り出しである。掘り切りは、造成状態からみて東側築地外に伴う区画的濠と考えられるが、犬走り状段と東岸地下げ削平面とが同一レベルであることから、基礎地形の犬走り状段以上の形状は、地下げに伴うものと判断される。濠の東側は、L＝3.12～3.20のほぼ平らな基盤層削平面が続き、堆積層にE層が全くなく、濠を境として著しい削平と以後の水田地帯にあったことを示している。寺域の整地面L＝4.00、寺域外の整地面L＝3.70と想定するところの濠は、幅6.5m、深さ1.5mの大規模なものであり、旧旭川支流が東に流れていたことも相俟って、東側からの浸水に対する水防の意図をもって設けられたものではないかと考えられる。なお、この濠は、瓦窯使用期にも築地基礎地形転用土手外の排水施設として利用されていたようである。このトレンチからの瓦片出土は、点在的に極めて少量であり、濠外にはほとんど存在していなかった。

ＥⅡＴでは、現水田面下70cm（L＝3.75）のGr,E 18を中心に、上面幅3.9mの黒褐色粘質土・微砂・細砂の練成土による南北に延びる基礎地形造成盛土が検出され、規模・位置から東側回廊基礎地形の遺存部分と判断された。この基礎地形は、トレンチ南壁面（Gr，N 31ライン上）で上面がGr,E 20.2～26.1まで遺存するが、上部・両側が著しく削平されているため構築状態を検出しえない遺存状態にある。この上面に凝灰岩石材（切石）片が滅り込んで遺存していたが、プライマリーな存在状態になく地下げ削平時の攪乱により、破壊転落した石材片が残存していたものである。基礎地形の東側は、上部のL＝3.72～3.60まで地下げ削平された寺院以前の円礫層の高まり（墳丘状盛円礫＝別項にて詳述）に盛土が同一レベルで続くもので、円礫層上に造成盛土された基礎地形が円礫と一緒に削平された状態にある。基礎地形の西側は、上面西端以西がL＝3.60まで緩やかに地下げをされており、地下げ面下にGr,E 14.8からL＝2.08の円礫基盤層に達する掘り方斜面が検出された。このトレンチ西方８mの第Ⅱ基壇ＥＴで基盤層上面（地下げ削平）高がL＝3.85にあるのに、ＥⅡＴ西端に基盤層が検出されなかったことと、掘り方及びその埋土のプライマリーな状況から、その斜面は基礎地形造成の掘り方が円礫層までなされ、造成盛土された基礎地形の西側面として造成されたものと推定される。このトレンチからの瓦片出土は、Gr,E 15.5以西のD層中に比較的集中した２次的瓦溜が存在した以外、E層中に点在的であった。

ＥＩＴでは、大半が現水田面下90～110cm（L＝3.5～3.3）と深くまで地下げ削平をされていたため、明瞭な基礎地形の遺存部分が検出されなかったが、削平面下のGr, E 15.5～25にかけて基盤層及びF層上に薄く遺存する黒褐色粘質土・微砂・細砂の練成盛土が検出され、一応東

側回廊基礎地形の末端底部と判断された。練成盛土の遺存状態は、上面の東がやや高く（L＝3.57）Gr, E 22.6から10cm程一段下って平面をなし（L＝3.47）、その段がGr, E 14.4から10cm程一段下って平面をなし（L＝3.16）て基盤層削平面に続くが、基盤層との間にGr, E 15.8からの掘り方底部（L＝3.25）が遺存しており、基礎地形西側末端が掘り方底面内60cm（Gr, E 15.6）に終わる状態にあった。また、盛土上面に野鍛冶炉址やピットが点々と確認され、瓦片も上面に接して点在し、この削平面は、地下げ削平時に一定の生活面であったことが判明した。練成盛土の東側は、寺院以前の自然堆積層の高く安定した状態にあったものが（L＝4.00前後？）、L＝3.5付近まで寺院基礎地形造成の掘り方として掘られて基礎地形が造成され、寺院廃絶後の地下げが東を少なく、高く残してGr,E 20付近から緩やかにL＝3.5付近まで地下げされ、その上に基礎地形造成土の崩壊土を薄く整地して生活面とした状態にある。従って、基礎地形の規模・両側の位置、造成状態などは、全く確認しがたい状態にあった。基礎地形の東、Gr, E 30付近は、寺院造成時の掘り方がほとんどなされず、地下げ削平もL＝3.8と高位置に止っていたため、プライマリーな包含堆積層（F層）が遺存し、甕棺が存在していた（別項で詳述）。また、この付近は、F層下にE ⅡTと同様に円礫層の高まり（上面L＝3.6）があり、丁度甕棺がその頂部に位置する状態にあった。いずれにしても、E ⅠTではGr, E 15.5以東に東側回廊基礎地形が存在していたことは事実であるが、その詳細を追求しえない状態にあった。瓦片の出土は、E層中から点在的であるが比較的多く出土し、削平上面にまで存在していた。

東側回廊・東側築地基礎地形の各トレンチの土層は、次のとおりである。

◦E N ⅠT

A　層＝上面L＝4.50

B　層＝前掲同様

C　層＝　〃

CD層＝C層・D層混層

D　層＝前掲同様

E 1層＝茶褐色微砂・粘土・有機質土層

E 2層＝灰褐色微砂・粘土・有機質土層

E 3層＝灰茶褐色微砂・粘土・有機質土層

E 4層＝灰黄褐色微砂・粘土・有機質土層

E 5層＝灰茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

基盤層＝L＝2.97～3.67～3.06

◦E N ⅡT

A　層＝上面L＝4.45

B　層＝前掲同様

C　層＝　〃

D　層＝　〃

DE層＝灰黄褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

E′層＝埋土層

基盤層＝L＝2.92～3.12

◦ＥⅠＴ

Ａ　層＝上面Ｌ＝4.45

Ｂ　層＝前掲同様

Ｃ　層＝　〃

Ｄ　層＝　〃

Ｅ１層＝黒褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ２層＝黄黒褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ３層＝黄茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

Ｅ４層＝茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

Ｅ５層＝黄褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

Ｆ１層＝茶褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｆ２層＝黄褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｆ３層＝淡黄茶褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｆ４層＝灰茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

Ｆ５層＝黄茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

基盤層＝東部円礫層Ｌ＝3.58、西部前掲基盤土層Ｌ＝3.15～3.32

◦ＥⅡＴ

Ａ　層＝上面Ｌ＝4.47

Ｂ層・Ｃ層・Ｄ層＝前掲同様

Ｅ１層＝黒褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ２層＝黄茶褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ３層＝黄褐色微砂・粘土・有機質土層

Ｅ４層＝茶褐色微砂・細砂・粘土・有機質土層

Ｆ１層＝黄褐色シルト・微砂・粘土・有機質土層

基盤層＝円礫層Ｌ＝3.17～3.06

７．南大門・中門基壇及び南側築地各基礎地形（第15図、図版第18・19・20）

南大門基壇・中門基壇・南側回廊基底部・南側築地の各基礎地形を追求するため、Ｇｒ,Ｓ方向に延びるＳⅠＴ（Ｇｒ,Ｓ26～42・Ｇｒ,Ｗ27～29）、ＳⅡＴ(Ｇｒ,Ｓ45～60・Ｇｒ,Ｗ31～33）、ＳⅢＴ(Ｇｒ,Ｓ35～67・Ｇｒ,Ｗ１～３)及び補助トレンチのＳⅢＥＴ、ＳⅢＷＴを設定した。

ＳⅢＴでは、現水田面下70cm（Ｌ＝3.60）のＧｒ,Ｓ52付近を中心に、黒褐色粘質土・微砂・細砂の練成土による東西に延びる造成盛土が検出され、規模・位置から南大門基壇基礎地形の遺存部分と判断されたが、上部が削平されているため全く不明である。この基礎地形は、トレンチ東壁面（Ｇｒ,Ｗ１ライン上）で遺存上面がＧｒ,Ｓ49.15～55.05の幅5.90mの平坦で、基盤層上の高さが両側20cmと、基盤層の地下げ削平面（Ｌ＝3.39）から突出した状態に基底部が僅かに遺存するものである。基礎地形の北側に、約70cmの間隔を置いて幅1.5m、深さ15cmの基盤層を掘っただけのＵ字溝が並行し、また南にも80cmの間隔を置いて幅85cm、深さ20cmの基盤層を掘っただけのＵ字溝が並行し、これら両側の溝は、ＷＮⅢＴ・ＮⅢＴ等の基礎地形遺存部と削平部の境に掘られた溝と同様のものと推定され、大まかながら南大門基壇基礎地形の範囲を想定させるものである。南側の溝は、底部に掘立て柱の根元が遺存し、また他にも柱穴が確認され、寺院廃絶以降の区画的な溝と判断される。南大門基壇基礎地形の掘り方は、削平が両側の

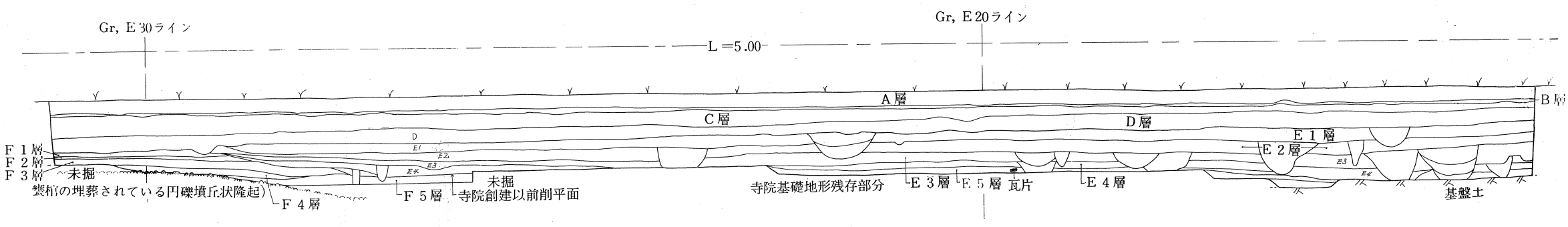

E 1 T 南壁面実測図

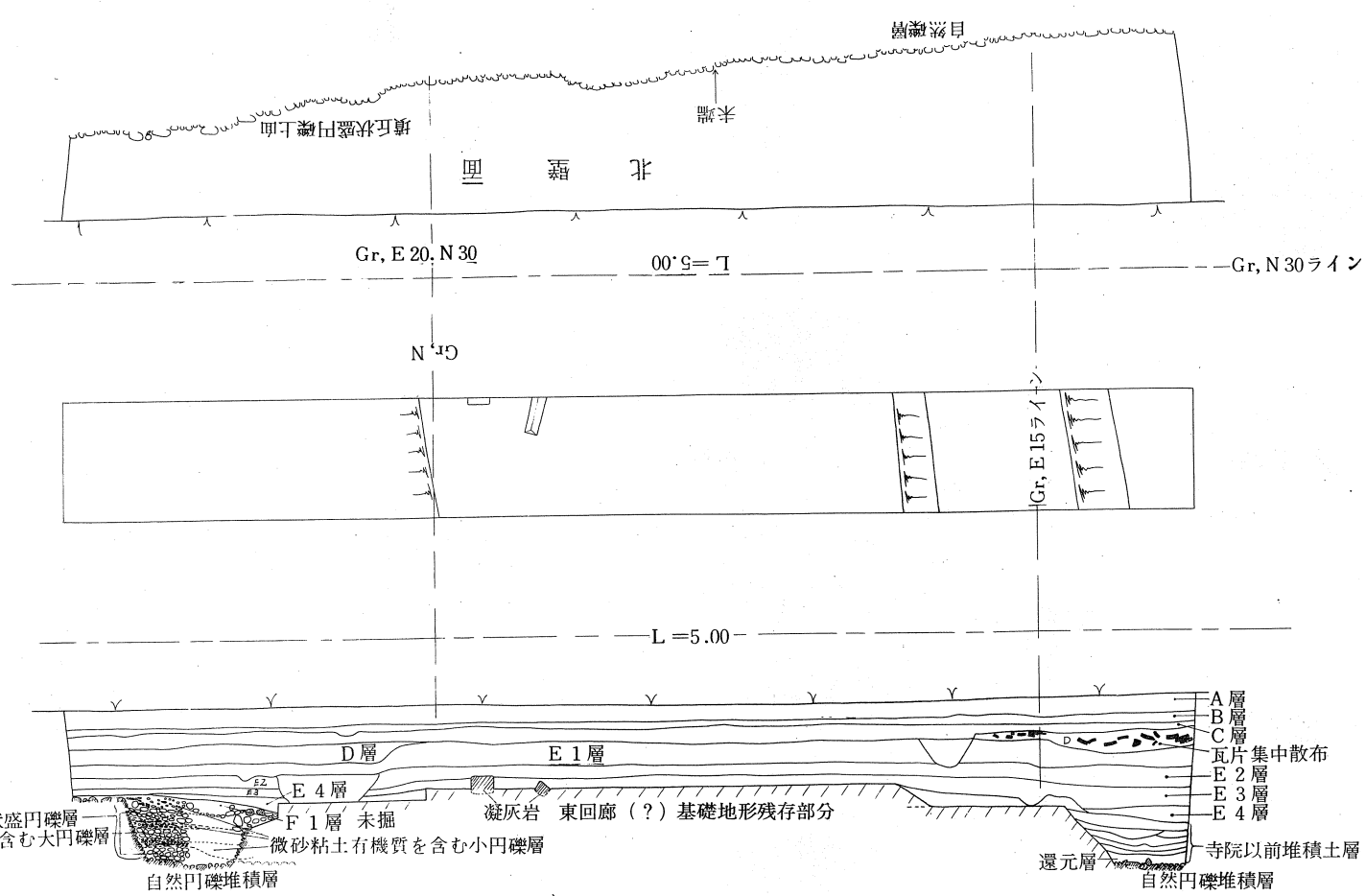

E Ⅱ T 平面南壁面実測図

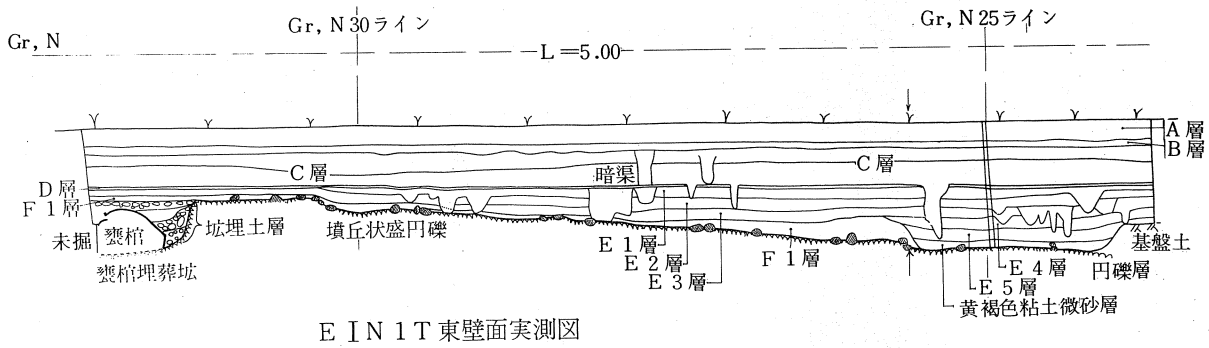

E I N 1 T 東壁面実測図

0 1 2 3 4 5 m

第14図
E I T, E Ⅱ T, E I N 1 T 実測図

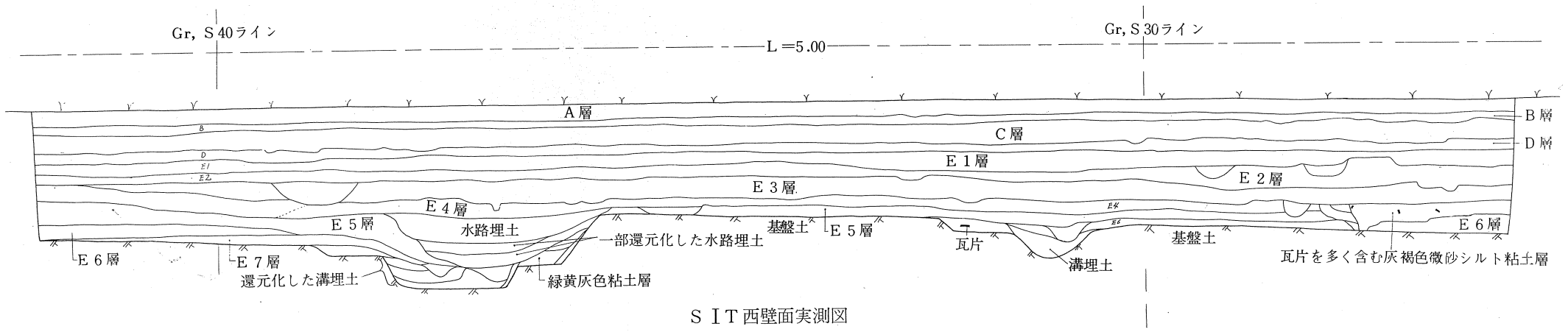

S I T 西壁面実測図

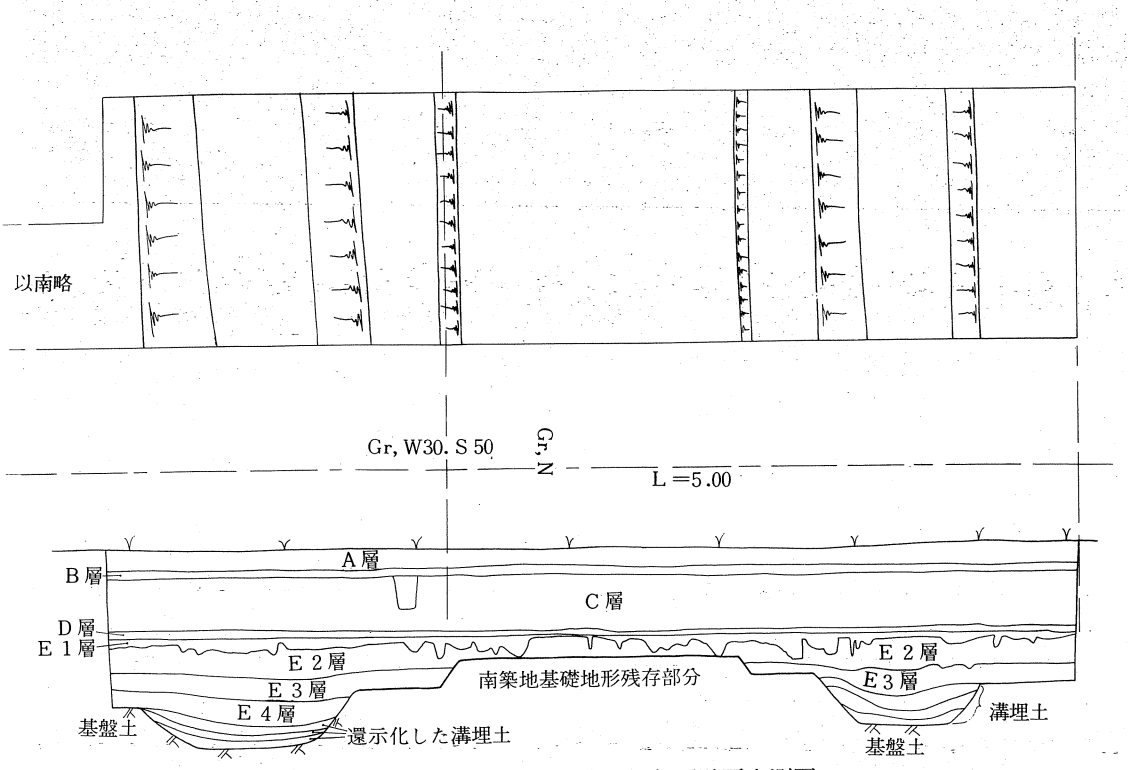

S ⅡT（南築地）平面,西壁面実測図

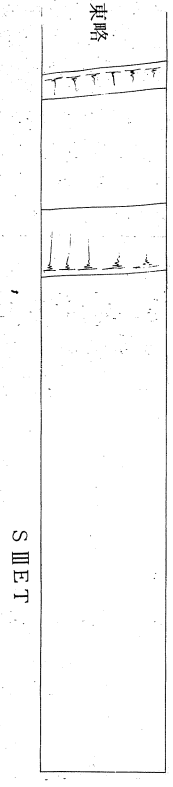

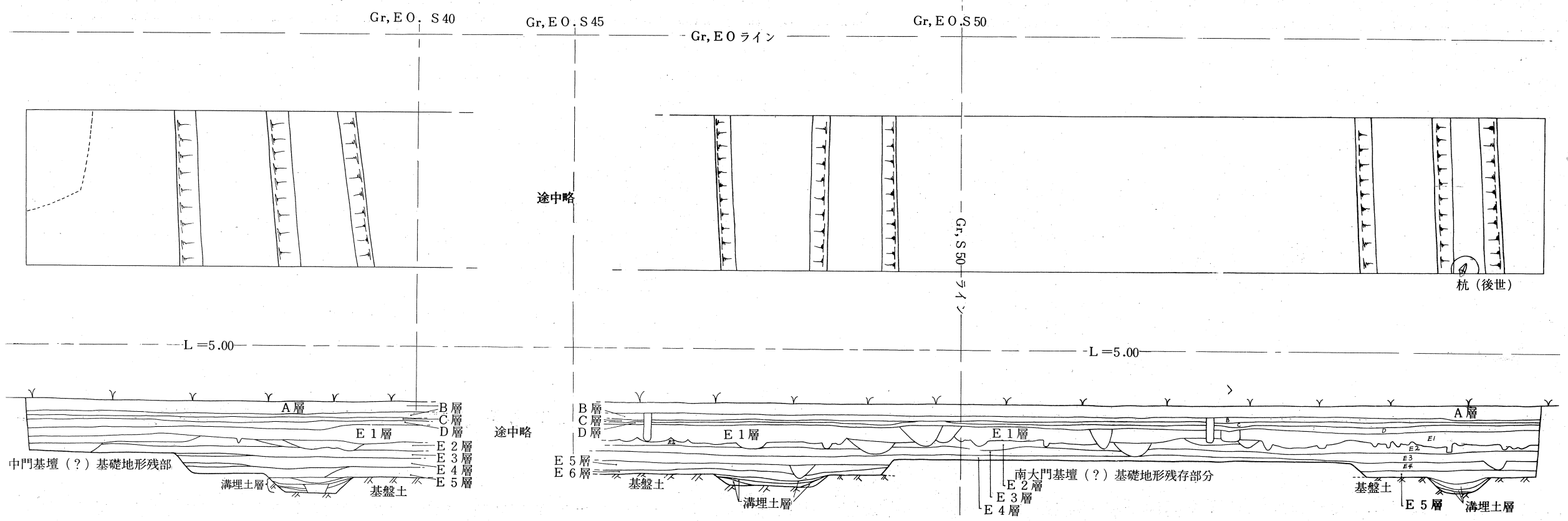

S ⅢT（中門,南大門？）平面 南壁実測図

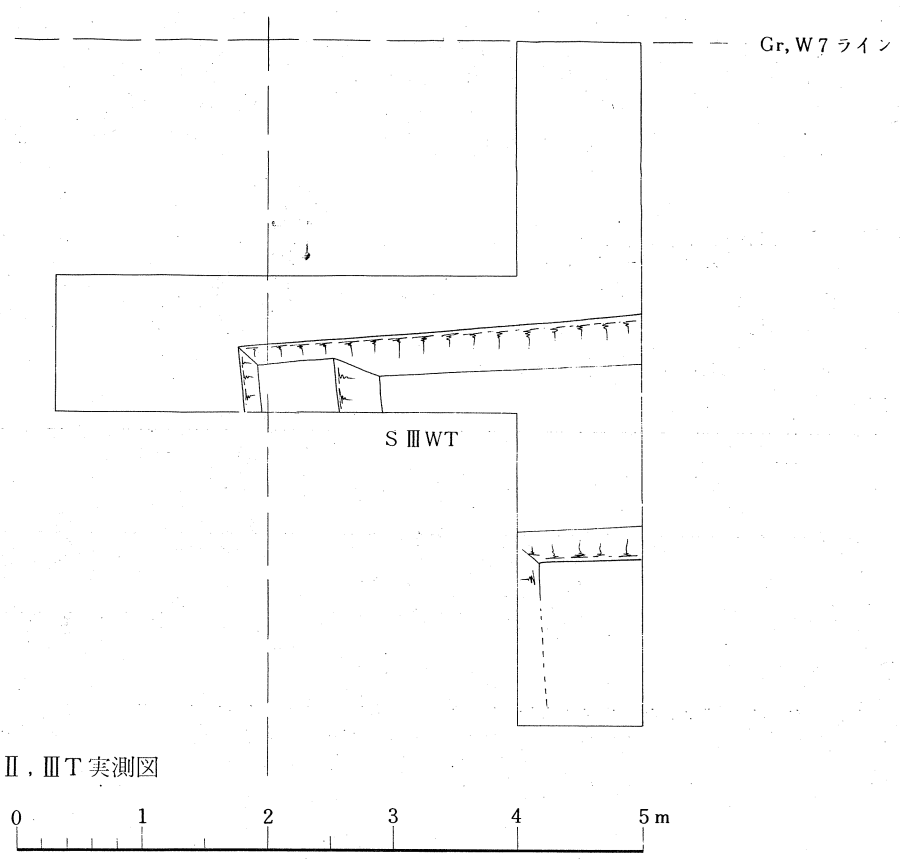

第15図 S Ⅰ, Ⅱ, ⅢT実測図

一部を削り取られて基盤層中にまで及んでいるため、全く追求しえないが、基礎地形遺存部及び両側溝から、基礎地形は、Gr, S 48.5～55.5付近にあったと推定され、基壇の中心がGr, S 52.1付近にあったと一応想定される。なお、南大門遺存基礎地形は、削平上面に柱穴や焼土・炭の混入したピット、さらに埋土の若干軟弱な掘り込み等が多く存在し、また、直上の包含層中に多量の平安時代後葉から鎌倉時代前半頃のカワラケ等日用雑器片や生々しい有機質土が検出された。この状態からみて、南大門基壇は、基壇及び基礎地形及び周辺が地下げ削平された時に、その高さと堅固さが利用されて、生活の場として削り残されたものと推定される。遺存基層上のE層中より比較的多くの瓦片が出土したが、これも2次的なものでプラマイマリーな瓦溜は遺存していない。

南大門基壇基礎地形の東西両端を追求するためSⅢET、SⅢWTをGr, W方向に従えて設置した。SⅢETでは、トレンチ南壁面（Gr, S 53ライン上）のGr, E 6.07以西の現水田面下75cm(L＝3.56)に、SⅢTで確認された基礎地形の遺存部分の続きが検出され、それ以東が基盤層中に掘り込まれたU字溝を置いて基盤層中のL＝3.15にまで達する深い地下げ削平がされている。この溝も、基礎地形削平に伴う境状の溝と判断され、基礎地形の東辺がGr, E 6～7付近にあったと推定され、基壇東端がGr, E 5付近にあったのではないかと推測される。一方、SⅢWTでは、トレンチ南壁面（Gr, S53ライン上）のGr, W9.15以東の現水田面下75cm（L＝3.59）に基壇基礎地形遺存部分が検出され、それ以西が基盤層中にまで掘り下げられた幅1.95m、深さ65cm（西側＝36cm）のU字溝を隔てて、基盤層中のL＝3.30に達する地下げ削平がなされている。この溝も、SⅢETと同様に基礎地形削平に伴う境界状の溝と判断され、基礎地形の西辺がGr, W 9～10付近、門基壇の西端がGr, W 8付近にあったのではないかと推測される。SⅢWTでは遺存基礎地形の西辺を北へ追求したところ、Gr, W9.47・Gr, S49.76地点でほぼ直角に西へ曲り、この地点で南側築地基礎地形に接続するものである。南大門基壇基礎地形と南側築地基礎地形の接続位置付近の後者は、基盤層(L＝3.30）上に20～27cm（L＝3.50～3.57）の造成盛土が上部を削平されて遺存するもので、南側に南大門基礎地形西側の溝に直角に曲って続き、幅1.50m・深さ37cmの地下げに伴う基盤層を掘った溝がやはり沿っている。しかし、SⅢWTで検出された南大門基壇基礎地形及び南側築地基礎地形の遺存部分の輪郭線は、寺院廃絶後の何回かに亘る地下げ削平と削り取りによって形成されたものである。さて、以上の南大門基壇基礎地形を追求するトレンチの観察・想定から、南大門基壇は、極めて大胆な推測として東西13m・南北6mの規模を想定しうる。SⅢTでも南大門基壇基礎地形上の堆積状態は、B・C・Dが非常に薄く、E 1層が上面のL＝4.00と高いのみならず多くのピットを含み、この一帯は水田化されるまで微高地として畑地あるいは生活区とされていたようである。

一方、SⅢTのGr, S 37以北の現水田面下70cm(L＝3.60)に黒褐色粘質土・微砂・細砂の

練成土による上部・南側面の削平された基礎地形の遺存部分が検出され、位置から一応中門基壇基礎地形の底部と判断されたが、諸般の都合により東・西・北三方の追求を及ぼしえていない。この基礎地形は、トレンチ東壁面（Gr, W1ライン上）のGr, S 36.90以北に造成盛土の平坦な遺存上面があり、それ以南が25cm下って幅90cmの犬走り状の平坦な段を残して、さらに5cm下って基盤中に及ぶ地下げ削平面（L＝3.30）に至る地下げ削平状態にあるもので、犬走り状の段と削平基盤層と門に幅1.15m、深さ25cmの基盤層を掘っただけのU字溝が伴っている。この溝も、地下げ削平時に高まりとして遺存する基礎地形部分との境界的な溝として設けられたものと判断され、他の遺存基礎地形と同じく側辺位置を大まかながら示すものと思われ、基礎地形南辺がGr, S 37～38付近にあり、中門基壇南端がGr, S 36付近にあったのではないかと一応推測される。この遺存基礎地形上面には、南大門のそれと同様に生々しい竪穴式住居址状の落ち込みや柱穴・ピット等の生活痕が残り、基礎地形の堅固さと高さが寺院廃絶後に居住区、生活区として利用されたものであろう。中門基壇基礎地形は、その南辺を確認したに止り、その規模・形状を追求するまでに至っていない。なお、この基礎地形付近からの瓦片の出土は、極めて少なくプライマリーな瓦溜、2次的瓦溜が残っていない。

SⅡTでは、現水田面下90cm（L＝3.50）のGr, S 47.5付近を中心に、黒褐色粘質土・微砂・細砂の練成土による東西に延びる造成盛土が検出され、規模・位置から南側築地基礎地形と判断された。この基礎地形は、遺存上面がトレンチ西壁面（Gr, W43ライン上）のGr, S 47.7～49.9の幅2.20m、高さが基盤層上20cmとその底部の遺存するものであるが、上部が削平されていて全く追求しえない遺存状態にある。基礎地形の北（内）側は、一段下った幅50cmの段を置いて基盤層を掘っただけの幅1.3m、深さ40cmのU字溝を隔てて、L＝3.26～3.30の基盤層削平上面が続くものであるが、これらの形状は後世の地下げ削平に伴って形成されたと判断される。基礎地形の南（外）側は、一段下って（23cm）幅68cmの犬走り状を設けた（L＝3.27）外に、幅1.70m、深さ47cm（底面L＝2.81）の基盤層を掘っただけの幅広いU字溝を隔てて、L＝3.13の基盤層削平上面に至るもので、後世の地下げ削平に伴って形成された形状と判断される。溝外の削平基盤層上面は、南へL＝3.17～3.20の削平平坦面が続き、点々と柱穴やピットが検出される。なお、外側の溝は、SⅢWTの南側築地基礎地形外側の溝に続くと推定される。築地基礎地形遺存部分を境として南側の方が地下げ削平が低く、外側の溝の水路状に幅広いものであるのに対して、北側の溝の排水溝状に狭小であること等から、寺院廃絶後の地下げ削平時に築地基礎部分は、堅固性や排水路等の構造的要素によりENⅡTの様に境界的な土手及び溝として上記の形状にされて再利用されたと推定される。SⅡTで検出された基礎地形は、南側築地基礎地形の適確な位置・規模・形状を追求しえるものでないが、その所在位置を充分に推測させるものであり、南側の築地がGr, W43ライン上のGr, S 48～49付近にあったと想定される。

しかし、ＳⅡＴの南側築地基礎地形位置から東への復原推定延長線と、ＳⅢＷＴで検出された南大門基壇基礎地形の南側築地基礎地形接続部分位置とは若干の食い違いがあるが、地下げ削平時及び後世の再利用時における削り取り加減によるものであろう。このトレンチの堆積状態から、この付近は、寺院廃絶後の地下げのみならず現水田層に直接に継続する旧水田層（Ｃ層）造成時にも地下げがなされ、その深さがＬ＝3.70と深い。また、ＳⅡＴからの瓦片出土は、少量且散漫であった。

なお、南側築地基礎地形と南大門基壇基礎地形の配置状態は、著しく南に突出した南大門の北辺に築地が接続する平面の形状にあり、古代寺院平地伽藍の通例からすれば妥当な状態になく、寺院廃絶後の基礎地形再利用の外郭と寺院のそれを混同し、あるいは、西側築地基礎地形部での方位測定に同じような混同の誤りを犯している可能性も多分にあるが、今回の発掘では遺構保全を第一義として切断追求に及んでなく、不明のままである。

ＳＩＴでは、著しく地下げ削平された現水田面下140cm（Ｌ＝3.00）の基盤層削平上面のＧｒ，Ｓ32～36に割合の多い微砂・細砂と黒褐色粘質土の混成造成土による、高さ17～20cm（Ｌ＝3.17～3.20）の東西に延びる低い土手状の造成地形が検出された。この地形は、北（内）側に幅85cm、深さ30cmの基盤層を掘っただけのＵ字溝を伴い、南（外）側にも両側に犬走り状の段を伴う埋土の還元層化した幅146cm、深さ35cm（底面Ｌ＝2.42）の基盤層を掘っただけのＵ字溝が設けられている。また、地形の南側は、地形の上面と同一高まで溝南側及び溝が埋った段階で、再度溝が修復掘削されている。両側の溝の外側は、大幅に地下げをされた基盤層削平面が続き、両側ともＬ＝3.00付近まで深く地下げが及んでいる。この地形は、所在高度及び両側溝と削平の状態からみて、寺院廃絶後の地下げに伴う境界あるいは通路的な土手状のものと判断され、所在高度的に寺院の基礎地形と全く無関係に造成されたと推定される。このトレンチには、寺院関係遺構が全く遺存していないと判断される。ＳＩＴでの瓦片出土状態は、全体に点在且散漫であるが、地形以北の基盤層直上層及びその上層中から鴟尾片を始めとして、瓦片が比較的多く点在していた。また、地形上面から寺院に伴うと推定される鉄釘片が、一片ながら検出されている。

南大門・中門・南側築地追求の各トレンチの土層は、次のとおりである。

◦ＳⅢＴ

Ａ　層＝上面Ｌ＝4.30
Ｂ　層＝前掲同様
Ｃ　層＝　〃
Ｄ　層＝　〃

◦ＳⅡＴ

Ａ　層＝上面Ｌ＝4.40
Ｂ層・Ｃ層・Ｄ層＝前掲同様
ＥⅠ層＝黒褐色シルト・微砂・粘土・有機質土層

E１層＝黒褐色シルト・微砂・粘土・有機質土層
E２層＝黄褐色微砂・粘土・有機質土層
E３層＝灰茶褐色微砂・粘土・有機質土層
E４層＝茶褐色微砂・粘土・有機質土層
E５層＝灰黄茶褐色微砂・粘土・有機質土層
E６層＝暗黄褐色微砂・粘土・有機質土層
基盤層＝L＝3.31～3.39

E２層＝茶褐色微砂・粘土・有機質土層
E３層＝灰茶褐色微砂・粘土・有機質土層
E４層＝暗茶褐色微砂・粘土・有機質土層
基盤層＝L＝3.17～3.27

◦SIT
A　層＝上面L＝4.40
B　層＝前掲同様
C　層＝　〃
D　層＝　〃
E１層＝黒黄褐色微砂・粘土・有機質土層
E２層＝黄灰褐色微砂・粘土・有機質土層
E３層＝黄褐色微砂・粘土・シルト・有機質土層
E４層＝暗黄褐色微砂・粘土・シルト・有機質土層
E５層＝灰黄褐色微砂・粘土・シルト・有機質土層
E６層＝灰茶褐色微砂・粘土・シルト・有機質土層（瓦片出土最下層）
E７層＝灰褐色微砂・細砂・シルト・粘土・有機質土層
基盤層＝L＝2.90～3.00

なお、主幹トレンチのWIT・WNIT・WNIIT・WNIVT・NIIT及び補助トレンチについては、記載を省略する。

二、弥生時代埋葬遺構（第16・17図、図版第21～25）

寺院廃絶後の地下げが浅く止っている第Ⅱ基壇東方の一画に、プライマリーな遺存状態にある弥生時代中期後葉の埋葬遺構が検出され、EIT東部と補助トレンチEIN1Tの甕棺及び補助トレンチEIN2Tの多くの埋葬土坑とは、一応の追求を実施した。

EIT東部は、寺院廃絶後の地下げ削平がGr, E39付近から西に緩やかになされているばかりでなく、現在の水田に継続する水田化もL＝3.80と高位置で止っていたため、EIT東部を中心にプライマリーな土層が存在し、甕棺墓が検出された。この甕棺墓は、Gr, E31・N16地

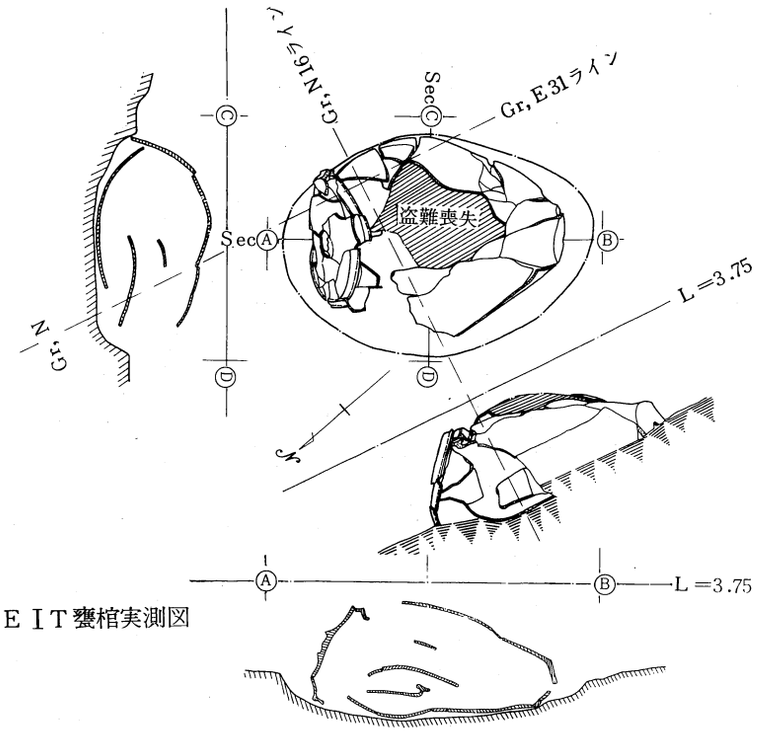

ＥＩＴ甕棺実測図

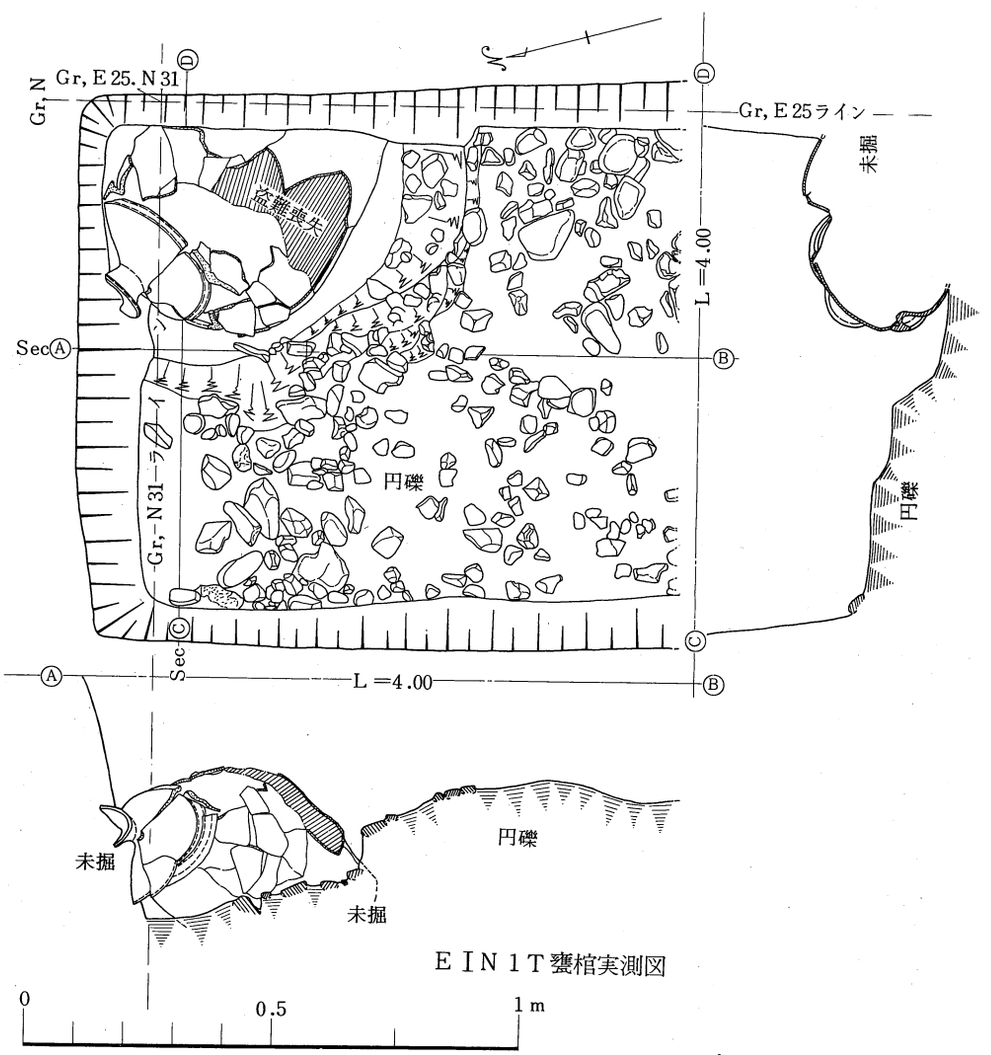

ＥＩＮ１Ｔ甕棺実測図

第16図甕棺実測図

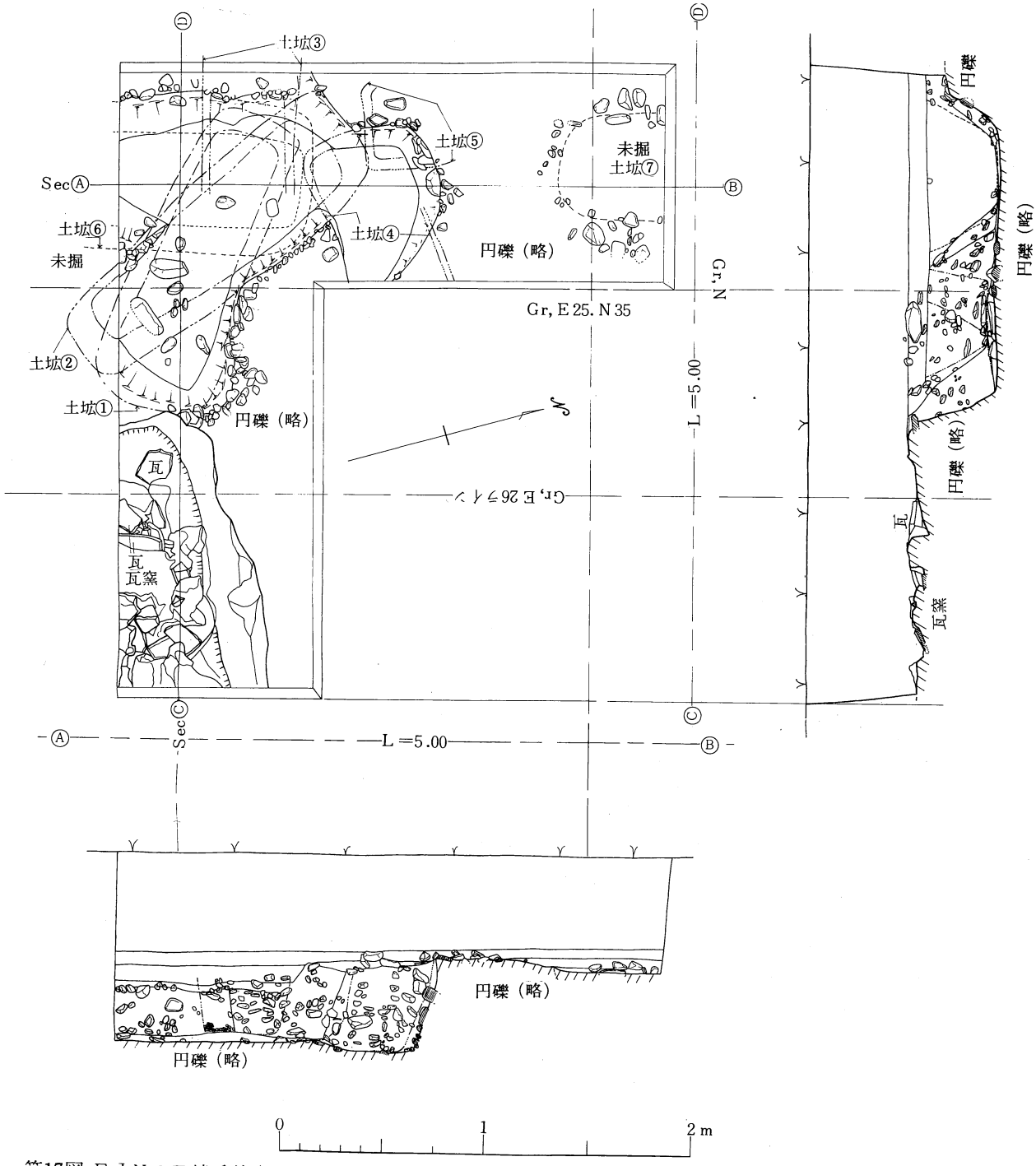

第17図 ＥⅠＮ２Ｔ墳丘状盛円礫内土坑墓実測図

点付近のＦ１層下に高坏の蓋を伴い、北東に口を向けて緩く斜め上向きに横転して埋納されたものが、下半分の潰れた状態で検出され、甕棺上部（横向き胴部）と小口（甕底部）に穿孔があり、甕棺口縁部を嵌め込んで高坏の蓋がしてある。甕棺は、Ｆ１層を平面的に漸次削平していくとその上部が露出したもので、上部検出段階で墓坑（掘り方）を追求したが確認しえず、大半の露出した（最上部から15cm下）Ｆ１層に至って、長径63cm、短径45cmの平面卵形の掘り方が確認され、底部の円礫層上面に達する浅い窪だけのものである。掘り方は、Ｆ１層からなされていたものであったのを、調査担当者の不見識から確認しえなかった可能性もあるが、Ｆ層を掘って、その排土で再び埋め返されると識別が非常に困難である。ＥＩＴ東部の基盤層は、円礫層で、甕棺の存在する付近が平坦な頂上部（Ｌ＝3.58）となった緩やかな高まり状態にあり、南・西・北に緩やかに下るものである。埋納甕棺の復原最高面が掘り方底面（Ｌ＝3.47）上35cm（第22図の復原実測参照）のＬ＝3.82に想定され、甕棺墓の上面は、それより若干高いとしてＬ＝3.90付近にあったと考えられる。塔基壇ＥＴで検出された弥生時代中期後葉の住居址床面高度（Ｌ＝3.10）から、当時の生活面がＬ＝3.60～3.70と推定され、甕棺墓の埋土上面は、当時の生活面から20～30cm程の高まりを呈すものであったと推測される。甕棺墓は、ＥＩＴの層位からいえば、甕棺埋納当時の生活面であった円礫上面及びＦ５層上に、埋葬用域として人為の盛土（Ｆ１～４層）がなされ、それに墓坑が掘られ、甕棺が埋納されたものである。埋葬用域の盛土は、上部及び両辺、北辺（ＥＩＮＴ）の地下げ削平されているのと東部の未掘のため、形状が判然としないが、高さが30～50cm程で、径が10～15ｍ前後の円または楕円形の低い墳丘（段）状施設と推定される。墳丘状施設は、甕棺を埋納位置西端として東に続き、未掘の東部にＥＩＮ２Ｔで検出された様な土坑墓の存在している可能性が強く、一つの単位的墓域を形成するものと推定される。

ＥⅡＴ、ＥＩＮ１Ｔ、ＥＩＮ２Ｔの各トレンチにわたって、ＥＩＮ２Ｔ付近に中心のある円礫堆積の高まりが存在し、ＥＩＮ２Ｔで円礫層を掘った７基の墓坑と、中心部南端にあたるＥＩＳＴ北端に円礫層を掘った甕棺墓が検出された。甕棺墓は、Gr, Ｅ25・Ｎ31付近を中心に高まりの平坦な頂部の南辺内１ｍに位置し、円礫堆積を不定形な長楕円形に深さ50cm掘り下げた埋葬坑に、小口頭部（甕口縁）を北北西に向け、仰角約25度の傾きで直接に埋納されている。埋葬坑の埋土は、円礫及び微砂の層序をもってなされ、少しずつ丁寧に埋められた状態にある。甕棺は、甕の本体と蓋の高坏との組み合った、原形をほぼ完全に残すが、両方とも破損、亀裂状態にあり、内部に土砂が流入して固まった状態にあった。この甕棺墓は、トレンチ範囲内に限って追求したもので、墓坑の約⅓を掘って甕棺の半分を露呈させて、存在と状態を確認したに止め、未掘部分を多く残し、全貌が未検出のままにある。甕棺の胴部最上部にＥＩＴのもの

の様な穿孔が、存在していない。甕棺の甕及び蓋の高坏は、弥生時代中期後葉の所謂仁伍式のものである。

EIN2Tでは、Gr, E25・N33地点を中心に、円礫堆積の高まり頂部を掘り下げた土坑状墓坑の、切り合い復合した6基と少し離れた1基が検出されたが、トレンチ内に限っての追求のため墓坑群の全貌が不明であり、周辺に土坑状墓坑、甕棺墓のもっと存在している可能性が強い。また、このトレンチ東部のGr, E25.5以東に、円礫の高まりを利用して構築された瓦窯の一部が検出されたが、これも存在を確認したにすぎず、全く追求していない。検出された墓坑は、長さ150 ～170 cm、幅50～70cm、深さ（現状）35～45cmの平面が不定形な隅丸長方形の土坑墓状に、円礫堆積を掘り込んだもので、全て形状、規模、方位がまちまちに切り合い複合している。この内の6基の墓坑は、Gr, E24.8・N33地点付近を中心に、意図的に集中して墓坑が設定された状態にあり、上記の甕棺が墓坑集中箇所の南端に位置している。なお、北に少し離れた1基の墓坑は、南部の1/3程度を確認しているにすぎず、周辺の追及を実施していないため、切り合うか近接して他の墓坑が存在しているか否かは不明であるが、その間隔から甕棺を含む上記の集中墓坑群に近接して、別に形成されている墓坑群の縁辺の1基と推定される。あるいは、単位的な墓域の形成は、数基から十基前後の集中墓坑群の幾つかから構成されている可能性が強いが、墓域としては一部を発掘したにすぎず、形成状況の推定のできるまでに追求を及ぼしえていない。なお、個々の墓坑は、著しく切り合っていることにもよるが、全く遺物を伴わなく、僅かに埋土中に転落・混入した弥生式土器細片が数点含まれるものもあったにすぎない。また、墓坑の埋土は、掘り上げた円礫の埋め返しでなく、別地点から搬入した土砂によるもので、円礫堆積中に設けた墓坑が一目瞭然に判別できる状態にあり、結果的に墓坑群の識別をなすものであったのかも知れない。墓坑の形式は、甕棺墓から弥生時代中期後葉と判断される。

さて、上記の土坑状墓坑、甕棺墓の設けられている円礫堆積の高まりは、平坦な頂部に埋葬施設の設けられた、径20m前後の円形に近い平らな壇状の、一見自然円礫堆積層に見え、EIN1Tでは、甕棺墓の南約1m （Gr, N30.3） から緩やかな斜面で南へ水平距離5.6m、垂直高差50cm下って裾末端（Gr, N25.7）となり、末端外が水平な円礫自然堆積層である。しかし、末端外円礫自然堆積層上面（L=3.40）の基盤層（削平上面L=3.60）、末端上のF1層（削平上面L=3.66）及び当時の生活面推定高度L=3.60～3.70からみると、高まりの末端が、EIN1TのGr, N28付近となり、径も十数メートルの規模となる。もっともGr, N25.7の末端付近上部に、本来あるべき基盤層がなくてF1層があることから、円礫堆積の高まりは、基盤層を掘り下げて末端を形成したものであり、Gr, N25.7が本来の末端である。EIITで円礫堆積の高まりの頂部西端付近（L=3.80）を一部掘り下げたところ、頂部から60cm下にほとんど

有機質を含まなく、粗砂・中砂を含む水平状の円礫層があり、これが自然堆積の円礫層と判断された。この円礫自然堆積上の円礫堆積は、有機質土・シルト・微砂を含む大円礫(長径5～6cm）と小円礫（長径2~3cm）の層が、各３層ずつ互層状に水平的な堆積状態にあり、堆積状態及び有機質土の含有から人為的に築盛されたものと判断された。また、ＥⅡＴでは、ＥＩＮ１Ｔの甕棺墓の西方が水平距離5.5cm、垂直高差50cmの緩やかな斜面であり、斜面裾末端外に幅120 cm（Gr, E 17.6～18.8）、高さ20ｍ（上面Ｌ＝3.46）の円礫の小土手状盛り上げがあり、その外が円礫自然堆積層に続き、盛り上げがこの高まりの西端を区割する末端築成と判断される。

以上の確認事項から、円礫堆積の高まりは、人為的に円礫を盛って墳丘状に造成した単位的墓域と考えられ、一応墳丘状盛円礫と仮称しておく。なお、墳丘状盛円礫は、諸般の事情により全貌を把握しえれるまでに追求しえておらず、ＥＩＮ２Ｔで中心頂部の埋葬の一部分と、ＥＩＮ１Ｔ、ＥⅡＴで南・西側の末端を確認したに止り、全体の形状・規模を適確に検出しえれるまでに至っていない。南・西両末端から、径20ｍ前後、高さ60cm程の皿を伏せた様な低い円墳状の形状が、一応推測される。墳丘状盛円礫の単位的墓域は、特定の墓制として形成されたものか、あるいは、普遍的な世帯共同体の単位的墓域なのかの判断をしうるまでの追求と、同時期の墓制の資料集積検討にまで至っていない。しかし、ＥＩＴ東部及びＥＩＮ２Ｔ中心の墓域は、いずれも盛土（円礫）の高まりを造成して墓域を形成したもので、単位性の顕示面からみれば盛土（墳墓）の萌芽を示すものであろう。弥生時代中期の岡山平野にみられる集落に近接して営まれた遺体処理的な集団墓域に比較すると、これらの墓域は、埋葬における墓域の特定化と送葬の変化を示唆し、あるいは、次の期時に墓域が丘陵に移ることの要因に関連する要素を、内包するものであろう。いずれにしても、その全貌、実態、様相が未追求であるが、これらの盛土・盛円礫の墳丘状墓域は、弥生時代中期後葉ひいては後期の墓制と送葬概念を考察するうえに、注目すべき実例であり、今後の墓域追求の発掘調査が望まれる。

なお、墳丘状盛円礫付近は、円礫層のためか寺院造成時の掘り方及び廃絶後の地下げ削平が、その斜面に沿うもので、ほとんど頂部付近が削平されておらず、頂部の削平がＬ＝3.95と高位置に止っている。同時に、この盛円礫頂部の高度は、常識的にみて寺院整地面上に円礫の高まりが露出していたと考えられないから、寺院整地面のＬ＝3.95を証明するもので、前述のその推定面Ｌ＝4.00を傍証するものでもある。

（出宮徳尚）

三、住　居　址

幡多廃寺下層で確認された住居址は、合計６ケ所がトレンチ最下層で確認された。又、住居

址の可能性の強い落ちこみが1ケ所確認されている。住居址は、出土遺物によって時期が明確に判明したもの2軒、出土遺物あるいは遺構の状況から時期の推定できるもの3軒、まったく時期不明のもの1軒であった。尚、住居址は、各トレンチ最下層で検出され、今回の調査目的外であるため発掘調査を実施していない。発掘の進展上やむをえず調査を実施する場合もできるだけ遺構の現状維持をはかるため最少限度の発掘にとどめた。

1．塔基壇ＥＴ住居址（第5図、図版第3、塔基壇ＥＴ）

塔基壇ＥＴの最下層で確認された円形の竪穴住居址で、トレンチにより住居址の約半分を確認している。住居址は、トレンチ南壁にそって、幅約30cmを床面まで掘り下げた。住居址は、径約5ｍ40cm、深さ約20cmで、上半が寺院造成によって削り取られていた。出土遺物は、第23図Ya2に示す弥生時代中期後半の直口壺が床面に密着し、破損した状態で検出された。この土器の検出により住居址の時期を決定することができた。尚、今回の調査では、他の遺物は一切検出されていない。

2．ＮⅢＴ住居址1（第18図、図版第15、ＮⅢＴ住居址）

ＮⅢＴの北回廊に南半分がかかる状態で確認された住居址である。住居址の約¼弱の調査を実施している。径約5ｍ30cm、深さ45cmの円形住居である。住居址の側壁は、全面にわたり火を受けた痕跡を残し、住居址埋土中には、多量の焼土・炭等が検出されている。北側トレンチ壁に接する側壁には強く火を受けた焼土塊が壁に付着した状態で、その直下の床面にも火を強く受けた焼土塊が認められた。この焼土塊があるいはカマドを形成していた残骸とも考えられたがその確証は得られなかった。2ケ所の柱穴の間に石を中心に焼土の一定の広がりが認められたが、これも炉等の明瞭な遺構を形成するまでにいたっていない。検出された遺物は、柱穴中間部の石と甕形土器一個体分が床面に接して検出されたのみであった。土器は、第24図Gb18に示す甕形土器で、口縁部を欠損しているが弥生時代後期後半の甕である。

3．ＮⅢＴ住居址2

ＮⅢＴ住居址1と切り合い関係を持つ住居址で、ＮⅢＴ住居址1によって切られている。この住居址は、ＮⅢＴ住居址1の北側で住居址の一部がトレンチによって三日月状に検出された。住居址は、円径で直径は不明であるが深さ約45cmでＮⅢＴ住居址1と非常に似た状態を示していた。伴出遺物は、現在のところ未検出であるが、ＮⅢＴ住居址1に切られていることから住居址1よりは古い時期のものである。しかし、住居址1と似かよった状態を示していることなどから時間的にあまり隔たらない時期のものと推定される。

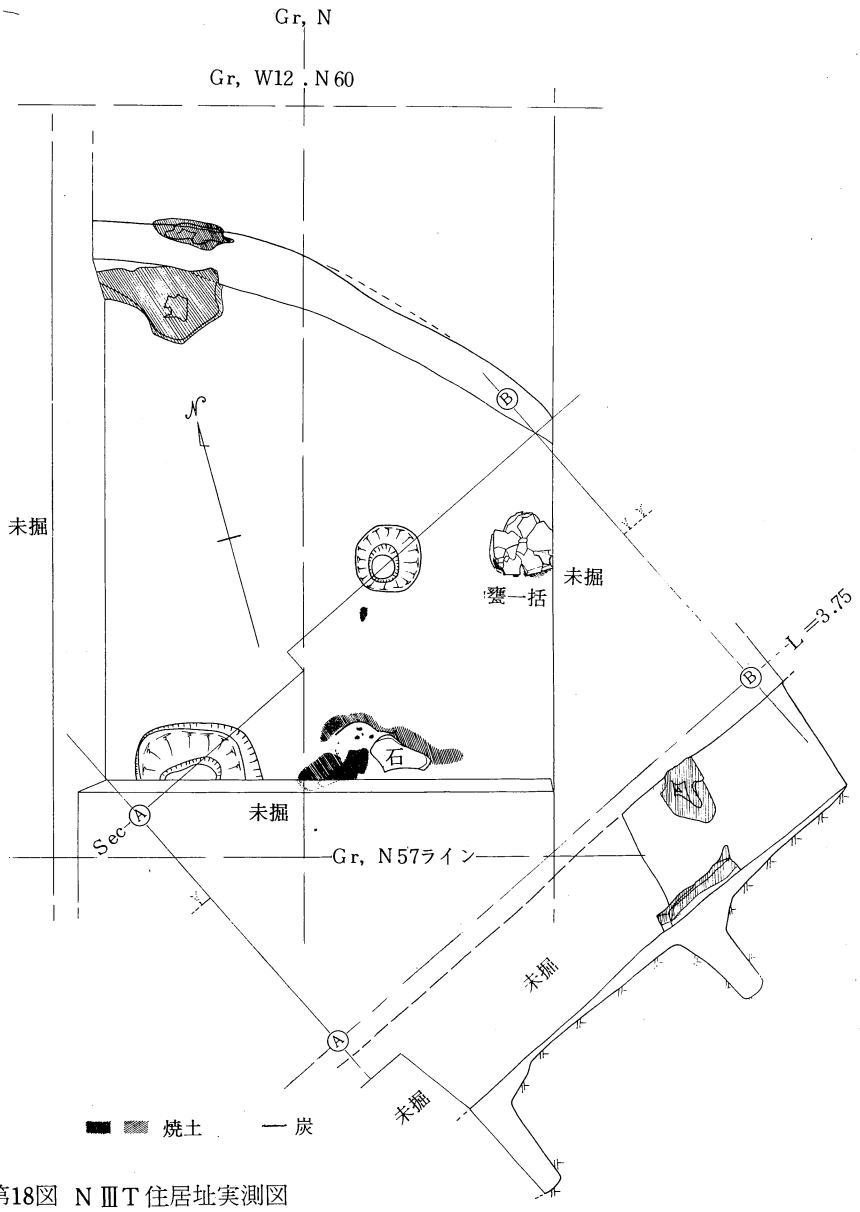

第18図　N ⅢT 住居址実測図

4．第Ⅱ基壇NT住居址（第７図）

第Ⅱ基壇ＮＴ最下層で確認された住居址で、トレンチ西壁にそって幅約30cmを寺院造成時の基盤土層下に掘り下げて確認された住居址で、その存在を確認した程度に止る。尚、伴出遺物は未検出のため時期を決定することができなかった。

5．第Ⅱ基壇ＳＴ住居址（第７図）

第Ⅱ基壇ＳＴ最下層で平面的に確認された住居址である。トレンチ壁にそって幅30cmを床面まで掘り下げた。住居址は、多量の有機質土を含む堆積土層が上下２層に分離された。尚、住居址は、寺院造成時の基盤上に掘りこまれているが、上半分は寺院造成時に削平されたものと考えられた。伴出遺物は、弥生式土器の細片が数点、堆積埋土中から検出されたが時期を決定するまでに至っていない。

6．ＷＮⅡＴ住居址

ＷＮⅡＴ最下層で確認された住居址である。トレンチ南壁にそって幅約30cmを床面まで掘り下げた。伴出遺物は、土師器の細片が堆積埋土中から検出されたが時期を決定するまでには至っていない。尚、トレンチの基盤土には、５世紀中葉の土師器、須恵器がめりこむ様な状態で多数検出されている。これらの事から住居址も５世紀中葉の可能性が強い。

7．第Ⅱ基壇ＥＴ住居址？（第７図）

住居址と確認する事はできなかったが、第Ⅱ基壇ＥＴトレンチの東南部で住居址状の落ちこみ部を確認している。この落ちこみ部分は、寺院基盤土で平面的に確認されたものではなく、トレンチ南壁にそって幅約30cmを掘り落とした時に断面で観察確認されたものである。そのため住居址と決定することはできなかった。尚、第Ⅱ基壇ＥＴ基盤土層上面からは、６世紀前葉の須恵器・土師器が一括して出土（図版第６図、ＥＴ須恵器・土師器出土状態）し、基盤土層にめりこむ状態で６世紀前半の土師器・須恵器が数多く検出されている。

8．幡多廃寺下層の動向

幡多廃寺は、上東平野中央部の旭川支流の旧河道に囲まれた自然堤防上に位置し、付近一帯の微高地からは弥生式土器・土師器・須恵器等の遺物が広範に分布している。又、寺院址から旧河道をはさんだ対岸、東赤田の集落周辺部の微高地も同様な遺物の散布状態を示していた。この中央部を旧河道によって分離された広範な遺物散布地は、赤田遺跡として古くから知られていた。

赤田遺跡は、その中央部を旧河道によって東西に分離されているが、東側微高地上に位置する遺跡の一部（現竜操中学校敷地）は、昭和44年岡山市教育委員会によって発掘調査が実施され遺跡の一部が明らかになっている[2]。他方、旧河道西側の微高地は、今回の調査によって初めてその具体的内容の一部が明らかになった。調査区域は、寺院址に限り、発掘調査も寺院遺構以前のものについては非常に不充分な調査内容といわざるをえない。しかし、今回の調査で確認された住居址、埋葬遺構等のきわめて重要な遺構を断片的ではあるが確認している。そして、

調査が実施された各トレンチからの出土遺物の傾向から現時点での幡多廃寺下層の遺跡の一般的動向を一応記述しておきたい。

幡多廃寺下層で確認された住居址（６＋１）墳丘状を呈する埋葬遺構（１＋１）が示すように、弥生中期後葉から５世紀中葉までの遺構が部分的に検出されている。そして明瞭には遺構が確認されていないが、同一時期の土器を集中的に検出したトレンチが存在する。土器の出土状況には３つの傾向が見られ、まず、北門周辺トレンチ（弥生後期後半期）、第Ⅱ基壇ＥＴトレンチ（６Ｃ初期）で土器が寺院造成時に再埋納された様な状態（図版第６、ＥＴ須恵器・土師器出土状態）で集中的に検出された。次は、ＷＮⅡＴ（５Ｃ中葉）からで、寺院造成前の基盤土に住居址を中心に土器の分布が認められる状態であった。最後は、南大門、中間周辺部（６Ｃ前葉）塔基壇ＳＴトレンチ（６Ｃ前葉）の土器が、トレンチ下部の地院造成土から集中的に検出された。これら集中的に検出される土器群と住居址その他の遺構を整理してみれば、幡多廃寺下層の一定の動向を伺い知る事ができる。

弥生時代中期後葉の遺構、遺物の寺院址内における分布は、第Ⅰ基壇・第Ⅱ基壇を中心に、住居址の存在が明らかであると共に、東回廊から河田にかけて墳丘状を呈する埋葬遺構が形成されている。そして、寺院西半分からは、弥生中期後葉の時期の土器は分散的にしか検出されていない。又、河田を東に越えた竜操中学への進入道周辺部で弥生中期後葉の土器溜まりが確認されている(2)。幡多廃寺下層で現在のところ最も遡る弥生中期後葉の遺跡は、その中心部を地院址東半部から河田をはさんで東赤田の微高地西半部にかけての広がりを持って存在していたと推定される。

弥生時代後期後半の遺構・遺物の寺院址内における分布は、北回廊から北門にかけての寺院北半部に現在のところ限られている。今回は一応弥生後期後半の分布の中心を寺院址北半部に考えておく。

５世紀中葉の遺構、遺物の寺院址内における分布は、ＷＮⅡＴの最下層に集中的に認められたが、寺院址外であるためその広がりは不明である。寺院内におけるこの時期の遺物は非常に分散的に検出されるのみであった。尚、この時期の遺構、遺物は、寺院内においては寺院造成時に削平された可能性もあるが、６世紀前葉の遺物の出土状況からして一応否定される状況にある。又、遺物、遺構の出土状況は、トレンチ西半部から西端部にかけて多く集中する傾向にあった。これらのことから一応この時期の分布の中心を寺院址西端以西に考えておく。

６世紀前葉の遺構は、寺院址内において今回は確認されていないが、土器の出土状況からその時期の分布の中心を推定することができる。第Ⅱ基壇ＥＴから検出されたこの時期の一括土器は、それが寺院造成時に一括埋納された状態を示していると共に、トレンチ全面にわたり土師器、須恵器の分布が認められた。第Ⅱ基壇ＳＴトレンチからは、第25図に示すHOc1の高坏とHOe2の

小形丸底壺がほぼ完形で検出されている。ＳⅢＥＴの南大門基礎地形の残存部に多くの須恵器・土師器を検出すると共に、ＳⅢＴトレンチ南半部、ＳⅢＷＴトレンチの基盤土中に須恵器・土師器が２～３個体ずつ検出される状況が随所にみられた。この時期の遺構は、現在のところ確認されていないが、遺物の出土状況から一応、第Ⅱ基壇、第Ⅰ基壇、南大門にかけての地域にその中心部を想定することができる。

尚、古代土師器（布留式以前）は、塔基壇を取り巻く各トレンチ、ＷＮＩＴ、ＮⅢＴから分散的に検出されている。布留式以降６世紀までの土師器は、ＷＮＩＴ、ＮＩＴを中心に、ＥＩＴ、塔基壇ＥＴ、ＳⅢＴ、第Ⅱ基壇ＥＴから検出されているが、古式土師器と同様である。尚、これらの土師器の分布は、一定のまとまりを持った出土状況を示すものは少なく、わずかにＷＮＩＴで幡多廃寺下層Ⅲ式の土師器、ＮＩＴで幡多廃寺下層Ⅳ式の土師器を４～５個体出土しているにすぎない。須恵器出現以前の土師器についてその分布状況から幡多廃寺下層の動向を推定することは困難な状態であったが、それらの土器群の中で比較的保存度の良好な土器が数点含まれることは、今後の調査によってこの時期の動向をより明らかにすることができる目安となるかも知れない。

四、瓦　窯（第17・19図、図版第24・26～30図瓦窯）

幡多廃寺からは、今回の調査で２基の瓦窯が確認されている。ＥＮＩＴ回廊基壇部で検出された瓦窯は、灰原を残しほぼ完掘できたが、ＥＩＮ２Ｔの弥生中期の墳丘状を呈する埋葬遺構上でその存在が確認された瓦窯は、瓦窯の一部がトレンチで確認された程度で、窯の規模、構造等は未調査のため具体的内容は不明であるが、ＥＮＩＴ瓦窯と同様の平窯と推定される。今回は、調査時にほぼ完掘できたＥＮＩＴ瓦窯について主要に記述していく。

瓦窯は、検出当初から天井部と側壁の上半部分を欠損していた。窯全体は、ずんぐりした砲弾形を呈し、奥から焼成室、一段低い燃焼室、焚口を形成し、そして前庭部、灰原へとつづいている。焼成室は、２×2.1mのほぼ正方形を呈し、内部に６条のロストルを設けている。焼成室北側の側壁は、図に示すごとく現状では奥壁にまで達していない。この外壁の内側約20cmを隔てて奥壁から焚口にむけて２次的な内壁を作りあげている。外壁と内壁の間には赤紫色を呈する粘質焼土で埋もれていた。この赤紫色を呈する焼土層は、窯の外周に一定の幅（20～10cm）を持って存在することからして、焼成時に受けた高熱による粘質土の化学的変化によるものと推定された。又、外壁の外周においても同様の焼土層が見られる事と共に、内壁の不自然な形成等からして、内壁の構築が２次的な産物である事が判明した。これらの事は、当初北壁を使用して何度かの焼成が行なわれた後、何らかの理由によって焼成室を縮少しなければならない事態が生じて内壁が形成され、縮少された焼成室を用いていぜんとして焼成は続行された事

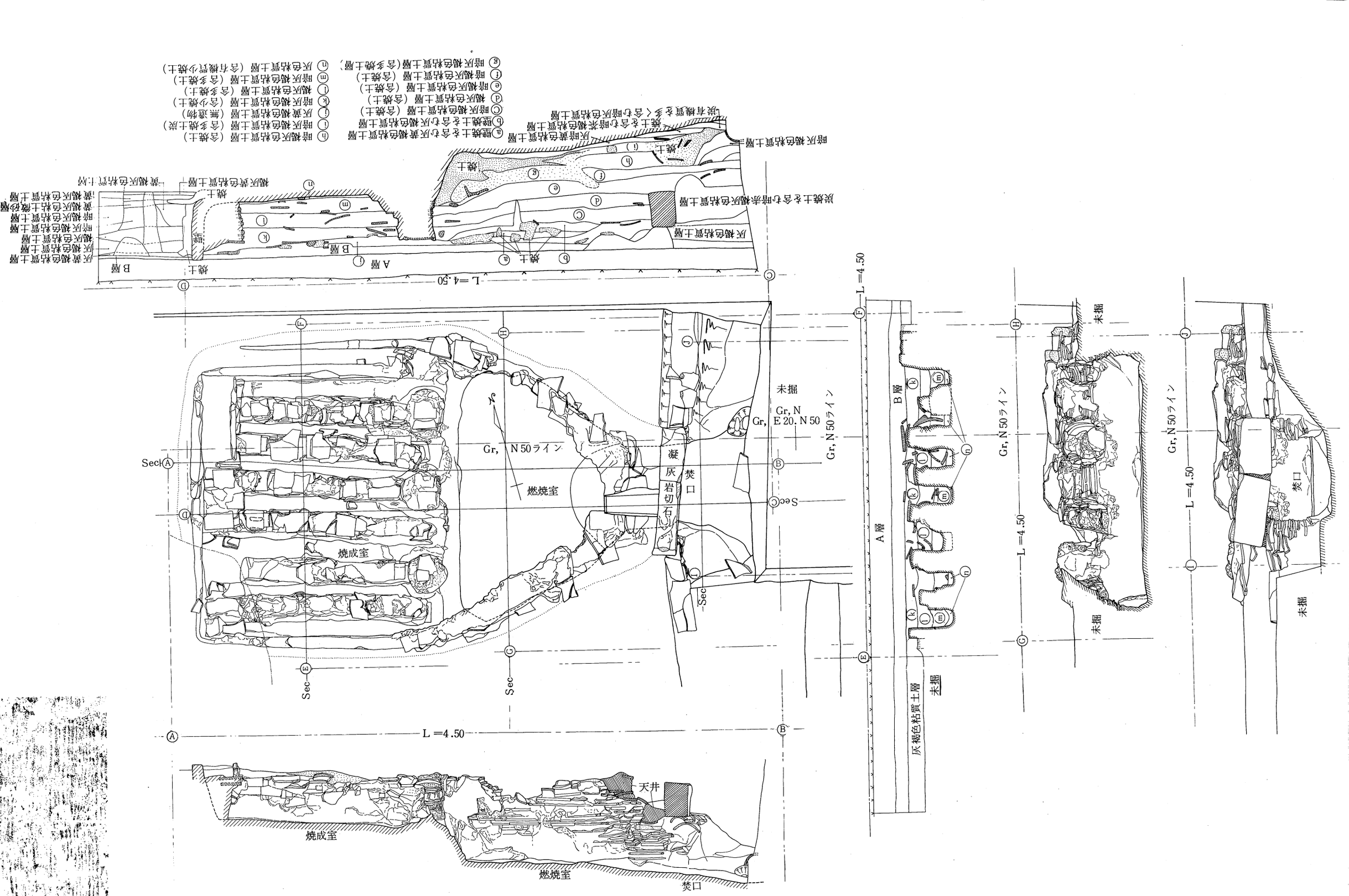

0 5 10 cm

瓦窯　壁面叩目拓影

第19図 ＥＮＩＴ瓦窯実測図

0 1 2 m

を物語っている。焼成室の壁は、粘土を十数cmの厚さに叩き締めて作られており、その叩目は第19図に示す細い縄目である。焼成室の床面は、ほぼ水平に粘土で構築され、その上に堤状に瓦・石を積みあげた6条のロストルを設けている。ロストルは、表面を粘土で被い、焼成のたびに破損箇所を補修しながら使用されたらしく、ロストル上面、側面や床面には補修の痕跡が随所に残されている。各ロストル間は、火焔を導く役割を果たし、ロストル頂部に比較して側面が強く焼けただれていた事からも理解される。焼成室最奥部の南半は盗掘によって破壊されているが、残された北半部には奥壁から幅約25cmの所まで溝を瓦・石等によって、ロストルの高さまで埋め、ベッド状の施設を設けている。ベッド状施設の上面は、粘土による化粧が施され、ロストルとの境には低い薄壁状の障壁を形成していたと思われる粘土壁が付設されていた。盗掘された南半も北半と同様の状態であった事が、ロストル間に盗掘を免れて残された瓦片などから推定される。焼成室と燃焼室の境であるロストル最先端部には、おそらく天井を支えたであろうと推定される不定形な円柱の基部をロストル先端の間隔に3ケ所設けている。尚、第19図ＥＮＴ瓦窯実測図のうちで土層断面図に示すように、焼成室の床面下部の焼土層が焼成室よりに広い範囲で広がっている事が確認されている。この焼土層は、壁の外側をめぐる焼土層とは明らかに異なり、直接火を受けて焼土となったものである。この事は、焼土層が壁直下で急に沈む事と関連して考えるならば、瓦窯築造以前におそらくは地下からの水分を遮断する為の下部構造として焼土層を意識的に作ったものと推定される。この事は、瓦窯が沖積平野の微高地に位置する事から水分の含有は当然多かったと予想されると共に、丘陵部の地山を切りこんで形成された登窯においてさえ排水溝を保有する場合がある事からして、当然窯の立地する自然条件を克服すべき構造を持っ事は充分理解される。燃焼室は、焼成室から一段低く作られ、床面は中央部付近から焚口にむかってゆるやかに傾斜を持って下がる。燃焼室の平面形は、二等辺三角形を呈し、その頂点に焚口を設けている。側壁は、平瓦を積み重ねて作られ、焚口に近いほど持ち送りを強くして断面ドーム状を呈する。瓦積みされた側壁は、粘土によって上塗りされているが、上塗りが剝離した所が多く見られる。焚口近くには、天井部が一部存在しており、横断面はゆるやかなドーム状を呈している。焚口は、幅60cm、長さ30cmの長方形を呈し、側壁を高さ50cmまで平瓦をほぼ垂直に積み上げて作られている。焚口側壁も燃焼室同様瓦積の上を粘土で上塗りされている。焚口上面は、寺院に使用されていた切石凝灰岩を転用している。焚口側壁から瓦窯長軸線に対し約70度の広がりを持って回廊基壇を整形して一段低い前庭部を形成している。前庭部は、その一部を検出したにすぎないが、焚口部からハ字状に開く一段低い中央落ちこみ部分を持っている。この落ちこみは、焚口から遠ざかるにつれて、その高低差を亡くし、焚口から約1.5ｍで前庭部円礫敷となる。円礫敷は、2.5～3ｍの幅を持って前庭部に敷きつめられている。円礫敷外方30～60cmにおいて約50～60cmの高低差を持って一段下

がった灰原を形成する。灰原は、基本的には上下２層に分離されるが、調査面積も狭く、この瓦窯で焼成された瓦を発見することができなかった。灰原への落ちこみの前方約５ｍの地点から新たな落ちこみが認められ、この落ちこみからは窯材として使用されたと推定される幡多廃寺の各様式の瓦が散乱した状態で多量に検出された。

この瓦窯で窯材として使用された瓦は、寺院に使用された瓦の転用がほとんどで、幡多廃寺第Ⅰ・Ⅱ様式瓦を主要に用いて築造されていた。しかし、補修に使用された瓦の一部には、この瓦窯で焼成されたと推定される瓦を含んでいた。それらは、大菱形の叩目文様を持つ平瓦で、その出土状況はロストル最上面の補修部分や、ロストル側面に立て掛けた状態で火導溝の調整に用いられたと推定される瓦である。そして、これらの平瓦は例外なく赤褐色に酸化して「焼けもどり」の状態を示していた。他方、瓦材として使用された幡多廃寺の瓦は、焼けもどり状態を示す瓦は一点も見られなかった。この事実は、幡多廃寺に使用された瓦（幡多廃寺第Ⅰ・Ⅱ様式）がいかなる構造の瓦窯で焼成されたかは今のところ明らかではないが、県内各地で検出される奈良時代以前の瓦が一般的に須恵質に近い高温焼成されている事が一般的であると共に、幡多廃寺で検出される奈良時代以前の瓦類のいずれもが、その焼成温度が非常に高かった事を示す須恵質に近い瓦質をしていた。これらのことは、ＥＮＩＴ瓦窯の焼成温度が、幡多廃寺の瓦よりも低かった事を示している。又、この瓦窯で焼成されたと推定される大菱叩目文を持つ平瓦が、すべて焼けもどり状態にあることが納得される。大菱叩目文を持つ平瓦は、その出土状況やすべてが焼けもどり状態にあることからして③ＥＮＩＴ瓦窯を初めとする幡多廃寺の平窯で焼成された事はほぼ確実であろう。

ＥＩN2T瓦窯（第17図）は、弥生中期の墳丘状を呈する埋葬遺構の最高所に位置し、窯の一部が検出されたにすぎないが、側壁の一部と思われる粘土壁がほぼ直角に折れ曲がる部分が認められた。「状の粘土壁内部には、焼土塊・瓦・礫等が雑然と点在していた。瓦は、すべて寺院に使用された瓦で、ＮＥＩＴ瓦窯と同様な性格の瓦であった。この瓦窯で焼成されたと推定される瓦は今回の調査では検出されていない。尚、今回の調査で検出された瓦窯の一部は青灰色を呈し、比較的高温でほぼ完全な還元状態で焼成が行なわれた事を物語っている。今回の調査では、ＥＩN2T瓦窯については、その存在が確認できた程度の調査に終っている。今後の調査に期待するところが大きいといえよう。

瓦窯に伴う遺物で時期の判明しているものは、焼成室の焼土層～暗灰褐色粘土層から検出された土師器の坏（Hh9～12）、４個体分を上げることができる。土師器の出土状況は、瓦窯に使用された転用瓦等と混在した状態で主に焼土層から検出された。そして、瓦窯廃絶後の転落流入、攪乱等による混入等を示す痕跡は一切確認されなかった。この土師器が、瓦窯で焼成され

たという積極的な客観状況は確認されていないが、この瓦窯の操業過程で何らかの目的を持って焼成室におかれたものと推定される。その目的が、土師器の焼成にあったのか、あるいは現在でもしばしば行われる焼成直前の儀礼的行事に伴って焼成室におかれたものか決定する客観的条件は認められない。いずれにせよ、この土師器が瓦窯の時期を決定する唯一の資料であった。土師器は、遺物の項で詳しく触れるが、その編年的位置を平安時代後葉に求めることができる。他方、ＥＮＩＴ瓦窯で焼成されたと推定される大菱叩目文を持つ平瓦は、今回の調査でこれに組合う軒平、軒丸瓦を確認していない。このため軒瓦の文様型式による年代推定はできない状態にある。岡山県内でしばしば発見される大菱叩目文を持つ平瓦は、その編平的位置を鎌倉時代として理解されてきたといえよう。この事は、備前国が東大寺造営料として俊乗坊重源に与えられた建久四年(1193)からそれほど隔たらない時期に成立したと推定される赤磐郡瀬戸町の万富東大寺瓦窯址出土の瓦④に、この大菱叩目文が最も典型的に認められる事によるものと思われる。他方、初期備前焼の古窯址から坏・甕・壺等の土器類と共にしばしば大菱叩目文を持つ瓦が同時焼成されている事実が⑤ある。初期備前焼の成立は、土器自身の諸特徴や軒瓦の型式的特徴、備前古窯址出土瓦とまったく同じものが、和気郡熊山町の熊山山頂の仏教遺構から検出されている⑥ことなどから、平安時代末～鎌倉時代初頭とされている⑦。そして、これらはいずれも東大寺瓦と総称される大菱叩目文を持つ瓦である。しかし、大菱叩目文様には、いわゆる東大寺瓦に代表される叩目断面頂部の平らな形の明瞭に陵線を持つものと、叩目断面頂部の尖った形を呈するものの二者が存在することが知られている。そして、後者を呈する大菱叩目文の瓦は、岡山市賞田廃寺出土瓦の整理を通じて、賞田廃寺第Ⅵ～Ⅶ様式瓦に伴う事が指適されている。なお賞田廃寺第Ⅵ様式瓦は平安時代後葉に、第Ⅶ様式瓦は鎌倉時代前半にいずれもその中心が想定されている⑧。今のところ大菱叩目文がいかなる系譜をたどって出現してくるのか明瞭ではないが、後者を呈するものから前者の形の陵線を明瞭に持つものへの変遷が一応想定されている⑨。ＥＮＩＴ瓦窯出土の大菱叩目文様を持つ瓦は、前者の形状を呈し、陵を持つものであるが、いわゆる東大寺瓦そのものとは言いがたく⑩、むしろ東大寺瓦の一段階前を構成する特徴をそなえている。この事は、瓦窯出土の土師器の編年的位置（平安時代後葉）に対応するものといえよう。以上見てきたように瓦窯の時期は一応平安時代後葉に位置づけておく。

五、その他の遺構

その他遺構としては、ＥＩＴ、ＥＩＮ１Ｔで検出された鍛冶炉をあげることができる。ＥＩＴの鍛冶炉（図版第30図ＥＩＴ鍛冶炉）は、東回廊基壇基礎地形残存部上面のＥ3層から検出

され、鍛冶炉の構造を良くとどめていた。炉は、粘土で厚く炉壁を築いて中央部を凹ませて火床を作っている。火床内部には若干の鉄滓が残存し、壁は赤褐色～黄褐色を呈し堅く焼けしまっていた。尚、羽口の羽口等の附属遺物は検出されなかった。

ＥＩＮ１Ｔから検出された鍛冶炉は、弥生中期の墳丘状を呈す埋葬遺構に連なる円礫層上面の基盤土にE5層から切りこんだ状態で検出された。炉の半分がトレンチ壁にかかった状態で検出され、火床の底部のみが基盤土に残されていたが、断面観察の結果E5層から切りこまれていることが判明した。炉は、ほぼ円形を呈し、浅い皿状に火床を形づくっている。壁は、赤褐色を呈し、壁の外側は淡紫色に変化していた。炉内部は、粘土が溶解したスラング状に変化した部分が認められた。尚、周辺部のE層からは多量の鉄滓や羽口の羽口（第36図、図版第53）が検出されている。これら２基の鍛冶炉は、明瞭な共伴遺物を検出することができなかったが、土層その他の状況から中世以降の所産であろうと推定される。

（根木　修）

六、寺院関係遺構の総括

１．伽藍について

このたびの発掘調査により検出された、幡多廃寺の上記の遺構は、全て基壇部分の削平された基礎地形であって、適確に基壇規模・方位を確定できるものが何一つ遺存しなかった。幡多廃寺の伽藍は、概略的な想定が一応なされるが、その詳細な設定がなじがたい。

塔基壇は、一辺小尺40尺前後の凝灰岩制壇上積基壇で、高さ小尺３尺程の土壇上に同２尺の高さに構築されていたものと推定され、遺存する心礎の規模から塔婆構造が５重塔以上のものであったと推測される。

第Ⅱ基壇は、遺存する版築や土壇外側段（犬走り状段）等の基礎地形から、寺院整地面上の低土壇（小尺１尺）上に高さ小尺２尺程の、平面長方形の壇上積基壇でない基壇化粧が構築され、規模が最小で東西小尺43尺、南北同32尺、最大で東西同50尺、南北同40尺と推定される。一応金堂に比定されるが、規模が最大にみても大きなものでない。

第Ⅲ基壇は、基礎地形底部の残欠の検出から、基壇の存在が確認されたもので、規模・方向が判然としないが、一応東西小尺40尺、南北同70尺前後の東面するものと推測され、基壇化粧が凝灰岩壇上積と推定される、講堂に想定される。

回廊は、東側と北側の基礎地形底部の残欠が確認され、一応幅員が小尺30～45尺程と推測されるが、南側と西側が未検で詳細不明である。

中門は、一応比定される基礎地形の残欠を確認したに止っており、詳細不明。

南大門は、一応それに比定される基礎地形残欠が検出され、南北小尺20尺、東西40尺程の規模と想定される。

北門は、幅小尺20尺程の基礎土壇上に、幅小尺10尺程の門基底部の低い段が検出されたが、その長さ（東西）の追求にまで至らず、規模・詳細が不明である。

築地は、基礎地形とそれに伴う周溝が、東西南北各方向に検出された。しかし、西側についてみれば、南部では内側に本格的な溝があるのに対し、北部では外側に溝が伴うと変則的であり、あるいは当初のものと後世の復旧（若干変動したもの）とを混同しているきらいがある。また、西側での方位の測定は Gr,Nに対し7度Gr,Wに振るものであったが、南側の測定では、ほぼGr,E－Wに沿うものであり、どちらが正しいとも言いがたいがこれも混同を来たしていると考えられる。さらに、南大門と南側築地との接続状態は、前者北端（背後）へ後者が接続し、前者の著しく突出した不自然の状態にあり、これも当初の位置のものと、修復等で若干変動したものを同一視した結果によるものであろう。

寺院の方位性は、西側築地線北方向がGr,Nから西に7度（磁北から8度東に）振るのに対し、心礎の芯柱の六角形枘孔東西対角線が現磁北の東西方位に一致し、心礎の測定では北方位がGr,Nから西に13度振るものである。また、南大門基礎地形中心と北門基礎地形の中心を結ぶ線（一応の中軸線）は、前者に一致する。今回の調査では、幡多廃寺の方位を厳密に測定しえるだけの遺構遺存状態になく、いずれとも判断しかねるが、一応の目安として前者の方位が、寺院の方位とされる。なお、上東平野で最も良好に条里制区割を残す四御神地区での、条里区割北方向は、現真北にほぼ一致し、上東平野の条里北方向もそれに一致すると考えられる。岡山付近の磁北は、真北に対し約6度30分西に振るものであるから、条里の北方位は、磁北から6度30分東に振ることとなり、幡多廃寺の磁北から8度東に振る北方位と近似する。

さて、以上の状況から、幡多廃寺の伽藍配置は、適確に想定することが極めて困難であり、強いて想定しても所謂畿内地域の何々寺式伽藍配置や、これまで各地方で確認されている地方寺院のそれに適合するものでない。強制に適合させれば、賞田廃寺伽藍配置の変形に類似しているとも見れるが、賞田廃寺自体未検出基壇を含めての想定であり、必ずしも適確に畿内寺院の伽藍配置に適合すると考えられないので、幡多廃寺の伽藍配置は、独自的なものと考える方がより妥当性がある。また、寺域は、東西の築地基礎地形中心間が約123m（小尺410尺程）、南北が約128m（同426尺程）と、これまた不定形な形状を示し、この寺院の独自性とも考えられる。あるいは、上記の様に検出遺構が、当初と修復変動を混同しているために生じた、測定判定の歪なのかもしれない。寺域中軸線は、東西築地基礎地形間を機械的に二等分して割り出すこともできるが、南大門、中門、塔、金堂、北門を結ぶ線（塔を除いて各々の中心を通る）

の方が妥当である。なお、食堂・僧坊等については全く追求しえておらず、また、寺域外の雑舎・工房等も追求しえていないが、後者は、遺物・包含層の堆積状態等から寺域西側に形成されていたと考えられる。

現在河田となっている旭川分流の支流が、東方から大きく蛇行してきて、東の東方約30m近くまで浸蝕されているが、この流路は、東側築地線内に大きく入り込み東側回廊に達するもので、寺院廃絶後のものと推定される。

いずれにしても、今回の発掘調査の検出状態は、幡多廃寺の詳細を再構成することが、極めて困難なものであった。

2．時　代

幡多廃寺は、出土瓦として次章に詳述する幡多廃寺第Ⅱ様式瓦・同第Ⅲ様式瓦が知られており、創建が奈良時代中頃とされていた(11)。しかし、今回の発掘により、次章に詳述する幡多廃寺第Ⅰ様式瓦が 多量に検出され、 創建が白鳳時代後半に遡るものとなった。

幡多廃寺は、出土瓦の状態から幡多廃寺第Ⅲ様式の時期＝奈良時代末か平安時代初頭まで、寺院構築物が本格的に建造される状況にあり、創建以降断続的に造営工事がなされ、壇上積基壇を伴う一応の完成をみるのが奈良時代中頃にあったと推定される。しかし、今回の発掘では、一片の瓦も寺院関係遺構にプライマリーに伴う状態で検出されず、堂塔と文様瓦の共伴及び変遷関係を検討することがなしがたい。従って、幡多廃寺の発掘成果は、寺院造営における堂塔建築の年代（Ⅰ期）的変遷経過を適確に検証しえて、寺院造営の動向を充分に提起しえれたものでない。幡多廃寺の終末は、差し替え瓦に平安時代中頃と推定されるものがあり、また、回廊基礎地形の高まりを転用した瓦窯の構築が平安時代後葉に推定されることから、平安時代中葉末と推定される。出土瓦に２次的火炎を受けたものが、全体の三分の一から二分の一近くもあり、衰微の過程は、主要堂塔が焼失したままにされ、次第に凋落して廃絶したものであろう。廃絶後は、一部の基壇の高まりが居住地や瓦窯等に転用された外、寺域の大部分が耕地として大幅に地下げ削平されている。

なお、幡多廃寺は、廃絶後に瓦窯が構築されていることや仏具の未発見から、縮小して近くに移転し存続していた可能性があり、先年道路工事により赤田集落から（幡多廃寺の南東200m、第２図中の㊊付近）小形の五輪塔の各部が多く土出し、付近に中世寺院の存在を推定させられるもので、あるいはこの中世寺院が、幡多廃寺の後身の可能性もある。

いずれにしても、幡多廃寺は、白鳳時代後半に創建され平安時代中葉に廃絶した地方寺院で、その中心時期が奈良時代にあったものである。寺院造営の創建から伽藍完成への推移は、出土

瓦の文様様式から継続的に造営工事がなされたものでなく、創建期と完成期の工事の間に時間的間隙があり、白鳳時代末から奈良時代初期に工事が中断していたと考えられる。つまり、創建の工期の後に一定の抑止期間を置いた後に、伽藍完成の本格的工事が再開されたもので、寺院造営の緩急現象と世代的継続性を示すものである。この現状は、賞田廃寺の寺院造営過程にもみられ⑫、上東平野に展開された古代寺院、あるいは地方寺院普遍の特徴的現象なのかも知れない。

（出宮徳尚）

註① 『賞田廃寺発掘調査報告』16頁、岡山市教育委員会、1971年

② 「岡山市赤田遺跡発掘調査概要」岡山市赤田遺跡発掘調査団、1969年
「岡山県下における最近の発掘調査－4 岡山市東赤田遺跡」『古代吉備第7集』、古代吉備研究会、1971年

③ 瓦の焼もどり現象は、原則的には瓦の焼成温度よりも高い温度を瓦が受けた場合しばしば見られる現象で、赤褐色～赤黄褐色を呈し一見酸化焔焼成された土師器質を呈する場合が多い。古代寺院等の調査を通じて、火災を受けた建物に伴ってしばしばこの種の瓦を見ることがある。

④ 荒木誠一『赤磐郡誌』487頁、赤磐郡教育会編、1940年、瓦窯址についてのくわしい報告が転載されているが、出土瓦についての記載は充分ではない。瓦窯址や吉川井底から出土した瓦が多数知られているが、最も典型的なものが瀬戸公民館に保存されている。

⑤ 間壁忠彦、間壁葭子「備前焼ノート」『倉敷考古館集報第1号』、倉敷考古館、1966年

⑥ 註⑤
正岡睦夫「熊山遺跡・Ⅲ遺物」『岡山県赤磐郡熊山町史跡熊山遺跡緊急調査報』、熊山町教育委員会、1974年

⑦ 註⑥

⑧ 註① 「第四章、遺物」

⑨ この点について明瞭に分析して記述された文献はみあたらないが、瓦の編年的研究から一応この様な変遷が認められる。

⑩ 賞田廃寺第Ⅵ様式瓦に伴ったと推定される大菱叩目文の平瓦は、菱形を構成する叩目に基準となる平行凸線を読みとることができる。他方、東大寺瓦のそれは、この様な基準となるべき平行凸線を読みとることができない。幅多廃寺ＥＮＩＴ瓦窯の大菱叩目文様の平瓦は、叩目に基準となる平行凸線がかろうじて読みとることのできる事からして、東大寺瓦よりも古い様式を持つ事と指適される。

⑪ 厳津政右衛門「第5編奈良時代」『岡山市史・古代編』406頁、岡山市役所、1962年

⑫ 註①27頁

第四章　遺　　物

今回の発掘調査に伴い、多量の瓦片や須恵器・土師器・弥生式土器等の土器片・鉄釘片・管玉・小玉等が検出されたが、寺院関係遺物で寺院遺構に生きた（プライマリーな）状態に伴って出土したものはない。また、仏像・仏具関係の遺物は、全く発見されていない。これらの遺物のうち、主要なものについて詳述していきたい。

一、瓦

瓦片の出土状況は、寺院廃絶状態のままの生きた瓦溜が、全トレンチに一個所も遺存せず、塔基壇各トレンチ、第Ⅱ基壇ＳＴ・ＷＴ、第Ⅲ基壇ＮＴ等にブロック状に集中遺棄された２次的瓦溜や、整理した瓦片の埋詰投棄穴に集中する状態であった。このため、今回は出土地点別の瓦叩き目による出土状況の対比をなしていない。この他は、各トレンチに極めて散漫な点在状態の出土であり、瓦片自体も細片化したものが大半であった。発掘調査に伴う出土瓦片量は、全体でリンゴ木箱約50箱分で、その内瓦当部分が同３箱程あり、あとが普通の丸　平瓦片である。瓦片の内２次的火災を受けて焼き戻りをなすものが、½～⅓程を占める。瓦当は、３種類の軒丸、軒平瓦の組み合せがあり、幡多廃寺第Ⅰ～Ⅲ様式瓦と呼称し、他に差し替えの軒丸瓦が２種類ある。また、鴟尾片が２片（同一個体）出土しているが、築地瓦や他種類の瓦は確認されていない。なお、各トレンチの文様瓦出土状態は、表Ⅰのとおりである。

１．幡多廃寺第Ⅰ様式瓦（第20図の①、図版第31）

この様式に比定した文様瓦は、複弁８葉蓮花文軒丸瓦と、これに組み合うと考えられる三重弧文軒平瓦である。軒丸瓦は、同一の内区に三重圏の外縁のものと、二重圏の外に幅狭い直立中高縁の外縁のものとの２種類に分けられ、前者が径15.6cm、厚さ2.2～2.9cm、後者が径16.1cm、厚さ2.0～2.2cmである。両者共内区の文様構成・規模が同一で、径4.2cmと大きな突起の中房の上面に、径１cm大の中心蓮子を中心に各花弁方向に径８mm前後の不整形な蓮子８個が配されたもので、中房の大きさに比べ蓮子の著しく肥大した状態にある。花弁は、少し肉厚の幅広短形で、先端が丸みを持って少し尖って反転し、花弁中央にかすかにゆるやかな稜があり、その両側に中房外側から花弁端に至る棒状隆起の子葉の配された複弁である。界弁は、楔形を呈して中房に達するもので、各花弁間にある。周縁は、以上の内区の外に三重の隆起圏線があってすぐに末端となるものと、二重の隆起圏線の外に幅狭い素文帯の直立中高縁のあるものとがあ

表Ⅰ

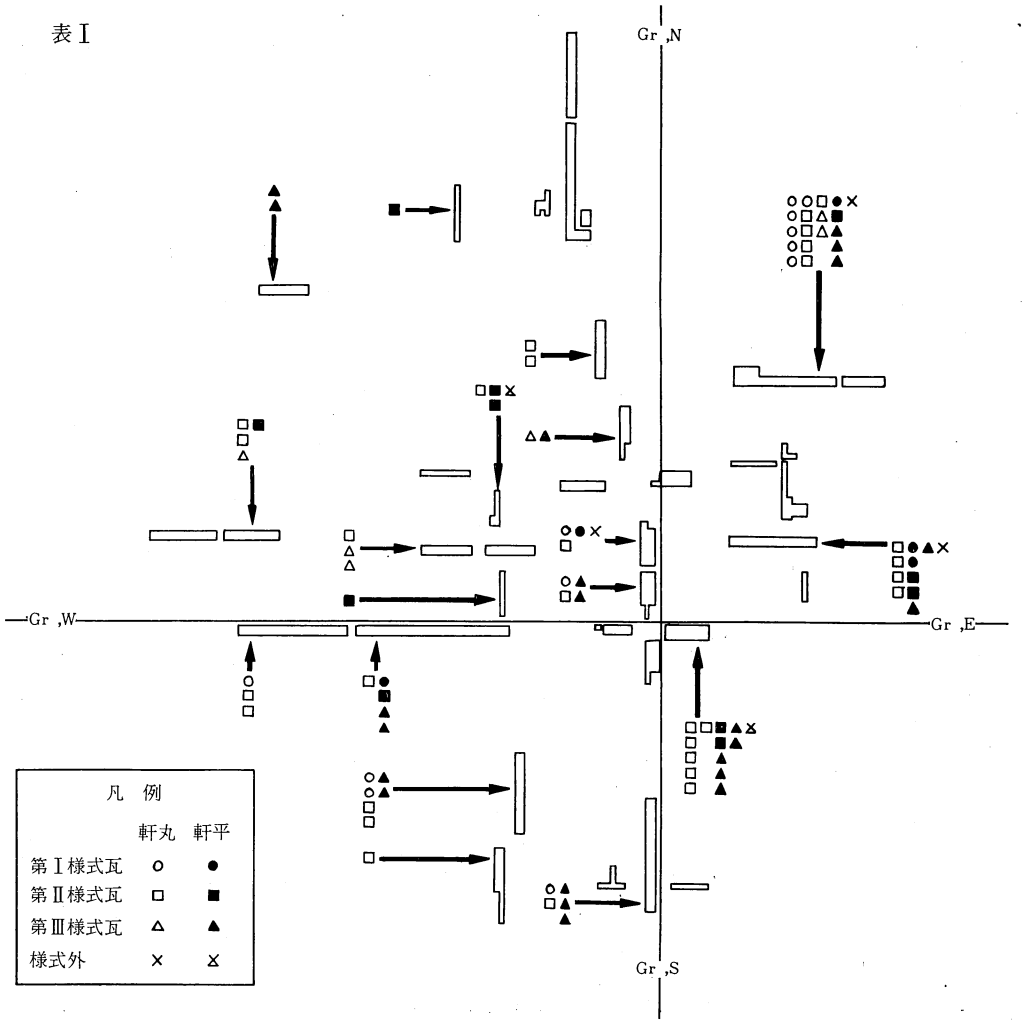

る。全体的に彫が深く、焼成が須恵質的に堅緻であり、胎土に多めの砂、小礫粒子の混入が認められる。瓦全体の長さ、幅の計測が出来る状態のものはない。

軒平瓦は、前面中央部分の厚さが3.5cmの、凹刻部の両側面へ抜き放たれた三重弧文で、前面断面の凹凸が浅く丸みをもった波状の曲線を呈している。瓦の上面には細目の布目痕があり、下面に平均（格子芯芯間）横1.2cm、縦0.8cmの長方形の格子叩目痕が残っている。胎土、焼成は丸瓦とほぼ同じである。

第Ⅰ様式瓦は、複弁蓮花文及び重弧文の文様構成から、それらが瓦当文様の主流を占めていた時期内と考えられ、一応白鳳時代後半に比定される。

なお、軒丸瓦の複弁の構成状態は、花弁が賞田廃寺第Ⅱ様式瓦①の花弁を肉厚にした形状に類似し、その上面に棒状隆起突帯の中房から花弁端に至る子葉を配して、複弁化を図った形状ともみられ、他に類例をみないものである。あるいは、賞田廃寺第Ⅱ様式瓦の素弁蓮花文を素

形に、複弁系蓮花文の盛行が加味されて複弁化された、この地域の自成的複弁蓮花文である可能性が強い。

2．幡多廃寺第Ⅱ様式瓦（第20図の②、図版第32）

この様式に比定した文様瓦は、複弁8葉蓮花文軒丸瓦と、これに組み合うと考えられる均正忍冬唐草文軒平瓦で、両者とも平城宮跡出土瓦に同一文様様式のものが存在する。軒丸瓦は、径17cmと16.5cmの大小2種類あるが、両者とも内区・外区が全く同一で、周縁素文帯の幅が2.3～3cmと若干広狭するだけのもので、基本的には全く同一文様構成にある。完形品の出土から長さ34.8cm、中程の幅（径）14.4cm、高さ7cm、平均厚（瓦当部）1.5cmを計測し、玉縁付きである。文様構成は、全てレリーフ状で、径6.5cmの中房内部に、径6mm程の不整形半球状の蓮子が、中心蓮子を中心に界弁方向に沿って8個配され、その外に少し肉厚の子弁を隆起線状の花弁端切り込み花弁の囲む複弁が、取り囲むものである。界弁も隆起線状で、Y字形を呈して中房へ続く。外区は二重の隆起線の圏線で構成され、その外を、内側に隆起鋸歯文が施された、少し外返したやや高く幅狭い周縁が囲んでいる。全体的に文様の彫は深く、焼成は若干瓦質化するものの須恵質性に堅く焼き締り、胎土は精選された粘土に少しの小礫粒子を含む。この軒丸瓦の文様は、平城宮跡出土瓦番号6225号[②]と同一型式である。

軒平瓦は、幅狭い素文帯の周縁内側に、二重の隆起界線内に断続的な均正忍冬唐草文が配されているもので、文様構成から平城宮跡出土瓦番号6663号系と同6702号系[③]の二種類に分けられる。6663号系瓦は、唐草文様の第3単位の第1子葉が主葉の下反とは逆に上反するもので、前面厚の4.7cmと5.0cmとがあり、前者が若干小形である。この瓦は、直線無顎形式で、上面に荒目の布目痕、下面に縄目叩目痕が残ったままである。6702号系瓦は、界線が6702号の一重に対して二重である違いの外は、唐草文の文様形態が6702号と同一形状にあり、瓦当部断面の形状も6702号とほぼ同一にある。あるいは、6663号のAからIに分類される[④]変形種の一種（標準形式を見聞する機会に恵まれていないE・G・H・Iの一種？）の可能性もある。この瓦は、前面中央部厚5.8cmの剞顎無顎形式で、上面、下面とも布目・叩目が撫で消されている。6663号系・6702号系とも、焼成・胎土が軒丸瓦とほぼ同様にあり、若干6702号系の方が瓦質化している。両者とも、全形状の復原推定をなしうる破片がなく、その計測値を出しがたいが、対比的にみて、6663号系が若干小振りである。なお、出土比は、第Ⅱ様式軒平瓦と識別できる13点中6663号系が3点、6702号系10点であり、軒丸瓦の出土量からみて、両者とも第Ⅱ様式として6225号の軒丸瓦に組み合うものと考えられる。

第Ⅱ様式瓦の使用時期は、平城宮跡の使用時期[⑤]や、同一様式瓦の岡山県下国分寺からの出土等から奈良時代前葉（でも末近く）から中頃に比定される。

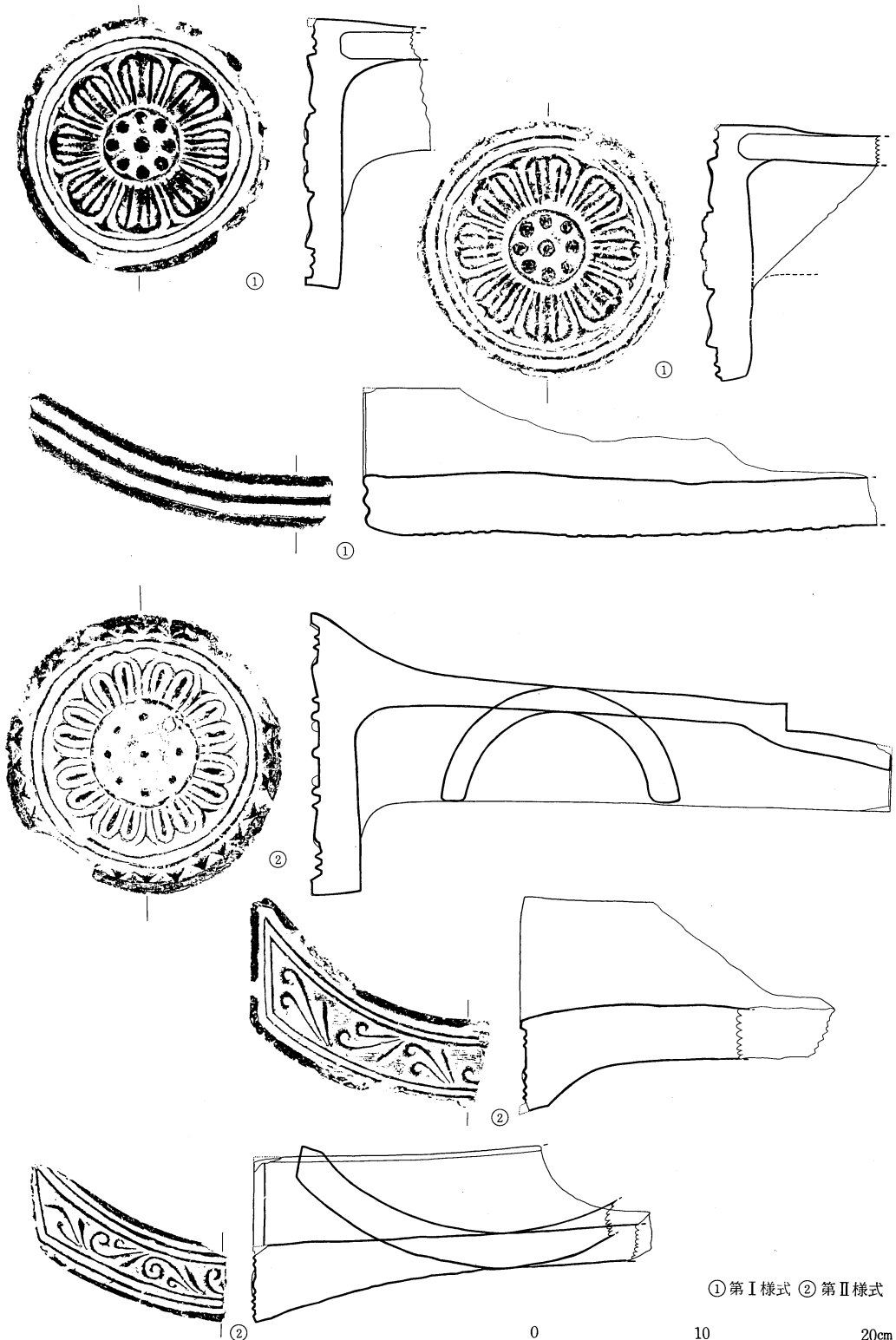

第20図　幡多廃寺第Ⅰ・第Ⅱ様式瓦実測図

3．幡多廃寺第Ⅲ様式瓦（第21図の③、図版第33）

この様式に比定した文様瓦は、素弁4葉細弁4葉の蓮花文瓦と、これに組み合うと考えざるをえない（出土量も多く第Ⅰ・第Ⅱ様式以外に様式設定される軒平瓦）、第3単位のくずれた均正忍冬唐草文の軒平瓦である。軒丸瓦の文様は、厚さ2.0cm、径15.2cmの瓦当部前面に、径3.1cmと小さいが1cmと著しく突出する中房があり、中房上面に5mm大の蓮子が中心蓮子を中心に、素弁、細弁の各方向に沿って8個配されている。やや肉厚で周縁が高く中央稜線の窪む花弁端尖形の素弁4葉と、同様な細弁4葉の45度の角度で十字交差する花弁が中房を囲み、素弁・細弁の各花弁間に、同様な細弁の先端の界弁（一見裏弁状）が配されている。以上の内区の外に二重の隆起圏線に囲まれた珠文帯の外区があり、珠文が素弁、細弁、界弁の各先端に配され、外区の外が3～4mmの平縁状の間隔を置いて末端となり、全く周縁が消略化されている。この瓦は、全体に彫が深くて丁寧に造形されており、焼成が須恵質的に堅く焼き締っているものの瓦質化し、胎土は精選された粘土に少しの小礫粒子を含む。

軒平瓦は、二重の隆起界線に囲まれた内区に、上に長い十字状の中心飾があり、第3単位の斜め直線（棒状）化した均正忍冬唐草文が配され、界線外の左右、下方に幅狭い素文の外区をおいて、少し幅広い素文の高縁が伴うが、上部の界線がそのまま上部周縁となっている。この瓦は、内区の文様状態が平城宮跡出土瓦番号6682号、同6685－A号、6694号⑥の、内区の変形退化したものではないかと推定される形状にあり、上部周縁の退化が著しい。瓦の大きさは、全長33cm、瓦当部幅29～31cm、同厚4.9～6cmと、外区及び周縁の造形状態によって、まちまちである。瓦の形状は刳顎無顎形式で、上面の布目がほとんど撫で消され、下面の縄目叩目痕は前面から⅓程が撫で消されている。この瓦は、全体に文様がレリーフ化し、個々の造形が整然としなくて個体差のあるもので、瓦当部厚と平瓦部背後端とが同一厚さを呈す不整形なものもある。胎土は軒丸瓦のそれに少し小礫粒子を多く含み、焼成はほとんど瓦質化して軟らかい。

第Ⅲ様式瓦の使用時期は、以上の文様状態及び形状の粗略退化状態から、一応奈良時代末から平安時代初期と考えられる。

4．その他の文様瓦Ⅰ（第31図の④⑤、図版第34）

少量の出土で様式設定にまで至らないが、2種類の軒丸瓦片が出土している。その1は（第21図の④）、径13.5cm・厚さ1.6～3cmのレリーフ状単弁20葉の蓮花文で、中房が欠損するが第Ⅱ様式と同じく隆起線のものであり、花弁を単弁20葉としたが、むしろ第Ⅱ様式の複弁の界弁が消略されて複弁自体の連続したものと判断される。内区の外に、一重の隆起圏線と、その外に小さな珠文のめぐる外区をおいて、内側にかすかな隆起線の鋸歯文を伴う直立高縁の周縁がめぐる。胎土は粘土に少しの砂、小礫粒子を含み、焼成は須恵質的に固いが瓦質化している。

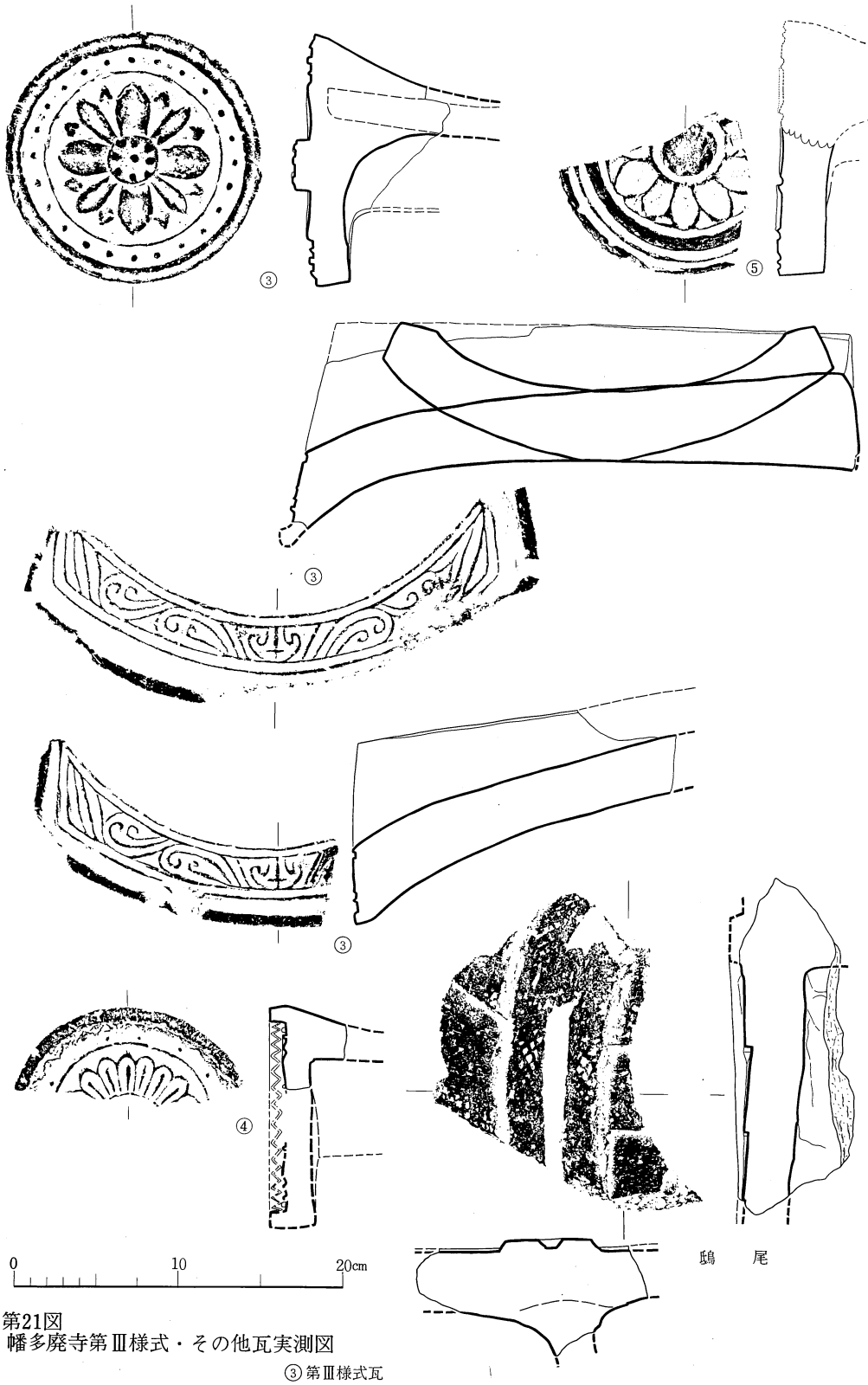

第21図
幡多廃寺第Ⅲ様式・その他瓦実測図
③第Ⅲ様式瓦

その2（第21図の⑤）は、復原推定径15.5cm・厚さ3cmの陰刻素弁12葉の反転（裏がえった）蓮花文で、陰刻圏線に画された中房に陰刻の文字又は文様があり、花弁が不揃いの平な陰刻素弁であり、界弁も陰刻されている。内区を2重の陰刻圏線の囲む外区があり、その他に幅狭い素文平縁の周縁がある。胎土は粘土に少しの小礫粒子を含み、焼成は2次的火炎を受けていて判然としない。

それぞれの時期は、前者が平安時代前半、後者が平安時代中頃と一応推定される。

5．その他の瓦Ⅱ

賞田廃寺第Ⅲ様式瓦⑦の軒平瓦の均正忍冬唐草文に類似する、忍冬唐草文のある軒平瓦の細片が出土しているが、保存状態が悪く判然としない。また、備前国分寺出土の忍冬唐草文⑧に類似した、唐草文のある軒平瓦の細片が出土しているが、これも判然としない。この他に素弁蓮花文の軒丸瓦の細片も出土している。これらは、差し替え瓦の破片と考えられる。

また、鴟尾の同一個体の胴部縦帯付近と、透し孔付近の破片が、一片づつＳＩＴから出土している。鴟尾は、叩目痕が第Ⅰ様式と同様のもので、第Ⅰ様式に伴うと判断され、焼成が若干瓦質化しているが凝灰岩状に固く焼き締っており、胎土が精選された粘土であり、良好な造形と推定される。

6．賞田廃寺出土瓦の編年の再検討

賞田廃寺は、発掘調査に基づき、飛鳥時代後葉の創建期から鎌倉時代前期の終末期までに使用された文様瓦の、ほぼ全貌が明らかになっているものであるが、賞田廃寺出土瓦だけでの検討、考察であったため、時期比定に若干の無理と不確定な問題点を内包したままの編年であった⑨。此の度の発掘調査に基づき判明した幡田廃寺に伴う文様瓦の編年との対比による、賞田廃寺出土瓦の再検討の結果、『賞田廃寺発掘調査報告、第四章、遺物』に記載している瓦の編年順序の一部を入れ替え、『幡多廃寺発掘調査報告』の紙上をもって、賞田廃寺出土瓦の編年改訂をいたしたい。改訂点は、賞田廃寺第Ⅲ様式瓦・同第Ⅳ様式瓦・同第Ⅵ様式瓦の比定時期にあり、それに伴う編年順序の入れ替えであり、同第Ⅰ様式瓦・同第Ⅱ様式瓦は従来通りである。なお、賞田廃寺出土瓦の実測図を、本書巻末に付録再載しているので、参照して頂きたい。

賞田廃寺第Ⅲ様式瓦の軒丸瓦は、単弁8葉の弁間に同様の花弁を下重ねの状態に配した内区に、重圏間の珠文帯による外区内縁と、やや高い素文の外区外縁（周縁）の伴う蓮花文である。この瓦の文様構成は、中房蓮子及び外区珠文の数が異なりはするが、平城宮東院の緑釉軒丸瓦と同一状態にあり、また断面が天平瓦では興福寺創建時のそれ⑩に、一番類似するものである。第Ⅲ様式軒平瓦は、均正忍冬唐草文の蔓の形状が、平城宮跡出土瓦番号6732号及び東大寺の創

建期軒平瓦の形状に、類似性を見い出せるものである。一方、第Ⅲ様式瓦は、賞田廃寺の主要堂塔の壇上積基壇による伽藍整備に伴うもので、この中央指向的整備の外的契機が、年代比定の重要なポイントとなって来る。賞田廃寺は、上道臣国造の本拠地の上東平野背後山麓に存在する備前国最古の寺院で、上道臣国造が造営の主体者と考えられている。この地方寺院が中央寺院と遜色ない外見上の整備を実施した要因は、上道臣一族の斐太都（正道）が、天平宝字元年（757）に橘奈良麻呂の反乱計画を密告した功績により、従八位上から従四位上に叙せられて朝臣姓を下賜され、さらに中衛舎人から中衛少将に任ぜられた破格の出世や、その後に「吉備国造」の姓を授けられ、備前国司を兼任するなど、当時の中央政界（藤原仲麻呂政権下）に重んじられた動向に依拠するものと考えられる。斐太都を在地の豪族層とせずに、上道臣一族出身で「祖父の代には畿内に移っていた」下級官人と見る考え[11]もある。しかし、奈良麻呂の反乱計画に斐太都を誘った主謀者の一人である大野東人は、754年から757年までの備前国司として、上道臣の本拠地に形成されていた国府に赴いていた人物であり、極秘の反乱謀議に参加の勧誘を斐太都にしたことは、両者が極めて親密な（主従的）関係にあったことを物語り、この関係の醸成は、東人の備前国司時代に、国司と在地の郡司層との諸々の接触によって、形成されたと考えるのが妥当ではあるまいか。斐太都は、東人との密接な関係の形成の基に、東人の中央への帰任に際し、彼への付随性と世話によって中央政界下級官人化したと推定され、上道臣一族の在地郡司層出身者と考えられる。従って、賞田廃寺は、斐太都一族の氏寺であった可能性が極めて強く、彼の破格の立身出世を反映して地方寺院から、隔絶的な中央寺院化（東院系瓦当文の使用を含む）による改造整備がなされたのではないかと推定され、そうであれば、特に天平宝字3年（759）の彼の備前国司兼任が決定的要因となるであろう。

以上の二つの要因から、賞田廃寺第Ⅲ様式瓦の時期を、760年前後に比定する。

賞田廃寺第Ⅳ様式瓦の軒丸瓦は、花弁端切り込み反転の複弁蓮花文が凹凸の逆転した内区を、圏線と素文外縁が囲むもので、断面の形状が厚手化した白鳳時代後半の、複弁蓮花文系瓦のそれに類似するものである。内区の花弁は、所謂川原寺系複弁蓮花文瓦の現物を、粘土等に押圧して笵を取ったために、その陰陽が逆転したものの中房蓮子を修正した状態と考えられるものである。従って、この様式瓦は、複弁蓮花文が主流を占めていた時期の地方的応用品と解釈され、時期が白鳳時代後半から終末に比定される。なお、第Ⅲ様式瓦は、過去に多く出土していないから、共伴の軒平瓦が未詳にあり、また1970年の発掘で一片しか出土せず、補修整備的に使用された可能性の強いものである。

賞田廃寺第Ⅴ様式瓦は、平城宮跡出土瓦番号6225号と、同6663－C号と同一型式の軒丸・軒平瓦である。6225号、及び6663－C号瓦は、745年から造営された平城宮第二次朝集殿に伴う奈良時代中頃の瓦とされており、また、吉備地方においても、美作国府跡・同国分尼寺跡・備

中国分寺跡・同尼寺跡からの出土とも相俟って、ほぼその時期とされている。しかし一方に、この型式瓦の実年代を少し遡らせて、天平初年とする考えもある⑫。そして、第五章一の2の(2)で記述しているように、備前国は6225号、6663号そのものが、備中国は若干の変形を来たした亜型式が、汎地域的に使用されている現象がある。この現象は、国分寺・国分尼寺の造営に象徴される、律令政府による地方支配の一施策としての仏教政策における事前政策の表徴と見るか、事後の地方の追従的動向を表徴すると解するかによって、その評価及び年代観が異なって来る。前記の賞田廃寺第Ⅲ様式瓦による寺院大整備に、6225号・6663号型式瓦の影響が全くみられないこと、備前国分寺での同型式の未使用と同寺式瓦の他寺での未使用、さらに幡多・居都・網浜の各廃寺に見られる奈良時代後半の瓦に窺われる非6663号性から、6225号・6663号及び亜型式の使用年代は、天平7年（735）6月5日の勅にみられる各私寺の保護施策と相俟って、国分寺・国分尼寺造営の事前施策の表徴と考えるのが妥当であろう。以上の観点から、賞田廃寺第Ⅴ様式瓦の使用時期は、天平一桁代（730年代）にあったと推定される。

賞田廃寺第Ⅵ様式瓦の比定年代は、近時、竜の口山東山頂で発見された山頂寺院址（竜の口山東山頂廃寺と仮称）出土の、平安時代中頃に比定される瓦（本章註末参照）との対比において、文様形状・造形状態からその後に来るものと判断されるに至った。従って、報告書の平安時代前半から中頃の年代比定から、年代比定を平安時代後葉に改定する。

さて、以上の再検討の結果、賞田廃寺出土瓦の編年的順序は、第Ⅲ様式を第Ⅴ様式の後に位置付けるのが妥当と考えられるに至り、この紙上を持って改定を表示したい。賞田廃寺出土瓦の編年順序は、賞田廃寺第Ⅰ様式瓦——同第Ⅱ様式瓦——同第Ⅳ様式瓦——同第Ⅴ様式瓦——同第Ⅲ様式瓦——同第Ⅵ様式瓦——同第Ⅶ様式瓦——同第Ⅷ様式瓦と改訂する。

なお、賞田廃寺発掘調査報告では、第Ⅲ様式を奈良時代前半に推定したため、伽藍完成期をこの時期としたが、今回第Ⅲ様式を奈良時代後半にしたため、賞田廃寺の完工期は、第Ⅳ様式瓦を伴うものと判断されるに至った。また、第Ⅲ様式瓦の出土量及び主要堂塔への共伴状況から、この瓦を伴う改築は、寺院全体に及ぶ大規模なものであったと推定される。

（出宮徳尚）

二、凝灰岩壇上積基壇石材

1．幡多廃寺及び賞田廃寺の凝灰岩切石の産地推定

賞田廃寺の壇上積基壇に使用された切石は、先の報告⑬で特に石材の検討がおこなわれなかったが、今回、幡多廃寺から賞田廃寺に類似した石材が発見され、これも寺院基壇に使用されたものと推定されるに及んで、地方寺院において、数少ない壇上積基壇構造と合せ考え、これらの石材が地元の石であるか、あるいは他所より運ばれたものであるかが、寺院建立の背景を

考える上でも重要とみられるに至った。

今回、特に岩石・鉱物等に関して、全く素人の我々が、これら石材について同定を行うことは、或は僭越のそしりを受けるかも知れないが、従来、岡山県をはじめ、各地の古墳時代石棺石材の同定を行ってきた⑭手続きから、これら寺院基壇の石についても、同定の手がかりが得られるものと信じ、検討を加えたものである。

なお、この岩石の同定に関しては、石棺石材同定の場合と同様、岡山大学地学教室教授逸見吉之助先生のご指導を頂き、主に、X線回折、屈折率の比較などを行なった。記して深く感謝の意を表するものである。

(1) 肉眼的観察

賞田、幡多両廃寺の試料とも、外見は白色で、軟質であるが、賞田廃寺のものは、内部に黒色の小粒子を含み、全体として小塊状の集合した凝灰質を思わす外観である。これに対し、幡多廃寺のものは、きめが細かく均質で、黒色粒子は肉眼では見られないが、これも凝灰岩と思われる外見である。

(2) X線回折像

これらの岩石のX線回折像は、賞田廃寺の場合、わずかに、長石・石英の存在が認められたが、白色凝灰岩系の石での、個別試料における変化のうちであり、特に黒色粒子のみのX線像は非晶体でガラスである事を示した。

幡多廃寺の場合は、賞田廃寺の黒色鉱物の示した回折像と全く同一であり、全体がガラス質である事を示していた。

以上の結果から見て、賞田・幡多廃寺の両試料は、外見で黒色粒子の有無の違いはあるが、共に、同質と考えられ、賞田廃寺の黒色粒子は、やや大きな松脂岩片であり、これら両試料は、含松脂岩片凝灰岩と見てさしつかえないものであった。

(3) 松脂岩の屈折率

松脂岩（ガラス）を含む白色の凝灰岩は、先に石棺石材同定の場合にも、全く同種のものがあり、これについては、すでに先の試論においてかなりな検討を行なっており、そこで、この種の岩石が、岡山県下に産出しないものであることも、既に記した通りである。このため、今回の両寺院址に使用されていた石は、県外から運ばれたものである事は明らかである。

しかし、石棺材の場合も問題となったように、肉眼的な観察と、X線回折像の両者のみでは、峻別出来ない類似岩石の産地で、岡山県内で使用され得る可能性のある処として、奈良県から大阪府にまたがる二上山と、香川県内の幾ヶ所かが考えられた。今回の寺院址の石が、このどちらかに属するかを定めるために、同類の石棺石材同定の場合に用いたように、岩石中に含まれ

る松脂岩が、両産地によって屈折率の異る点を利用した。ただし、松脂岩が抽出可能な賞田廃寺の試料のみであるが、比較のために、香川県における、最古の寺院の一つであり、現在判明する限りでは、香川県唯一の壇上積基壇である、坂出市開法寺の試料を、坂出市教育委員会の川畑迪氏のご好意により提供を受け、その結果も合せ記した。また、二上山産と香川県内産との違いを明らかにするために、先の試論で使用した、両者の屈折率の対比表を参考までに再録した。

この表で判る通り、香川県周辺の松脂岩は、1.500前後の屈折率を示すが、二上山系のものは、1.506前後の値を示している。この差が誤差以上のものであることも、個々の試料についての状況、その他の検討は、既に先の試論において指摘した通りである。

賞田廃寺の試料は、全く同じ方法を用い、表示の通り1.500の値を得、開法寺の場合は1 499となった。これらの結果は、香川県産の松脂岩と同値であり、二上山系にはなり得ない。賞田廃寺・開法寺共に、香川県産の含松脂岩片凝灰岩と考えられるものである。

(4) 幡多廃寺の試料

幡多廃寺址の試料は、賞田廃寺と同性質の岩石であることは判明しても、松脂岩の屈折率が求められないため、これを賞田廃寺と同様に、すぐ香川県の石であるとは同定出来なかった。しかし、両寺院址は、南北に僅か2kmしかへだたらぬ相接した位置にあり、その上、壇上積基壇の築かれたと思われる時期は、ほぼ同期と考えられ、共に寺院建築であるという点から見ても、これらの石材を、それぞれに違った産地から運んだと考える方が、より証明が難かしいものであろう。

また、賞田廃寺と共に香川県産の石と思われた開法寺基壇の切石の内には、肉眼的に幡多の試料と全く同じ外見を示し、黒色粒子の認められないものも多く、一方では、これまた外見が賞田廃寺と全く同じ石も同一基壇中に用いられていることから、これらの外見の違いは、同一石切場内の部分での違いの可能性も充分に考えられる。この点から見ても、まず幡多廃寺の石が、賞田廃寺と同様香川県産とみて、さしつかえあるまい。

なお、二上山系の白色凝灰岩と、香川県周辺の同種のものの、肉眼的区別は困難であるとしたが、これは小断片の個々を個別に見た場合、正確な判別が困難である点を考えた上での事で、既に石棺石材の場合に記述した通り、全体的には、二上山系のものは白色部分が、灰色あるいは黒灰色の「しみ」を思わすような外観を呈することが知られ、一方、香川県火山産のものは綺麗な白色部分が多いのが特徴であった。

今回、香川県産と考えた基壇の切石が、現状では、香川県の津田湾岸に近い火山産とは同定出来ないが、傾向として、賞田廃寺も開法寺も幡多廃寺の例も、すべて白色部分が綺麗なものであった。この点もこれらの石が共に香川県産と思われる一つの傍証である。

(5) 古代寺院に使用された白色凝灰岩

畿内地方でしばしば見られる奈良時代寺院址や宮殿址での切石石材は、古墳時代後期に同地方で石棺材などに用いられた二上山産の白色凝灰岩と同種のものであり、古墳後期以来に引き続いて寺院の石材にも、二上山産の含松脂岩片白色凝灰岩が用いられたことが知られている。参考までに、二、三の畿内における奈良時代建造物に使用された切石の、松脂岩屈折率を、先の表中に示した。これで見る限りでも、古墳時代に使用された石材と同一のものである。なお、これらの試料で、河内国府は大阪府教育委員会文化財保護課、長岡宮は京都府教育委員会文化財保護課のご好意により提供を受けたものである。

これに対し、畿内より西の瀬戸内海沿岸で、僅かに管見される凝灰岩切石を用いた賞田廃寺・幡多廃寺・開法寺の例は、すべて讃岐産の同類の石が用いられたと推定された。しかし、古墳時代の前半期に、香川県東部の津田湾岸の火山産の白色凝灰岩が、石棺材として用いられていたことは知られているが、古墳時代後期には、この種の石材の使用が、香川県周辺においてはほとんど見られないだけに、寺院基壇に再登場することに対しては、まだ多くの問題が残されていると思われる。また、前半期古墳の石棺材の場合、その石棺の分布が、香川県では津田湾岸に限られることから、火山産の凝灰岩であると推定されたが、同類の凝灰岩産地は、香川県下に幾ヶ所か知られているので、寺院基壇の石材産地としては、この時期に、火山以外の産地が、改ためて開発されている可能性も考えなくてはならないであろう。

畿内周辺での古墳文化より仏教文化への推移と、地方における本格的な寺院建立とには、技術上の問題も含め、畿内の傾向と同一視出来ない面も存在するであろうし、これらは今後に検討されなければならない問題である。ただ、ここでは、畿内の古代寺院に用いられた二上山産の白色凝灰岩と肉眼的にも、また、石材加工技術の上でも近似した香川県産の凝灰岩が、香川県坂出市の開法寺で用いられたのみならず、海をへだてた岡山市の賞田及び幡多の寺院址にも運ばれて用いられたとみて、ほぼ間違いないことを記すものである。それはまた、古墳時代後期に、賞田・幡多両廃寺に近接した場所に築造されていた、岡山市賞田唐人塚古墳で、横穴式石室内に納められている家形石棺が、兵庫県産の凝灰岩の竜山石であった[15]こととも関係して、唐人塚古墳の時期と両廃寺の間では、時代の違いと同時に、古墳と寺院建設という性格の違いを含めて、凝灰岩の運ばれ方に違いがおこっていることを物語っているのである。

なお、畿内より西で、いま一ヶ所伯耆国分寺址でも、壇上積基壇が知られているが[16]、これは、その石材を転用したものとされている社小学校中庭の五体石仏の観察から、伯耆国産の石材であることを確認している。

松脂岩屈折率

	産地及び遺跡名	所在地	屈折率	備考
寺院	開法寺	香川県坂出市	1.499	基壇切石材
	賞田廃寺	岡山県岡山市	1.500	〃
香川県露岩	火山	香川県大川郡	1.501	白色凝灰岩中の松脂岩
	雨滝山	〃 〃	1.502	〃
	五剣山	〃 木田郡	1.499	〃
	国分台下	〃 綾歌郡	1.502	〃
香川・岡山古墳	赤山古墳北棺	香川県大川郡津田町	1.501	舟形石棺
	〃 南棺	〃	1.499	〃
	けぼ古墳	〃	1.499	石室蓋石
	丸山古墳	岡山県備前市畠田	1.500	特殊家形石棺
二上山露岩	鹿谷寺附近	大阪府南河内郡太子町	1.506	白色凝灰岩中の松脂岩
	〃	〃	1.505	松脂岩

	産地及び遺跡名	所在地	屈折率	備考
畿内古墳・寺院等	二子塚	大阪府南河内郡太子町	1.505	家形石棺
	松井塚	〃	1.505	〃
	仏陀寺古墳	〃	1.506	〃
	金山古墳	大阪府南河内郡河南町	1.506	〃
	南塚	大阪府茨木市宿久庄	1.505	〃
	東乗鞍古墳前棺	奈良県天理市丹波市町	1.506	〃
	天王山古墳	奈良県桜井市倉橋	1.505	〃
	塚穴古墳	奈良県北葛城郡香芝町	1.507	切石石室
	笛吹神社古墳	奈良県北葛城郡新庄町	1.507	家形石棺
	川原寺	奈良県高市郡	1.506	切石材
	河内国府	大阪府藤井寺市	1.506	〃
	長岡京	京都府向日市	1.505	〃

（間壁忠彦、間壁葭子）

三、弥生式土器

幡多廃寺下層から出土した弥生式土器は、大別して弥生中期の土器群と後期の土器群に分類することができる。土器は、遺構に伴う小数のものを除いて、すべてE層（2次的包含層）ないし、F層（寺院創建以前の包含層）からの検出である。F層は、今回の調査の性格上F層最上面で原則的に調査を中止している。このため土器の分類整理は、遺構に伴う数少ない土器を中核にして、型式学的分類にならざるをえなかった。尚、中期の土器は、塔基壇ET・塔基壇NT・EIT・NⅢTから検出され、後期の土器は、NIT・NⅢT・WⅡTから集中的に検出されている。

1．弥生中期後半の土器（第23図Ya1－Yc4、図版第35図Ya1－36図Yc4）

幡多廃寺下層から検出された土器のうちで現在のところ最古の土器群である。土器は、塔基壇ET住居址出土の壺（第23図Ya2）と2基の墳墓状遺構で甕棺として使用された土器（第22図、図版21、22、36のYb3、Yc3）を中心に各トレンチから検出された土器を加えて型式的に同一の土器を一括して弥生中期後半の土器群として扱った。

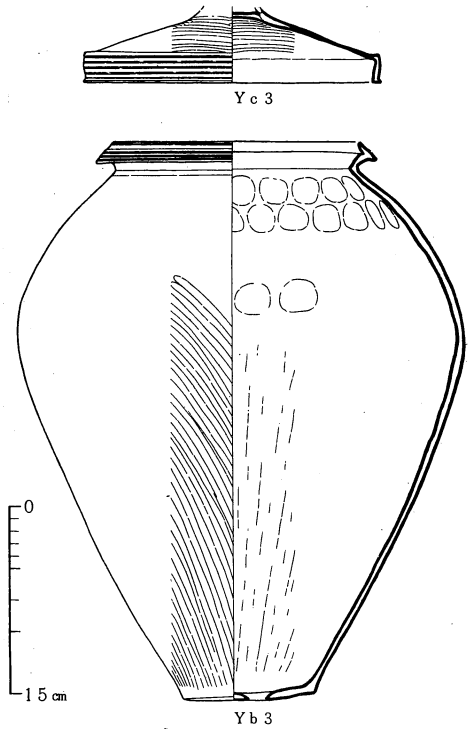

第22図　甕棺実測図

土器は、口縁部に凹線文が盛行し、内面ヘラ削りが肩部にまで施されている。甕、壺形土器のある種のものに器壁を非常に薄く作るものが見られる。器表調整は、口頸部から肩部にかけて縦方向から斜方向の刷毛目が施され、肩部から底部にかけて縦方向の入念なへらみがきを施すのが一般的である。なお、高坏は、坏部の内外面ともに入念なへらみがきが施され、脚部内面は、回転ヘラ削りを施している。

これらの土器は、弥生時代中期後半に比定され、岡山県南部の弥生式土器の編年大系で一般的に前山Ⅱ式[17]～仁伍式[15]と呼称[19]されているもので、畿内第Ⅳ様式に併行するものである。弥生中期後半に比定される幡多廃寺下層の土器群は、今回図示したものに若干の破片を加える程度であるが、住居址、墳墓状遺構等の遺構に伴うものが確認されている以上今後の調査に期待するところが大きい。

2．弥生後期後半の土器（第24図Ga1－26図Gd6、図版第37Ga1－39図Gd6）

幡多廃寺下層から検出された土器のうち最も量的に多い土器群である。NⅢT住居址から検出された土器（第25図Gb18）をはじめとして、NⅢT北門遺構直下、NⅠT北回廊の直下から一括して検出された多量の土器群である。寺院遺構直下から検出された土器は、寺院造成期に一括して2次堆棄された状況を呈し、一応遺構から遊離した状態であるが資料の信頼度の高い一括資料である。その他、各トレンチから分散的に出土しているが、特にWNⅡTからは、相当数の土器片が検出されているが、すべて遊離した状態であった。

土器は、壺、甕、鉢等の口縁部を上下に拡張し、逆L字状を呈するものが普通である。口縁部下方の拡張部は、端部がするどく鋭角的におさめている。内面ヘラ削りは、く字状に開く口頸部直下まで施されている。ヘラ削りは、口頸部から肩部までは横方向に削り、肩部以下は縦方向のヘラ削りが一般的である。特に甕形土器は、内面ヘラ削りの盛行によって器壁が薄く作

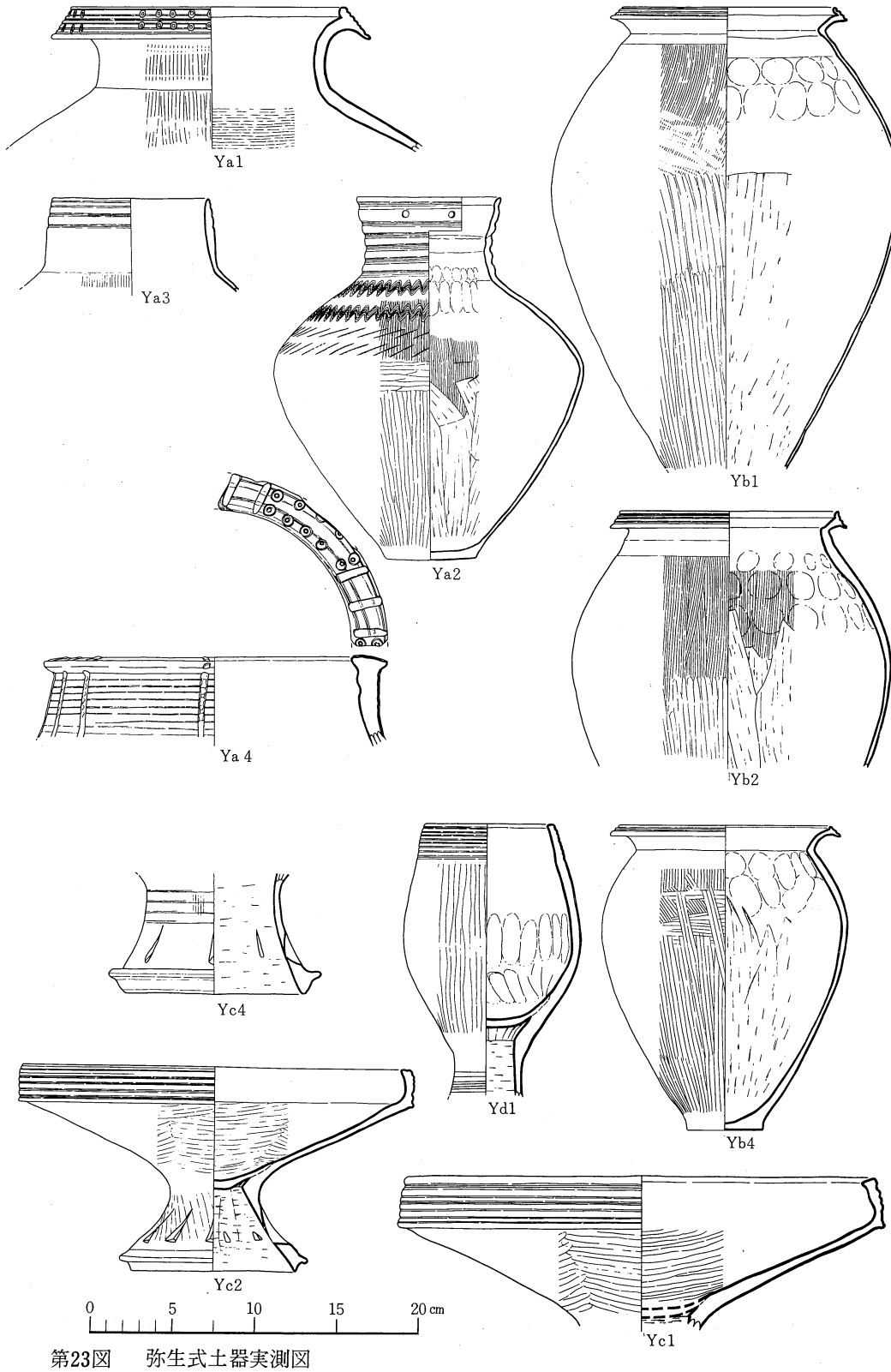

第23図　弥生式土器実測図

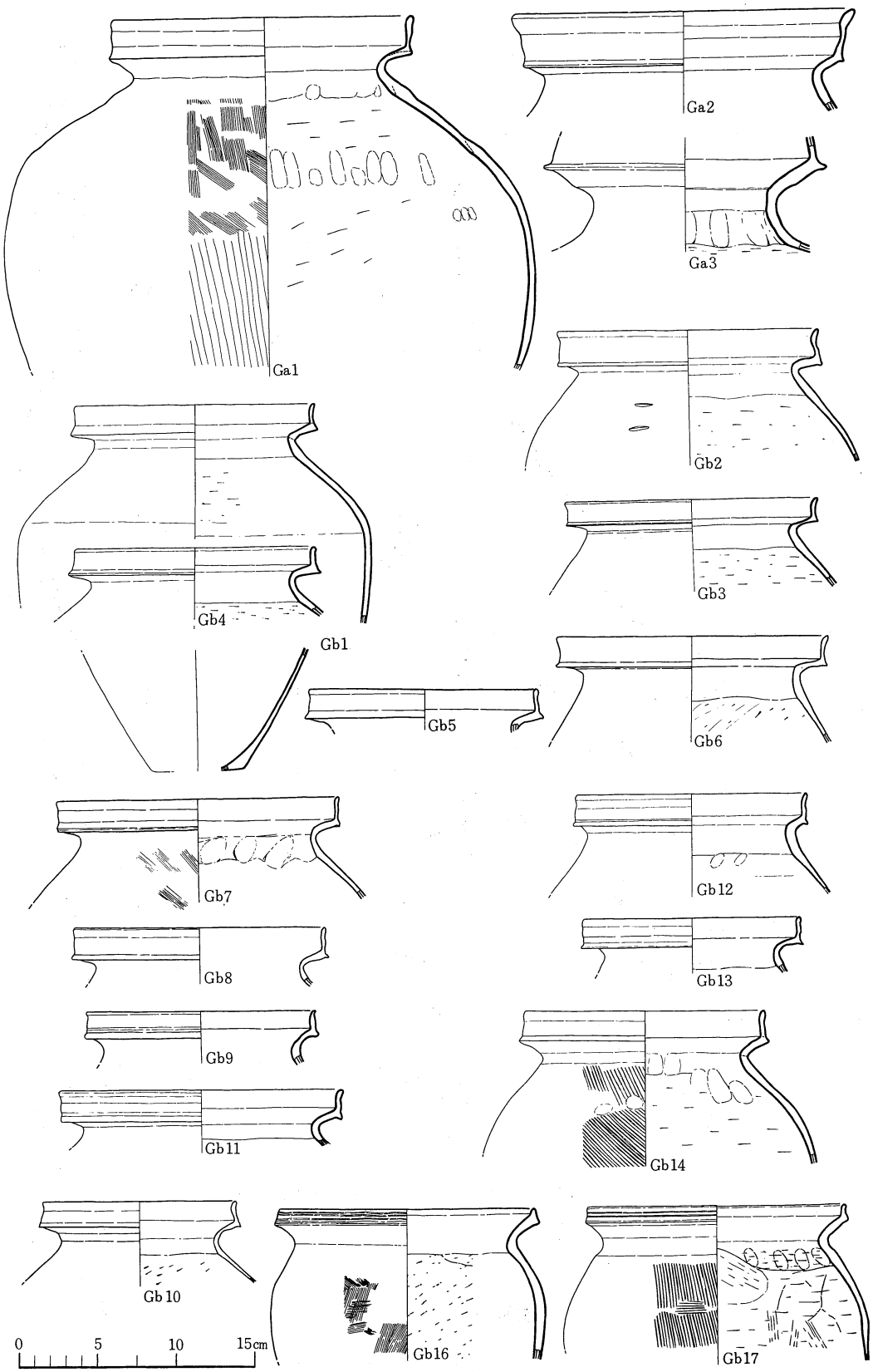

第24図　弥生式土器実測図

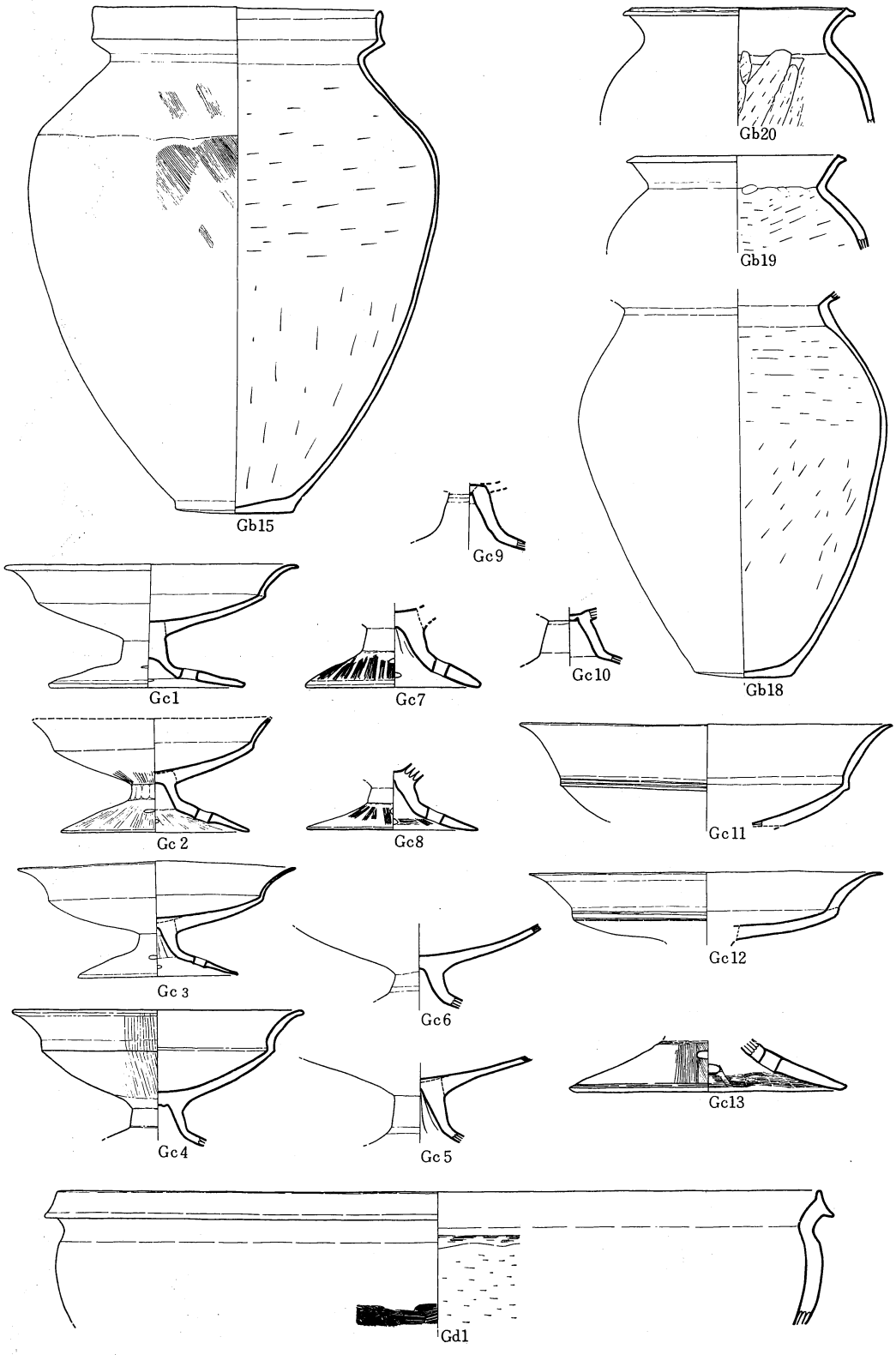

第25図　弥生式土器実測図

られている。器表調整は、口頸部直下から肩部にかけては縦あるいは斜方向の刷毛目、肩部以下は縦方向のへらみがきが一般的である。高坏は、浅い坏部に強く外反する口縁部がつき、脚部は、短い脚柱部からゆるやかに外方に開く裾部を形づくり透し穴を4個あけるのを通例とする。色調は、赤褐色を呈し、非常に精選された良質の胎土を用いている。

岡山県南部の弥生後期の土器変遷は、一般的に後期前半を上東式[20]に、後半をグランド上層式[21]（白江Ⅱ式[22]）に分類されている。後期後葉が一応グランド上層式で一括されているが、グランド遺跡出土のグランド上層式は、より上東式的要素を含み、白江遺跡の白江Ⅱ式は、より上東式的要素を失っている事が指摘されている。グランド上層式に比べ白江Ⅱ式が漸進的であるという意味において、両者間に土器型式の変遷があったと想定されている[23]。幡多廃寺下層の後期後半の土器群は、その諸特徴からグランド上層式に比定される。他方、倉敷市上東遺跡出土[24]の同時期の土器群と比較した場合、口縁端部のおさめかた、全体的器形の微妙な差異、底部の作りのちがい、器壁・胎土・焼成の微妙なくいちがいがみられる[25]。これらの差異は、土器の持つ系譜の違い、小地域差、時間差等々の要因が考えられるが現在のところ、それらを検討する資料的畜積が少ないと云わざるをえない。いずれにせよ、幡多廃寺下層の弥生後期後半の土器群は、弥生後期の終末を構成する土器群で、グランド上層式（白江Ⅱ式）の範疇と考えて良いものである。

四、土師器

幡多廃寺下層から検出された土師器は、古代全体を通じて各時期のものが検出されている。土器は、そのほとんどが遊離した状態で検出され、方法論的に型式学的分類にたよらざるをえない状態であった。土師器は、便宜上古墳時代のものと、それ以降のものに分けて記述してゆく。出土土器の総量は、整理箱25箱強で、そのうち古墳時代の土師器が整理箱約18箱を数え、古墳時代以降の土師器は約7箱であった。

1．古墳時代土師器

岡山県における古墳時代の土師器の編年は、近年まで倉敷市酒津遺跡[26]、笠岡市高島王泊遺跡[27]の成果にたよらざるをえない状態であった。最近倉敷考古館から新たに報告された玉野市山田原遺跡[28]、笠岡市走出遺跡[29]、小田郡美星町五万原遺跡[30]、倉敷市酒津一水江遺跡[31]等を加えて一応の編年大系は出来上っていると云えよう。それらを図式的に並べるならば、次の様になるであろう。

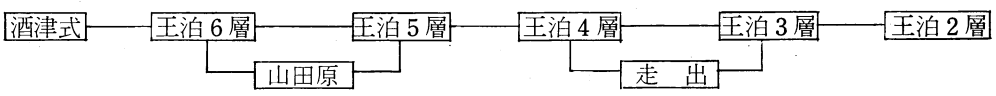

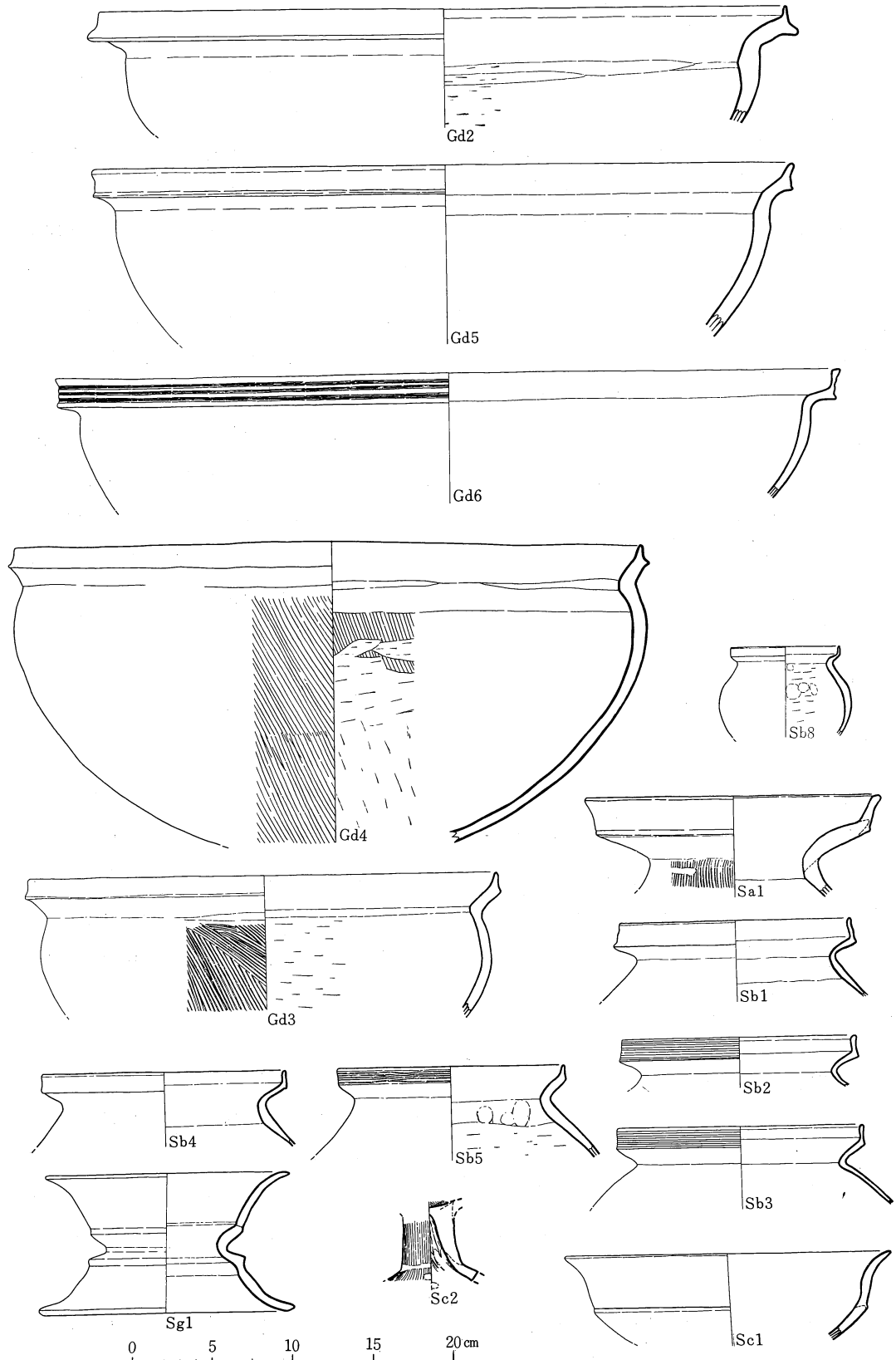

第26図　弥生式土器・土師器実測図

これらは、ただ単に各遺跡報告者の編年比定に若干の私見を加えた試案である。尚、土師器の概念規定は別にして県南各地において酒津式土器が、その分布の普遍性と、早くから学会に紹介された[32]ことと相俟って古式土師器[33]、あるいは弥生式土器[34]としての理解は別としても、一様式を構成するものであった。他方、それ以前に土師器の型式的変遷を一応層位的に確認した笠岡市高島王泊遺跡[35]の成果がある。しかし、王泊遺跡の成果と酒津式がいかに対応するかについては基本的には一致しながらも微妙な差異を見せている[36]。

最近の発掘調査による土師器の資料的増加は、土器の編年的研究を前進させた。特に酒津式以降の土師器については、王泊遺跡の成果に対応させながら土器の変遷を追求した間壁忠彦氏は、　酒津式一山田原一走出というおおまかな推移を設定した。　そして山田原遺跡の土器群を王泊5層[37]に、走出遺跡の土器群は、王泊4～3層[38]に対応させた。走出遺跡の土師器は、その遺跡の性格からしても単一土器型式を構成すると思われる。特殊な器形をのぞいて土器は、ほぼ限定された単一型式と理解できる諸特徴を備えている。又、共伴した須恵器からその編年的位置ずけは、より信頼できるものとなっている。　他方、山田原遺跡の土器群については、より古い要素を持つ土器群と、より新しい要素を持つ土器群が混在しているように思われる[39]。王泊5層よりもより古い要素を持つ土器を甕、小形丸底土器、高坏等の中に認めることができる[40]。これらの土器は、王泊5層よりも、酒津式の系譜の中に位置ずけることが適切であるとともに、坪井清足氏の設定した王泊6層[41]に最も近い内容と思われる。これらの土器群は、酒津式と王泊5層の間に位置することはほぼ明瞭であると共に、その系譜を酒津式から導き出すことができる。しかし、これらの土器群と、王泊5層の土器群の間には、その系譜が今ひとつ明瞭でない点が注意される。ここで、坪井氏がかつて王泊遺跡の報文の中で6層と5層の間に未確認型式[42]の存在を想定したことが思いおこされる。いずれにせよ、王泊5層（小若江北式平行）以降は、坪井氏の設定した編年と間壁氏の設定した編年はほぼ一致している。

他方、幡多廃寺下層出土の古墳時代の土師器は、層位的に分離、あるいは遺構に伴って検出された土器は少なく、ほとんどが遊離した状態で出土した。このため既成の編年大系の中で型式分類せざるをえない状態であった。土器は、一定のまとまりを持つ土器群に分類され、それぞれに幡多廃寺下層Ⅰ式～Ⅴ式と一応仮称した[43]。以下幡多廃寺下層Ⅰ式から記述してゆく。

(1)　幡多廃寺下層Ⅰ式（第26図第27図（Sa1、Sb1～5、Sb8、Sc1～5、Sg1）図版第39）

酒津式に編年される土器群で、壺、甕3種、高坏2種、鼓形器台に分類される。土器は、いわゆる酒津式の諸特徴をそなえ、幡多廃寺下層の弥生後期の最終末の土器に直接的に続く型式と考えられる。下層Ⅰ式の土器は、弥生後期最終末の土器に比して、口縁部の下方拡張部がほとんどみられず、その部分をわずかに肥厚さす程度となる。甕形土器の口縁部上方拡張部に施

される櫛描条線が前段階に比してより安定した文様として定着している。上方拡張部は、前段階では一旦内傾して端部で外反する傾向にあったものが、下層Ⅰ式では、屈曲点から外反ぎみに立上がる。成形及び調整は、前段階と基本的には同様である。高坏は、坏部が深くなると同時に、口縁部が外反しながらも高さを増すと同時に、脚柱部が長くなり、裾部との接点を明瞭にする。尚、鼓形器台が出土したが共伴関係が認められなかった。 器形、成形、調整等の特徴に共通点の多い山陽町便木山C溝出土の鼓形器台[44]と同時期と思われるため一応下層Ⅰ式の土器群の中に入れた。

(2) 幡多廃寺下層Ⅱ式（第27図（Sb7～8、Sc6～7、Sg2）図版第40）

いわゆる王泊6層、山田原の古式に編年される土器群で、数量的にも最も少量である。甕形土器の口縁部上方拡張部には条線をめぐらし、条線は、深く鮮明に施されている。体部は、より球形に近ずき、肩部に施される刷毛目は、間隔の広いものがシャープに施されている。肩部以下には、縦方向の入念なへらみがきが施されている。体部内面には、斜方向のヘラ削りが入念に施され、器壁をきわめて薄く仕上げている。底部は岡山市南方遺跡出土のこの時期の土器（岡山市教育委員会『南方遺跡調査概報』1971年で報告された[9]土師器）を参照すれば完全な丸底とはならずに平底の痕跡を残し、その器表調整も体部と同様である。高坏は、脚柱部が内湾ぎみにハ字状に開き、裾部は明瞭な屈曲点を持って開き、端部をシャープに修める。脚部器表に刷毛目調整が施される。以上のように、成形、調整等に下層Ⅰ式と基本的には同様であるが、特に高坏の形態に認められる変化は大きいものがある。これらの土器は、下層Ⅰ式から直接的に導き出されたものであろう。尚、鼓形器台が出土しているが、下層Ⅰ式の器台よりも後出的である。形態的に類似したものを岡山市雄町遺跡の出土遺物[45]の中にみることができる。

(3) 幡多廃寺下層Ⅲ式（第27図（OVb1～4、OVc1～3、OVd1～2）図版第40、41）

刷毛目の盛行と内面ヘラ削りの消失によって最も特徴ずけられる段階のもので、この段階以降は、底部にまで刷毛目調整が施されると共に内面にまで刷毛目の施されるものが現われる。幡多廃寺下層Ⅲ式の土器群は、いわゆる王泊5層に編年され、一般的に布留式と総称される土器群である。甕形土器の底部は、完全な丸底となり、底部に平底の痕跡は認められない。弥生時代中期後半に成立した内面ヘラ削り技法と、 それまで伝統的に用いられてきた刷毛目、へらみがき調整の組合せによる伝統的な調整技法は、 刷毛目調整の全面的な盛行によってへらみがき調整をほぼ完全に消失させた。内面ヘラ削り技法は、この段階から徐徐に姿を消してゆくが、内面に刷毛目調整を施さないもののうちに部分的にヘラで掻き取った様な痕跡を残すものがある[46]。これらの土器は、ほぼ例外なく内面に指頭圧痕を顕著に残している。尚、体部内

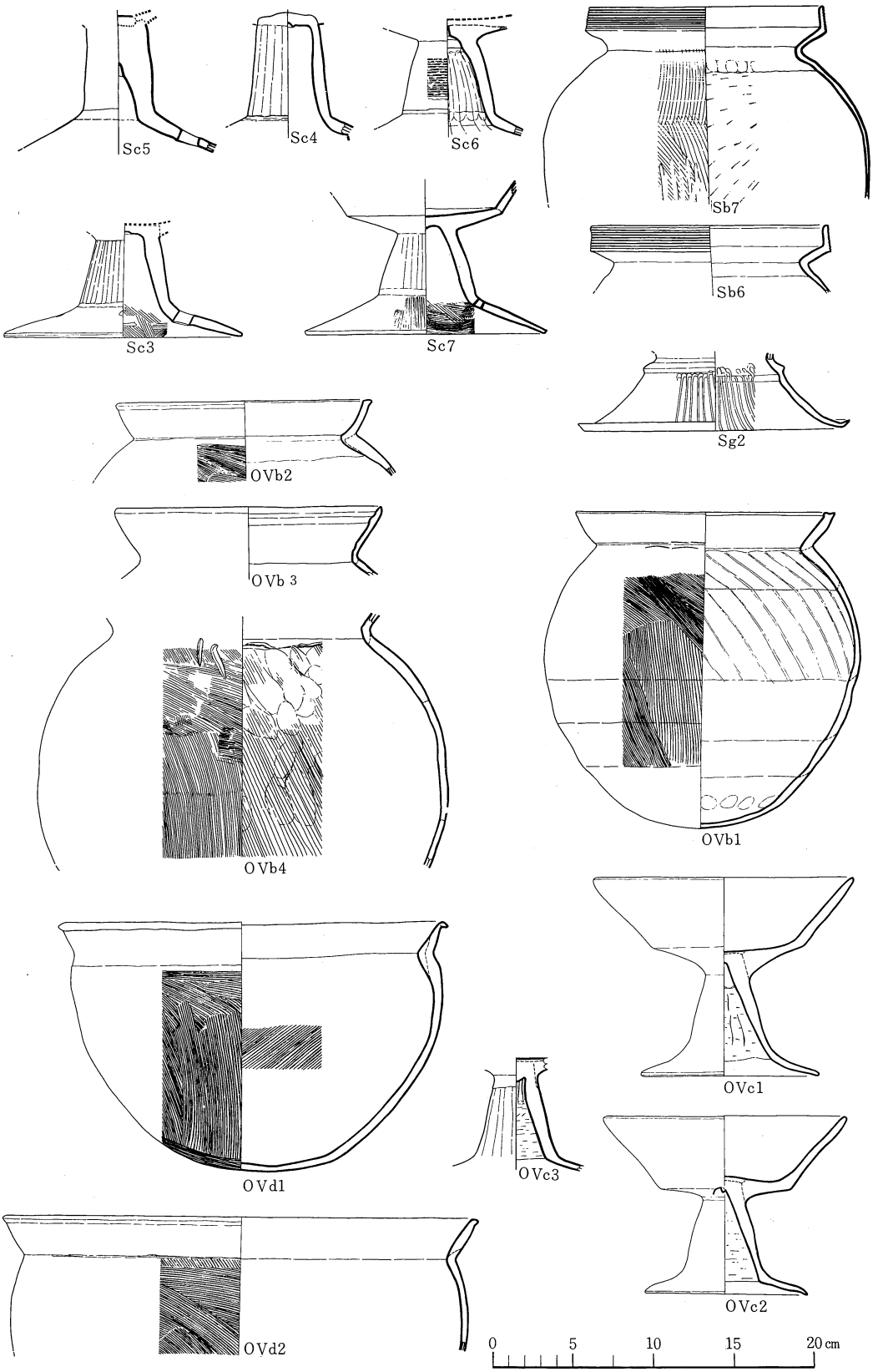
Sc5
Sc4
Sc6
Sb7
Sb6
Sc3
Sc7
Sg2
OVb2
OVb 3
OVb1
OVb4
OVc1
OVc3
OVd1
OVc2
OVd2
0
5
10
15
20cm

第27図　土師器実測図

面に刷毛目調整を全面的に施すものさえ現われる。この調整技法は、以降一般的技法として広く用いられる。器表は、体部に斜・縦方向の刷毛目調整を施し、口縁部に横ナデ調整を施す組合せが主要な構成要素となる。鉢形土器も、甕形土器とほぼ同様な諸特徴を持っている。高坏形土器は、脚柱部内面に回転を利用したヘラ削りが一般的となり、表面へらみがきもほぼ姿を消す。わずかに脚柱部表面に荒いヘラ削りを施して未調整に終るものがある。高坏にみられるこれらの特徴も以降一般的に認められる。以上のように下層Ⅱ式から下層Ⅲ式にかけての変遷には、今までみられなかったような大きな隔絶が認められる。この隔絶が、下層Ⅱ式から下層Ⅲ式への変遷過程で、現在未確認の型式を一型式設定できるか、それとも土器製作の系譜の違いに起因するものかは、現在のところ明瞭ではない。

(4) 幡多廃寺下層Ⅳ式（第28図（OHb１～２、OHc１～６、OHf１）図版第41）

刷毛目調整が下層Ⅲ式同様に広範に用いられている。甕形土器は、口縁部を内湾ぎみに外上方に立ち上がらせるものと、大きく外反させるものがみられる。器表の調整は、口縁部を横ナデ、体部は、刷毛目による調整が一般的である。甕は、総じて前段階のものに比べてやや粗雑な作りを示す。高坏の脚柱部の器表に刷毛目を施すものは下層Ⅱ式から認められるが、この段階のものには、柱部から裾部にかけて全面的に入念に施されるものがみられる。この傾向は、下層Ⅲ式から認められることが知られている。脚柱部内面に回転を利用したヘラ削りの認められるものと、内面にしぼり目がみられ、ヘラ削りを施さないものがみられる。これらの土器は、王泊４層～走出に比定される諸特徴をそなえ、下層Ⅲ式の土器の諸特徴をそのまま受け継いだ内容を示している。

(5) 幡多廃寺下層Ⅴ式（第28図、29図（OHb1～5、OHc1～4、OHe1～4、OHf1～5）図版第42、43）

須恵器との共伴関係が明確な土器群である。土師器のHOb１、HOe３～４、HOf１～４と須恵器Sb81、82、84、Sc81～85、Sd82～84は、第Ⅱ基壇ＥＴトレンチで一括して検出された土器群である。幡多廃寺下層Ⅴ式土器として一括した土器群は、前記の一括資料を中核として型式学的分類によって摘出した一群である。整形及び調整手法は、下層Ⅲ式の手法を踏襲している。器表の調整は、基本的に刷毛目と横ナデ及びナデ調整の組合せであるが、前段階に比べ間隔の広い刷毛目が施され、やや粗雑な調整となっている。尚、へらみがきが小形丸底土器の一部に施されているが、この調整手法は下層Ⅱ式まで見られたへらみがき手法とは系統を異にするものであるかも知れない。

幡多廃寺下層Ⅴ式の土師器は、その諸特徴から走出、王泊３層的性格を持つ土器群であるとともに須恵器と土師器の共伴関係を持つ土器群であった。共伴した須恵器は、第Ⅰ期最終末(47)

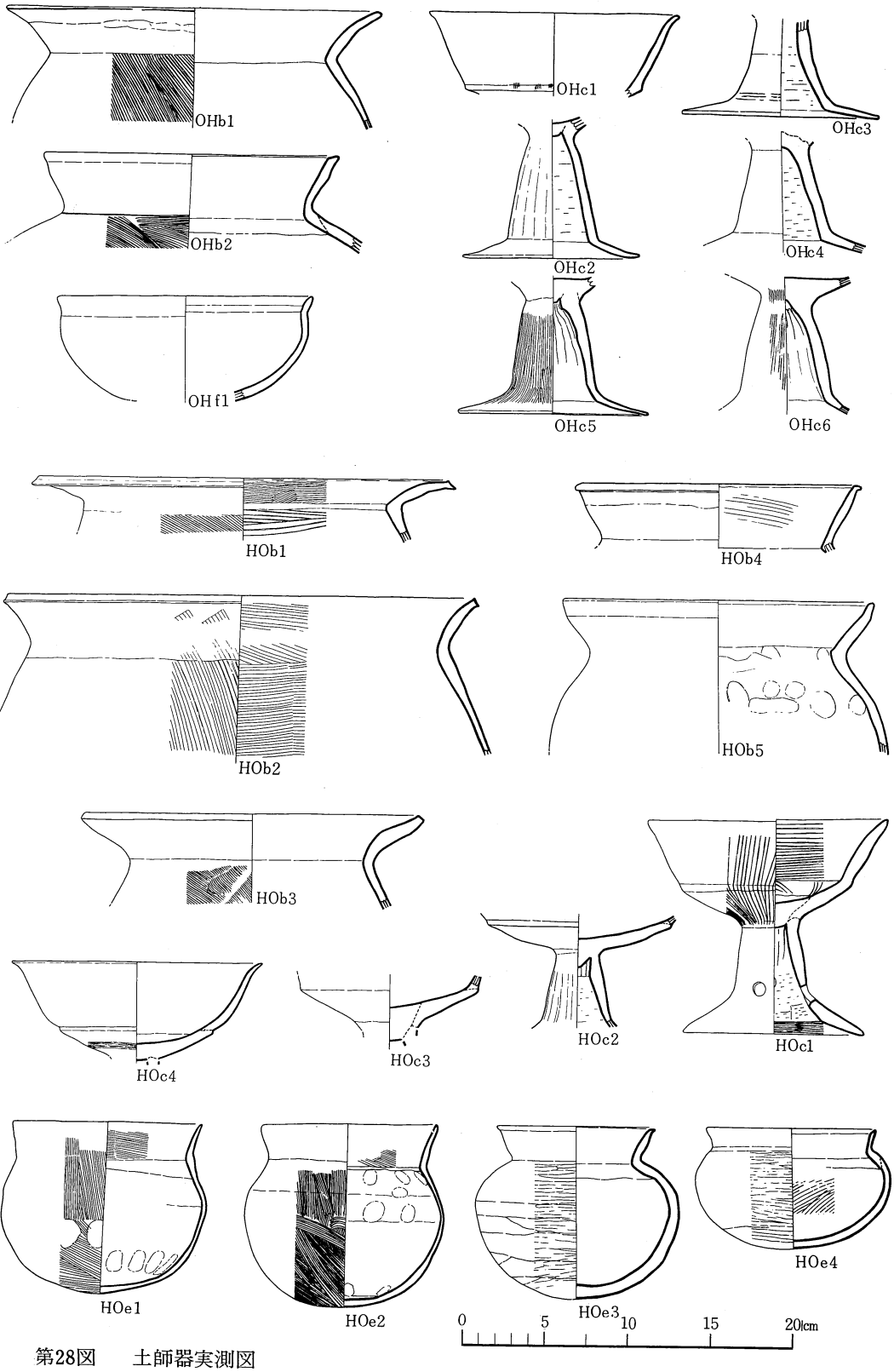
OHb1
OHb2
OHf1
OHc1
OHc2
OHc5
OHc3
OHc4
OHc6
HOb1
HOb4
HOb2
HOb5
HOb3
HOc4
HOc3
HOc2
HOc1
HOe1
HOe2
HOe3
HOe4
0
5
10
15
20cm

第28図　土師器実測図

の諸特徴をそなえた土器である。これらの土器は、現在のところほぼ6世紀初頭に位置ずけられている。下層Ⅴ式の土師器は、6世紀初頭の須恵器と一点を共有する関係にあることが確認できた。このことは、土師器の相対年代を考える上で重要な役割をはたす。

尚、下層Ⅴ式以降の古墳時代土師器の良好な一括資料は、今回の調査で検出されていない。

2．寺院以降の土師器

寺院成立以降の土師器については、古代から中世にわたる土器が検出されているが、非常に断片的な資料であるため総合的な理解は困難である。これらの土師器の内で明らかに遺構に伴って検出された土師器（Hh 9 ～12）以外はすべて遊離した状態で検出された。土師器の年代比定は、すでに確立されている編年的成果に頼らざるをえないと共に、他遺跡ですでに確認されている土器の共伴関係等から年代の推定できるものなどを参照に整理分類せざるをえなかった。その結果土師器は大別して奈良時代後半～平安時代初頭、平安時代中葉～後葉、平安時代末～鎌倉時代初頭、それ以降の土器群に分類された。

(1) 奈良時代後半～平安時代初頭の土器（第29図(Hc1、Hh1～5、Hi1～2、Hj1～3、Hl、図版第43～45)

高坏（Hc 1）

高坏は、長大な脚柱部のみで坏部、脚裾部は検出されていない。脚柱部は、非常に特徴的な形態を示し、横断面が不等辺八角形を呈し、器表はきめの細かい縦方向のへら磨きを施している。脚柱部内壁面は、 平滑 で直径 1 cm程の棒状工具を抜き取った様な狭い中空部を形成している。下方は裾開きぎみに中空部が広がるにつれ壁面の厚さを減じながら裾部へと変化している。胎土は、非常に精選された緻密な粘土を用い、焼成は非常に良好で、色調が赤褐色を呈している。この様な非常に特徴的な高坏は、同様のものが平城宮ＳE311B様式の中に認められる[48]。そして、平城宮ＳE311B様式の土師器は、その編年的研究から平安時代初頭に位置ずけられている。これらのことからHc1の高坏も一応その編年的位置を平安時代初頭に考えておく。

坏（Hh 1 ～ 5）

坏は、一応 3 種の形態に分類できる。坏A（Hh3･4）は、丸味を持った底部から外上方に立ちあがりそのまま口端部を外反させて終る。坏B（Hh1･2）は、丸味を持った底部から外上方に立ちあがりそのまま口端部へと流れ、端部をそのまま丸く修めるもの（Hh1） と端部を内傾させて修めるもの（Hh 2 坏B′）がある。坏C（Hh5）は、 平らな底部から外上方に直線的に立ちあがり、端部をやや肥厚させ、口端面に段を有するものである。Hh 3 の小形の坏をのぞいて、他はいずれも赤色顔料の塗布が認められる。坏のいずれも観察される限りにおいては暗文、木葉底は見られず、底部も不規則な方向のヘラ削りであった。しかし、坏Cは底部ヘラ削りが不明である。Hh 4 は、赤色顔料を塗布した後に底部ヘラ削りが行われている。この 3 種の形態に分類さ

れる坏が、いかなる時間的前後関係を持っているのか、あるいは土器自身の個体差としての形態差なのか、現在のところ不明である。しかし、平城宮出土の土師器の編年的研究における[49]口縁部の外傾度に示される時間的推移の法則性が普遍的であるという前提に立てば、一応坏A→坏B→坏Cという変遷が可能である。又、すでに指摘されている[50]が、底部ヘラ削り技法は一部の生産地ですでに7世紀末には初まっている。畿内に盛行する暗文は7世紀には完成し、8世紀末には消失する。弥生式土器に技術的系譜の認められる木葉底の盛行も7世紀後半に初まり、8世紀末葉にはその技法の消滅が認められている。これら畿内における7～8世紀の指標となる諸特徴は、幡多廃寺出土の土師器に一部認められる程度である。しかし、8世紀後半には、巻き上げ技法、ナデ技法、ヘラ削り技法の3技法4手順を一般的原則としていることが指摘されている。幡多廃寺出土の土師器は、基本的には巻上げ技法による成形、ナデ技法による調整、ヘラ削り技法による整形が施されて、3技法4、5手順となっている。いずれにせよ、これらの坏はその主体を8世紀後半に比定することができよう。しかし、比較対象が畿内の編年的研究に頼らざるをえない現状からして、そのより細かな編年は今後に持ちこされる。　今回は、一応奈良時代後半から平安時代初頭の内に位置ずけておくにとどめる。しかし、最近の県内における発掘調査によって奈良時代～鎌倉時代にかけての資料の増加が伝えられている[51]。これらの編年的研究が進展すれば、岡山地方の奈良時代～鎌倉時代にかけての土器編年の細分も可能となろう。

大皿（Hi 1・2）

大皿は、高台を持つものとそうでないものがある。Hi 1は、口縁部外反度の大きい大皿で、口縁部と底部の境界に比較的明瞭な陵線を持っている。器表の肌荒れが激しく調整痕を明瞭にとどめていないが、おそらく底部はヘラ削りしていると思われる。　Hi 2は、高台付きの底部の破片で、内外面に赤色顔料の塗布が認められる。高台部は、外側にややふんばり端部を丸く修めている。底部内面には、暗文の存在は認められなかった。これらの大皿は、Hi 1における口縁部外反度、底部のヘラ削りの存在を推定させうること、Hi 2における暗文の見られないことや、高台が外方にふんばることなどからして、いずれも平安時代初頭の所産と推定される。

高盤（Hj1～3）

高盤は、高坏と呼ぶべき性格のものも含まれているが、高坏と高盤を分離する明確な規定を持ちあわせていないので今回は一応高盤として取り扱っておく。Hj1は、土師器で同種のものがあまり知られていないが、同様な形態のものが須恵器の中に認められる。愛知県猿投古窯址群では、すでに8世紀初頭にはこの種のものが須恵器の高盤として成立している[52]。この種の土師器について現在のところ比較検討することが困難であるが、形や作りから見て、奈良時代末～平安時代初頭の所産と推定される。Hj2・3は、むしろ高坏と呼ぶべき器形である。脚柱部を多角形に成形するこの種の器形は、飛鳥時代からその存在が知られているが、奈良時代後半に

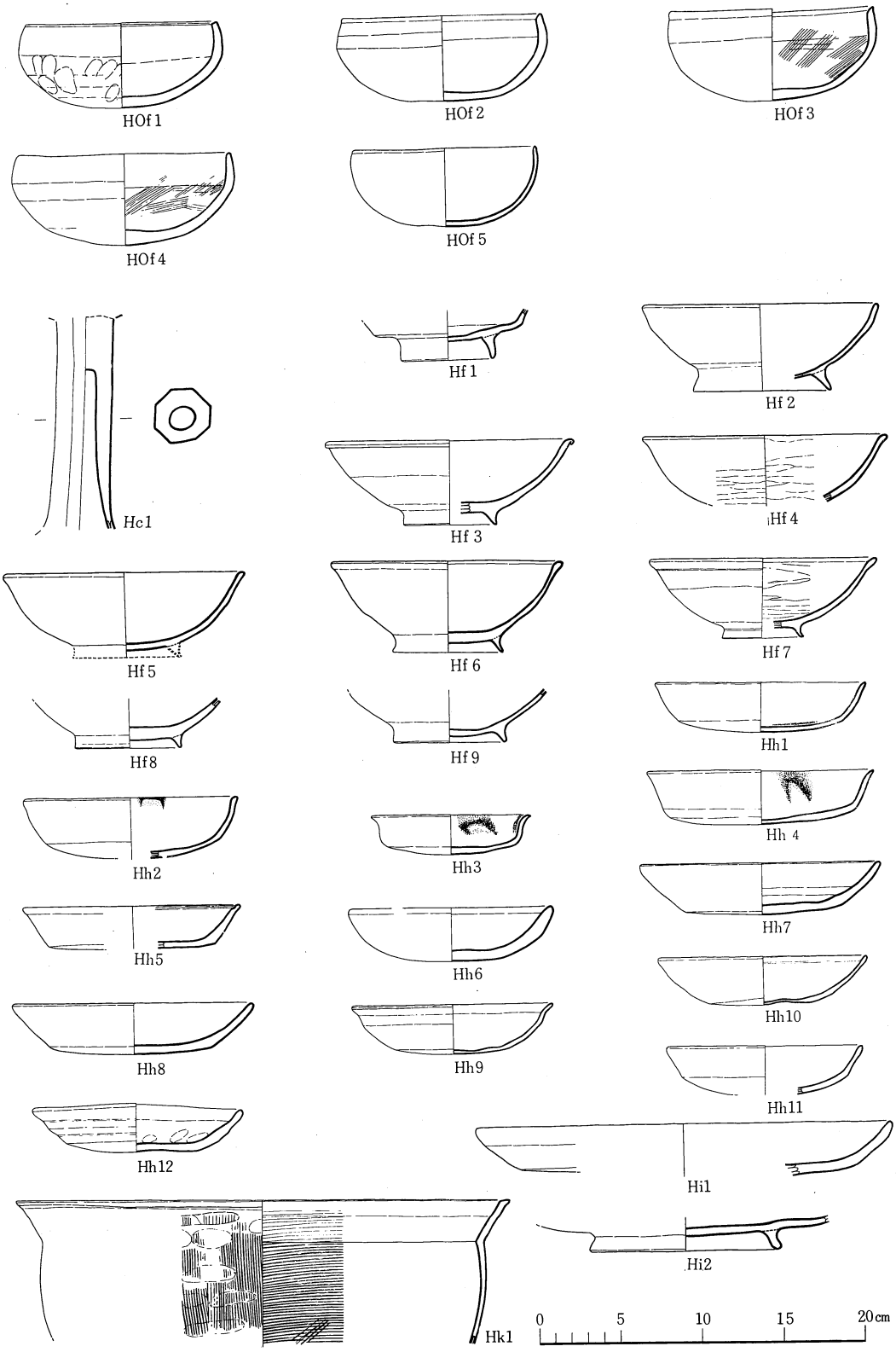
HOf 1
HOf 2
HOf 3
HOf 4
HOf 5
Hc1
Hf 1
Hf 2
Hf 3
Hf 4
Hf 5
Hf 6
Hf 7
Hf8
Hf 9
Hh1
Hh2
Hh3
Hh 4
Hh5
Hh6
Hh7
Hh8
Hh9
Hh10
Hh11
Hh12
Hi1
Hi2
Hk1
0
5
10
15
20cm

第29図　土師器実測図

位置ずけられている大阪府船橋遺跡の船橋ＢⅡ式[53]の高盤（高坏）と比較すれば技法的に新しい要素が随所に認められる。坏部と脚部の接合法の差異、脚部内面の調整の違い、脚裾部にまで深く削り込まれたヘラ削り等々、その製作技法に船橋ＢⅡ式に比べて技法の変化が認められる。これらのことからHj2･3は、一応平安時代初頭～前半に位置ずけておく。

釜（Hl1）

釜は、いわゆる羽釜と呼ばれるもので、カマドとセットとなるものである。時期を明確に決定することはできないが、船橋ＢⅠ式の釜Ⅰ[54]に多くの共通点を持っている。尚、幡多廃寺からも図示できなかったがカマドの破片がいくつか検出されている。それらはHl1と胎土、焼成、成形、調整等に共通点を多く持つもので、本来、釜と一セットをなすものであろうと推定される。又、甕、堝、カマドの取手が多数検出されているが、取手のみの出土で、その器形を類推することはできない。いずれにせよ、釜は、その類例が船橋ＢⅠ式に認められることから一応奈良時代前半の所産と考えておく。

(2) 平安時代中葉～後葉（第29図(Hh9～12)、図版第43）

坏（Hh9～12）

瓦窯の燃焼室から検出されたものであるが、口縁部の形態に差異を持つもの（Hh9）がある。坏は、器壁の厚さや焼成、胎土に若干の差異が認められるが、基本的には粘土巻上げ成形とナデによる調整で仕上げており、底部ヘラ削り技法は用いられていない。ナデ技法は、庭部内面と体部内外面のいずれにも施されている。そして、横ナデ技法を体部と口縁部に2度用いたもの坏A（Hh9・10）と体部から口縁部にかけて一度で終っているもの坏B（Hh11・12）の2者がある。調整技法における差異が時間的推移として理解されるのか、個体差として理解されるのかは今のところ不明である。この差異が時間的推移を物語っているものであれば、坏Aから坏Bへという変遷が推定される。しかし、この変遷は、ただ単に横ナデ技法をより多く用いているかどうかという点のみであることからして、時間的推移を想定することは適当とは思えない。いずれにせよ、底部ヘラ削り技法の未採用という点を指標にすれば、すでに指摘されているごとく[55]、2技法3手順ないし4手順による製作である。この2技法3手順による坏の製作は、畿内において9世紀以降一般的となる技法である[56]。これらのことからして瓦窯で検出された坏は、その上限を一応9世紀に求めることができる。他方、瓦窯で焼成されたと推定される大菱の叩目文様を持つ平瓦は、吉備地方において、平安後葉から鎌倉初頭にかけて位置ずけられている[57]。これらのことから瓦窯出土の坏は一応平安時代後葉の位置ずけをしておく。

(3) 平安時代末～鎌倉時代（第29、30図（Hf2～9、Hh7～8、Hk1～3、Hm1～10）、図版第45）

埦（Hf2～9）

埦は[58]、口縁端部や高台の違いによって2種類に大別できるが、いずれも個体差と考えられる。調整技法は、口縁部、内面、高台部を横ナデしており、底部裏面、体部表面を未調整とするものが一般的である。内面及び表面の下半をへら磨きするもの（Hf4・7）があるが、数は少ないようである。成形は、その過程を明瞭に示す良好な資料が見られないが、底部にヘラ切り痕、糸切り痕の痕跡を残していないことや、体部の未調整部分にわずかに認められる粘土帯と推定される痕跡等からして粘土紐巻上げ技法と推定される。高台は、断面▼形の貼り付け高台でややふんばりぎみである。尚、体部の器表調整は、 未調整か粗雑な調整であるのに比べて内面の調整は入念である。底部内面には、重ね焼きを行った為にできたと推定される円形の変色部のつくものが多く存在し、この変色部と高台径がほぼ一致している。この種の埦は、当地方ではしばしば早島式土器と呼ばれ、三足鍋、鍋、小皿、坏等と共伴することが確認[59]されている。しかし、初期備前焼との明瞭な共伴関係は今のところ知られていない。いずれにせよ、この種の埦は当地方において、一応平安時代末～鎌倉時代初頭に位置ずけられている。

坏（Hh7・8）

坏は、皿と呼ぶべきかも知れないが今回は一応坏として取り扱っておく。坏は、偏平な底部から外方に内湾ぎみに立ちあがる体部を形成し、口端部を丸く修めている。いずれも大形品で底部の整形、調整に特異な技法を用いて製作されている。製作は、まず粘土紐巻上げ技法によって一応成形され、その後底部裏面に粘土の不定形な円板を被せたのちに坏を裏向きに左手で持って、板状工具を用いて叩き締めている。その為内面にはいずれも3～4本の指頭圧痕を明瞭に残している。この様な過程で成形された坏は、底部内面をナデ調整、体部から口端部の内外面を横ナデする計2度のナデ調整が施されるのみで底部裏面は未調整である。底部の特異な整形を別にすればこの種の坏は、2技法3手順によって製作されている[60]。尚、この種の坏は、まったく同じ成形法によって製作された小皿や埦（早島式）あるいは中国製陶磁器等と共伴することが確認されている[61]。これらのことからしても、この種の坏は、平安時代末から鎌倉時代初期に位置ずけざるをえない。

土鍋（Hk1～3）

土鍋は、口縁部をく字状に外反させて鍋状の浅い体部を形成するものと、口縁部を「字状に強く外反させて深い甕状の体部を形成するものがある。いずれも体部の表器に多量の煤が付着し、火にかけて煮沸具として使用された事を示している。この形態の異る2者は、胎土、胎土中の混在物、刷目、刷目の施し方、焼成等に多くの共通点を持っている。今のところ、この両者が同時期であるという積極的な証明はなされていないが、それを否定する積極的理由もない状態である。今のところ、この両者が時期的に前後関係を持つものか、同時期の所産であるかは

まったく不明である。く字状に外反する口縁部を持つ鍋は、児島湾周辺部に点々とその分布の確認されている平安時代末から鎌倉時代初頭にかけての貝塚に三脚鍋と共伴する事が知られている[62]。又、最近調査された倉敷市上東遺跡では、井戸、住居址から三脚鍋と埦（早島式）と共に検出されている[63]。これらの事からく字状口縁を持つ鍋は、平安時代末から鎌倉時代初頭にその1点をおさえる事ができる。しかし、この種の鍋が多量に採集された倉敷市水江遺跡では、く字状に外反する鍋にも、口縁部外反角度の差異、口端部の形態差、内耳付のもの、三脚付のもの等、非常に変種に富んでいる事が注意されている[64]。そして同時に採集された遺物から鎌倉時代から室町時代後半の長期にわたるもので、個々の形態差がいかなる時期差の反映であるのか、又は用途別による形態差なのかは現在のところ不明である。いずれにせよ、当地方における中世の集落や、生活址の調査が皆無に近い状態であるので今後の成果を待たざるをえない。この種の鍋は今回一応平安時代末から鎌倉時代初頭以後の中世土器としての理解にとどめておく。

小皿（Hm1～10）

小皿は、坏（Hh7・8）と全く同じ成形技法を用いて製作されている。これらの小皿には、それぞれ製作段階に応じて3種類の製作過程を示すと推定される それぞれの 小皿が認められる。まず第1段階は、成形段階を示す資料である。第1段階は巾0.5～1㎝の粘土紐を成形台[65]の上で回転（成形台が回転しているとは限らない）させながら粘土紐を巻上げながら成形している[66]。このため底部内面には指頭圧痕、底部裏面には渦巻状に粘土紐の接合痕を明瞭に残している。第2段階は、整形段階を示す資料で、巻上げ技法に依って形成された小皿の底部裏面に不定形な粘土板を張り付ける段階である[67]。第3段階は、第2段階の小皿を裏向けに左手指先にのせ、板状工具による叩き締めを行っている。底部内面には2、3本の指頭圧痕を、裏面には板状工具の圧痕をそれぞれ明瞭に残している。そして、これら3者の製作段階のそれぞれの段階から調整に移り、焼成されている。すべての小皿は、原則的に口縁部の横ナデ調整のみで、底部裏面は未調整である。これらをまとめれば、第1段階のみで製作された小皿は、粘土紐巻上げ成形、口縁部の横ナデ調整による2技法2手順（成形技法＋調整技法）で製作されている。第2段階で製作された小皿は、粘土巻上げ成形、粘土板張付整形、口縁部横ナデ調整による3技法3手順（成形技法＋整形技法＋調整技法）で製作されている。第3段階で製作された小皿は、粘土巻上げ成形、粘土板張付整形、底部叩き締め調整、口縁部横ナデ調整による4技法4手順（成形技法＋整形技法＋調整技法2）によってそれぞれ製作されている。これら小皿の製作過程に認められる3者が時期的な技法の差異として評価しうる積極的条件は今のところ少ないと云わざるをえない。なぜならば、製作過程に認められる差異が時期差として理解されるならば、遺跡において層位的確認が得られるはずであるが、現在のところその様な報告は見られない。むしろ逆に混在した状態で同一ピット内の同一地層から検出される場合が多い[68]。

又、この3者における形態的差異は、我々が認識する型式差として認めることはできない状態にある[69]。これら製作技法の異なる3者の小皿は、いずれもが粘土巻上げ技法による成形＋口縁部横ナデ技法によって原則的には製作され、使用された粘土紐は、いずれも非常に巾の狭いものを用いている点が特徴的である。この特徴こそ、他の整形、調整の技法をプラスした 小皿 をも含めた小皿一般の製作技術の根幹をなす側面であろう。又、このことは、ほぼ同時期と推定される坏（皿）[70]（Hb7・8）の一般的な製作技法とも一致している。これら小皿の製作に認められる差異が、時間的な技術の推移に起因する時期差の反映として評価するには多分の躊躇が感じられる。むしろ広い意味での同時期内における個体差として理解することにより多くの納得性を持つといわざるをえまい。今回は一応この種の小皿も平安時代末から鎌倉時代初頭に位置ずけておく。

(4) その他の土師器（第29図、Hf1、Hh6）

図示した土器の中で時期を決定することのできなかった土器がある。埦（Hf1）と坏（Hh6）である。埦は、胎土、焼成、製作技法等から見て中世的な土器ではあるが、明確なその類例が認められない。特に高台の粗雑な接合には埦（早島式土器）に共通する側面が認められる。坏は、器壁を非常に厚手に作り、口端面を広く内傾させている。粘土巻上げ技法による成形を示し、非常に粗雑な作りである。坏も埦と同様その類例は知られていないが、中世的な土器である。尚、埦の底部と坏の口端部に煤の付着が認められ、灯明皿として転用されていることは明らかである。いずれにせよ、中世以降の土器と推定されるが明確な時期は不明である。

幡多廃寺で検出された土師器は、見てきたように非常に断片的な資料で、奈良時代から鎌倉時代の長期にわたるものであった。幡多廃寺は、その創建を白鳳時代後半に求めることができ、伽藍の完成を奈良時代中葉に比定した。この時期の土師器は、今回の調査で数点認められる程度の非常に希薄な存在状況であった。しかし、寺院が衰退期に入る平安時代以降の土師器は、その検出量を増す傾向にある事が注意される。この事は、発掘調査が寺院の主要な堂塔を中心としたトレンチ調査に始終したため、僧房、雑舎等の生活区域をはずれた調査に起因しているのか、あるいは古代寺院における土師器の一般的あり方が、このようなあり方をするものかを決定する積極的要素は今のところ見られない。幡多廃寺が平地伽藍であるという地理的条件によって寺院の廃絶後（平安時代中期以降）数多くの削平、攪乱を受けていた事実と、幡多廃寺で検出された土器のほとんどが遊離した状態であったことを考え合わせれば、任意に設定したトレンチ調査ではあるが古代寺院における土器のあり方を、ある程度反映しているものと理解される。他方、すでに調査の実施された賞田廃寺[71]・久米廃寺[72]や最近調査の実施された備前

①粘土巻上げ痕

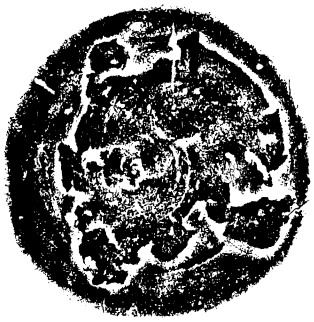

②粘土板張付け痕

③叩き目跡

0　5cm

小皿底部拓影

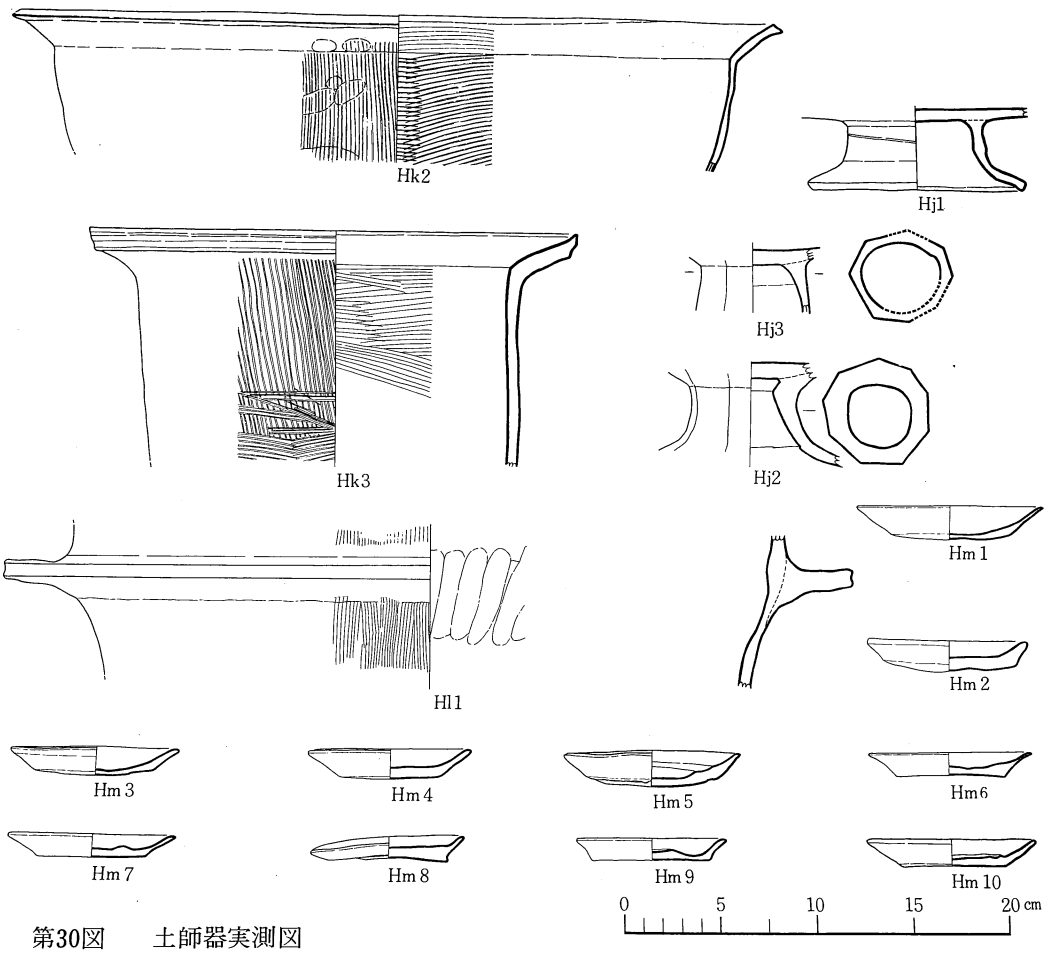

第30図　　土師器実測図

国分寺[73]においても土器のあり方が同様であったことが注意されている。このように県南における古代寺院址の土器のあり方に一定の傾向があるとすれば、土器の個別的分析を通じて古代寺院の消長の実体により迫りうる可能性を持っているといえよう。いずれにせよ、幡多廃寺に見られた土師器のあり方は、他の寺院址以外の遺跡で一般的に見られる土器のあり方とは著しく異なるあり方を示していた。

五、須　恵　器

幡多廃寺から検出された須恵器は、古墳時代から平安時代後半にかけての非常に長期にわたる土器が出土している。検出された須恵器は、木製整理箱約20箱にもおよぶ大量なものであった。これらの須恵器は、その殆んどが遊離した状態で検出され、遺構に伴って検出された須恵器はごく少量であった。須恵器の整理にあたっても土師器同様に個々の土器の型式学的特徴を中心に整理を進めてゆかなければならなかった。このような須恵器の内包する資料的制約のもとに幡多廃寺出土の須恵器は、おのずとその発言力に限界性を持ってくるといわなければならない。幡多廃寺出土の須恵器を理解する前提として吉備地方の須恵器の編年的研究を充分理解しておかなければならない。

まず、吉備地方における戦前の須恵器の研究とその成果については、すでに西川宏氏によって一応の評価とその意義が総括されている[74]。戦後、吉備地方の須恵器の研究は、戦前の成果を汲み取りながら須恵器の地域的な編年大系の確立をめざして、その編年的研究から進められた。1958年西川、今井両氏によって発表された「吉備地方須恵器編年資料集成[75]」は、古墳時代後半期の時期区分の尺度としての須恵器の編年であった。この編年は、古墳出土の資料による型式分類であったため、その資料的な限界性と相俟って比較的大まかな編年とならざるをえなかった。その後1961年角田茂氏によって岡山市鐘鋳場古窯址[76]の発掘調査が実施され、窯体構造と焼成された須恵器の実体が初めて捉えられた。1966年西川宏氏によって発表された「備前における須恵器の編年的研究[77]」は、先の吉備地方須恵器編年資料集成を一歩前進させた研究であった。それは、型式設定の基準を①生産の同時性、②使用の同時性、③副葬の同時性の3要素に規定し、生産の同時性を最も鋭敏に反映する古窯址の出土品をとりあげて型式設定を試み、吉備地方の古墳時代の編年的大系を一応つくりあげた。しかし、とり扱った資料がすべて灰原の採集品であったという資料的な限界性もあって編年の細分にも一定の制約を受けざるをえなかった。古墳時代以降の須恵器の編年的研究は、鐘鋳場古窯址の調査以来きわだった進展は見られなかった。1967年西川宏氏によって発表された古代後期の須恵器の変遷と手工業の

発達に関する論文[78]で、古墳時代以降の須恵器の型式設定とその編年が一応おこなわれた。しかし、この型式設定と編年は、古代後期の窯址の分布調査が充分でないため空白部分が存在している。又、古墳時代の編年と同様に窯址の採集品であるという資料的制約によって編年の細分化も一定の限界性を持っていた。1966～68年にかけて倉敷考古館によって実施された備前焼古窯址の分布調査は、備後焼の成立とその変遷を窯址採集の資料によって具体的に跡付けられた。これによって備前焼Ⅰ期～Ⅴ期にわたる長期の編年が一応確立された[79]。この段階に至って吉備地方最古の古窯址である戸瀬池古窯址（6世紀前半）から備前焼Ⅴ期（桃山初期に確立）の須恵器から備前焼にわたる長期の変遷が大ずかみではあるが一応とらえられた。しかし、この長期にわたる編年大系が、鐘鋳場古窯址をのぞいて、すべて古窯址からの採集資料であったという資料の内包する限界性に規制されて、編年大系の細分化とその検討は充分に進展しなかったといえよう。

他方、1943年山陽新幹線の建設に伴う事前調査として岡山県教育委員会によって発掘調査の実施された不老山古備前古窯址群[80]は、それぞれ、不老山東口古窯址（大窯前期＝備前焼Ⅴ期）、不老山西口古備前Ⅰ号窯（鎌倉後期＝備前焼Ⅱ期）、不老山西口古備前Ⅱ号窯（戦国末期～桃山初期＝備前焼Ⅳ期末～Ⅴ期初頭）の時期の古窯址であった。いずれも備前焼古窯址の構造的な実体を明らかにすると共に古窯で焼成された器形の組合せや時期の限定をより確実に行いえる具体的内容を持っていた。1964年山陽新幹線の岡山以西ルートの建設に伴う事前調査として岡山県教育委員会によって発掘調査の実施された二子窯址群[81]は、合計5基の窯址が検出され、第1期（5号窯・3号窯古で操業）、第2期（3号窯新で操業）、第3期（1号窯古又は2号窯古で操業）、第4期（2号窯古又は1号窯古で操業）、第5期（1号窯新・2号窯新で操業）の5期に分けられ、それぞれ2基の窯の組合せによって操業されていた。そして、1～2期にかけては、瓦の焼成は行われずもっぱら須恵器の焼成のみであった。3～4期にかけては、瓦と須恵器の同時焼成が行われていた。5期は、須恵器の焼成は明瞭でないが、もっぱら瓦の焼成が主体であった。出土遺物から1期は飛鳥後半期、5期は天平期中葉に位置ずけられ、その間ほぼ120年の須恵器から瓦生産への変遷を具体的にとらえることのできた例である。1973年東備西幡有料道路の建設に伴う事前調査として邑久町教育委員会によって発掘調査が実施された宮嶺古窯址[82]は、6世紀末から7世紀末にかけて須恵器生産を主体に操業された古窯址である。

窯は、宮嶺第1類（6世紀末）から第3類（白鳳期）にかけて操業され、この時期の窯の構造的な実体と、土器型式の変遷をより確実につかまえられた。又、この窯では、陶棺、鴟尾の特異なものも須恵器と同時焼成されていた。

この様に古窯址の調査は、1943年以降、調査契機が学術的要請ではなく行政的な処理手段として調査が実施されて来たにもかかわらず、すでに設定された地域的な編年大系の検討と型式

細分に役立つという皮肉な結果を招いている。しかし、このことは、すでに設定された型式編年に矛盾するものではなく、むしろ共に型式確定に役立つ内容であった。

吉備地方最古の古窯址である 戸瀬池古窯址以前の 須恵器の変遷は、「吉備地方須恵器編年資料集成〔I〕[83]」として一定の役割を果してきた。そして、当時の相対的資料不足と設定された問題意識から古式須恵器[84]を一括して取扱わざるをえない状況にあった。その後、他の地域においては、生産の単位である窯址の調査が進展し、それにもとずく編年的研究[85]が進み、古式須恵器の変遷は大ずかみではあるがとらえられた。さらに近年、大阪府南部に広がる陶邑古窯址群の広範な調査が実施され、それにもとずく成果[86]も公表されている。その間、吉備地方においても、古式須恵器の発見される遺跡の数は急速に増加していったが、いずれも窯址からの発見ではなかった。そして、戸瀬池古窯址を遡る窯址の未発見であるという状況のもとに古式須恵器の編年的研究は停滞せざるをえなかった。

他方、陶邑古窯址群における古式須恵器の変遷の実体が明らかになると共に陶邑以外の地方でも確実に5世紀末にまで遡る地方窯[87]の存在が確認されるにいたった[88]。地方窯の出現が斉一的であるばかりでなく、各地方窯で生産された須恵器は個々の器形、器種の組合せ、技法の細部まで陶邑で生産された須恵器との共通性が指摘されている[89]。そして陶邑古窯址では、この地方窯出現期を遡るいくつかの型式が確認されている[90]。これら古式須恵器の生産と古窯址の分布の在り方から地方窯出現以前の初期須恵器[91]は、陶邑とその周辺で生産され、一元的に供給されたと推定されている[92]。又、この事を裏書きするごとく吉備地方においては、ほぼ陶邑の生産品と考えられる須恵器が古墳から出土している[93]。これらの想定の当否は別としても現在のところ地方窯成立期までの陶邑古窯址群における須恵器の型式変遷は吉備地方においても一定の有効性を持つといわなければなるまい[94]。吉備地方の古式須恵器の型式の設定とその変遷は、吉備地方においてこの時期の古窯址が確認されていない以上、陶邑古窯址群で明らかにされた型式変遷を参照に使用の同時性、副葬の同時性を検討しながら進めてゆかなければならない。

以上のように吉備地方における須恵器の編年的研究の近況を概略的にみてきたが、吉備地方においても数多くの古窯址群がある。それらは邑久古窯群群(古墳時代～鎌倉時代初期～備前焼として現在まで続く)、磐梨古窯址群(古墳時代～鎌倉時代初期)、児島古窯址群(古墳時代末～白鳳時代)、勝田古窯址群(奈良時代～鎌倉時代初期)、備中陶古窯址群(古墳時代～鎌倉時代初期)などの大古窯址群が古くから知られている。それらの古窯址からの採集品による編年的研究が大勢を占めていたが、生産の同時性を最も顕著に示す窯址の調査資料をもとに検討が加えられ始めたばかりである。この古窯址の調査資料を核に使用の同時性、副葬の同時性を検討しながら既成の編年大系を再検討してゆかねばならない。他方、古窯址の発掘調査に基ずく編年的大系の確立している地域において設定される時期区分と、吉備地方で設定される時期区分や型式設定

には、すでに述べたように内容的におのずと差異があることは明らかである。

須恵器生産の先進地域では、すでに地方窯出現期の古窯が確認されている地域も数多いが、吉備地方における地方窯出現期の古窯の存在は、想定されながらも現在のところ戸瀬池古窯址（６Ｃ前半）を遡る古窯址が確認されていない。そして、地方窯出現以前に編年される初期須恵器は、近年その発見例が増加してゆく傾向にある。初期須恵器が、田辺昭三氏の想定するように「陶邑が日本での唯一の須恵器生産地として、地方への製品を一手に供給していた[95]」のであれば、吉備地方の各地の遺跡から検出される初期須恵器については、その編年的規準を陶邑の編年に求めなければなるまい。地方窯出現期から吉備地方最古の古窯址である戸瀬池古窯址の確立するまでの須恵器の変遷は、現在のところ古窯址の存在した可能性を持ちながらも、窯址が未発見であるという状況のもとに、吉備地方独自の編年観を持たなければならないであろう。しかし、現実には、このような条件を加味しながらも陶邑の編年に頼らざるをえないのが現状である。戸瀬池古窯址以降のものについては、吉備地方の編年的大系が一応確立している以上、この成果を充分に活用しながら進めてゆかなければならない。この様な基本的な視点のもとに、幡多廃寺で検出された須恵器の編年的位置を見てゆきたい。尚、幡多廃寺出土の須恵器を見てゆく場合に、今回は、便宜的に寺院出現（白鳳時代後半）以前と以後に大別して見てゆきたい。

１．寺院出現以前の須恵器

幡多廃寺下層から検出された須恵器の多くは、寺院成立以前に遡るものであった。それらの須恵器を、吉備地方の須恵器編年の研究情勢や想定される須恵器生産の画期を考慮しながら、幡多廃寺で検出された須恵器の傾向にそって、一応便宜的に３つのグループに分けて見てゆきたい。まず、現在のところ吉備地方で確認されている最古の古窯址である戸瀬池古窯址以前のものを一群とし、戸瀬池古窯址以降飛鳥時代までのものを一群とし、飛鳥時代から寺院出現期までのものを一群として取上げたい。幡多廃寺下層で検出された須恵器を、その型式的特徴によって分類すれば、第31図～第33図（ＳＡグループ）に示すようにいくつかの小グループを形成する。須恵器の器種の中で、最も普遍的な存在で、その変遷を最も鋭敏に反映する坏、坏蓋を中心に、その他の器種を参照しながら各グループを見てゆきたい。

(1) 戸瀬池古窯址以前（第31・32図，図版第46・47）

まず戸瀬池古窯址の須恵器[96]が、畿内の編年大系の細分の中でいかなる所に位置ずけられるかを、坏、坏蓋を指標に見てゆきたい。戸瀬池の坏は、すでに口径部は大形化し、立上りはにぶくすでに内傾している。立上り端部にも段や内傾端面を明瞭に形成することはない。坏蓋は、天井部と体部を分ける稜線がにぶく、ただ単に沈線を施すものが顕著になる。口端部の内傾端面も

巾広くにぶい傾向にある。全体的に粗雑な印象が強くなっている。この様な特徴を示す戸瀬池の須恵器と同様な特徴を持つ陶邑古窯址群内の古窯址は、Ⅱ期初頭に位置ずけられているＭＴ15窯[97]出土の須恵器に認められる。しかし、特徴の大要は、ＭＴ15型式の須恵器に認められるが、陶邑の製品と比較した場合には須恵器の細部における差異は明瞭である。このことは、5世紀末に出現する地方窯の製品が、陶邑で生産された須恵器とほとんど差異を持たない[98]ことと大きく異なるところである。いずれにせよ、器形の諸特徴からは、一応戸瀬池古窯址と陶邑古窯址群のＭＴ15窯が一定の平行関係にあることが想定される。この事は、戸瀬池以前に遡る須恵器の検討を通じて裏うちされる。

陶邑古窯址群で確認されたＭＴ15型式の須恵器は、陶邑編年[99]におけるⅡ期初頭に位置付けられ、Ⅰ期に位置付けられるいくつかの型式の古窯址もすでに確認されている。幡多廃寺下層で検出された 戸瀬池以前の 須恵器は、その編年的基準を現在のところ陶邑の編年大系に頼らざるをえない状況にあることはすでにふれた。そして幡多廃寺下層で検出された戸瀬池以前に遡る古式の須恵器は、陶邑の編年Ⅰ期の各細分型式に比定される須恵器が検出されている。以下、各細分型式に比定される須恵器をみてゆく。

ＴＫ73型式[100]に比定される須恵器は、幡多廃寺下層からも甕（Sa21）が検出されている。この甕は、ＴＫ73型式の最も特徴的な形態を備えている。この段階の須恵器は、今回の調査で甕が1点検出されたのみであるが、幡多廃寺下層の須恵器は、日本の最古型式から一応存在する事が確認された。

TK 216型式に比定される須恵器は、坏蓋（Sc21・22）、高坏（Sd21）の脚部を検出しているがいずれも数量的に微量である。

TK 208型式に比定される須恵器は、甕（Sa41）、坏（Sb41～44）、坏蓋(Sc41）、𤭯（Se41）が検出され、その数量はやや多くなる。この段階までの須恵器は、個々の器形の諸特徴、技法の細部をはじめとし、焼成の肌合に至るまでまったく陶邑の製品と見紛う内容を持っている[101]。この事は地方窯出現期以降の須恵器の在り方と異る。

地方窯出現期とされるＴＫ23型式に比定される須恵器は、坏（Sb61～65）、坏蓋（Sc61・62）、高坏（Sd61）である。この段階の須恵器には、前段階と同様に非常に丁重な作りで焼成の良好なもの（Sb61～63・Sc61）とやや粗雑な作りをして焼成不良のもの（Sb65・Sc62・Sd61）の2者が認められる。この事があるいは地方窯出現の可能性を傍証するかも知れない。

Ⅰ期最終末に位置づけられるＴＫ47型式に比定される須恵器は、坏（Sb81～84）、坏蓋(Sc81～86)、高坏（Sd81～84）、𤭯（Se81）を上げることができる。坏（Sb81）と坏蓋（Sc81）、坏（Sb82）と坏蓋（Sc82）、高坏（Sd84）と蓋（Sc85）、高坏（Sd82）と蓋（Sc84）、高坏（Sd83）

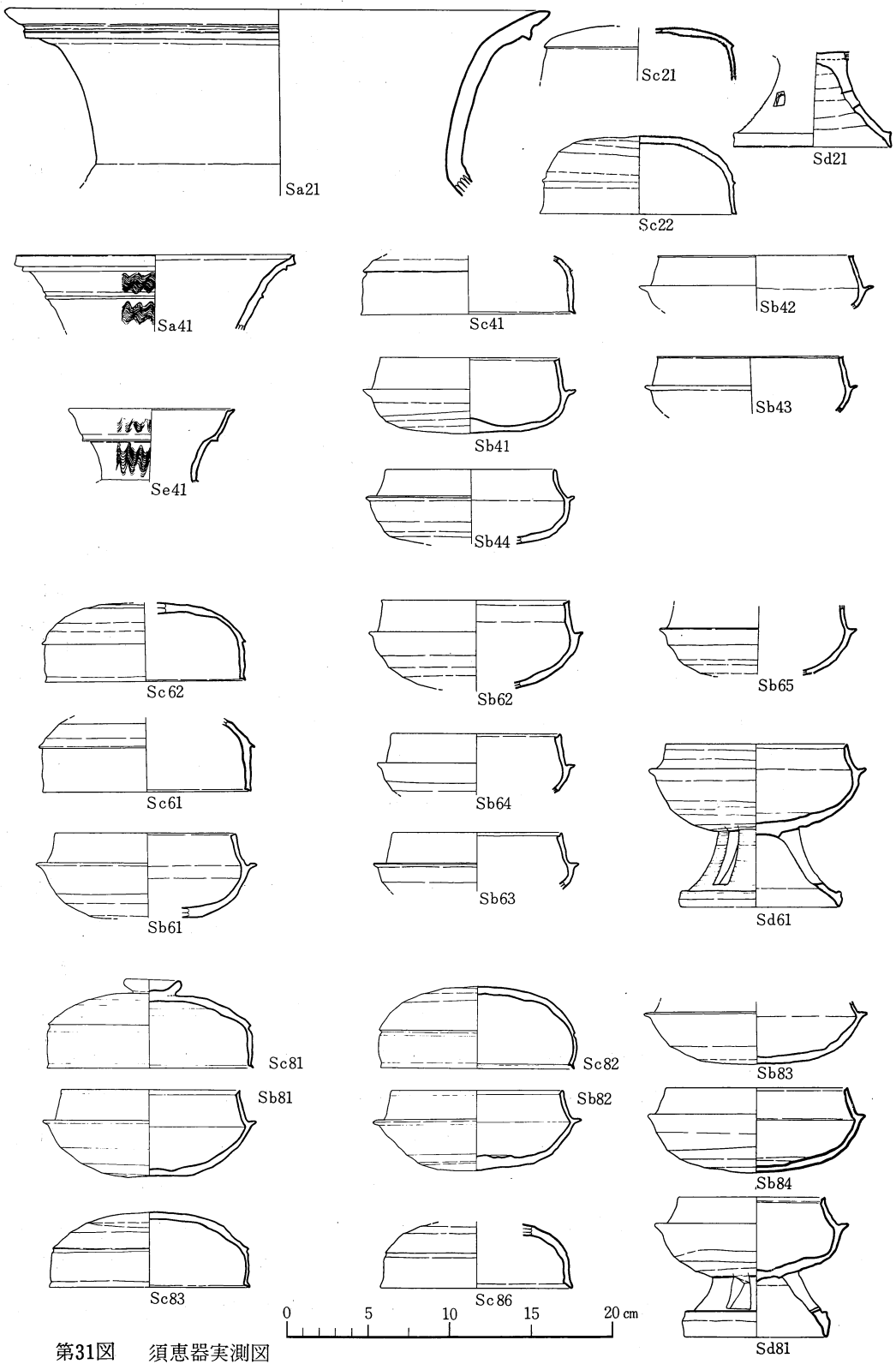
Sa21
Sc21
Sd21
Sc22
Sa41
Sc41
Sb42
Sb43
Sb41
Se41
Sb44
Sc62
Sb62
Sb65
Sc61
Sb64
Sb63
Sb61
Sd61
Sc81
Sc82
Sb83
Sb81
Sb82
Sb84
Sc83
Sc86
Sd81
0
5
10
15
20 cm

第31図　須恵器実測図

はそれぞれ組合わさると共に、土師器の甕（Ho61）、坩（HOe２～４）、坏（HOf124）と共伴して、第２基壇ＥＴトレンチから再埋納された状態（図版第６、第Ⅱ基壇ＥＴ須恵器・土師器出土状況）で検出された。この段階の須恵器は、坏（Sb81）、坏蓋（Ｓｃ81）に認められる口径部の大型化の傾向はすでに始っているが、次の戸瀬池段階ほど一般化していない。この段階の須恵器は、前段階に認められた製作の荒さが一段と進んでいるが、次の第Ⅱ期の須恵器に比較した場合には一見してその製作技術の差異を認めることができる。

以上の様に第Ⅰ期に位置付けられる幡多廃寺下層出土の須恵器を見てきたが、それらが型式的に非常にスムースに移行してゆく事が認められる。又、地方窯出現期における須恵器に２者の在り方を示すが、これが幡多廃寺における特殊性なのかどうかを他の遺跡において検討する必要がある。しかし、この２者の在り方は、今後の古窯址研究の上で、特に吉備地方における地方窯成立の上で示唆的である。

(2) 戸瀬池古窯址以降（第32・33図、図版第48・49・50）

岡山県最古の古窯址である戸瀬池古窯址の陶邑編年との対応関係はすでにふれたが、戸瀬池以降いかなる型式設定がなされているであろうか。戸瀬池以降の須恵器の変遷は「備前における須恵器の編年的研究⑩」にくわしい。それらを図式的にまとめるならば、

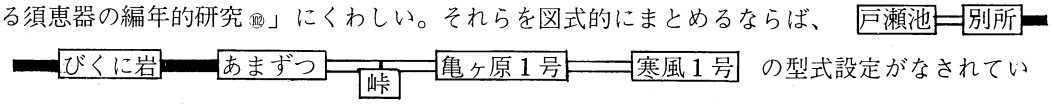

の型式設定がなされている。しかし、畿内の細分化された型式変遷や、古墳出土の須恵器の傾向からして、これらの型式設定が直接的に変遷してゆくとはかぎらない状況にある。まず戸瀬池から別所への変遷であるが、別所の資料が微量なため総合的な判断は困難であるが、坏の形態にやや隔絶が認められる。別所にみられる坏は、すでに口径の縮少化の傾向が認められると共に、立上りの高さや内側への傾きが戸瀬池段階から急激に変化した印象を受け、その差異が大きいことが注意される。「戸瀬池」と「別所」の間に未確認型式を想定することによって、この間の型式変遷をよりスムースにとらえることができる。「別所」から「びくに岩」「あまずつ」への変遷は、器種の組合せ、器形の特徴、「びくに岩」段階以降に認められる新しい器種としての平瓶の出現などの状況からして、この間の変遷は一応スムースに変化している。「あまずつ」、「峠」、「亀ヶ原１号」への変遷は、西川氏も指摘しているように、「峠」の内容が明確な型式差を示さず、全体としては「亀ヶ原1号」的な特徴を持ってはいるが、坏の形態はむしろ「あまずつ」的である。又、「あまずつ」と「亀ヶ原１号」の間における型式差は、やはり若干の開きが感じられる。しかし、現在のところ「峠」を両者の中間型式として一型式認定するまでに至っていない。近い将来において型式細分が、窯址の調査を通じて行われるならば、「峠」的な内容を持った一群が「あまずつ」と「亀ヶ原１号」の中間を埋める型式として認定される可能性は多分にある。いずれにせよ、

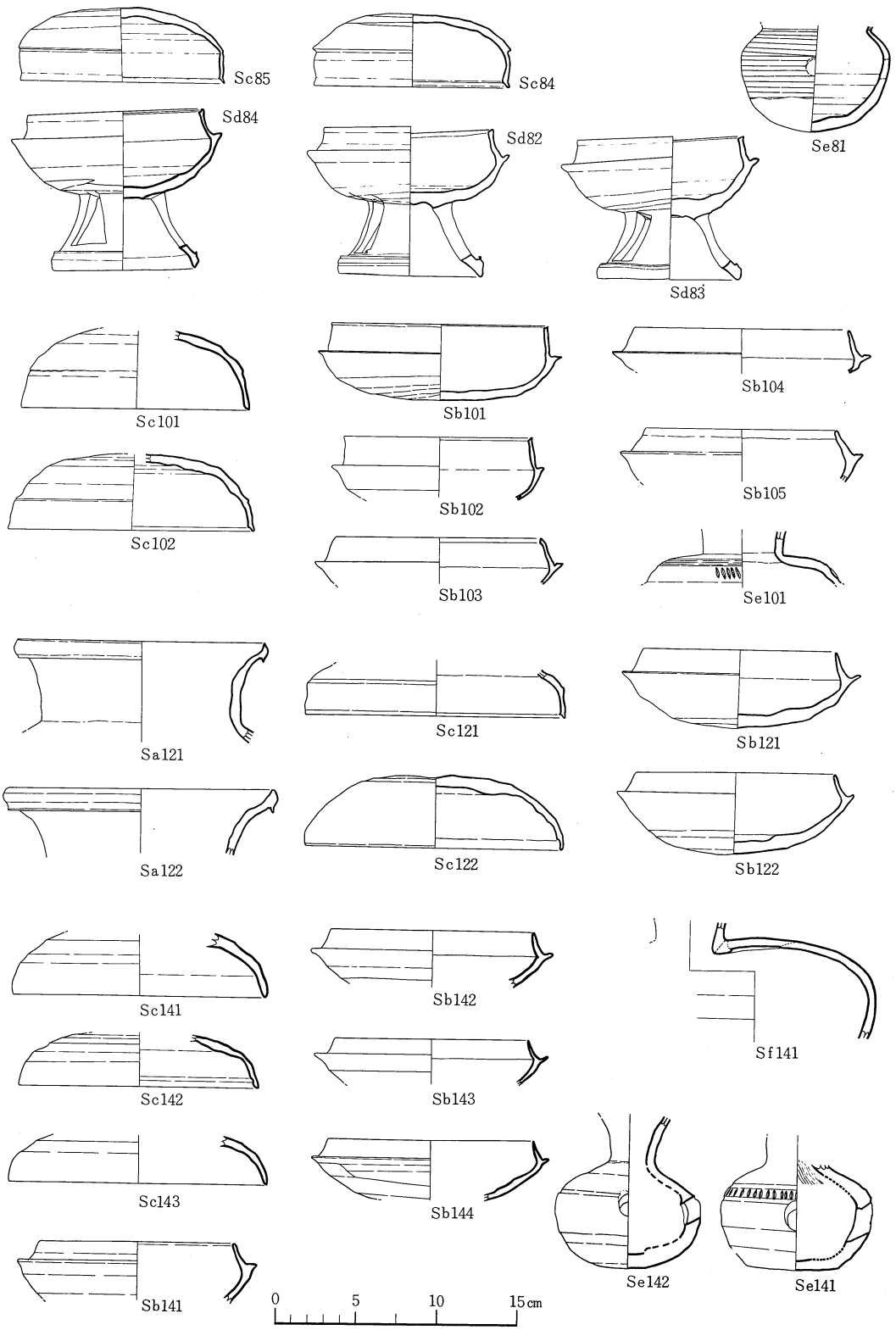
Sc85
Sc84
Se81
Sd84
Sd82
Sd83
Sc101
Sb101
Sb104
Sb102
Sb105
Sc102
Sb103
Se101
Sa121
Sc121
Sb121
Sa122
Sc122
Sb122
Sc141
Sb142
Sf141
Sc142
Sb143
Sc143
Sb144
Sb141
Se142
Se141
0
5
10
15cm

第32図　須恵器実測図

「あまずつ」、「峠」、「亀ヶ原1号」という変遷が一部不鮮明ではあるが認められる。「亀ヶ原1号」から「寒風1号」への変遷は、その両型式にかけて操業された二子古窯址[99]や宮嶺古窯址[100]の発掘調査が実施され、「亀ヶ原1号」から「寒風1号」への変遷がスムースに移行している事が確認された。「寒風1号」からは、乳頭状の疑宝珠形のつまみが出現し、盤という新しい器種も出現している。この様に戸瀬池以降飛鳥期と推定される寒風1号までの型式編年が若干の粗密はあるにしても一応確立されている。そして、幡多廃寺成立以前のこの時期の須恵器は、畿内編年で、田辺氏の云うⅡ期～Ⅲ期前半[101]に比定され、森氏の云うⅡ期～Ⅳ期前半[102]に対応させることができる。以下各型式に対応しうる須恵器を見てゆきたい。

戸瀬池型式に比定される須恵器は、坏（Sb101～105）、坏蓋（Sc101・102）、甕（Se101）が検出されている。坏、坏蓋は、口径が大きく粗雑な作りを示し個体差が著しく、とりわけ坏立上りや受部、坏蓋の陵線などがにぶくなる。しかし、坏（Sb101・102）は、立上り、受部の形態に始り、成形、調整も入念でシャープに作られ、焼成も特に良好で随所に古様を残している。他の坏と一見してその違いがわかる特異な須恵器である。口径の大きさや器体の扁平な作りからすれば戸瀬池段階に位置付けざるをえない坏である。この特異な坏と共に戸瀬池古窯址出土の須恵器に形態、技法ともに連らなる一種の特徴的なクセを持った坏が存在している。この種の須恵器は、明らかに戸瀬池を中心とする在地の窯で生産されたと推定されるものである。この種の坏は、非常な個体差を持ってはいるが、器形の細部や特徴が共通している。

戸瀬池式と別所式の間に位置すると推定される一群で、甕（Sa121～122）、坏（Sb121～122）坏蓋（Sc121～122）が検出されている。これらの須恵器は、諸特徴からして陶邑編年の細分でいうＴＫ10型式[103]に比定される内容を持っている。口径部は、戸瀬池と同様に大きく、立上りや受部に一種のクセを持った修め方をしている。成形、調整も粗雑化が進み、底部のヘラ削りも荒く、底部を尖りぎみに削っている。坏蓋は、稜線が消失するか、残ってもわずかに痕跡を残す程度で、口端部は内傾する端面を残すか、段を有するものの2者が見られる。現在のところ吉備地方でこの段階の古窯址は報告されていないが、検出された須恵器は明らかに吉備的な系譜につらなる内容を示している。

別所式に比定される須恵器であるが、別所式の資料不足のため坏以外の器種については不明な点が多い。この型式に比定される須恵器は、坏（Sb141・142）を上げるのみである。坏は、前段階よりも一段と立上りが低くなり、口径部の矮少化が始る段階であるが器壁は前段階同様に厚手である。

びくに岩式に比定される須恵器は、坏（Sb143・144）、坏蓋（Sc141～143）、甕（Se141・142）、横瓶（Sf141）が検出されている。坏は、立上りが1cm前後となり、底部は扁平となる。底部以外は、概して薄手の作りである。坏蓋は、陵線が完全にに消え、端部をただ単に丸く修めるも

のが多く、中には内側に段の名残りの様な凹線をめぐらすものがある。

あまずつ式に比定される須恵器で、坏（Sb161～163）・坏蓋（Sc161）・高坏（Sd161）が検出されている。坏は、立上りが1㎝以下となり、底部はますます扁平となる。坏の中には、非常に尖り底となるものが表われる。坏蓋は、口縁部から急に立上る様なクセを持って、天井部を丸く椀状に形づくる。天井部頂上は、不明瞭ではあるが平坦な面を持っている。口端部は、ただ単に丸く修めているのみである。

亀ヶ原1号式に比定される須恵器で、坏（Sb181～183）、坏蓋（Sc181～183）、高坏（Sb181・182）、甕（Se181）が検出されている。坏は、立上りが一段と低くなり受部が湾曲を持って外上方に立上る。底部は、尖り底の先端部を削平した様な形態を持っている。口径は極度に小形化する。坏蓋は、口端部から急に立上り、天井部を丸く椀状に形づくり、口径に対し器高が高い傾向を持っている。天井部の頂部は、前段階に比べてより明瞭な平坦面を持っている。

寒風1号式に比定される須恵器で、坏（SAb1～3）、坏蓋（SAc1・2）が検出され、須恵器の出土量は希薄である。坏は、高台を有し、大形品と通常のものがある。いずれも高台が高く、外方にふんばりぎみで、端部に稜を持ってするどく修めている。坏蓋は、乳頭状の疑宝珠つまみを持ち内傾にかえりを有すると推定されるものと、同様のつまみを持って口径の大きい大形の蓋で内傾にかえりを持たないものの2種類がみられる。

以上の様に第Ⅱ期～第Ⅲ期前半に位置付けられる幡多廃寺出土の各型式の須恵器を見てきたが、それらが吉備地方の編年に対応させてゆく中で（型式的な飛躍や重複についてはすでにふれたが）戸瀬池式と別所式の中間型式を陶邑編年における、TK10型式に対応するであろう一群を型式的に想定することによって、変遷の理解がよりスムースになった。他方、あまずつ式→峠式→亀ヶ原1号式への変遷が今一つ明瞭でない事はすでにふれたが、峠式の実体があまずつ式と亀ヶ原1号式の中間型式として理解されるものか、あるいは峠古窯址があまずつ式から亀ヶ原1号式にかけて操業されたため、その任意な採集資料であるために峠式の様な不明瞭な内容になったのかは現在の所不明である。この事は、今後の古窯址の調査を通じて明らかにされる側面といえよう。尚、幡多廃寺で検出された須恵器の整理を通じて峠式に比定さしうる明瞭な須恵器をとらえることができなかった。

2．寺院成立以降の須恵器（第33・34図、図版51・52）

幡多廃寺の創建は、すでに瓦の分析を通じて白鳳時代後半期と推定されている。吉備地方における白鳳期以降の須恵器は、すでに若干ふれたが、その編年的研究は全体的にそれほど進展していないといえよう。しかし、各時期に比定される標識的な古窯址がいくつか確認されていると共に、それらの須恵器によって変遷の大要を知ることができる。それらは、白鳳期に比定される寒風3式、奈良時代に比定されるさざらし奥池式、平安時代前半期に比定される鐘鋳場

式、平安時代末～鎌倉時代前半に比定されるあなみ谷1式である[18]。これらの型式変遷が奈良時代以降が型式的に飛躍が著しいのは、平安期の古窯の実体について不明な点が多い事と対応していると共に各時期の型式細分が充分検討できないことに起因している。他方、古代後半期の古窯以外の遺跡から検出される土器についても、個別須恵器のみを取り上げても、その研究がそれほど進められなかったという状況のもとに、使用の同時性等を基準とした編年的研究も低迷せざるをえなかった。いずれにせよ、古代後半期の須恵器の編年的研究は、今、まさに途についたばかりの段階といわざるをえない。吉備地方で設定される古代後半期の編年である寒風3式―さざらし奥池式―鐘鋳場式という大まかな変遷の各型式に比定される幡多廃寺出土の須恵器は、一応寺院に伴う須恵器としてその在り方が注目される。幡多廃寺から検出されたこの時期の須恵器は、寺院成立以前の須恵器の総量に比較して、量的に少なく、寺院の創建期と推定される白鳳期のものが、それらの中にあって最も多い傾向にある。この事は、創建期における土師器の出土量の希薄な現象と対象的である。以下各型式に比定される須恵器を見てゆきたい。

寒風3式に比定される須恵器は、坏（SHb1～9）、坏蓋（SHc1～5）、高坏（SHd1～23）、盤（SHg1）をあげることができる。この時期の須恵器は、幡多廃寺で検出された須恵器の中にあって最も多量であった。須恵器は、全体的に前段階の寒風1式に比較してシャープな作風が後退している。坏蓋におけるつまみの形状は、碁石状のつまみが主体となり、疑宝珠状のつまみは姿を消してゆく傾向にある。坏も前段階（寒風1式）においては、高台付の坏と古墳時代のいわゆる受部を持った坏が共存していたが、この段階にいたると高台付の坏を主体に、高台を持たない椀形の坏が共存し、古墳時代以来の受部を持った坏は姿を消す。

さざらし奥池に比定される須恵器は、甕（SNa1）、坏（SNb1～5）、坏蓋（SNc1・2）をあげることができる。坏は、総じて深い作りをして、高台も丁寧な作りを示し細部の調整も入念である。坏蓋は、疑宝珠状の先端部を持った扁平な碁石状のつまみを有している。この時期の須恵器は、全体として入念な作りであると共に直線的なシャープさを持っており、焼成も均一化した勝れた製品となっている。

鐘鋳場式に比定される須恵器は、坏蓋（SHEb1）、平瓶（SHEf1）、水瓶（SHEh1）の3点をあげるのみである。坏蓋及び平瓶は、鐘鋳場式そのものと云ってよい特徴を備えている。坏蓋のつまみは、すでに著しく退化し、短い柱状の粘土塊を接合したのみの形状を呈している。水瓶は、今のところ吉備地方の古窯址からは確認されておらず、幡多廃寺で検出された水瓶もいわゆる在地的な須恵器と異なり、他地方からの流入品の可能性もある。他地域における水瓶の編年観[19]からすれば、ほぼ9世紀前半の年代観を想定することができる[10]。

吉備地方における編年大系の中で寒風1式と寒風3式は、いかなる関係で存在するかが問題となる。寒風1式、寒風3式の年代観については、すでに西川宏氏によって寒風1式は飛鳥時

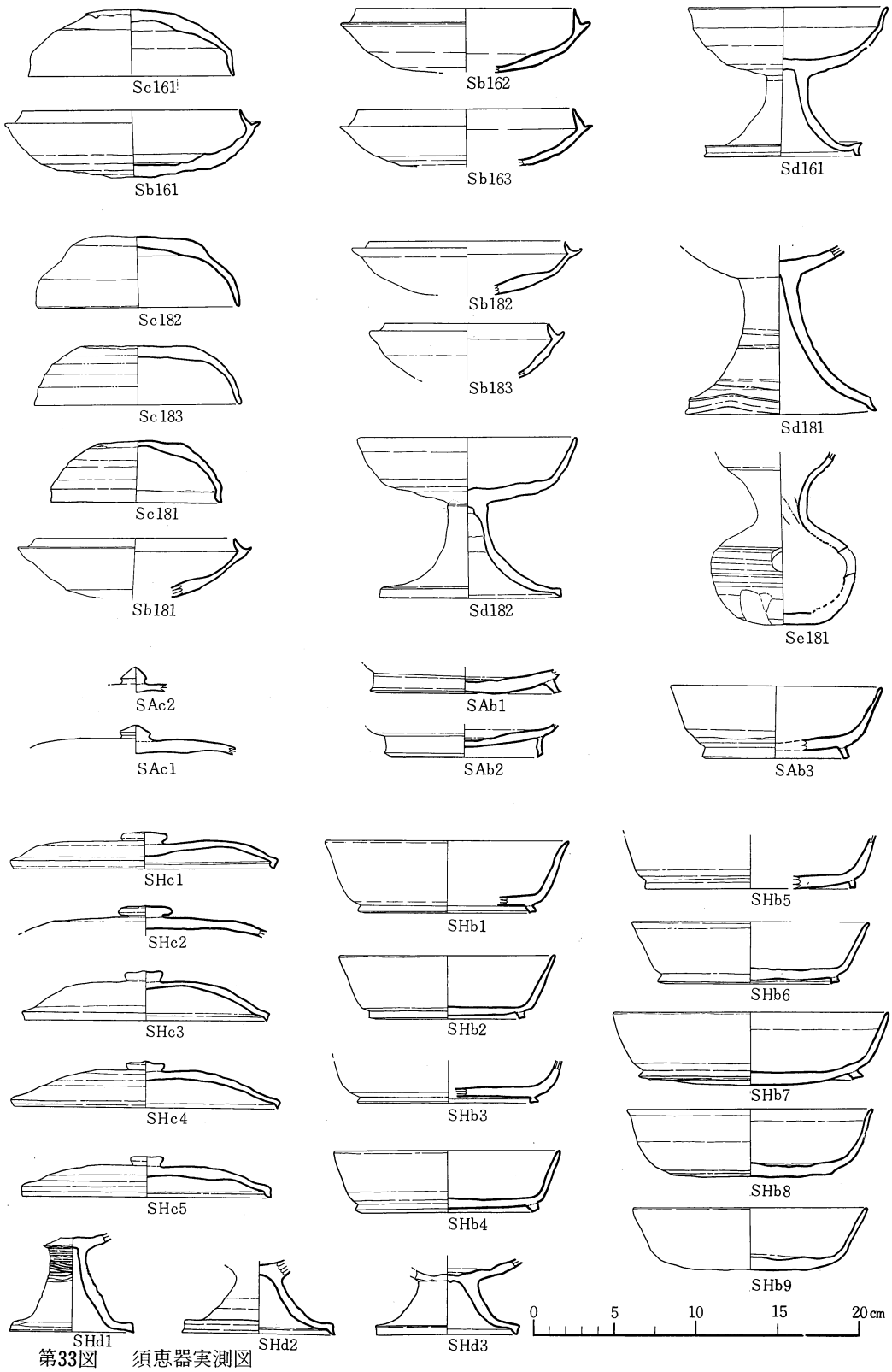
Sc161
Sb161
Sb162
Sb163
Sd161
Sc182
Sc183
Sc181
Sb181
Sb182
Sb183
Sd182
Sd181
Se181
SAc2
SAc1
SAb1
SAb2
SAb3
SHc1
SHc2
SHc3
SHc4
SHc5
SHb1
SHb2
SHb3
SHb4
SHb5
SHb6
SHb7
SHb8
SHb9
SHd1
SHd2
SHd3
0
5
10
15
20cm

第33図　須恵器実測図

代、寒風3式は白鳳時代に比定されている[111]。しかし、飛鳥期から白鳳期にかけての百年以上もの期間を須恵器の型式2型式でカバーするには若干の躊躇があるといえよう。すでに若干ふれたが、この時期の古窯址である宮嶋古窯址[112]、二子古窯址群[113]の発掘調査が実施され、寒風1式、寒風3式のより限定された年代観をえることができるようになった。寒風1式と寒風3式の間には、器種別にみてもその変化の度合が、いわゆる細分型式の変化の度合に比較してより大きいように思われる。寒風1式と2式の間におけるこの隔絶性を説明するには、中間型式の設定が必要であった。しかし、この中間型式にいかなるものが想定されるかについては、ほとんど指摘されることなく経過してきた。しかし、二子古窯址群の発掘調査が実施され、須恵器の型式設定の細分化を進めてゆく1つの条件が獲得された。それは、各古窯址に伴って検出された須恵器や灰原における須恵器の単純層及び器形の形態的特徴から想定された1期から4期までの須恵器である。この4期の須恵器は、寒風1式、寒風3式のそれぞれの特徴を持つ須恵器を含んでいると共に、これらの須恵器の内で、同時焼成された瓦と共伴関係にあるいくつかの須恵器が確認されている。この様に須恵器の変遷を知る上で理想的な条件のもとに、寒風1式、寒風3式の須恵器は、その想定される年代観をより限定して理解することのできる指標が獲得された。二子古窯址群の調査報告書[114]によれば、二子第2期の須恵器と寒風1式が、二子第4期の須恵器と寒風3式がそれぞれ形態的特徴を同じくして、両者間の同時期性を充分想定させる。そして、二子第2期の須恵器は、その編年観から一応飛鳥末～白鳳前葉とされている。二子第4期の須恵器は、共伴瓦の編年観や個別須恵器の編年観から白鳳期後葉に比定されている。他方、二子第3期に編年される一群の須恵器は、寒風1式（二子第2期）と寒風3式（二子第4期）の中間形態を示す内容であった。又、二子第3期の須恵器は、共伴瓦の編年観と須恵器の編年観から白鳳期中葉に比定されている。この様にみてくると、寒風1式と3式の中間型式として、二子第3期の一群の須恵器を想定すると共に、寒風1式、寒風3式の純粋型式として二子2期、二子4期の須恵器を理解することができるのではなかろうか。尚、この事は、寒風古窯址群にほど近い邑久町宮嶋古窯址の発掘調査からも同様な結果を得ている[115]　寒風3式と次のさざらし奥池式の関係は、今のところ具体的に両者の関係を示す資料は明確ではないが、両者における諸特徴は巨視的にみればそれほど大きな隔たりがないといえよう。しかし、さざらし奥池式と寒風3式が、いわゆる細分型式における直接的な変化として理解するには若干の無理があるといえよう。さざらし奥池式が奈良時代のほぼ85年間の内で、どの時期を限定しうる型式かについては現在のところそれほど明瞭ではない。近い将来奈良時代における須恵器の細分変遷もさざらし奥池式を含めて、少なくとも4型式は設定されるであろう[116]。さざらし奥池式と鐘鋳場式の間には、巨視的にみても型式的な隔絶は大きいといわなければなるまい。両者における隔絶性は、いわゆる細分型式一型式を想定してもなおその間隙を埋めきらない感

がある。いずれにせよ、吉備地方の寒風3式以降の須恵器の変遷は、各時期の指標となりうる代表的な須恵器が非常に巨視的にとらえられているという段階である。幡多廃寺成立以降の須恵器の変遷も、寺院に伴う遺物がすべて遊離しているという状況のもとに、概成の編年大系に頼らざるをえなかった。

尚、最後に吉備地方最古の古窯址である戸瀬池以降の型式変遷を表にまとめておく⑰。

〔吉備地方古窯址出土須恵器編年対照表〕

陶邑編年	西川編年	二子古窯址群	宮嶺古窯址	鐘鋳場古窯址 賞田廃寺瓦窯址	時代
Ⅱ期 (MT15)	戸瀬池式				古墳時代
Ⅱ期 (TK10)					古墳時代
Ⅱ期	別所式				古墳時代
Ⅱ期	びくに岩式				古墳時代
Ⅱ期	あまずつ式 峠				古墳時代
Ⅲ期	亀ヶ原1式⑱	第1期	1類		飛鳥
Ⅲ期	寒風1式	第2期	2類		飛鳥末－白鳳初
Ⅲ期		第3期			白鳳中葉
Ⅲ期	寒風3式	第4期	3類		白鳳末
Ⅳ期					奈良前半
Ⅳ期	さざらし奥池式			賞田廃寺瓦窯	奈良前半
Ⅳ期				賞田廃寺瓦窯	奈良後半
Ⅳ期					奈良後半
Ⅳ期	鐘鋳場式			鐘鋳場	平安初期
註 ⑯	註 ⑰⑱	註 ⑲	註 ⑳	註⑯及び①	文献註

六、瓦器・須恵質土器（第34図（Gf1、Tb6、Tf1～4）、図版第52）

1．瓦器（Gf1）

瓦器は、数個体の破片が検出されているが、図示した椀形土器が一応復原できたのみである。瓦器は、底部から外上方に開いて立上る体部を形作り、きわめて粗雑な作りを示している。器表は、凹凸の激しい成形痕を残すと共に、ラセン状に指頭圧痕が数多く残されている。ラセン状に巡る凸部は、横方向のへら磨き調整がわずかに施されたのみで、凹部は未調整である。内面は、凹凸部のない入念な調整が施され緻密な器表を呈している。内面の暗文は、粗いラセ

ン状のものがわずかに認められる程度である。以上のように器壁の外傾角度は大きく、成形、調整等に粗雑な面が多分に認められる段階のもので、白石太一郎氏の云う[18] Ⅱ期末～Ⅲ期初頭の段階のものと推定される。

2．須恵質土器（Tb1、Tf1～4）

ここで取り扱う須恵質土器とは、古代末～中世初頭にかけて備前、備中のそれぞれにおいて独自に転化していった備前焼・亀山焼のいずれの範疇にも属さない須恵器の系譜をひく土器を指している。須恵質土器は、いわゆる須恵器のように焼成賢緻でなく、焼きが甘く、灰白色を呈し、むしろ瓦質に近いものも見られる。その意味からいえば、亀山焼同様に須恵器の退化した形態を示しているといえよう。今回の調査で検出された須恵質土器は、ヘラ切底の坏(Tb1)、高台付椀（Tf1）、糸切底の椀（Tf2～4）の3者が見られる。これら3者の内で最も古式の特徴を持つヘラ切底の坏は、明らかにロクロ成形痕がきわめて顕著である。底部はヘラによる切り離し痕を残し、重ね焼きにより口縁部が黒灰色を呈している。この種の特徴を持つ古窯址は現在のところ岡山県南部においては確認されていない。器形的特徴の最も近い古窯址をあげれば平安時代前半に比定されている岡山市津高、鐘鋳場古窯址[20]をあげることができる。この鐘鋳場古窯址出土の坏と坏（Tb1）を比較すれば、明らかに新しい要素を多分に内包している。他方、糸切り痕を持つ椀は、その類似したものが、赤磐郡あなみ谷一号古窯址[21]や、初期備前焼の窯址[22]から検出される椀に共通点を数多く見いだすことができる。この段階の古窯址は、須恵器の最終段階から備前焼へと転換する段階のもので、現在のところ平安時代後葉～鎌倉時代初頭に比定されている。ヘラ切底を持つ坏は、糸切り手法の前段階を構成する技術的内容であると共に、その器形的特徴は平安前期に位置付けられる鐘鋳場式的な諸特徴を備えている。これらの事から坏（Tb1）は一応鐘鋳場式とあなみ谷一式の間に位置付けておく。糸切り底は、すでにふれたあなみ谷一号窯、初期備前焼の窯址から確認されている。これら古窯址出土の糸切椀は、椀(Tf1～3)と共通する諸特徴を備えている。今回は、一応これら古窯址の編年的な時代比定と同じく平安時代末～鎌倉時代初頭に位置付けておく。高台付椀（Tf1）は、現在のところ須恵器、初期備前焼などの古窯址から検出された椀の中にその類例を見いだすことができない状態である。この高台付椀に最も近い形態を持つ椀は、吉備地方で一般的に早島式土器と呼ばれる一群の椀形土器で、製作技法上も多くの共通点を持っている。しかし、早島式土器が酸化焔焼成されて淡白黄色を呈しているのに対し、高台付椀は、還元焔焼成されて暗灰色を呈し須恵器と同様の色調を呈している。早島式土器が須恵器の系譜を引いているのか、あるいは土師器の系譜に連なる土器か明らかにされていない現状では[23]、椀(Tf1)や早島式土器を須恵質土器・土師器のいずれに分類するかは多くの問題を含んでいるが、いずれの土器も

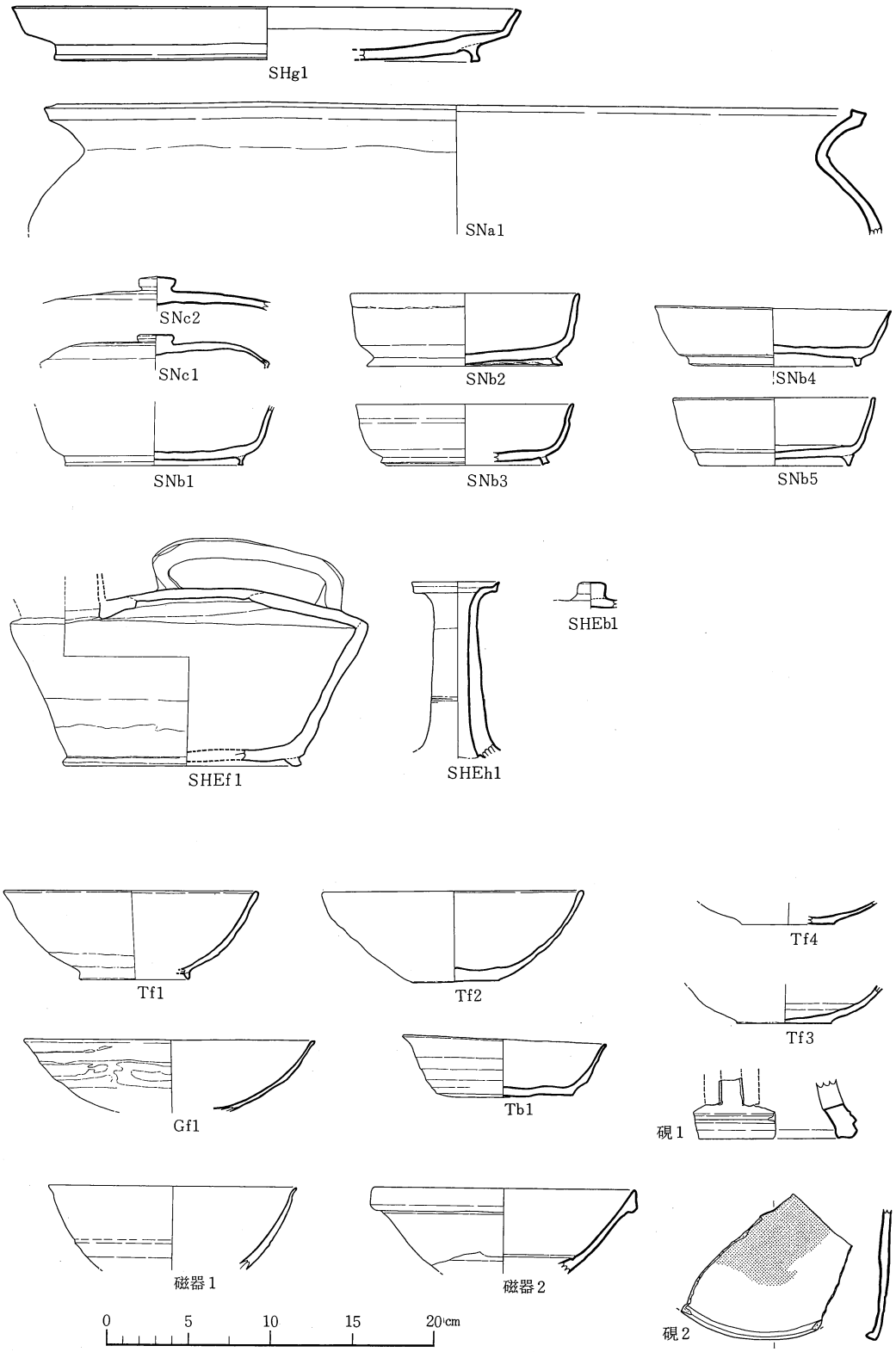

第34図　須恵器・須恵質土器・磁器・硯実測図

共通の形態と共通の技法によって製作されている事を強調すれば、同時期の所産と推定される。いずれにせよ、鎌倉期以降の中世土器については、その編年的研究を初めとして[21]、土器生産の実体については今後の研究に負うところが大きいといえよう。

七、陶 磁 器 類

出土遺物は、遺構に伴って検出されたものではなく、すべてトレンチ内で遊離した状態であった。遺物の多くは細片になっていたが、白磁片2点はその大要を知る事のできる破片であった。遺物は、三彩片2点、緑釉片2点、白磁片2点の計6点であった。

1．三彩片1（第35図、図版第53）

ＷＮＩＴの表土直下から検出された小破片である。小破片のため器形を推定することが困難であるが、小形の器種であろう。胎土は、白色を呈し、非常にきめのこまかい良質の粘土を用い、釉薬は、内外面共に緑色、褐色のガラス状組織が薄く均一にかかり、光沢を持っている。器表は、内外面共にガラス状組織にクモの巣状の亀裂が生じ、破片部の周辺から剝離している。残存する釉薬部分は、第35図1に示すように深みのある緑釉部分（黒点部分）の間に黄味を帯た褐色釉（白の抜き取り）がかかる。破片には、白釉部分が認められないが、安定した施釉、精選された胎土等から奈良三彩と推定できる[23]。

2．三彩片2（第35図、図版第53）

塔基壇ＥＴのＤ層から検出された小破片である。小破片のため器形を推定することはできないが、三彩片1よりも断面がやや厚い作りをしている。胎土は、白色を呈し精選された良質の粘土を用いているが、混入物である微砂が多く認められる。釉薬は、内外ともにガラス状組織が厚く均一に掛かり、クモの巣状の亀裂も三彩片1よりは、はるかに大きいものである。釉薬の色は、破片の表裏によって異なり、表面は白釉、内面は緑釉が掛かり、非常に光沢を持った美しい釉上りをしている[24]。破片には、褐色釉の部分は認められないが胎土、釉薬からして奈良三彩と推定される。

3．緑 釉1（第35図、図版第53）

ＷＮＩＴのＣ層から検出された口縁部の破片である。器形は、推定口径約13cm前後で口縁直下に断面三角形の凸帯を巡らした鉢、あるいは埦になるものであろう。破片は、表裏2枚に剝離した表面部の方で、裏面は胎土が剝離したままの状態で釉薬は認められない。釉薬は、器表に非常に薄く掛かり、部分的には器表調整の横ナデ痕が釉薬の下に認められる。表面は、光沢

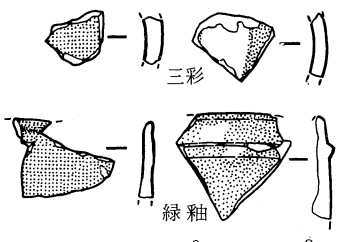

第35図　三彩・緑釉実測図

を持つ淡緑色を呈し、釉薬の薄い部分は淡黄色（白の抜き取り部分）を呈している。胎土は、白淡黄褐色を呈し、精選された良質の粘土を用いているが若干の微砂の混存が認められる。

4．緑　釉2（第35図、図版第53）

塔基壇ＳＴのＥ層から検出された坏あるいは椀の口縁部の小破片である。破片は、3片が出土したが互いに接合できた。口縁部は、わずかに外反し、端部を丸く修めている。釉薬は、均一に施され、安定した暗緑色を呈している。釉薬の保存状態は、きわめて良好で釉の剥離等は認められない。胎土は、灰白色を呈し、精選された良質の粘土を用い堅く焼きしめている。

5．白　磁1（第34図、図版第52、磁器1）

第Ⅱ基壇ＮＴのＥ層で検出された椀形土器である。口縁部は、わずかに外反し、端部を丸く修めている。体部中央部の表面には凹線が1条めぐるが釉薬のため非常に不鮮明となっている。表面下半には、ヘラ削りによる成形痕を残す。釉薬は、内外面共に薄く均一に施釉され、白灰色を呈している。胎土は、白色～白灰色を呈し、非常に堅緻である。胎土、焼成、釉薬の発色などからみて中国からの輸入品と考えられる。

6．白　磁2（第34図、図版第52、磁器2）

塔基壇ＥＴ表土直下から検出された鉢形土器である。口縁部は、外方に肥厚され、断面▲形を呈し、端部を丸く修めている。内面下半部と、器表の口縁肥厚部直下にはそれぞれ一条の凹線をめぐらしている。釉薬は、内外面共に厚く均一に施釉されているが、器表の下半は釉薬が施されていず生地のままである。釉薬は、白色を呈し、厚手に施釉された部分では白灰色に発色している。胎土は、白色を呈し、若干の混存物を含むが非常に堅緻に焼成されている。口縁の肥厚部及び内面上半部には、長期の使用による摩滅痕が認められる。胎土、焼成、釉薬の発色などからみて中国からの輸入品と考えられる。尚、白磁2点は、いずれもその諸特徴からみて中国の北宋から南宋にかけての白磁と推定される。

八、その他の遺物

寺院関係の遺物としては、円面硯、転用硯、鉄釘数点が出土している。その他に弥生時代の分銅形土製品、管玉、製塩土器、古墳時代の管玉、小玉、製塩土器、寺院以降の鞴の羽口、鉄滓をあげることができる。

1．寺院関係の遺物

(1) 円面硯（第34図、図版第53、硯１）

ＷⅡＴの西築地溝内から検出された円面硯の脚部の破片である。脚部は、通常のもので、多数の透し穴を有する大形品と考えられる。現状では透し穴は２個確認できるのみである。脚部は、ヘラ切りされた長方形の透し穴の下部に上下を凹線によって挟まれた断面三角形の凸帯を有し、端部を丸く修めている。脚端面は、緩やかな段を持って内側に傾斜している。色調は、灰色を呈し、焼成良好である。胎土も良質の粘土を用いて混在物も少ない。

(2) 転用硯（第34図、図版第53、硯２）

ＮⅡＴのＥ層から検出された転用硯は、坏蓋を転用して硯として使用したもので、内面に摩滅痕（第34図硯２の黒点部分）が顕著である。土器としては、須恵器ＳＨc1～5と同様の諸特徴を持っている。

(3) 鉄釘（図版第53、鉄釘）

基壇周辺の各トレンチから数多く検出されたが、破片が多く全形を保つものは数点であった。図版53に示した２点は代表的な釘で、いずれも10～15cm前後の角釘で、頭部を折り曲げるものと肥厚さすものの２種類がみられる。釘類は、すべて遊離した状態で検出されたが、基壇周辺部に集中して検出された出土状況とともに、現在のところ寺院以外に鉄釘を使用したと推定される建造物の存在を想定する痕跡は一切確認されていない以上、これらの鉄釘は寺院に伴うものと一応理解できる。

2．弥生時代の遺物

(1) 分銅形土製品（第36図、図版第45）

ＮⅢＴの北回廊基礎地形残存部分から検出された分銅形土製品の破片である。破片は、)(字状のくり込み部分の破片で上下を欠損している。破片の裏面は、　剝離が著しく凹凸の剝離痕が全面に認められる。表面は、平坦できめの細かいへら磨きを施している。色調は、淡い肌色を呈し、焼成は良好である。胎土も良質の粘土を用い若干の砂粒を含んでいる。器表の文様構

成は、くり込み中央部に3条の刺突文が施され、2条目と3条目によって区画される長方形部は無文であるが、その上下には横方向の櫛描文が施されている。最上部の刺突文から左右のくり込み部にそって弧状に櫛描文が施されている。この様な文様構成を示す分銅形土製品は、最近の研究によれば、同様のパターンのものが弥生時代中期後葉に集中する傾向が指摘されている[27]。他方、すでにふれたごとく幡多廃寺下層の遺物及び遺構の一般的在り方からしても、この分銅形土製品を中期後葉に比定する妥当性が充分に認められる。

(2) 管玉（第36図、図版第45、管玉）

塔基壇ＳＴの表土直下から検出された管玉である。管玉は、細手で小形の碧玉製の弥生時代に通常みられるものである。碧玉は、良質で緑灰色を呈し、器表に光沢を持っている。

(3) 製塩土器（第36図、図版第45、製塩土器１）

塔基壇ＮＴのF1層で検出された弥生時代の製塩土器の脚台部分である。土器は、底部と脚台部からなる破片で体部と口縁部は検出されていない。脚部と体部は円筒形に連続して作られ、底部は粘土板を張り付けて成形している。脚台部は、底部張り付けの後にしぼりを施し、その後内面に横ナデ調整が施されている。器表は、成形後脚部から体部にかけて下から上方向に荒いヘラ削りが施されている。土器の色調は、淡赤色・肌色・暗茶褐色・暗黒色等に変化し二次的な焔を受けた事を物語っている。胎土には多くの砂粒を含む粗製の土器である。この種の製塩土器は、吉備地方で一般的に弥生時代後期に認められる[28]。

3．古墳時代の遺物

(1) 管玉・小玉（第36図、図版第45）

管玉は、ＷＮＩＴの築地外溝から検出された大形の滑石製である。石材は、良質の滑石を用

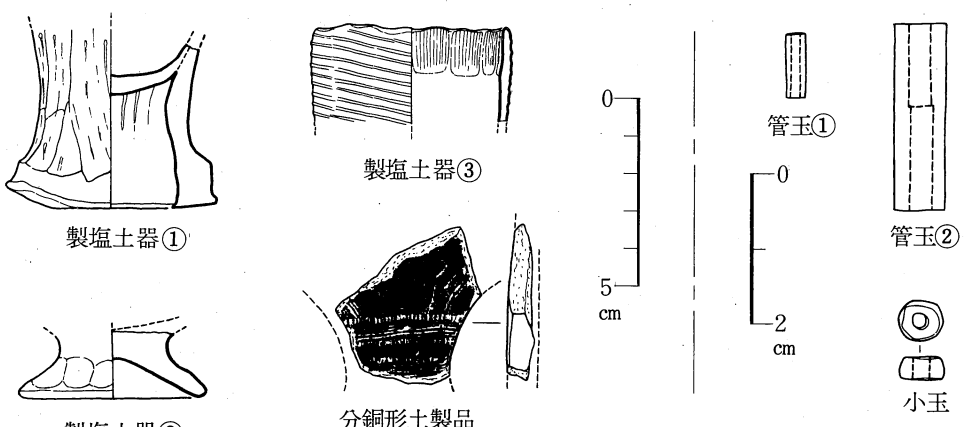

第３６図　その他遺物実測図

いており、色調は、暗黒色から暗緑灰色の縞状を呈している。形状は、古墳時代の管玉に通常みられるものと同様である。一応古墳時代の遺物として取扱っておく。

小玉は、塔基壇ＳＴのＥ層から検出された滑石製である。石材は、良質の滑石を用いて表面に成形時の条痕を残している。形状は、両端面から中央部で高くなる不定形な算盤玉を呈している。小玉も一応古墳時代の遺物として取扱っておくが、寺院に伴う可能性もある。尚、小玉は塔基壇ＳＴから４点検出されている。

(2) 製塩土器１（図版第45、 製塩土器２）

第Ⅲ基壇ＮＴのＥ層から検出された製塩土器である。土器は、脚台部の破片のみで体部及び口縁部は欠損している。脚台部は、ハ字状に裾部を開く通常のもので、脚台端部は丸く修めている。器表は、指頭による成形痕が顕著に残り、一応横ナデ調整を施し、脚台部内面は、やや入念な成形を施し、調整がなされていない。器表は、赤褐色を呈し、砂粒を多く含み、断面赤褐色を呈している。この製塩土器は、瀬戸内で古墳時代前半期にみられるものである。

(3) 製塩土器２（図版第45、 製塩土器３）

ＷＮⅢＴ東のＥ層から検出された製塩土器の口縁部の破片である。口径５～６㎝に復原される小形の土器で、器壁は薄く、口縁部は不定形で端部を丸く修めている。器表は、横方向のタタキ目が顕著に残され、内面には指頭圧痕が認められる。胎土は、きめの細かい粘土を用いて淡い肌色を呈し部分的に淡赤色に変化している。器表の剝離などからしても二次的に火焔を受けたことは明らかである。この種の製塩土器は、瀬戸内の古墳時代中頃に一般的にみられる通常のものである。

４．中世遺物

(1) 鞴の羽口及び鉄滓（図版第53）

ＥⅠＮＴのＥ層から検出された鞴の羽口である。ほぼ完形に近い状態で出土したが、先端部は溶解して欠損した部分と、スラグ状に変質した部分がみられる。器表は、指頭圧痕を多く残した荒い成形である。内面は、ほぼ正円を呈し、先端部から基部にかけてわずかに広がり、入念な成形が施されている。最先端は、黒色と肌色の気泡状を呈し、高温による化学的変化を示している。色調は、先端部から暗灰紫色、黄白色、赤褐色に次々と変化している。胎土は、荒く石英質の砂粒～小礫を多く含んでいる。尚、ＥⅠＮ１ＴのＥ層からは多数の鉄滓と鍛冶炉の基底部が出土している。

（根木　修）

註① 『賞田廃寺発掘調査報告』32頁、岡山市教育委員会、1971年

② 「遺物」『平城宮発掘調査報告Ⅱ』59～61、124頁、奈良国立文化財研究所、1962年

③ 註②

④ 『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅰ、瓦編1』軒平瓦6663Cカード、奈良国立文化財研究所、1974年

⑤ 森郁夫「平城宮系軒瓦と国分寺造営」『古代研究3』10頁、元興寺仏教民俗資料研究所、1974年

⑥ 註②

⑦ 註① 31頁

⑧ 玉井伊三郎編『吉備古瓦図譜』16・17頁、吉備考古会図譜刊行所、1941年

⑨ 註①「第四章遺物」

⑩ 稲垣晋也『日本の美術11・古代の瓦』108頁、至文堂、1971年

⑪ 平野邦雄「吉備氏と和気氏」『古代の日本4、中国·四国』258頁、角川書店、1970年

⑫ 註⑤

⑬ 註①

⑭ 間壁忠彦、間壁葭子「石棺研究ノート㈠、㈡」『倉敷考古館研究集報9・10号』、倉敷考古館、1974年

⑮ 註⑭

⑯ 佐藤興治、宮沢智士『伯耆国分寺跡発掘調査報告』6頁、倉敷市教育委員会、1971年

⑰ 鎌木義昌「岡山県郷内村前山の弥生遺跡」『吉備考古第80号』、吉備考古学会、1950年・鎌木義昌「岡山県児島市福江前山遺跡の土器」『弥生式土器集成資料編』、東京堂出版、1968年

⑱ 山本慶一「倉敷市児島仁伍遺跡」『倉敷考古館研究集報第8号』、倉敷考古館、1973年

⑲ 前山、仁伍遺跡出土の土器の総量は、いずれもわずかなものであり、土器型式として認定するには疑問視されているが、早くに学界に紹介されたこともあって、吉備地方で一般的に弥生中期後半の土器を前山Ⅱ式、仁伍式と呼称されている。しかし、これに変るべきものとして、型式設定できうるような内容を持った遺跡の調査及び、その主張がない以上、旧来どうり前山Ⅱ式、仁伍式を用いざるをえない。しかし、この場合、それが本来型式名として認定されていない便宜的な内容を持っていることを確認したうえで用いるべきであろう。

⑳ 坪井清足「岡山県都窪郡庄村上東遺跡の土器」『弥生式土器集成』資料編、東京堂出版、1968年

㉑ 間壁忠彦「岡山県矢掛町白江遺跡」『倉敷考古館研究集報第1号』17頁、倉敷考古館、1966年

㉒ 註㉑

㉓ 註㉑

㉔ 上東遺跡は、山陽新幹線岡山以西のルートの敷地が遺跡を横断するため岡山県教育委員会の手によって昭和45～46年にかけて発掘調査が実施された。

㉕ 上東遺跡の発掘資料の整理中に実現した。我々の主観的な観察ではあるが、このような微妙な差異に気付いた。このような微妙な差異を客観化する作業は今後の課題として残されようが、土器の理化学的分析を通じて一定の成果が期待できるのではあるまいか？

㉖ 間壁忠彦「倉敷市酒津及び新屋敷遺跡出土の土器」『瀬戸内考古学2号』、1958年

㉗ 坪井清足『岡山県笠岡市高島遺跡調査報告』、1956年

㉘ 三杉兼行、間壁忠彦「備前原遺跡の土器」『遺跡第26号』、1957年・間壁忠彦「岡山県笠岡市走出の祭祀遺跡」『倉敷考古館研究集報第2号』、倉敷考古館、1966年

㉙ 間壁忠彦「岡山県笠岡市走出の祭祀遺跡」『倉敷考古館研究集報第2号』、倉敷考古館、1966年

㉚ 間壁忠彦、間壁葭子「岡山県美星町五万原遺跡」『倉敷考古館研究集報第5号』、倉敷考古館、1968年

㉛ 間壁葭子「倉敷市酒津一水江遺跡」『倉敷考古館研究集報第8号』、倉敷考古館、1973年

㉜ 註㉖・鎌木義昌「岡山県倉敷市酒津遺跡の土器」『弥生式土器集成資料編』、東京堂出版、1968年

㉝ 註㉖・横山浩一「手工業生産の発展一土師器と須恵器」『世界考古学大系Ⅲ』、平凡社、1959年

㉞ 鎌木義昌「岡山県倉敷市酒津遺跡の土器」『弥生式土器集成資料編』、東京堂出版、1968年

㉟ 註㉗

㊱ 坪井は、高島王泊遺跡の報告（註㉗と同じ）の中で王泊5層出土の土器を布留式併行と考え、それに先行する王泊6層の土器をも古式土師器と考えた。しかし、王泊6層以前の土師器の存否の問題を前提として弥生式土器（当時最も新しく編年される上東式）と王泊6層との隔絶性を指摘した。その後、三杉、間壁は、備前原遺跡の報告（註㉘と同じ）の中で「口縁部に特徴を持つ一群の土器（Fig2、4－7）を酒津式、及び布留式に先行する土師器(高島第6層土器)の時期だけでなく、更に幾らかさかのぼる土師器にも併出してくるのではなかろうか」と述べている。そしてこの段階で酒津式と備前原遺跡との間に幾分のヒアタスを認めながら酒津式に、ただちに続くとは考えられないと結論づけている。その後、間壁は、走出遺跡の報告（註㉙に同じ）の中で「山田原遺跡の土師器は、わずかながら相異を持ちながらも、高島王泊5層、大阪府布留市小若江北遺跡の土師器に近いと認められるのである」と述べ、酒津式と王泊6層の関係については、いずれも明瞭に述べられていない。

㊲ 註㉙

㊳ 註㉙

㊴ 註㉘、間壁は備前原の報告中に「布留式土器（王泊5層）とそれに先行する要素（王泊6層）とを含んでいる」と指摘しながらも、走出の報告中では一括して取扱っている。しかし、その中には在地的要素を持った土器群（酒津式にその系譜が明らかに認められる土器群、走出報告中、第6図4、10、11、12・第7図30、31、34、36等）と畿内的要素を持った土器群（王泊5層の段階が、古墳の出現が土器生産の場所にまで影響が及んだ段階と考えられる以上、その前段階において吉備に畿内の要素を持った土器の存在が倉敷市上東遺跡、玉野市田井深山遺跡一倉敷考古館研究集報第6号,1969年一等で指摘されている。走出報文中タタキ技法によって製作された甕等）が混在している。土器製作における系譜の異なる2者の混在こそ、布留式（王泊5層）の成立に先立つ土器のあり方の実体を示していると考えられる。布留式の広範な成立の影には、吉備においては、おそらく畿内に系譜のたどれる土器が重要な役割を果したと推定される。

㊵ 註㉙、報文中、第6図4、10、11、12・第7図30、31、34、36の土器。

㊶ 註㉗

㊷ 註㉗ 28頁

㊸ 一般的に土器型式の設定は、遺跡における層位的序列の確認と型式学的変遷が矛盾なく行なわれていることを基本的前提として、その変遷を跡づけるために設定される。岡山県南部における土師器の型式的変遷は、すでに酒津式一王泊Ⅵ層、山田原一王泊Ⅴ一王泊Ⅳ層、走出一走出、王泊Ⅲ層と一応おおまかな型式が個々の遺跡名を冠して設定されている。そして、今回調査を実施した幡多廃寺の下層からは、各々の型式に比定される土器群が検出されている。そして、それらを既成の編年大系の中に適応させながらも、弥生末期から王泊Ⅴ層までの段階に顕著に認められる小地域（差）における将来の編年大系の確立を想定して幡多廃寺下層Ⅰ式～Ⅴ式と呼称した。尚、土師器の変遷における様式認定を行なう場合、古墳時代に限

れば、古墳の成立から布留式の確立までを第1様式、布留式の確立から須恵器の出現（地方窯の成立）までを第2様式、地方窯の出現から地方窯の高揚までを第3様式、地方窯の高揚以降を第4様式として土師器の様式変遷を理解することができるのではなかろうか。そして、様式設定の内在的特質は、第1様式は、前代（弥生時代）からの系譜につながる伝統的技法に連なる土器群と他地域の系譜につながる土器群の混在に認められよう。第2様式は、布留式と呼ばれるように、西日本各地の土器が存地的特性を失いつつ、統一された製作技法の確立へと流動していった事に認められよう。第3様式は、須恵器生産の確立、定着によって、土師器生産の技術的、組織的変革と共に、社会的に須恵器と対峙せざるをえない社会的状勢を考慮して設定せざるをえない。第4様式は、須恵器生産の高揚によって引きおこされる土器生産総体の画期の中で土師器の生産が低迷せざるをえなかった社会的側面を考慮して設定される。

㊹ 神原英朗「便木山遺跡発掘調査報告」『岡山県営山陽新住宅市街地開発事業用地内埋蔵文化財発掘調査概報(2)』、山陽町教育委員会、1972年

㊺ 正岡睦夫「雄町遺跡（第5章遺物第1節土器・土製品、(2)弥生式土器・土師器)」『埋蔵文化財発掘調査報告』－山陽新幹線に伴う調査一、岡山県教育委員会、1972年

㊻ 王泊5層出土の土器の中に同様の技法を用いて製作された土器がみられる。この指摘は、同報告に見られる程度であるが、この段階の土器に普遍的に認められる技法の一つである。

㊼ 田辺昭三「窯跡の時期別分布」『陶邑古窯址群Ⅰ』 平安学園研究論集10号、1966年

㊽ 註②

㊾ 註②

㊿ 田中琢「畿内」『日本の考古学第Ⅵ巻Ⅲ－二－(4)』、河出書房新社、1967年

(51) 「赤野遺跡」「下市瀬遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(3)』、岡山県教育委員会、1973年・「宮尾遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(4)』、岡山県教育委員会、1973年・「美作国府」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(6)』、岡山県教育委員会、1973年・「川面館遺跡」「毎戸遺跡」「毎戸西方遺跡」『岡山県埋蔵文化財調査報告(5)』、岡山県教育委員会、1974年・『川入遺跡」「上東遺跡」「御堂奥遺跡」「加賀池遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書第2集』、岡山県教育委員会、1974年

(52) 楢崎彰一「猿投窯」『陶器全集31』、平凡社、1966年

(53) 「河内船橋遺跡出土遺物の研究」『大阪府文化財調査報告書第8号』、大阪府教育委員会、1957年

(54) 註(53)

(55) 註(50)

(56) 註(50)

(57) 岡山県において大菱の叩文様を持つ瓦は、建久4年（1193年）以降に俊乗坊重源によって焼かれた万富瓦窯址の東大寺瓦にその典型的な例を見ることができる。又、東大寺瓦は早くから学界に紹介された事と、その成立年代が判明していることなどから県内で発見される大菱の叩文様を持つ瓦はすべて鎌倉期と無批判的に時期決定する傾向が強かったと云えよう。しかし、賞田廃寺(『賞田廃寺発掘調査報告』、岡山市教育委員会、1971年）出土瓦の整理を通じて大菱形は賞田廃寺第Ⅵ様式瓦（平安時代中葉）から伴う事が判明している。又、賞田廃寺第Ⅵ様式瓦に伴う大菱叩文は東大寺瓦の大菱叩文に系譜的に引継がれてゆくものである事が確認された。他方、東大寺瓦と同じ大菱叩文を持つ瓦が初期備前焼（Ⅰ期）の窯で土器類と共に焼成されている。（間壁忠彦、間壁葭子「備前焼ノート(Ⅰ)」『倉敷考古館研究集報1』、1966年）そして、備前焼Ⅰ期の坏はすでに糸切り手法が採用されている事実がある。瓦窯出土の大菱の叩文様は、東大寺瓦の

大菱叩文に近い内容であるが、東大寺瓦そのものと言いがたい。又、瓦窯出土の坏類も平安末から鎌倉初頭と推定される坏の前段階を構成する内容を持つものである。しかし、両者が直接的な系譜をたどるには、若干の飛躍がある。これらの事から瓦窯の時期は一応平安時代後葉に位置付けておく。

㊽ この種の椀形土器の系譜が須恵器、土師器のいずれから導き出されるかについては、現在のところその結着はついていない（鎌木義昌「窯業—瀬戸内」『日本の考古学Ⅵ』229頁）早島式土器を土師器の中に含めたのは、酸化焔焼成されている事と、張付け高台の成形や調整技法に土師器との共通点が多いという理由から今回は、土師器として取扱った。

㊾ 「上東遺跡」『岡山県埋蔵文化財調査報告書第2集』、岡山県教育委員会、1974年

㊿ 小皿に認められる2技法2手順にその製作の原点があると推定される。川入遺跡（『岡山県埋蔵文化財調査報告書第2集』、岡山県教育委員会、1974年）の井戸201出土の坏の底部は未整形で粘土巻上げ痕を残している。

(61) 「川入遺跡」『岡山県埋蔵文化財調査報告書第2集』、岡山県教育委員会、1974年

(62) 小野一臣「備中連島北面貝塚群調査報告」『古代吉備第1集』、古代吉備研究会、1958年

(63) 註㊽

(64) 間壁葭子「倉敷市酒津—水江遺跡」『倉敷考古館研究集報第8号』、1973年

(65) 渦巻状の成形痕を残す小皿の底部が水平に平らで、内面には指による渦巻状の圧痕を明瞭にとどめている。底部裏面には木葉、指文、板目等の反転圧痕はみられないが、時折、藁状の圧痕を残すものがみられるが、藁状圧痕は3段階すべての小皿にみられ、むしろ乾燥時に付いたものと推定される。いずれにせよ、小皿の底部裏面の水平的な平坦面は形成台の使用を考慮しなければなるまい。

(66) 第1段階で製作された小皿の内で渦巻状成形痕にそって剝離したものが認められる。現在までのところこの種の小皿に渦巻状の条痕が認められる場合、ほとんど無批判的に回転を利用したヘラの切放し痕と考えられていた。しかし、この種の小皿に粘土巻上げ成形のものが確認された以上、今迄の資料を再検討しなければなるまい。

(67) 上から被せた粘土板の切目や、粘土板の外側には粘土巻上げ痕（渦巻状の接合痕）が残っている。又、第3段階で製作された小皿に成形痕に沿って剝離したものもみられる。小皿の底部内面に粘土紐の単位を観察する事のできるものが第3段階・第2段階で製作されたものの中にもみられる。他方、粘土板を張付ける第2段階を経て製作された小皿は、小皿の機能的な不安定さを招くが、粘土巻上げ技法によって成形された小皿の底部の剝離（渦巻上の接合部の剝離）を防ぐ役割を持っている。第3段階を経ての製作であればなおさらの事である。

(68) 「赤野遺跡」A－5ピット、「川入遺跡」井戸201など。

(69) 田中琢（註㊿に同じ）氏が指摘するごとく「土師器の変化は、製作技術の違いが根幹になっている」と言う原則的視点は正しいと思う。土器変遷の発展法則に従えば、第3段階→第2段階→第1段階へとその製作技法は変化してゆくはずである。近い将来この様な土器変遷が、層位的に確認されるかも知れないであろう。しかし、現在のところこの3種の小皿が層位的にその変遷の過程が捕えられた例はなく、むしろ同一地層内における混存状態を示しているといわざるをえない現状である。他方、土師器における製作技術の法則性が、古代的なものと、中世的なものが同質であるという保証は今のところないといわざるをえない。今回は一応平安末から鎌倉初頭という幅を持たせた現解にとどめておく。

(70) 註㊿「川入遺跡井戸201出土の坏」等

⑦① 註①

⑦② 久米廃寺の調査報告は岡山県教育委員会から刊行されているが、遺物等については公表されていないので、栗野克己氏の御教示による。

⑦③ 備前国分寺は、昭和50年1月～3月にかけて岡山県教育委員会が調査を実施した。調査中に出土遺物を実見させて頂いたが同様の傾向にある事が注意された。その後の遺物整理を通じても、この傾向は変らないと伊藤晃氏より御教示頂いた。

⑦④ 西川宏「備前古窯」『古代の日本4巻』、角川書店、1970年

⑦⑤ 西川宏、今井堯「吉備地方須恵器編年資料集成」『古代吉備第2集』、古代吉備研究会、1958年

⑦⑥ すみだしげる「備前津高町鐘鋳場古窯址と出土遺物」『古代吉備第5集』、古代吉備研究会、1963年

⑦⑦ 西川宏「備前における須恵器の編年的研究」『岡山県私学紀要Ⅱ』、1966年

⑦⑧ 西川宏「Ⅲ古代中世における手工業の発達1窯業(5)瀬戸内(iii)古代後期」『日本の考古学Ⅵ巻』、河出書房、1967年

⑦⑨ 間壁忠彦、間壁葭子「備前焼ノート①②③」『倉敷考古館研究集報1・2・5号』、倉敷考古館、1966・68年

⑧⓪ 「不老山古備前窯址」『埋蔵文化財発掘調査報告（山陽新幹線に伴う調査）』、岡山県教育委員会、1972年

⑧① 「二子御堂奥窯址」『岡山県埋蔵文化財調査報告第2集（山陽新幹線に伴う調査Ⅱ）』、岡山県教育委員会、1974年

⑧② 「新林（宮嶺）古窯址の調査報告」、邑久町教育委員会、1974年

⑧③ 註⑦⑤

⑧④ 吉備地方で用いられる古式須恵器という場合には、概ね戸瀬池古窯址以前の須恵器を総称して古式須恵器と表現して来たようである。今回もただ単に戸瀬池以前という意味で使用している。

⑧⑤ 森浩一「大阪府南部窯址資料による須恵器編年略表」『古代学研究30号』、古代学研究会、1962年

⑧⑥ 『陶邑古窯址群Ⅰ』、平安学園考古学クラブ、1966年

⑧⑦ 田辺昭三氏の用いる地方窯の概念である。田辺昭三「陶邑の変貌」『古代の日本第5巻』148頁、角川書店、1970年

⑧⑧ 山村、嶋、大崎、屋藤、宮下、増井「遠江の須恵器生産—伝播現像としての観点で—」『古代学研究50号』、古代学研究会、1968年・「山陰の須恵器（図8島根県高畑窯址出土）」『日本の考古学Ⅳ巻4山陰＝生産の発展』、河出書房新社、1966年

⑧⑨ 註⑧⑦

⑨⓪ 註⑧⑥

⑨① 田辺昭三「須恵器の誕生」『日本美術工芸390号』、日本美術工芸社、1971年、92頁で用いられた概念である。

⑨② 田辺昭三「陶邑の変貌」『古代の日本第5巻』、角川書店、1970年・註⑨①

⑨③ 『岡山市四御神上の山1号 墳発掘調査報告』、 岡山市教育委員会、1974年

⑨④ 吉備地方で検出された初期須恵器は、現在迄のところ、器形の特徴、技法を通じ陶邑で生産されたものとの違いを指摘することはできない。この意味で一定の有効性を持ち得る。しかし、この事は生産の同時性という意味において有効であるが、今後、使用の同時性、副葬の同時性等を通じて検討されなければならない側面である。

⑨⑤ 註⑨② 148頁

⑨⑥ 註⑦⑤

⑨⑦ 註⑧⑥

⑨⑧ 註⑨②

⑨⑨ 註⑧⑥、陶邑古窯址群Ⅰで細分された型式編年を指している。(以下同じに用いる。)尚、森浩一氏の示す編年Ⅰ期に対応するものであるが、その細分に付いては発表されていない。

⑩⓪ 陶邑古窯址群Ⅰで細分された型式編年であるが、吉備地方においても畿内編年Ⅰ期に比定される須恵器の出土量が増すと共に、古墳、集落等の遺跡等の性格は別にしても調査を通じての検出である場合が多くなりつつある状況にある。この様な状況にあって須恵器編年Ⅰ期に属する須恵器を一括して、古式須恵器として取扱ってしまう傾向にある。吉備地方における須恵器編年Ⅰ期の確立が今だ達成されていない現状では、すでに編年大系の確立している陶邑の型式編年を活用しながら（それ自体一定の有効性を持ちえているので）対応してゆかなければならないであろう。

⑩① 田辺昭三氏の指摘と御教示による。

⑩② 註⑦⑦

⑩③ 註⑧①

⑩④ 註⑧②

⑩⑤ 註⑧⑥

⑩⑥ 註⑧⑤

⑩⑦ 註⑧⑥

⑩⑧ 註⑦⑧

⑩⑨ 註⑧①⑧②

⑪⓪ 楢崎彰一「猿投窯」『陶器全集31』、平凡社、1966年・楢崎彰一「須恵器」『世界考古学大系4巻、土器の発達』、平凡社、1961年

⑪① 註⑦⑧ 214頁

⑪② 註⑧②

⑪③ 註⑧①

⑪④ 註⑧①

⑪⑤ 註⑧②

⑪⑥ 他地域における細分型式の変遷を参照すれば、奈良時代の85年間をほぼ4型式に細分されている。又、この事は、さざらし奥池式と鐘鋳場式の隔絶を埋めるには、細分型式における二型式を想定せざるをえない状況にある事からも充分納得される。

⑪⑦ 吉備地方における既成の編年である西川編年を、本文中で述べた理由によって若干修正を加えたものに、古窯址の発掘資料を附加したものである。古窯址の発掘資料は、いずれも、各報告者の年代観をそのまま用いた。しかし、鐘鋳場式の年代観は、西川宏氏のものである。

⑪⑧ 陶邑編年においては、宝珠つまみと高台の出現をⅢ期の開始の指標とされているが、宝珠つまみの出現を持って、いわゆるⅢ期の初まりとする陶邑の概念が吉備において、そのまま移行さしうる事ができるのであろうか。宝珠つまみと高台が、仏教文化の影響のもとに出現して来たのであれば、現在のところ吉備地方最古の寺院址である総社市秦原廃寺の成立が、飛鳥後半期と推定されている以上、吉備地方における宝珠つまみの出現を、この時期以降に求める事が妥当であろう。この事は、寒風1式（吉備地方で宝珠つま

みの出現する段階）以降の須恵器の変遷からも矛盾のない理解である。この様な意味で、亀ヶ原1式の段階には、現在のところ宝珠つまみは確認されていないが、陶邑編年におけるⅢ期初頭に一応位置付けておく。

⑲ 白石太一郎「いわゆる瓦器に関する二、三の問題」『古代学研究54号』、古代学研究会、1969年

⑳ 註㊻

㉑ 註㊽

㉒ 註㊾

㉓ 鎌木義昌「古代、中世における手工業の発達、1窯業(5)瀬戸内ivむすび」『日本の考古学Ⅵ』、河出書房新社、1967年

㉔ 数ある中世土器の中にあって、倉敷考古館を中心に追求された備前焼の編年的研究は、吉備地方の中世土器が初めて大系的編年の研究対象として取上げられた、唯一の例である。1966年日本考古学会生産技術特別委員窯業部会の調査として実施された「岡山県和気郡備前町（現備前市）合が淵窯址」は、初期備前焼成立の実態に迫るものであった。しかし、その具体的内容については、近藤義郎、西川宏、間壁忠彦「岡山県和気郡備前町伊部合が淵窯址の調査」考古学協会昭和41年度大会発表要旨と、西川宏、間壁忠彦「岡山県和気郡備前町合が淵窯址」『考古学研究』第14巻第3号1967年に概要がみえる程度である。他方、1966年以降倉敷考古館によって古窯址の分布調査が実施され、古窯址採集の資料による備前焼の編年大系確立の前提として、合が淵の成果は生かされているといえる。

㉕ 楢崎彰一氏のご教示による。

㉖ 楢崎彰一氏のご教示によれば、この種の三彩は現在のところ正倉院に一点存在するとのことである。

㉗ 東　潮「分銅形土製品の研究Ⅰ」『古代吉備第7集』、古代吉備研究会、1971年

㉘ 註㊾

付図　竜の口山東山頂廃寺出土瓦拓影

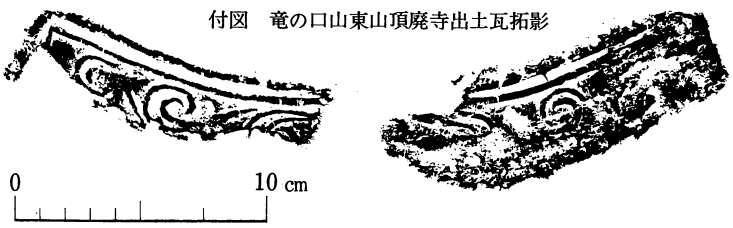

出　土　土　器　一　覧　表

弥生式土器（中期後葉）

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
壺	A	Ya1	短い筒状の頸部から外反する口縁部を持ち、口縁端部を上下に拡張する。肩部の良く張った、重心の高い器形になると思われる。	口縁端面には6条の凹線文を施し、さらに上下2段に、12～14を単位とする2重の竹管刺突文を計5単位めぐらす。ヨコナデ調整は内外面とも頸部下端までおよぶ。胴部外面の刷毛目はヘラミガキで、内面の刷毛目はナデで部分的に消されている。	胎土は砂粒を含み、焼成は普通。色調は赤黄褐色でいずれも通常のものである。
	B	Ya2 ｜ Ya3	筒状の頸部の上端をおさめたままの直口壺と呼ばれるものである。口縁部がやや外に開くものと、閉じぎみになるものがある。肩のよく張った、薄手の土器である。Ya2では、口縁部に2孔を対に外面から穿つ。	口縁部外面に5～6条の凹線文を施し、横ナデ調整が内外面とも頸部下端付近にまで及ぶ。Ya2は、胴部外面に刷毛目調整した後、肩部に櫛描波状文と櫛状工具による列点文を2帯ずつ施し、下半部は縦方向に、中央部は横方向にヘラミガキを施している。内面は縦方向の刷毛目を施した後、上部をナデ調整し、特に肩部上半は指頭圧痕が顕著である。下半部は、下から上に荒いヘラ削りを施している。	色調は、赤味を帯びた黄褐色を呈する。Ya2は、塔基壇ＥＴ住居址出土。
	C	Ya4	無頸壺と呼ばれるもので、やや内傾する口縁部の上面を左右に拡張し、ほぼ水平な端面をなす。口縁部外面に9条の凹線文を持つ。	現在部分は内外面とも横ナデ調整を施す。口縁端面には4条の浅い凹線文を施し、口縁部から頸部にかけて3本を単位とする棒状浮文を施し、口縁端面にはさらにその間に2重の竹管刺突文を施す。	色調は黄褐色を呈す。
甕		Yb1 ｜ Yb4	「く」字形に外反する口縁の端部を拡張し、数条の凹線文をめぐらす。肩の張った、重心の高い土器である。高坏Yc3と対になって、甕棺として用いられた大形のもの（Yb3）、中形のもの（Yb1,2）、小形のもの（Yb4）にわけられる。	器胴外面は、肩部を境に上下で調整が異なり、上半部に縦方向の刷毛目を残すものもある。下半部には縦方向のヘラミガキを施すが、上半部と異なった原体で刷毛目調整を施すもの（Yb4）もある。内面は、上半部に刷毛目の見られるものと、そうでないものがある。一般に指頭圧痕を顕著にとどめる。肩部以下は、上方にヘラ削りしている。遺存する例では、底部周縁を横ナデしており、底面がナデ仕上げのもの（Yb3）と、一方向にヘラミガキを施すもの（Yb4）とがある。	胎土・焼成・色調とも通常のもの。Yb4の胴部外面には、煤の付着が認められる。甕棺Yb3は、器胴上半部と下半部に明瞭な一対の黒斑を有し、ＥＩＴ東出土のものである。
高坏		Yc1 ｜ Yc4	口縁部が明瞭な頸をなして、垂直或いはやや内方に屈曲するもので、遺存する例では低い脚台を持つ。脚台には三角形の透孔を施し、上部には細く鋭い平行直線を施したものもある。下端は上方に顕著に拡張され、横ナデ調整が施されている。	口縁部と屈曲部との間には、数条の凹線文を施す。口縁端部が水平にわずかに拡張し、凹線状のくぼみを持つものもある。坏部は内外面とも水平方向に、脚台外面縦方向にヘラミガキを行なう。脚台内面は水平方向に丁寧なヘラ削りを施す。坏部と脚台部は連続成形手法による。	色調は、赤褐色のものと白味を帯びた黄褐色のもの（Yc2）とがある。Yc4は台付壺の脚台になる可能性がある。Yc3は、甕棺Yb3と供伴している。
		Yd1	やや高い脚台がつくもので、上半部は無頸壺を細長くした形態をしているため、一応台付壺としたが、調整手法・脚部の形態は高坏	口縁部外面に8条の凹線文を施し、胴部外面は、脚台との接合部まで縦方向のヘラミガキを行なっている。内面は、口縁部から5cm	胴部は部分的に褐色を呈し、器面の剝落が認められる。火を受けたためと思われる。

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
台付壺			に近い。口縁部の形態は、壺Bに類似する。	程横ナデ調整を施し、それより下は指先で押えしめた後ナデを行なっている。脚部との接続は連続成形手法により成形され、充填した円板の縁を指先で斜め上方に延ばしながら押えつけている。脚台柱状部には、鋭利なヘラ状工具による平行直線文を施し、内面は水平方向にヘラ削りを行なっている。	

弥生式土器（後期後葉）

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
壺	A	Ga1 ｜ Ga2	口縁部が逆L字状に立ちあがり、屈曲点では外方に粘土を引き出している。く字状口縁から癖のあるカーブを描きながら肩部に移行する。最大径は肩部にあり、張りの強い胴部を形成する。	く字状口縁部から、逆L字状に立ちあがる口端部の内外面とも、横ナデ調整が施されている。器表、頸部から肩部にかけては、縦方向の刷毛目、肩部に斜方向の刷毛目、肩部以下には縦方向のヘラミガキが施されている。内面、頸部下端から肩部にかけては横方向のヘラ削り、肩部以下は縦方向のヘラ削りが施されている。	胎土は良好で、砂粒を多く含む。赤茶褐色を呈し、焼成は良好である。
	B	Ga3	短い頸部に逆L字状の口縁のつくもので、口縁部立ちあがりはやや内向する。口縁部屈曲部では、外方に粘土の引き出しが顕著である。	頸部から口縁部にかけての器表には、横ナデ調整が入念に施されている。内面、口縁部に横ナデ調整、頸部には横ナデ調整と指頭圧痕が認められ、頸部直下から横方向のヘラ削りが施されている。	砂粒を多く含む精選された胎土を用いている。白茶褐色を呈し、焼成は良好。
甕	A	Gb1 ｜ Gb6	口縁部は逆L字状に立ちあがり、口縁上端がわずかに外反する傾向にある。屈曲部では、外方に断面三角形の粘土を引き出している。最大径は肩部にあり、スマートな胴部に移行する。底部は安定性のある小さな平底を持つ。内面ヘラ削りによってきわめて薄く作られた精巧な土器である。	器表は、口縁部から肩部にかけて横ナデ調整が施され、肩部から底部にかけて縦方向の丁重なヘラミガキがみられる。内面は、口縁部から頸部にかけて横ナデ調整が施され、頸部直下から肩部にかけて横(斜)方向のヘラ削りがみられる。肩部から底部にかけては、縦方向のヘラ削りが顕著である。	砂粒を含む良質な胎土を用い、淡褐色乃至茶褐色を呈す。肩部以下の器表に、黒色の煤が認められる場合が多い。
	A′	Gb7 ｜ Gb13	甕Gb1～6と同じ形態の口縁部であるが、屈曲部直上に1～2条の櫛目状直線がめぐるものと、口縁部器表に沈線状の凹部が2～3条めぐるものがある。	甕Gb1～6と同じ手法であるが、器表、頸部から肩部にかけて刷毛目を施し、その後横ナデ調整によって刷毛目が消されているものがある。又、頸部内面に、指頭圧痕がみられるものがある。	甕Gb1～6と同様であるが、色調は淡白黄色・黄褐色・赤褐・肌色を呈するものがみられる。
	A″	Gd14 ｜ Gd15	甕Gb1～6と同様であるが、Gb14は若干肩部の張りが弱く、体部が球形に近づいている。	甕Gb1～6と同様であるが、頸部から肩部にかけての器表に指頭圧痕が若干認められ、その後に斜方向の刷毛目調整を施している。又、頸部内面に指頭圧痕を残す。	甕Gb1～6と同様であるが、色調は赤褐色を呈す。

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
甕	B	Gb16 ｜ Gb17	く字状に外反する口縁の端部を、わずかに引き上げている。く字状口縁部から、わずかに脹らみをもった胴部に移行する。最大径は胴部上方に位置する。	口縁端部外面に、2～4条の櫛状工具による平行沈線がめぐる。く字状口縁部の内外面ともに横ナデ調整が施されている。頸部直下～最大径周辺部から縦方向の（若干横・斜方向）刷毛目が施されている。内面は、頸部下端から不定方向の荒いヘラ削りが施されている。	砂粒を多く含み、きめの粗い胎土を用い暗茶褐色を呈するものと、砂粒をあまり含まず、精選された粘土を用い赤茶褐色を呈するものがある。
	C	Gb18 ｜ Gb20	く字状に外反する口縁の端部を外方につまみ出した形態を呈す。最大径は肩部で、器高の上方に位置する。肩部から底部にかけては、やや脹らみを持ったスマートな円錐形の胴部を形づくる。底部は小形の不安定なもので、甕Aに比べて若干厚手である。口縁端部に1～2条の櫛目状直線のめぐるものがある。	器表、口縁部から肩部にかけて横ナデ調整が施され、肩部に斜方向の刷毛目が認められるものがある。概して縦方向のヘラミガキが底部まで施されている。内面、口縁部は横ナデ調整、頸部から肩部にかけて横方向のヘラ削り乃至斜方向の荒いヘラ削りが施されている。肩部から底部にかけて、曲線をなす縦方向のヘラ削りが認められる。	胎土は、精選された良質なものと、やや粗いものとがある。砂粒を多く含み黄白色・黄褐色に良好に焼きあげたものと、赤褐色に黒斑を持つ焼きの悪いものがある。 Gb18は、NⅢT住居址出土の土器である。
高坏	A	Gc1 ｜ Gc10	浅い皿状の坏底部に強く外反する口縁部を持ち、外面に明瞭な稜を有する坏部に、短い脚柱部から急に広がる裾部を持つもので、裾部に4個の小円孔を穿つ。脚端部は、丸味をもって、尖りぎみにおさめている。	坏部と脚部は別々に作り、坏部に円孔を穿って脚部を接合している。坏底部内外面は、外周から中心部にかけヘラミガキが施され、底部と口縁部の境界周辺には横方向のヘラミガキが認められるものもある。外反する口縁部は、内外面ともに横ナデを施すものや、外面ヘラミガキで内面と口端部を横ナデしたものがみられる。脚柱部は、ヘラミガキしたものとヘラ削りしたものがみられ、内面は横ナデを施すものと絞り目のみられるものがある。裾部は、ヘラミガキのものと刷毛目のものがあり、端部を横ナデしているものがある。裾部内面は、横方向乃至不定方向の刷毛目を施すものと横ナデしているものがある。	胎土は精選された良質なもので砂粒を若干含み、赤褐色・茶褐色に焼きあげているものと、良質の胎土に多くの砂粒を含み、赤茶褐色・淡灰黄色に焼き上げているものがある。
	B	Gc11 ｜ Gc13	大形高坏で、高坏Aと同様の形態であるが、坏底部がやや深い皿状をなす。口縁部の外反度合の弱いものがある。坏部外面の稜は、より明瞭に作られている。	口縁部・坏底部・脚柱部・脚裾部を別々に作り接合している。Yc6は、連続する脚部に坏底部を接合している。調整手法は、高坏Aと同様であるが、口縁部内面に1条の沈線状凹部のめぐるものがある。坏稜部に2条の沈線がみられ、脚裾部と脚柱部の接合部にも1～2条の沈線がみられる。非常に入念につくられた土器である。	非常に精選された胎土を用い若干の微砂を含み、赤茶褐色・暗茶褐色に焼きあげている。
鉢	A	Gd1 ｜ Gd2	く字状に屈曲する口縁の端部を上下に拡張し、中央部を押えた特徴を持つ口縁部に、やや肩の張った胴部がつく大形の鉢形土器である。肩部以下が遺存しないので、底部の器形は不明。	く字状に屈曲する口縁部外面は、横ナデ調整が入念に施されている。肩部には横方向のヘラミガキがみられ、肩部以下は斜方向のヘラミガキのものと、不定方向の刷毛目が小範囲に施されているものがある。 内面、口縁部屈曲部までは横ナデ調整、屈曲部直下に横方向の刷毛目調整のみられるもの	砂粒を多く含み良質な胎土を用い、淡灰褐色・赤茶褐色に焼きあげている。焼成は良好。

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
鉢	A			がある。屈曲部近くまで、横方向のヘラ削りが施されている。	
	A′	Gd3 ｜ Gd5	く字状に屈曲する口縁の端部を上方に拡張した器形をなし、鉢Aと同様の特徴を示す。大形と中形の鉢形土器である。	口縁部の内外面とも横ナデ調整が施され、胴部外面は斜方向の刷毛目または横方向のヘラミガキが入念に施されている。胴部内面は、横方向のヘラ削りのものと、斜方向の刷毛目調整の後横方向のヘラ削りを行ない、胴部下半に縦方向のヘラ削りを施したものがある。	砂粒を多く含むものとそうでないものがあり、良好な胎土を用いている。色調は茶灰褐色・灰褐色・赤灰褐色で、焼成は良好である。
	B	Gd6	く字状に屈曲する口縁部に逆L字状の立ちあがりを持つ器形で、胴部は鉢A′と同様である。口縁部たちあがり部に不鮮明な3条の凹線がめぐる。大形の鉢形土器である。	口縁部の内外面とも横ナデ調整され、胴部外面は、斜方向の刷毛目を施した後に横ナデ調整を行なっている。胴部内面は、不定方向の刷毛目が認められる。	砂粒を若干含み良好な胎土を用い、淡赤茶褐色に焼きあげ、焼成は良好である。

土師器（古墳時代前半期）

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
壺	AI	Sa1	く字状に外反する口縁に、やや開きぎみのたちあがり（拡張部）を持つ。屈曲点外側には凸帯状の稜がつく。口縁部からハ字形に開く頸部を形成する。	口縁部は内外面ともに横ナデ調整、頸部外面には縦方向の刷毛目が施されている。内面、頸部以下に横方向の不明瞭なヘラ削りを施し、その境は明瞭な段をなす。	胎土は、やや粗い粘土を用い多くの砂粒を含む。赤褐色・淡茶灰色を呈し、焼成は普通である。
甕	AI	Sb1 ｜ Sb3	く字状に外反する口縁部に逆L字状のたちあがりを持ち、その屈曲点は尖りぎみにおさめている。肩部は丸味を持って、ほぼ球形に近い胴部を形成すると考えられる。	口縁部の内外面とも横ナデ調整が施され、口縁部たちあがり外面に櫛状工具による平行沈線が8～9条めぐるものと、そうでないものがある。口縁直下まで斜方向の刷毛目が施されたものと、横ナデ調整のものがある。内面屈曲点直下から横方向または斜方向のヘラ削りを施す。	胎土は、精選された良好なものとやや粗雑なものがみられ、また砂粒をあまり含まないものと多く含むものがある。茶褐色・赤茶褐色・赤褐色を呈し、焼成の良好なものとやや粗雑なものがある。
	BI	Sb4 ｜ Sb5	く字状に外反する口縁の端部を上方に引きあげ、口縁部を形成する。口縁部は受けぎみに外反し、肩部にかけてやや丸味を持って肩の張る胴部を形成すると思われる。器壁は、比較的厚いものと、きわめて薄く作られたものがある。	口縁部の内外面とも横ナデ調整が施され、口縁部たちあがりに櫛状工具による平行沈線が認められるものと、そうでないものがある。口縁部から肩部にかけて横ナデ調整が施されている。内面、口縁部直下から横方向のヘラ削りが認められる。	きめの粗い胎土に多くの砂粒を含み、暗赤茶褐色・赤褐色に焼きあげている。焼成は良好とはいえない。
	AII	Sb6 ｜ Sb7	く字状に外反する口縁に逆L字状のたちあがりを持ち、その屈曲点は丸味を持っておさめている。胴部は、ほぼ球形になると考えられる。底部にわずかに平底の痕跡が残るかもしれない。	口縁部の内外面とも横ナデ調整が施され、口縁部たちあがりに櫛状工具による平行沈線がめぐる。口縁部直下から肩部にかけて、刷毛目調整の後に横ナデ調整が施されている。肩部は、ヘラミガキの後に縦方向の刷毛目が施されている。口縁部内面は横ナデ調整、口縁部直下から下方は横方向のヘラ削りが施されている。	胎土は、精選された良好な粘土を用い、砂粒を多く含む。暗茶灰色を呈し、部分的に黒斑が認められる。焼成は良好である。

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
甕（ミニチュア）	AI	Sb8	く字状に外反する口縁の端部を上方に引きあげて、その屈曲点は丸味を持っておさめている。口縁部から頸部にかけて、内湾ぎみの特徴あるカーブを示す。胴部はほぼ球形に近く、肩の張った形態である。	器表は、全面にわたり横ナデ調整が施されている。内面、口縁部も横ナデ調整が施され、口縁直下から横方向のヘラ削りが行なわれている。口縁直下及び胴部内面に、ヘラ削りを施す前の指頭圧痕が残されている。	胎土は良質なものを用い、砂粒を多く含む。暗茶褐色・赤褐色の斑文がある。胴部の器表に煤の付着がみられる。
高坏	AI	Sc1 ｜ Sc2	内湾する皿状の坏底部に立ちあがりの強い口縁部を持ち、口端部はやや外反し、底の深い坏部を形成する。坏屈曲部に1条の稜を持っている。脚部は、下方にやや開く柱部から急に開く裾部を形成する。裾部に4個の小円孔を穿つ。	坏部の破片は、器壁が荒れて調整手法等は不明である。脚部器表には、入念な縦方向のヘラミガキが施されている。脚柱部と裾部との屈曲部には、一条のヘラミガキ（凹）がめぐる。脚柱部内面は、しぼり目がみられ一部に刷毛目状の条痕がある。坏底部に接する脚部の最上端には、きめの細かい横方向のヘラミガキが入念に施されている。	胎土は精選された良質なものを用い、若干の砂粒を含む。赤褐色に堅く焼きしめている。
	BI	Sc3 ｜ Sc5	大形高坏の脚部破片のみで、坏部の形態は不明である。脚柱部は下方にやや開く円筒形をなし、急に開く裾部を形成する。脚柱部は、柱部下半のみを円筒形にしたものもある。裾端部は、ほぼ垂直に切り落として両端部を丸くおさめている。	器表、脚柱部は巾の広い縦方向のヘラミガキ、裾部はきめの細い横方向のヘラミガキが施されている。裾端部に1条のヘラ描き沈線がめぐるものもある。脚柱部内面は横ナデ調整が施されている。脚柱部下半を円筒形に形成した柱部は、粘土柱の下方からヘラ状工具によって内部を抉り取った後に横ナデ調整を施している。裾部内面は、不定方向の刷毛目調整が施されている。なお、脚柱部と裾部の接点は、ヘラ状工具による凹線状の押えが施されている。	胎土は精選された良質なものを用い、砂粒をほとんど含まず、赤褐色に堅く焼きしめている。
	AII	Sc6 ｜ Sc7	坏部は、水平に近い底部を持ち、坏部屈曲部に稜を有し、口縁部は外上方に立ちあがる。脚部は、脹らみを持って下方にやや開く脚柱部から急に開く裾部を形成し、脚柱部と裾部との接点はやや高い。裾端部は、切り取ったように端正におさめられている。	坏部内面は横方向のヘラミガキ、器表口縁部に横方向のヘラミガキ、坏底部に縦方向のヘラミガキが施されている。脚柱部は、横方向のヘラミガキのものと縦方向のヘラミガキのものがある。裾部は縦方向の刷毛目調整が施されている。内面、脚柱部は指による押えのものと横ナデ調整のものがあり、裾部は横・斜方向の刷毛目調整が認められる。	胎土は精選されたものを用い、砂粒をほとんど含まず、赤褐色に堅く焼きしめている。
鼓形器台	AI	Sg1	中央くびれ部から上下に丸味を持った稜線を持ち、緩く外反する口縁部と裾部を形成する。内面は、くびれ部の上下に不明瞭な段を持つ。上下両端は丸くおさめている。	器表及び内面は、横ナデ調整が入念に施されている。	胎土は精選された良質なものを用い、赤褐色に焼きあげている。内外面とも赤色顔料が塗られている。
	AII	Sg2	中央くびれ部以下の破片で、口縁部は不明。くびれ部の下に明瞭な稜線を持ち、強く外反する裾部を形成し、裾端面を反り返らす。	器表は、横方向の刷毛目を施した後に縦方向のヘラミガキが間隔をあけて施されている。くびれ部及び裾端面は、横ナデ調整である。内面は、横ナデの後に縦方向のヘラミガキが施されている。	胎土は、精選された良質なものを用い、砂粒を含まない。肌色に焼きあげ、裾端部は黒灰色を呈す。焼成は良好である。

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
甕		OVb1 ｜ OVb4	胴部はほぼ球形をなし、口縁部は内湾ぎみに立ちあがり、わずかに外反する口端部を肥厚させて端部を押えたものと、そうでないものがある。また端部内面を肥厚させたものがある。	口縁部は内外面とも横ナデ調整が施され、胴部は底部を除く全面にわたり、きめの細かい斜方向の刷毛目が認められる。内面に指頭圧痕・指圧条痕の認められるものや、斜方向の刷毛目が認められるものがある。また、内面に粘土帯の接合痕がみられる。	胎土は、やや粗いものと良質なものがある。暗茶褐色・茶褐色に焼きあげている。器表に煤の付着するものがある。
高坏		OVc1 ｜ OVc3	坏部は、平らな底部から稜を持って外上方に開く口縁部へと続く。脚柱部はやや脹らみを持って下方に開きながら裾部へと変化する。脚柱部と裾部の屈曲部内面に明瞭な稜を持つ。裾端部は、そのまま丸くおさめるものと、端部を下方に折り曲げているものがある。	坏部は内外面とも横ナデ調整が施され、脚柱部は縦方向のヘラミガキ、脚柱部内面はヘラ削りが施されている。裾部は内外面とも横ナデ調整、坏底部に刷毛目調整が行なわれているものがある。	胎土は良質で、砂粒を多く含むものとあまり含まないものがある。赤褐色・肌色に焼きあげている。
鉢		OVd1 ｜ OVd2	丸底を持つ深鉢で、く字状に外反する口縁の端部を外方に折り曲げているものと、端部を外方に引き出したのみのものがある。口縁部内面屈曲点は、明瞭な稜を有するものとそうでないものがある。	口縁部の内外面ともに横ナデ調整が施され、胴部器表は、上半斜方向・下半縦方向の刷毛目調整、内面中央部に斜方向の刷毛目調整が施されている。器表の刷毛目調整は、上から下に施され、最後に底部にナデ調整を行なっている。	胎土は粗いものと良質なものがあり、砂粒を多く含む。赤茶褐色・暗黒灰色に焼きあげ、煤の付着や、器表の剝離がみられる。

甕		OHb1 ｜ OHb2	口縁部は、く字状に外反するものと、内湾ぎみに立ちあがりわずかに外反するものがある。後者は口端部直下を肥厚させ、口端部をほぼ水平にヘラ切りしている。前者は口端部を尖りぎみにおさめている。	口縁部は横ナデ調整が施され、く字状口縁のものには口端部に一条の沈線がめぐる。胴部器表には、斜方向の刷毛目調整が施されている。	胎土は、粗いものと良質なものがあり、砂粒を多く、小礫をわずかに含む。赤褐色・肌色に焼きあげている。器表に煤が付着する。
高坏		OHc1 ｜ OHc6	坏部は、明瞭な稜を持って外上方に立ちあがり、口端部をわずかに外反させている。脚部は、柱部が下方に開きながらスマートに裾部に移るものと、柱部にやや脹らみを持って裾部に移るものがある。前者は脚屈曲部内面に明瞭な稜を持つ。裾端部は、丸くおさめるものと角を持つものがある。	坏部は内外面ともに横ナデ調整が施され、稜直上にわずかに刷毛目が残る（OHc1）。脚柱部は、横ナデ調整のものとヘラミガキのものがみられ、内面はヘラ削りが施されている。裾部は内外面とも横ナデ調整（OHc2～4）。OHc5～6は、脚柱部器表に縦方向の刷毛目調整が施され、裾部まで及ぶ。内面は、しぼり目がみられ、裾部は横ナデ調整が施されている。裾端部器表にも横ナデ調整がみられる。	胎土は、粗いものと良質なものがあり、砂粒を多く含むものとあまり含まないものがある。赤褐色・黄褐色・肌色・茶褐色・暗茶灰色を呈し、焼成は良好である。
埦		OHf1	わずかに外反する口縁部を持ち、胴部はわずかに張りを持って緩やかに底部へと続く。口径に対し器高が低くやや扁平な感じである。	口縁部から胴部にかけて、内外面とも横ナデ調整が施されている。底部は内外面とも入念な成形が行なわれ、調整は施されていない。	良質な胎土を用い、砂粒をあまり含まず、肌色に焼きあげている。

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
甕	HOb1 ｜ HOb5	口縁部をく字状に外反さすもので、口端部を外下方に引き出すもの（HOb1）と、そのまま角を持って終わるもの（HOb2～3）がある。また口縁部を内湾ぎみに外上方に立ちあがらすものには、端部を外方に引き出すもの（HOb4）と、単に丸くおさめるもの（HOb5）がある。	HOb1・2は、内面に横方向の刷毛目調整を入念に施し、口縁部外面と端面に横ナデ調整、胴部器表には縦方向の刷毛目調整を施している。HOb3は、口縁部内外面ともに横ナデ調整を施し、胴部には目の細かな刷毛目を施す。HOb5は、口縁部内外面とも横ナデ調整が施され、胴部内面に指頭圧痕を残し、器表に調整痕は認められない。	胎土は良質なものと粗いものがあり、砂粒を含む。色調は、肌色～赤褐色を呈し、焼成は良好である。 HOb1は、HOf1～4と共伴して出土。
高坏	HOc1 ｜ HOc4	坏部に稜を持って口縁部は外上方に立ちあがり、脹らみを持つ脚柱部に裾部がつくもの（HOc1～3）には、坏底部の中央部が一段下がるものとそうでないものがある。また坏部器表に段を有し、口縁部が内湾ぎみに外上方に立ちあがり、口端部の外反するもの（HOc4）もある。	HOc1は、坏部器表に縦方向の刷毛目、口縁部内面に横方向の刷毛目、底部内面に斜方向の断続的な刷毛目調整が施され、脚柱部には縦方向のナデ、裾部に横ナデを施し、内面にしぼり目がみられ、脚柱部下半はヘラ削りを施し、裾部内面に横方向の刷毛目調整を施す。HOc2・3は、坏部の内外面ともにナデ、脚柱部は縦方向の削りが施され、他はHOc1と同様である。HOc4は、内外面ともに横ナデ調整であるが、坏底部器表に部分的に横方向の刷毛目がみられる。	胎土は、良質なものと荒く砂粒を多く含むものがあり、肌色、赤褐色に焼きあげている。坏部と脚部の接合部で折れているものが多い。
小形丸底土器	HOe1 ｜ HOe4	球形の体部で肩部が不明瞭な胴部に、わずかに外反した口縁部を持つもの（HOe1・2）と肩部が脹った球形をして、外方に開く口縁部を持ち口端部を外反させるもの（HOe3）、張の強い扁平な感じの体部に少し外方に開く口縁部を持つもの（HOe4）がある。	HOe1・2は、内外面に指頭圧痕、内面に粘土帯の接合痕がみられる。口縁部内面には横方向の刷毛目、器表体部上半に縦方向の刷毛目、下半に斜方向の刷毛目調整を施す。HOe3は、器表の肩部以下にヘラ削り、肩部にきめの細かいヘラミガキが施されている。口縁部内外面に横ナデ調整が施されている。体部内面には、成形後の調整は施されていない。HOe4は、体部表面にヘラミガキ、口縁部内外面に横ナデ、体部内面は刷毛目調整が施されている。	HOe1・2は、赤褐色を呈し、黒褐色の斑文がみられ、胎土は荒く砂粒を多く含む。HOe3は、赤褐色を呈し、胎土は良好である。HOe4は、暗い肌色を呈し、胴部器表に煤が付着し、表面剝離がみられる。胎土は良好である。HOe3・4は共伴して出土している。
埦	HOf1 ｜ HOf5	丸く扁平な底部に、胴部が内傾ぎみに立ちあがり、口縁部を外反さすものと、単にそのままおさめるものがある。口端面を内に傾斜さすもの（HOf1～3）と単に丸くおさめるものがある。	口縁部は、横ナデ調整を施し、底部をヘラ削りするもの（HOf1・3）と、入念な成形で終るもの（HOf2・4・5）がある。内面は、ヘラミガキ様のもの（HOf1）、刷毛目調整のもの（HOf3・4）、横ナデ調整の施されたもの（HOf2・5）がみられる。	胎土は、良質なものと荒く砂粒を多く含むものがある。色調は、黄褐色、茶褐色、赤褐色を呈すものがみられる。HOf1～4は共伴している。

土師器（奈良時代以降）

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
高坏		Hc1	長い脚部で脚柱部は八角形をなし、脚裾部が緩やかに外反すると思われる。脚柱部には細い円形の空洞がある。	八角形の脚柱部は、ヘラ切りにより成形され、表面ヘラミガキが施されている。内面下半は、横ナデ調整が施されているが、上半は不明である。	胎土は、精選された良質なものを用い、色調は、赤褐色を呈す。焼成は良好である。
埦	A	Hf1	底部から稜を持って外上方に立ちあがる体部を形成する。底部には、外方に開く高い高台を接合し、端部を尖りぎみにおさめている。	高台の内外面は、横ナデ調整が施され、埦部の稜内面は横ナデ調整で、底部内外面は未調整である。	胎土は、良質のものを用い、赤褐色を呈し、焼成は良好である。底部内面に煤の付着が見られる。
	B	Hf2	底部から緩やかに外上方に延びて口縁部に達し、口端部は丸くおさめる。底部に外方に開く断面三角形の高台が付く。	口縁部の器表は、指による押えがめぐる。内外ともに横ナデ調整が施されている。	淡白黄色を呈し、焼成は普通である。砂粒を多く含む。
		Hf3 ｜ Hf9	外反ぎみの低い高台に、底部の丸い体部がつき、口縁部を肥厚外反させるもの（Hf4~9）と、口端部を外方下に折り曲げるもの（Hf3）がある。高台は、薄くきゃしゃなもの（Hf6~8）と厚手のもの（Hf3・9）がある。	高台は、すべて横ナデ調整を施している。口縁部もすべて横ナデ調整。体部の内外面ともヘラミガキを施すもの（Hf4）や、内面のみのもの（Hf7）がある。他は、内外面とも未調整であるが内面成形を入念に行なっている。	淡白黄色を呈し、焼成は良好である。
坏		Hh1 ｜ Hh5	丸味を持つ底部から緩やかに湾曲しながら立ちあがり、口端部を丸くおさめるもの（Hh1・2）と、口縁部を外反させ端部を尖らすもの（Hh3・4）がある。水平な底部から外上方に直線的に延び口端部内側直下に凹線をめぐらすもの（Hh5）がある。口径は、大小様様である。	内外面ともに横ナデ調整が施され、底部は共にヘラ削りが施されているが、Hh5は不明。Hh5は、内外面ともに赤色顔料を塗っている。Hh1・4は、底部を除く内外ともに赤色顔料を塗っている。 Hh3は、赤色顔料は塗られていない。	Hh5をのぞくすべてに、部分的に煤の付着がみられ、灯明皿として使用されている。色調は、赤褐色のもの（Hh3・4）と肌色のもの（Hh1・2・5）がある。
		Hh6	丸い底部から緩やかに外方に立ちあがる。器壁は厚く、口縁部内側を傾斜さす。	外面及び底部は、未調整で口縁部及び体部内面は横ナデ調整、底部内面はナデ調整が施されている。	暗黒色、部分的に暗茶色を呈し、焼成は非常に不良である。口端部に煤の付着がみられる。
		Hh7 ｜ Hh8	大形品で、平らな底部から外上方に立ちあがり、わずかに内湾ぎみの体部を形成する。体部下方及び底部内面に指頭圧痕の凹凸を残す。口端部は丸くおさめている。	底部外面は、ヘラで切り放した後にタタキ板で叩きしめたような条痕を残し、未調整である。体部内外面及び口縁部は横ナデ調整、底部内面はナデ調整を施している。	赤茶褐色を呈し、焼成は良好である。
		Hh9 ｜ Hh12	底部はすべて丸味を持ち、ヘラ削り（？）を施し、調整を行なうもの（Hh9）と、まきあげ手法、未調整のもの（Hh10~12）がある。体部は、外上方に延び、口縁部を外反さすもの（Hh9）とそうでないものがある。口縁端部はいずれも丸くおさめる。器壁は、厚手のもの（Hh11・12）と薄手のもの（Hh9・10）がある。	体部に成形痕を残すもの（Hh11・12）と、そうでないもの（Hh9・10）がある。底部内面をナデ調整するもの（Hh9~11）と未調整のもの（Hh12）がある。Hh12は、内面に指頭圧痕が認められる。又、Hh10は、口縁直下の内面に凹線状の調整痕がめぐる。体部の内外面は、すべてに横ナデ調整が施されている。Hh11の底部には指文が多数付着している。	赤褐色、肌色、淡白色を呈し、焼成はまちまちである。Hh9は、内外面に赤色顔料を塗る。Hh9~12は瓦窯燃焼室からの出土である。

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
大皿		Hi1 ｜ Hi2	口径の大きなもので、高台の付くもの（Hi2）と付かないもの（Hi1）がある。Hi1は、平らな底部から外上方に低く立ちあがる浅い皿で底部はヘラ切りし、口縁部は丸くおさめる。Hi2は、平らな底部に外反した高い高台が付き、端部を丸くおさめる。	Hi1は、器表が荒れて成形、調整が不明であるが、底部はヘラ切、口縁部に横ナデ調整が部分的に認められる。Hi2は内外面ともに入念な横ナデ調整が施されている。	Hi1は、赤褐色～肌色を呈し、焼成は普通である。Hi2は、器表に赤色顔料を塗っている。
高盤		Hj1 ｜ Hj3	高盤の脚部と考えられるものである。脚部が円形のもの（Hj1）と多角形のもの（Hj2･3）のものがある。Hj1は、水平な盤底部に円形の大形な脚部が付き、脚柱部は短く、強く外反する裾部を持ち、端面を内傾させて、端部は丸味を持つ。Hj2は、盤底部に不等辺九角形の脚が付き、脚は短く外反して裾部に移行する。Hj3は、盤底部に不等辺八角形の脚が付く。	Hj1は、内外面ともに入念な横ナデ調整が施され、盤底部はナデ調整である。Hj2･3は盤底部はナデ、脚部表面は、ヘラ切りによる多角形を形成し、内面は横ナデ調整が施されている。Hj2は、脚部内面に坏部との接続痕を明瞭に残している。	Hj1は、茶褐色を呈し、焼成は良好で器表の内外に赤色顔料を塗る。Hj2は、赤褐色を呈し、焼成は良好である。Hj3は、暗茶褐色を呈し、焼成は普通である。盤内面に煤が付着している。器表に赤色顔料を塗った痕跡がある。
土鍋	A	Hk1 ｜ Hk2	口縁部をく字形に外上方へ外反させるもので（Hk1･2）ある。口縁部をわずかにくぼめ、器表に指頭圧痕を多く残す。この種の器形には、細長い足がつくと思われる。	Hk1･2は、表面に縦方向の刷毛目、内面に横方向の刷毛目を施し、その後に口縁部を横ナデ調整している。	暗茶灰色を呈し、焼成は良好である。器表には、煤が付着している。
	B	Hk3	口縁部をΓ字状に強く外反させ、口端面に2条の凹線をめぐらし、体部は細長い砲弾形を呈し底部を丸底に形づくる器形と思われる。	表面に縦方向の刷毛目を上半に施し、下半は横方向の刷毛目と思われる。内面は、体部最上部から横、斜方向の刷毛目が施されている。口縁部内外面は、横ナデ調整である。	暗茶灰色を呈し、焼成は良好である。器表に多くの煤が付着している。
釜		Hl1	カマドとセットになる釜で、体部に水平なヒレがめぐる。ヒレ部端面は、内湾し、隅を丸くおさめる。ヒレ接合部内面は、指頭圧痕による凹凸部分がめぐる。	ヒレ上部は、縦方向の刷毛目が施され、ヒレ部は入念な横ナデ調整が行なわれて刷毛目の端部が消されている。ヒレより下方の体部は、ヒレ部の横ナデの後に縦方向の刷毛目が施されている。	器表は、黄褐色、内面は、暗茶褐色を呈す。焼成は良好である。
小皿		Hm1 ｜ Hm10	口径は、大小あり、口縁部を底部から1～2㎝程度引きあげている。底部は、内湾ぎみのもの（Hm6～10）と丸味を持つもの（Hm1～5）がある。口縁端部をいずれも丸くおさめている。底部内面に指頭成形痕をのこす。	個々の土器により個体差があるが、底部内面にうづまき状の成形痕を残す。底部は、粘土巻上げ成形の痕跡をのこすもの、巻上げ成形の後に粘土板を付着させるもの、その粘土板をタタキ板でタタキしめているものの三者がある。いずれも裏底は未調整で内面はナデ、体部は横ナデ調整が施されている。	色調は、赤褐色～灰色を呈し、焼成も均一でない。

須恵器（古墳時代以降）

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
甕		Sa21	口縁部は、朝顔形に外反し口端部を丸くおさめている。口端に近く断面三角形の凸帯を持ち、凸帯直上に凹線が一条めぐる。頸部は、装飾がなく内面に指頭圧痕がみられる。	口頸部の内外面ともに、横ナデ調整が入念に施されている。	器表は、青灰色に還元し、ゴマ状の斑文がみられる。断面は赤褐色に酸化している。焼成は非常に良好で、堅く焼けしまっている。
蓋		Sc21 ｜ Sc22	天井部が丸味を持つもの（Sc22）と、平坦なもの（Sc21）がある。Sc22は、口縁と天井部の境界に、鋭く突出した突帯をめぐらし、口端部でわずかに拡張し最大径を形成する。端部は水平な面を持つ。器壁は厚手である。Sc21は、鋭い稜を持ち、口縁部は開きぎみで、高い。器壁は薄く、精巧な土器である。	Sc22は、稜の直上まで天井部全面にわたりヘラ削りが施され、二度削りが行なわれた形跡がある。口縁部内外面及び天井部内面の一部に、横ナデ調整が行なわれており、天井部内面中央部には調整が施されていない。	器表に白灰色の自然釉がみられ、胎土、焼成ともに非常に良好である。
高坏		Sd21	坏身に脚を付けた有蓋高坏で、坏部の形態は不明である。脚部は短く、三方に正方形の透かしがあく。裾端部に明瞭な段を持って、やや内湾した脚端面を形成し、端部は単に丸くおさめる。	器表は、横ナデ調整が入念に施され、内面には指による成形痕が顕著である。ナデ調整の後に透孔を穿っている。	青灰色に焼きあげている。
甕		Sa41	朝顔形に外反する口縁部で、口端部は上下に鋭い稜を持ち、中央部をわずかに内湾さす。口端に近く断面三角形の凸帯をめぐらす。頸部にも凸帯を持つ。凸帯は、直上の凹線状の押えによってより鋭く感じられる。各凸帯の下に波状文を施す。	内外面ともに横ナデ調整が施されている。櫛描波状文は、横ナデ調整の後に施されている。	暗青灰色を呈し、内面に淡白色の自然釉がゴマ状に認められる。焼成は良好。
坏		Sb41 ｜ Sb44	たちあがりは垂直に立ちあがり、端部に水平な面を持つものと、やや内傾し端部を丸くおさめるものとがある。受部は水平にのび、先端部をきわめて鋭く仕上げている。底部は、全体に扁平な作りである。	底部のヘラ削りは、受部近くまで入念に行なわれている。受部以下の内面に接合痕を観察できるものがある。ヘラ削り部を除く内外面は、いずれも横ナデ調整が顕著である。	表面青灰色で、断面赤紫色のものと、表面暗黒灰色のものがある。
蓋		Sc41	天井部と口縁部をわける稜は鋭く、口縁部は非常に長い。口端部はわずかに拡張し、端部は鋭角的で内湾する。（有蓋高坏の蓋である。）	内外面ともに横ナデ調整が施され、稜近くまでヘラ削りが認められる。	器表は青灰色、内面及び断面は赤褐色を呈す。
甑		Se41	大形甑の口頸部で、一旦外反した後に鋭い凸帯をめぐらし、段をつくって外方に内湾ぎみに延び、端部を外反させる。端部上面は段をなし、鋭くおさめる。	ヘラ削り部を除く内外面ともに横ナデ調整が施され、口縁部と頸部の器表に櫛描波状文がめぐる。	口縁部内面に白緑色の自然釉がゴマ状に認められる。青灰色を呈し、焼成は良好である。

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
坏	Sb61 ｜ Sb65	たちあがりはやや内傾し、口端面を内へ傾斜さすものと、段を持つものがある。受部先端は、鋭角的でシャープなものとややあまいものがある。	ヘラ削りが受部近くまでくるものと、やや遠ざかるものがある。ヘラ削り部を除く内外面とも、横ナデ調整が入念に施されている。	器表は、暗褐色のものと青灰色のものがみられる。前者の中に、断面赤紫色を呈するものがある。焼成は良好である。
蓋	Sc61 ｜ Sc62	口縁部と天井部を分ける稜は鋭いが、端部がややあまくなる。口縁部は、内湾の傾向を持ち端部を拡張し端面に段を持つもの(Sc62)と、口縁がほぼ垂直に近く下がって、端面は内へ傾斜し端部がややあまいもの(Sc61有蓋高坏の蓋)がある。天井部は丸味を増し、器高の高い感じを受ける。	ヘラ削りが稜部近くまでくるもの(Sc61)と、稜からやや遠ざかるもの(Sc62)がある。ヘラ削り部をのぞく内外面ともに、横ナデ調整が入念に行なわれている。	赤褐色を呈し、天井部に白灰色自然釉がみられるもの(Sc61)と、青灰色を呈するもの(Sc62)がある。焼成は良好である。
高坏	Sd61	坏部は、たちあがりがやや内傾し、口端部を内に斜傾さす。受部先端は、ややあまくおさめている。底部は丸味を持って深い感じである。脚部は短く、三方に長方形の透かしがあく。脚端部に段を有するが、稜はにぶく丸味を持っている。	坏底部のヘラ削りの範囲は、全体の½強である。坏部は、ヘラ削りを除く内外面に横ナデ調整が施されている。脚部器表には、カキ目調整と横ナデ調整がみられ、内面には横ナデ調整が施されている。 坏部と脚部を別々に作り、接合の後に調整を施し、透孔を穿っている。	淡青灰色を呈し、焼成は良好である。

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
坏	Sb81 ｜ Sb84	たちあがりは内傾し、口端面を内へ傾斜さす。受部は水平で先端を丸くおさめる。底部は丸味が強く、口径のわりに器高が高い。	ヘラ削りがやや粗雑になり、その範囲もせばまり底部の½弱である。ヘラ削りを除く内外面ともに横ナデ調整が施されている。底部内面にナデのみられるものがある。	青灰色・暗黒色・淡灰色等の各種のものがあり、焼成も個々にちがう。 Sd81・82は共伴して出土。
蓋	Sc81 ｜ Sc86	天井部は丸味を増し、天井部と口縁部をわける稜は短くて鋭さに欠け、稜直下に凹線状の押えがめぐる。口縁部は内湾ぎみで、口端部を外方に拡張する。口端面は明瞭な段をなすものと、内湾するものがある。端面端部はシャープにおさめている。天井部中心に、内窪みのつまみの付くものがある。	天井部のヘラ削りは、荒いものと入念なものがみられる。削りの範囲は、全体の½前後のものと、稜近くまで及ぶものがある。ヘラ削りと内面中心部½を除く内外面ともに、横ナデ調整が施されている。	青灰色・暗黒灰色に焼きあげ、焼成は良好である。暗黒灰色を呈するもの中に淡黄灰色の自然釉が認められる。 Sc81・82・84・85は共伴して出土。
高坏	Sd81 ｜ Sd84	坏部は、坏Sb81～83と同様であるが、端面に段を持つものがある。脚部は短く、三方にやや広めの長方形の透かしがあく。脚端部に段を有するが、稜のにぶいものと鋭いものがある。	脚部の内外面に横ナデ調整が施されている。坏部と脚部を別々につくり、接合した後に調整が施され、最後に透かしがヘラによって切られている。	青灰色を呈し、焼成は良好である。胎土中に小礫を含むものがある。 Sd82～84は共伴して出土。
甕	Se81	甕の体部であるが、破片中に円孔は認められない。肩部は、口頸部に近い位置にあり張りが強い。頸部の径は大きい。	内部に指による成形痕を残す。器表は、肩部から胴部にかけてカキ目調整が施されている。底部は、ヘラ削りの後ナデを施している。	器表暗青灰色、断面赤紫色を呈し、焼成は良好である。

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
坏		Sb101 ｜ Sb105	口縁部径が最も大形化する。たちあがり部は垂直に近く立ちあがり、端部がわずかに拡張し端面の水平に近いものと、たちあがりが内傾するもので端面を丸くおさめるものと、不明瞭な段を持つものがある。受部は、丸味を持って端部をややシャープにおさめる。底部は扁平である。	底部ヘラ削りは、全体の½前後で、入念なものと荒いものがある。削り部分及び内面中央部を除いて、内外面ともに横ナデ調整が施されている。調整も入念なものと雑なものがある。	暗青灰色を呈し、焼成は良好である。
蓋		Sc101 ｜ Sc102	口径は坏部に対応して大きく、天井部が扁平で、口縁部と天井部をわける稜線は、ほとんど稜をなさないほどに退化している。稜線直下の凹線状の押えが顕著になる。口縁部は外方にやや開きぎみで、端面を内傾さすものと明瞭な段をもつものがある。	天井部のヘラ削りは、全体の½前後で荒い削りである。削り部分及び内面中央部を除いた内外面に、横ナデ調整が施されている。調整の入念なものがみられる。	暗青灰色・暗黒色を呈し、焼成の良好なものと不良なものがある。良好なものに白灰色の自然釉がみられる。胎土中に多くの砂粒を含む。
甕		Se101	頸部は太く、肩部が張り、肩部直下に2条～3条と1条の凹線によって区画された文様帯を持つ。文様は、櫛状工具による刺突文である。	頸部及び肩部の内外面に横ナデ調整が施されている。	頸部内面及び肩部に淡黄灰色の自然釉がかかる。暗黒色を呈し、焼成は良好である。断面は赤紫色を呈す。

甕		Sa121 ｜ Sa122	ゆるく外反する口縁部で、端部の上下をわずかに引き出している。端面は丸味を持ってふくらみ、上下の端部はシャープである。	内外面ともに横ナデ調整が施されている。口端面の上下拡張部分は、水引されている。	青灰色・暗青灰色を呈し、焼成は良好である。
坏		Sb121 ｜ Sb122	たちあがりは、内傾し反り返る感を受け、端部は尖りぎみに丸くおさめる。受部は外上方に内湾し端部を丸くおさめ、受部直下を押えているものとそうでないものがある。底部は丸味を持ち、成形痕を残すものもある。	底部ヘラ削りは、底部の½弱で荒く中心部を削り残しているものがある。ヘラ削りを除く内外面は、横ナデ調整が施され、内部中央部にナデが行なわれている。	青灰色を呈し焼の良いものと、淡灰色を呈し焼の悪いものがある。
蓋		Sc121 ｜ Sc122	口縁部と天井部をわける稜線は退化し、凹線がめぐるものと、全く痕跡のないものがある。天井部は丸く扁平である。口縁端面は内傾し、端部をシャープにおさめるものと、段を持ち端部を丸くおさめるものがある。	天井部ヘラ削りは、中心部を½弱削っており、削りは荒い。削り部以外の内外面ともに横ナデ調整が入念に行なわれている。	暗青灰色・赤灰色を呈し、焼成は良好である。天井部器表に淡黄灰色の自然釉がかかる。
甕		Se121	肩部が良く張り、肩部から胴部にかけて2条の凹線によって区画された帯を持ち、帯内に円孔を穿っている。底部は丸い。	底部は、入念なヘラ削りで、丸く成形している。ヘラ削り以外の器表は、入念な横ナデ調整が施されている。肩部内面は、しぼり目が顕著である。	青灰色・暗黒色を呈し焼成は良好である。

坏		Sb141 ｜ Sb144	たちあがりは、内傾し反り返る。受部は外上方に内湾し、受部直下の体部を例外なく押え、底部は扁平になる。体部とたちあがりの	底部ヘラ削りは荒く、比較的受部近くまで施されているものが例外的にある。ヘラ削りを除く内外面とも横ナデ調整が施されている。	青灰色・暗黒色を呈し、焼成は良好である。胎土に砂粒を多く含むものがある。

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
坏		接合部内面に明瞭な線を持つものと、持たないものがある。		
蓋	Sc141 ｜ Sc143	口縁部と天井部をわける凹線はなくなり、扁平な天井部から内湾ぎみの口縁部に移る。口端部は、単に丸くおさめるものと、内面に凹線を持つものがある。	天井部のヘラ削りは、全体の約⅓弱で荒く削る。ヘラ削り部を除く内外面ともに、横ナデ調整が施されている。	淡灰色を呈し焼成のあまいものと、青灰色・黒灰色を呈する焼成良好なものがある。白黄灰色の自然釉のかかるものがある。
甕	Se141 ｜ Se142	底部を水平にヘラ削りし、円孔上部に2条の凹線によって区画された文様帯をもって、連続する刻み目を施すもの（Se141）と、底部を丸くヘラ削りし、円孔直上に一条の凹線がめぐるもの（Se142）がある。	Se141は、ヘラ削りを除く器表に横ナデ調整を施し、頸部内面にしぼり目を残す。Se142は、ヘラ削りの後底部に横方向の刷毛目を施し、ヘラ削り以外の器表は横ナデ調整を施す。頸部内面も横ナデ調整である。	Se141は、暗黒灰色を呈し器表に暗緑灰色の自然釉がみられる。Se142は、青灰色を呈し焼成は良好である。
平瓶	Sf141	野部は、体部からやや開きぎみ（漏斗状）に立ちあがる。体部上面は、丸味をなし稜を持たない。肩部から胴部にかけては、屈曲線を持って変化する。体部上面中央部に、特殊な成形手法による痕跡を明瞭に残す。	頸部の内外面は横ナデ調整で、体部上面の内外面も横ナデ調整が施されている。肩部直下から横方向のヘラ削りが始まる。胴部内面も横ナデ調整。	青灰色を呈し、胎土・焼成とも良好である。

坏	Sb161 ｜ Sb163	たちあがりは短く、内傾し端部を尖りぎみにおさめる。受部は、水平なもの（Sb163）と内湾するものがある。	底部は、荒いヘラ削りが全体の約⅓程施され、ヘラ削りを除く内外面に横ナデ調整が行なわれている。また、底部内面に成形痕が残り、内面中心部をナデ調整しているものもある。	暗青灰色を呈し、焼成は良好で、底部に白色・黄白色の自然釉のかかるものがある。
蓋	Sc161	口縁部は、端部をわずかに外反させ、端面を持たず丸くおさめる。天井部は尖りぎみで頂部をヘラ削りしているような感じである。	天井部中央に粘土板を貼り付けたような痕跡があり、その直下はヘラ削りを行なっている。ヘラ削りを除く内外面に横ナデ調整を施し、天井部内面中央にはナデを行なっている。	青灰色を呈し、焼成は普通。
高坏	Sd161	浅い皿状の坏部で、口縁部は外反ぎみに立ちあがる。脚部は朝顔形に開き、脚端部は下方に外反する拡張部を持つ。裾端面は凹線状に凹み、端部をシャープにおさめる。裾部と拡張部の接点内面には、明瞭な線がめぐる。	坏部は内外面ともに横ナデ調整、底部内面はナデが施されている。脚部は、内外面ともに横ナデ調整が入念である。	暗黒灰色を呈し、焼成は良好である。断面内部は、赤褐色に酸化されている。

坏	Sb181 ｜ Sb184	たちあがりは、逆く字状に反り返り短い。端部は丸くおさめ、端面を持たない。受部直下の体部に押えがめぐり、体部から底部にかけて浅い皿状をなす。器高の低い小形の坏である。たちあがりと体部の接合部内面には、明瞭な線を持つ。	底部は、ヘラ削りを施すものと全く施さないものがある。体部、受部及びたちあがりは横ナデ調整で、底部内面の中央部をナデるものとそうでないものがある。	青灰色・暗青灰色を呈し、焼成は良好である。底部器表に自然釉のかかるものがある。

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
蓋	Sc181 ｜ Sc183	口径の大きなものと小さなものがある。前者は、天井部をほぼ水平にヘラ切りしている。天井部から緩く屈曲して口縁部に移り、口縁部は若干開きながら丸くおさめる。Sc181は、天井部を平面的なヘラ切りを行ない凹凸の激しい天井部を形成し、内湾する口縁部が付く。端部は丸くおさめる。	天井部ヘラ切りを除く内外面ともに横ナデ調整が施され、Sc182の内面中央部はナデによる調整である。	Sc182は、淡灰色を呈し焼成は良くない。Sc183は、暗灰色を呈し焼成は良好である。
高坏	Sd181 ｜ Sd182	椀形の坏部に朝顔形に広がる脚部が付く。坏部は、底部と口縁部の境に不明瞭な段をなし、外方に開く口縁部を持って口端部を丸くおさめる。脚部は、裾部に段を持って断面三角形の端部がつく。脚柱部に2条の凹線のめぐるものがある。	坏部は、内外面ともに横ナデ調整、底部中央部はナデによる調整が施されている。脚部内外面とも入念なナデ調整が行なわれている。	Sd181は、暗灰色を呈し、生焼の感じである。Sd182は、青灰色を呈し、焼成は良好である。
甕	Se181	ラッパ状に開く口頸部に、栗の実形の体部がつく。口縁部直下に1条の凹線がめぐり、頸部は細い。円孔の上に不明瞭な凹線がめぐる。	口頸部内外面は横ナデ調整で、頸部内面にしぼり目が認められる。肩部は横ナデ調整、胴部はカキ目が施され、底部は、横方向のヘラ削りの後に縦方向のヘラ切りが施されている。	淡灰色を呈し、緑色の自然釉がゴマ状にかかる。焼成は良好。

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
坏	SAb1 ｜ SAb3	体部と底部の屈曲部は、緩やかにカーブし口縁部は外上方に立ちあがる。口端部は丸くおさめている。高台は、高く、外方に踏ん張り、端部をシャープにおさめる。	底部ヘラ削りは、高台上方にまで及んでいる。ヘラ削りを除く内外面は、横ナデ・ナデ調整が施されている。底部は、ヘラ削りの後横ナデ調整を施したものがある。	青灰色・灰色・灰褐色を呈し焼成は良好である。
蓋	SAc1 ｜ SAc2	つまみの付く天井部の一部のみである。つまみは、中央部の尖る宝珠つまみで、明瞭な稜を持つ。	器表の調整は不明である。内面はナデ調整が施されている。	器表に黄緑色の自然釉がかかる。灰褐色を呈し焼成は良好である。

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
坏	SHb1 ｜ SHb6	体部と口縁部は、外上方へ直線的に立ちあがり、端部を丸くおさめる。底部と体部の屈曲部直下に貼り付け高台が付つ。高台は、端部を鋭くおさめるものと丸くおさめるものがある。高台は断面台形を呈し、やや外方に傾斜する傾向にある。	底部は、ヘラ削りが入念に施されているものと、ヘラ削りの後に横ナデを施すものがある。ヘラ削りを除く内外面は、入念な横ナデ調整が行なわれている。底部ヘラ削りの後に高台を接合し、横ナデ調整を施している。底部の高台内面に巾0.5～1cmの横ナデがめぐる。	青灰色を呈し焼成は良好である。暗黒灰色に焼き上がっているものもある。
	SHb7	大形の坏でSHb1～6と同形であるが、底部より高い位置に高台が付いているために、ほとんど高台の役割を果していない。	SHb1～6と同様であるが、底部内面にはナデ調整を施す。	淡青灰色を呈し焼成は普通である。底部にXのヘラ記号がある。
	SHb8 ｜ SHb9	SHb1～6のと同形の坏で、高台のないものである。SHb8は、口縁部がわずかに外反する。	底部は、未調整でヘラ削り等は施されていない。内外の調整は、SHb1～6と同様である。	淡青灰色を呈し焼成は普通である。SHb9の底部に大形のヘラ記号がある。

器形		土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
坏		SHc1 ｜ SHc2	ヘラ削りを施した平らな天井部に、扁平な碁石状のつまみが付く。口縁下部はやや内傾し、端部を丸くおさめ断面三角形を呈す。	天井部ヘラ削りは荒く、ヘラ削りを除く内外面は横ナデ調整を施す。つまみ裏面はナデを施している。	青灰色・暗青灰色を呈し、焼成は良好である。
		SHc3 ｜ SHc4	ヘラ削りした平らな天井部に、扁平な碁石状のつまみが付き、中央部の突出した形状を呈す。つまみは、SHc1より小形である。口縁下部は、内傾し尖りぎみの断面三角形を呈す。	天井部は、ヘラ削りを施したままのものと、その後横ナデ調整を行なっているものがある。内面には横ナデ調整を施す。	淡灰色・暗青灰色を呈し、焼成は良好とはいえない。
		SHc5	SHc1～2と同形であるが、小形のボタン状のつまみが付く。	天井部は、ヘラ削りの後横ナデ調整している。他は、SHc1～2と同様である。	淡灰色を呈し、口縁部は灰黒色を呈す、内面に重ね焼きによる癒着の痕跡が認められる。
高坏	A	SHd1	朝顔形に開くやや短い脚部で、脚下部で急に開き、端部は外下方に少し拡張する。端面は、ほぼ垂直に下がり、稜は明瞭である。	坏底部内面はナデ調整で、脚柱部には櫛描き沈線を施し、その下方から脚裾部にかけて横ナデ調整、脚内面も横ナデ調整が施されている。	灰黒色を呈し、焼成は普通である。
	B	SHd2 ｜ SHd3	短い脚部で、高坏Aと同様の特徴を示し、裾端部の拡張がやや強い。拡張部は、外反ぎみのものと内向ぎみのものがある。	坏底部内面は、横ナデ調整が施され、外面にヘラ削りのみられるものがある。脚部は、内外面ともに横ナデ調整が施されている。	暗黒色を呈し、焼成の不良なもの(SHd3)と、淡灰色を呈し、焼成良好なもの(SHd2)がある。
盤		SHg1	外上方に立ちあがる短い体部を持ち、端部はやや内傾し、両端部は角を持つ。底部と体部との屈曲部に明瞭な稜を持つ。高台は、比較的高く端面を水平にする。	体部内外面ともに横ナデ調整、底部裏面にはヘラ削りが施されている。高台は横ナデ調整で、底部内面は未調整である。	淡灰色を呈し、焼成は良好とはいえない。

甕		SNa1	口径の非常に大きな甕である。く字状に外反する短い口頸部に、立ちあがる口端部が付き、頸部との境界に明瞭な稜を持つ。端面はほぼ水平で、端部内側を断面三角形状に拡張させる。肩部の張りの強い器形となる。	口頸部は、横ナデ調整が入念である。肩部は、内面青海波、器表は縦方向の目の荒い叩き目が施され、その後に横ナデ調整を行なっている。	青灰色を呈し、焼成は良好である。
坏		SNb1 ｜ SNb5	体部と底部の境界は、緩やかなカーブをなし、体部を真上に近い位置に立てる。体部は、個々の器形においてクセが強く、口端部を丸くおさめる。高台は、外方に踏ん張るものと断面三角形を呈し内傾ぎみのもの(SNb5)がある。	底部ヘラ削りは荒く、内外面に横ナデ調整が施されている。底部内面はナデ調整である。SNb5は、調整が入念である。底部ヘラ削りも一応ナデ消している。内外の横ナデ調整は入念に施されている。	青灰色・暗灰色を呈し、焼成は良好である。
蓋		SNc1 ｜ SNc2	ヘラ削りした平らな天井部に、小さなつまみが付く。つまみは、扁平な碁石状を呈し、頂部が平らなものとわずかに尖るものがある。口縁部は不明。	天井部ヘラ削りは、荒いものとそうでないものがある。ヘラ削り以外の内外面は、一応横ナデが施され、天井部内面はナデ調整である。	青灰色を呈し、焼成は良好である。天井部に緑色の自然釉のかかるものがある。

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
蓋	SHEb1	つまみの部分のみである。天井部に円柱状のつまみが付くもので、つまみ端部を丸くおさめる。	つまみ端面はナデ調整、柱部は横ナデ調整が施されている。天井部とつまみの接合部は、粘土の肥厚がみられる。天井部内面はナデ調整が施されている。	淡灰色を呈し、焼成は不良である。
平瓶	SHEf1	大形器で、体部上面と胴部との境界に明瞭な稜を持つ。体部上面は、わずかに張らみを持って、上面にヘラ切りした把手が付く。体部は、底部から除々に広がって体部上面に達する。底部と体部の屈曲部内側から、外方に踏ん張りぎみに、粘土紐による高台が付く。高台は、底部から体部へと成形した後に接合している。体部上面には小さな粘土板を貼り付けて、体部上面の成形を終っている。	調整は荒く、高台、天井部などに横ナデ調整が施されているのみである。把手は、ヘラ切りしたままで、調整はない。	青灰色を呈し、焼成は普通である。
水瓶	SHEh1	水瓶の口頸部である。頸部は細長く、頸部下半に1条の凹線がめぐる。細い頸部から強く外反する口縁部を成形し、口端部は上方に拡張し、端面は巾広くなっている。	口縁部内外面に横ナデ調整が施され、頸部は未調整である。体部と頸部は、特殊な方法で接合されている。	暗青灰色を呈し、焼成は良好である。

瓦器

器形	土器番号	形態の特徴	成形・調整手法の特徴	備考
坏	Tb1	回転ヘラ切りした底部に、成形痕を多く残した体部が外上方に立ちあがる。口縁部は、わずかに外反する。	底部は、回転ヘラ切りを行ない、未調整である。口縁部及び体部内外面は横ナデ調整である。ロクロの使用が考えられる。	淡白灰色を呈し、焼成は良好である。
埦	Tf1	丸い底部から外上方に内湾ぎみに立ちあがり、口端部を丸くおさめる。又、底部に端部を丸くおさめた高台が付く。	口端部と高台は、横ナデ調整で、体部器表は未調整である。内面は、きめの細いナデ調整が部分的に施されている。	暗灰色を呈し、須恵器と同様の色調を呈している。又、口縁部には淡黒色に変化している。
	Tf2 ｜ Tf4	粘土塊から一気に引き上げて成形しているため、体部の内外面にロクロによる凹凸が、ラセン状に認められる。底部糸切りがみられ、段を有して内湾ぎみに立ちあがり体部を形成するものと、糸切りを持つ底部からそのまま体部に移るものがある。	体部にロクロによる成形痕を顕著に残す。底部に糸切りの痕跡が明瞭に残る。口端部に横ナデ調整を施す。	灰色～淡灰色を呈し、焼成もまちまちであり、全体として焼成不良である。
瓦器埦	Gf1	底部から外上方に内湾ぎみに開く体部を形成し、内面に横方向の暗文が認められる。器表は凹凸が激しく、凸部はヘラミガキが施されている。底部に高台の剝離痕が認められる。	口縁部と高台周辺部は、横ナデ調整が施されている。器表の凸部は、横方向のヘラミガキ、内面には横方向の暗文がわずかに認められる。	暗黒色を呈し、底部及び口縁部の一部に灰色の部分がある。瓦器としては、焼成良好である。

第五章　結　　語

幡多廃寺は、旭川東岸平野の中央に位置し、県下最大の塔心礎の残ることから注目されていたが、内容がほとんど不明のままにあり、「所謂平城宮式瓦」を出土する程度が知られているに過ぎなかった。寺院址付近は、田園として自然環境を残す地域であるが、岡山市街地近郊に位置するため周辺が急速に宅地化され、寺院址への宅地化の波及も必至である。このため、塔基壇のみが国指定史跡となっている幡多廃寺の保存問題が表面化し、第二章に記述した調査目標をもって発掘調査が実施された。

このたびの調査は、発掘をとおして寺院各部の遺構遺存状態と寺域を把握することにより、寺院の内容、性格、様相の一部を解明して、国指定史跡地の拡張を図って、幡多廃寺の面的保存をなすと同時に、古代地方寺院の歴史的意義の究明に資することを目的としたものである。発掘方法は、トレンチ方式であり、かつまた寺院及び主要堂塔の追求を主点としたため、境内地細部、寺域周辺、さらに雑舎、工房等にまで調査を及ぼしえていない。幡多廃寺の歴史的構造物としての総合的追求、検討は、今後の寺域の面的発掘と調査対象地の拡張を待たなければならない。

いずれにせよ、このたびの発掘調査結果は、寺院関係遺構の遺存状態にも左右され、必ずしも幡多廃寺を究明し、評価、再構成しうるに充分な資料を検出し、提起しえれるものでなかった。しかし、その結果が幡多廃寺の資料としてだけでなく、古代地方寺院の研究、さらには岡山、あるいは吉備の古代地域史研究に若干なりとも資すことがあれば幸いである。

一、幡多廃寺の歴史的意義

1、幡多廃寺に対する考察

幡多廃寺に内在する歴史的意義を考え、検討し、再構成する場合に、少なくとも今回の発掘調査で不充分ながらも明らかにしえた、寺院址としての幾つかの事実と、第一章で概略的に眺めた上東平野ひいては狭義の岡山平野に形成された、古墳時代後半から奈良時代にかけての、各遺跡の展開状況との関連性の二面に亘って、考察を進めて行く必要があろう。

(1)、幡多廃寺発掘調査成果

幡多廃寺の寺院址として示した幾つかの構造的要因を要約すれば、①創建から廃絶までの寺院としての変遷過程、②伽藍配置、寺域規模、構築状況等の建築構造面での特徴、③奈良三彩

等彩釉陶器及び所謂平城宮式瓦等の遺物面での注目点である。

幡多廃寺は、出土瓦から第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ様式瓦を使用した、3期の本格的造営のなされたものである。創建は、幡多廃寺第Ⅰ様式瓦を使用しての建造で、瓦当の文様的特徴の複弁・連珠文未使用・重弧文等から、白鳳時代後半＝700 年代あるいはその直前の後寄りでない後半＝と考えられる。創建期の建築物は、主要堂塔のプライマリーな瓦溜の喪失から判然としないが、金堂、塔等の主要堂塔が建造されていたと推定される。幡多廃寺の第Ⅱ期造営は、第Ⅱ様式瓦を使用しての堂舎の建築と、既存の堂塔を含む基壇化粧の壇上積基壇化による整備化がなされ、一応の伽藍整備の完成期であり、時期が奈良時代前半でも天平年号（729～749）と考えられる。第Ⅲ期の建造は、第Ⅲ様式瓦を使用しての堂舎の建築で、第Ⅱ期に寺院造営が一応完成していたと考えられるので、改築あるいは災害復旧等と推測され、寺院建築の本格的になされた最後であり、時期が奈良時代末から平安時代初期と考えられる。幡多廃寺は、第Ⅲ期以降には瓦の差し替え程度の造作がなされるぐらいのもので、目立った建造工事がなされず、平安時代中頃か中葉末に廃絶したものと考えられる。平安時代の幡多廃寺は、造営主体者にとって存在意識が第一線から著しく後退した、形骸化した存在となった様で、後見・事後の世話がほとんどされず、廃絶後に縮小再構成（再興）もされず、その基壇各部が堅固な微高地として居住地や瓦窯等の工作地として利用され、遺品の石材、瓦礫が瓦窯構築材に転用された、後地利用に共される状況にあった。幡多廃寺が寺院としての第一義的存在意義をもっていたのは、創建から平安時代初期までであり、その盛期が奈良時代中頃にあったものであろう。幡多廃寺の寺院造営工事経過は、創建期の一定期間の造営工事があった後に、一定の工事休止期間をおいて、第Ⅱ期の造営工事がなされて寺院として完工し、また一定期間をおいて寺院としての本格的工事の最後となる第Ⅲ期工事の修復（改築？）がなされたものである。全くの仮定であるが、各工期に実年代を当てはめてみると、680年前後から690年代が創建期の工期、730年代から740年代が第Ⅱ期工期、800年前後の一定期間が第Ⅲ期工期に、その間が休止あるいは停滞期に想定される。この造営経過で注目されるのは、創建の工期終了後に1～2世代の造営休止をおいて、他の吉備地方の古代寺院に多く見られる状態の所謂平城宮式瓦の導入をもって、寺院完成がなされていることである。また、寺院の終末もその瞬間的断絶と国府近接地の立地条件とが相俟って注目される。これらの注目点は、幡多廃寺の存在意義を側面的に反映するものとして、今回の発掘で判明した調査結果の一点として挙げることができると考えられる。

幡多廃寺の建築構造面での特質は、凝灰岩製壇上積による基壇化粧の構築にある。発掘結果では、壇上積基壇が一ケ所として遺構状態で検出されていないが、凝灰岩石材やその破砕片が比較的広範囲から検出され、主要堂塔基壇が壇上積基壇であったと考えられるに至った。特に塔基壇ＥＴ、ＳＴには、基壇基礎地形削平面上に、小礫状(径0.3～0.5㎜程)に破砕された凝灰

岩細片の比較的多い面的散布が確認され、塔基壇破壊削平時に粉砕された基壇石材の細片が堆積したものと考えられ、塔基壇が壇上積基壇であったと判断された。また、第Ⅲ基壇ＮＴの２次的瓦溜に共伴した大形の凝灰岩石材は、瓦溜が著しく拡散・移動した状態にないことと下層の瓦片を含むプライマリーな炭、焼土の堆積土層の存在から、他地点から著しく移動させられたものと考えられず、現地点周辺に存在したものが落し込まれたものと判断され、第Ⅲ基壇も壇上積基壇が相定される。従って、幡多廃寺は、少なくとも塔及び第Ⅲ基壇が壇上積基壇であり、また他の主要堂舎の一、二もそうであった可能性を抱かせる。地方寺院における基壇化粧の壇上積による構築が、一般的に奈良時代とされていることや、賞田廃寺の壇上積基壇が賞田廃寺第Ⅲ様式瓦に伴い①奈良時代中葉②に構築されていることから、幡多廃寺の壇上積基壇の構築は、奈良時代中頃、つまり幡多廃寺第Ⅱ様式瓦に伴い、寺院の完成工期と判断された。しかし、金堂（第Ⅱ基壇）は、白鳳時代の寺院の造営が金堂からなされている通例から、幡多廃寺もそうであると考えられ、壇上積基壇以外の基壇化粧であったと推定される。

さて、吉備地方の古代寺院における壇上積基壇の使用例は、現在までに賞田廃寺と幡多廃寺の２例だけであり、これまで寺域の一部なりとも発掘調査のされている、関戸廃寺（備中国）・備中国分寺・国分尼寺・久米廃寺（美作国）・寺戸廃寺（備後国）等には、その使用が確認されておらず、更に備前国分寺ではその不使用が確認されている③。吉備地方全域には奈良時代以前の寺院で、確実なものが約75ケ所④確認されているものの、発掘調査のされているのは上記８ケ寺であり、この状況をもって壇上積基壇の問題を検討するには資料集積不足である。しかし、壇上積基壇の使用は、極めて稀なものであり、地方私寺とすればなおさらそうであろう。幡多廃寺主要堂塔の壇上積基壇による構築は、その技術的要因（導入）・石材の入手からみても、中央寺院・宮殿の単なる模倣的要因や寺院造営主体者の嗜好・思いつきによってなされたものでなく、律令体制下の寺院造営における壇上積基壇構築に内在する、政治的、社会的、構造的要因と必然性を地方寺院造営主体者が消化し、踏まえたうえでの所産にあることを示すものである。壇上積基壇構築の技術的要因、労働形態、石材の需要供給関係等を包含する「総体的要因」を、この地方寺院が消化しえたものである。壇上積基壇の構築は、構築しえない他の多くの地方私寺（造営主体者）に対する政治的、構造的隔絶性を徴象的に示すとともに、「総体的要因」の供給源である律令体制中枢との関係の緊密性（地方としての絶対的従属性）を提示するものでもある。幡多廃寺が一介の地方私寺でありながら、壇上積基壇の構築を可能にした、政治的必然性、社会的・構造的要因は、寺院造営及び造営主体者に内在する、歴史的意義の重要な要素であると考えられる。

幡多廃寺の寺院関係遺物で特に注目されるのは、奈良三彩である。奈良三彩は、２種類の破片が出土しているが、いずれも小片のため器形を復原推定しえない。奈良三彩の出土は、岡山

県下で４例目[5]であり、その内の２例が大飛島祭祀遺跡と熊山山頂石積遺構（所謂熊山戒壇遺跡）の、生活址から隔絶した特殊祭祀関係遺跡であるので、生活址に近接する出土としては賞田廃寺に次ぐもので、地方私寺としては稀なものであろう。奈良三彩は、特定のことにのぞんで一時的に小規模な官営工房において官工人によって製作されたもので、供給先も限定される[6]ものであるから、単なる地方私寺（ひいては造営主体の地方首長にとっても）にとっては、非常に貴重品であり、入手に特別な意味のあるものである。幡多廃寺に奈良三彩が存在していたことは、寺院として律令政府に賜与されたものか、造営主体の地方首長が賜与され、寺院に納められたものであろう。特に幡多廃寺出土の奈良三彩の一片は、これまで正倉院御物中の三彩に１例見られるだけの、表面が著しくガラス質化したものと同一のもの[7]とのことであり、地方寺院あるいは地方首長と律令政府中枢との関係が、一般の地方私寺あるいは地方首長とのそれを卓越していたことを、示唆するものと考えられる。このことは、造営主体の地方首長が、中央政府中枢との構造的、政治的関係において、律令体制の階層的高位に位置していたことを、表徴するものではないかと考えられる。

一方、所謂平城宮式瓦当文瓦の使用は、岡山県下の古代寺院の２次的、３次的瓦として、斉一的にみられる現象である。この現象は、白鳳時代から奈良時代前葉に創建された、吉備地方の私寺における創建期の瓦当文の個別性、さらには、同時期の国分寺・国分尼寺の造営も相俟って、吉備各地の地方私寺が、中央政府の国家仏教政策の前に屈服し、組み込まれたことを、象徴的に意味するものであろう。このことは、寺院造営主体たる地方首長層にとって、寺院造営、保持運営の社会的意義が、質的転換を来たしたことを示すものであろう。

以上の幡多廃寺が示した現象的特徴は、寺院ひいては造営主体の地方首長の律令体制への単なる志向・迎合だけでなく、その階層内部における一定以上の層位に位置することと、体制中枢とのより密接な中央―地方の関係にあったことを示すものと考えられる。

(2)、上東平野の古代寺院

さて、幡多廃寺の歴史的意義を追求する他の要因として、上東平野の同一地域内に共存した、他の古代寺院との関連性の検討、析出が、不可欠なものである。古代寺院としての存在が、必ずしも確実性に欠ける成光廃寺を除いて、第一章で概括した賞田廃寺、居都廃寺、網浜廃寺と幡多廃寺との関連性を見てゆきたい。これらの寺院址の内で発掘調査がなされているのは、賞田廃寺だけであり、その内容の特異性も相俟って、いきおい賞田廃寺を中心とした視点となるものである。

上東平野に存在するこれらの寺院址と、幡多廃寺との位置的関係についてみるならば、賞田廃寺が幡多廃寺の北方約２kmに存在し、両者の中央に備前国府が位置しており、あたかも、両

寺院は、国府を中心に南北相対的な位置に所在していると見ることができる。律令体制によるこの地方の郷村制では、幡多廃寺が上道郡幡多郷に所属し、賞田廃寺が幡多郷に北接する同郡高島郷に所属し、一応推定備前国府も後者に所在している。居都廃寺は、幡多廃寺の北々東に約3km離れた位置にあり、幡多郷の間に財田郷を隔てた東の居都郷に所在している。網浜廃寺は、幡多廃寺の南々西に直線距離約4km離れて存在し、幡多郷の南西に隣接する宇治郷に所在している。以上の古代寺院は、上道郡の西半を占める上東平野を行政的に分割する、宇治郷・幡多郷・上道郷・財田郷・居都郷の財田郷を除く各郷に一カ寺づつまくばって存在していると見ることができる。これら4ケ寺は、各々の造営状況を賞田廃寺を中核として対比さすと、各々独自に造営されたものでなく、地域的な一まとまりとして一定の相関性をもって、造営されていると考えられる。

賞田廃寺の造営工事経過は、飛鳥時代後葉の小堂的創建を別にして、主要堂塔の本格的寺院造営工事（第Ⅰ期工事）が白鳳時代前半（賞田廃寺第Ⅱ様式瓦）になされ、その後に一定の休止期間を置いて、追加整備工事（第Ⅱ期工事）が白鳳時代末か奈良時代初頭（賞田廃寺第Ⅳ様式瓦）になされ、一応の寺院造営が完成したと考えられる。その後、奈良時代前半（天平年号間）に本格的工事（第Ⅲ期工事）による修復、改築がなされ（賞田廃寺第Ⅴ様式瓦＝所謂平城宮式瓦）た後、さらに、奈良時代中葉に至って、壇上積基壇への改築を含む全面的な大改築工事（第Ⅳ期工事）がなされ（賞田廃寺第Ⅲ様式瓦）、以後破損瓦の差し替え程度の補修的な造作がされたにすぎず、平安時代後葉に烏有に帰し、本（金）堂のみが縮小再興された（第Ⅴ期工事）ものである。なお、賞田廃寺の瓦編年（結果としてその変遷）は、『賞田廃寺発掘調査報告』（岡山市教育委員会、1971）の記載内容を今回再検討して大幅に改訂し、その詳細を本書第四章に「賞田廃寺出土瓦の編年の再検討」の項目として掲載したので、これを参照して改めて頂きたい。

以上の賞田廃寺の造営経過と幡多廃寺のそれを対比さすと、幡多廃寺の創建工事が賞田廃寺の第Ⅰ、第Ⅱ工事間の休止期になされているもので、幡多廃寺の第Ⅱ期工事による寺院完成工事が、賞田廃寺の第Ⅱ期工事（完成）後に少しの時間を置いて、賞田廃寺の改修築と同期になされ、賞田廃寺の第Ⅲ期工事後に、幡多廃寺の第Ⅲ期工事がなされているものである。つまり、賞田廃寺と幡多廃寺の造営工期は、天平年号間の前者の改修築と後者の完成工事とが一致する外は、両者の共合しない工程関係にあり、相互の工事工程の調整と共同歩調が図られていたと考えられる。しかも、幡多廃寺の創建に伴う軒丸瓦の蓮花文が、賞田廃寺の本格的造営に伴う（第Ⅱ様式）軒丸瓦の素弁系蓮花文を、素形に複弁化を図ったものとも考えられるので、幡多廃寺の創建工事は、賞田廃寺の造営工事と有機的関連性のあったことを想起させられる。さらに、幡多廃寺第Ⅰ様式瓦の軒丸瓦は、中房蓮子の珠文状と竹管刺突文の差異があるが、賞田廃寺出土様

式外（多分に差し替え瓦と考えられる）瓦⑩の複弁蓮花文瓦と同一の複弁形状と文様構成にあり、前者を素形にして、後者の差し替え的少数使用瓦の作られた可能性が強い。こうしてみると、瓦当文様にも両者が一定の相互的影響下にあったと窺え、両寺院が緊密な有機的関係にあったと考えられる。

居都廃寺は、内容の検討が極めて偶然に出土した瓦に基づくもので、発掘資料によらず必ずしも充分でないが、出土瓦が3種類知られており、一応3期の工期が想定される。その第Ⅰ様式瓦としたものは、賞田廃寺第Ⅳ様式瓦軒丸瓦と同一様式の、複弁蓮花文軒丸瓦であるが、組み合う軒平瓦が不明である。この瓦は、内区が複弁蓮花文の凹凸の逆転したもので、川原寺系あるいは藤原宮系の蓮花文瓦から笵を取る際に文様が逆転したものと推定され、白鳳時代末から奈良時代初頭に時期比定される。居都廃寺第Ⅱ様式瓦は、平城宮跡出土瓦番号6663号あるいは6667、6691号の内区を素形に、若干の変形した均正忍冬唐草文（無珠文帯）の軒平瓦で、これに組み合う軒丸瓦が不明である。居都廃寺第Ⅲ様式瓦は、差し替え瓦の可能性のある平安時代前期と推定される軒丸瓦⑧である。居都廃寺は、以上の瓦から、白鳳時代末から奈良時代初頭に創建第Ⅰ期工事がなされ、奈良時代中頃に第Ⅱ期工事がなされたと推測される。この工程を賞田廃寺、幡多廃寺の工程と対比さすと、居都廃寺の第Ⅰ期工事が幡多廃寺第Ⅰ期工事後に、賞田廃寺第Ⅱ期工事と同時になされ、居都廃寺第Ⅱ期工事が賞田廃寺第Ⅲ期工事＝幡多廃寺第Ⅱ期工事の後に（恐らく賞田廃寺第Ⅳ工期の前後）なされたこととなる。つまり、この三ケ寺の造営工事は、創建期工事や寺院整備（第Ⅱ期・完成工期？）工事の労働力・物資の集中投入が、完全に共合することなく、しかも賞田廃寺第Ⅱ期工事と居都廃寺第Ⅰ期工事、賞田廃寺第Ⅲ期工事と幡多廃寺第Ⅱ期工事という具合に、2寺間においてその集約の効率化も図られているもので、極めて有機的関係をもって調整と集約共同作業がなされていたと考えられる。

網浜廃寺は、これも内容の検討が偶然に出土した瓦等の遺物に基づくもので、発掘による資料集積がなく、必ずしも充分になしがたいが、出土瓦が軒丸瓦・軒平瓦合せて6種類知られている。網浜廃寺第Ⅰ様式瓦としたものは、少し拡大した突起中房に単弁8葉と先端の尖った界弁の内区に、隆起線の内向鋸歯文が連続して囲む 無外縁の 蓮花文で、全体に彫が鋭く深く、一見「吉備式瓦当文」の内区に類似するものであるが、組み合う軒平瓦が不明である。時期は、明確に比定しがたいが、一応奈良時代前半とみるのが妥当であろう。網浜廃寺第Ⅱ様式瓦は、中心飾が垂飾りに対応する下界線から垂直上向の十字形と、上向する2重の囲み（中心葉）からなり、3葉からなる扁行唐草文の半分が中心飾の上部から左右に延びた変形均正唐草文の、無顎剞顎形式の軒平瓦で、組み合う軒丸瓦が不明である。この瓦の時期の比定は、類例がなく判然とせず、奈良時代前半か、平安時代初頭か決しがたい。網浜廃寺第Ⅲ様式瓦は、平城宮跡出土瓦番号6225号の退化した複弁瓦と、幡多廃寺第Ⅲ様式軒平瓦の退化した（つまり平城宮跡

出土瓦番号6682号系の著しく退化した形状）軒平瓦の組合せで、奈良時代末から平安時代初期に比定される。網浜廃寺出土の他の瓦は、判別不明種と三巴文軒丸瓦である。網浜廃寺は、創建工事が同第Ⅰ様式瓦によってなされたとすれば、一応奈良時代前半となり、一応前記３ケ寺の工事休止期に第Ⅰ期工事がなされたとも考えられる。しかし、この寺院の瓦当文は、文様系統が前記３ケ寺と著しく異なり、網浜廃寺第Ⅲ様式軒平瓦と幡多廃寺第Ⅲ様式軒平瓦に類似性が窺われる程度で、網浜廃寺と前記３ケ寺との有機的関連性を、積極的に肯定することのできない状態にある。強いてみれば、網浜廃寺の上記様式瓦による工事期は、前記３ケ寺の造営工事期に共合しない時期に当てはまるものであると、指摘することもできよう。また、この寺院は、所在地が宇治郷にあるとはいえ、当時の旭川河口にある小入江奥の低丘陵山麓近くの緩斜面に立地し、所謂平地伽藍地と若干趣きを異にし、一町四方の平面的寺域を形成しがたい所にあり、かつ上東平野の平野部分からも少し外れるものである。いずれにしても、網浜廃寺は、所在地、立地、使用瓦の文様系統等が、前記上東平野の３ケ寺と異なるもので、相関関係に欠ける異質な性格を内包するもので、伽藍も所謂七堂伽藍の完備した平地伽藍でない寺院であったと考えられる。

以上の上東平野に形成された各古代寺院における、瓦編年と工期の相互関係を表にすれば、下表のとおりである。

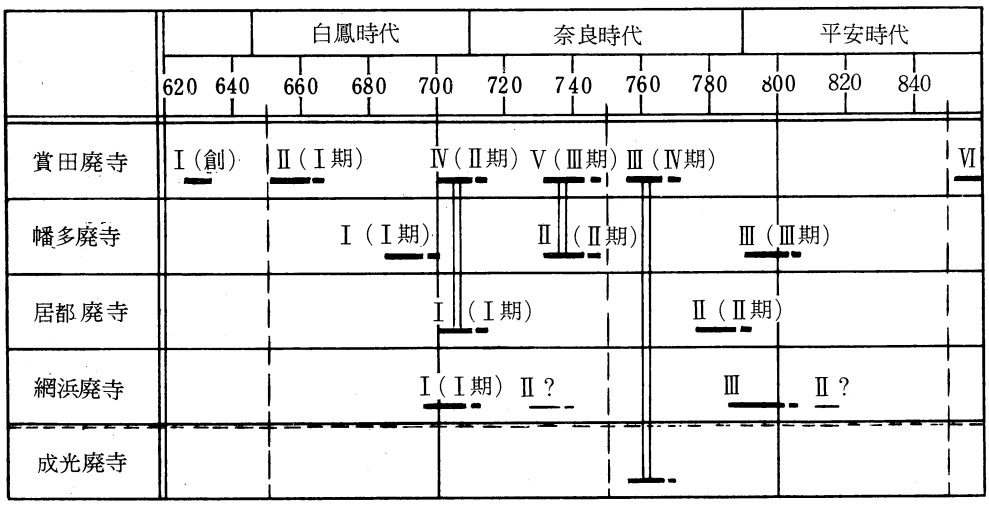

いずれにせよ、上東平野という生産単位的平野に形成された古代寺院は、それぞれが造営に当って緊密な関連性のもとに、調整企画されていたと考えられ、各寺々の造営主体者間の有機的結合性を想起させられるものである。少なくとも、賞田廃寺、幡多廃寺、居都廃寺の造営主体者は、一定の有機的関係の内にあって並存と共合をするもので、これらを内包する紐帯が

(一) 族制 (上道臣一族) にあったのてはないかと考えられる。

2、岡山平野における関連遺跡・資料の検討

幡多廃寺を含めて上東平野に存在した、(奈良時代以前) 古代寺院を、寺院址としての遺物・遺構と各々の関連性の追求・検討のみでは、古代地方寺院が包括され立脚している地域史の構造的総体を、一面的に評価し判断してしまうきらいがあり、地域の古代史を地方寺院史に縮小凝結してしまう危惧を、抱かせられるものである。幡多廃寺を始めとして、上東平野に形成された古代地方寺院の歴史的意義の追求は、時代的に関連して現在入手できる考古資料と文献史料等の総体的検討が、それへの近接の最低条件であろう。この観点から古代地方寺院出現の前提としての考古資料である、後期古墳の地域的な展望と追求を序とし、同時代の吉備中心地域における古代地方寺院の形成、展開状況、平安時代地方 (山上) 寺院、古代神社、さらには国造制 (地方豪族) の問題を項立てにして、古代地方寺院との関連性を追求して行きたい。

(1)、後期古墳の地域的展望と検討

狭義の岡山平野を生産活動の基盤として形成された後期古墳は、第一章に概述した存在状態にある。現在未確認の後期古墳は、周辺部に点存的に存在する中小の古墳で、多くても20基を上回らないであろう。後期古墳の地域的考察・評価・検討に、直接影響を及ぼす様な巨石墳や大規模群集墳、さらには小規模群集墳の数群を、見落しているとは思えないので、現在確認されている後期古墳の存在状態をもって、その考察・評価・検討を進めて行きたい。なお、前期古墳の展開状況及び、前期古墳から後期古墳への転換の問題に関しては、上東平野に存在していた古墳の発掘調査報告『岡山市四御神、上の山1号墳発掘調査報告』に、一つの展望を提示しているので、今回は割愛したい。

さて、現在 (1975.3.31) までに確認されている (既破壊消滅を含む) 平野に接続する山間の谷を含めた、狭義の岡山平野に伴なう206 基の後期古墳の展開状況は、如何なる地域的な構造性を示すものなのであろうか。後期古墳の研究を通しての、古墳時代後期における階級・階層の追求は、多くの先学諸兄によって提起され、その実証且総体的研究が、主として、馬具・武具等副葬品の格差に視点を置いた論究と、古墳の所在状況や墳丘・石室規模等の古墳築造面における格差に主点を置いた論究に大別される (勿論両者とも相俟って研究されている)。 上記の206基の古墳は、1・2基発掘調査されたものもあるが、その成果が未発表であり、それらのすべてが内容の不明な状態にあるといってよい状況から、古墳築造面に主点を置いた検討・考察をとらざるをえない。この観点から、階級・階層差を含む後期古墳を、(1)玄室空間が50㎡をこえる巨石墳で、多くは家形石棺をもち孤立して存在し、国造的支配者のもの、(2)玄室空間が

30㎡以上の巨石墳で、家形石棺をもち群単位に築造されているもの、(3)群集墳の内にその一つとなっているが大形墳丘墳や前方後円墳で、玄室空間が20㎡以上の大形石棺のもの、(4)径15m以下の墳丘の小形石室で、副葬品に馬具をもつもの、(5)上記(4)の馬具をもたないものとの５つの(階級・階層的築造状況）に分類した近藤義郎、今井堯両氏の論究⑨に依拠して、狭義の岡山平野に伴う後期古墳を眺めてみたい。なお、上記の(3)、(4)、(5)については古代家族の階層差の反映するもの⑩であり、地域的社会構造の支配階級の表徴は、(1)、(2)に求めることができる。206基のうち(1)に該当するものがなく、(2)に該当するものが唐人塚古墳１基だけであり、(3)に該当するものが沢田大塚古墳、操山古墳群11号墳、同51号墳、四御神権藤塚古墳、矢津古墳群の数基等、10基強程で、(4)(5)については未発掘のため分離比定しがたく、箱式石棺状の横穴式石室を除く大部分がこの分類に該当することとなる。以上の状況は、模式図的に眺めれば、(5)の矢坂山古墳、操山古墳群の大半、竜の口山山頂古墳群等や、(4)の操山古墳群中の大形石室墳群、湯迫・四御神・矢津古墳群中の大形石室墳等の大部分を基底層に、それら幾つかを単位として(3)がその上に位置し、(3)を総括して(2)がその上に位置する構造図に、一応想定される。

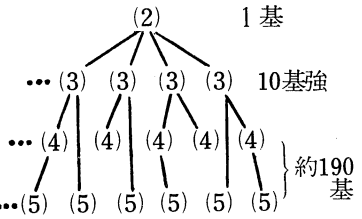

しかし、第一章でも述べているように、唐人塚古墳は、築造が早くみても後Ⅱ期後半（６世紀後葉）と推定されるもので、６世紀後葉から７世紀前葉の狭義の岡山平野に形成された、地域的支配構造の頂点に位置するものと考えられる。従って、それ以前の群集墳の展開期には、10基前後の(3)と大部分の(4)及び(5)のみによる構造図となり、上記の分類指標は、多様化した階級・階層差の析出に、必ずしも充分なものとはいえないであろう。

一方、操山古墳群で確認されている全横穴式石室墳の内で、玄室幅員計測可能な89基の測値と、この内の玄室長計測可能な62基の測値による、玄室面積値の集積分類を勘案して比例した、玄室幅員値による横穴式石室の規模観＝亜巨石墳(幅員230 cm以上)、大形石室墳（同180 ～220 cm）、中形石室墳（同120 ～170 cm）、小形石室墳（同80～110 cm）極小石室（同70cm以下）＝により、狭義の岡山平野に伴う後期古墳は、第一章に概述した展開状況から下記の存在形態に分類される。①亜巨石、大形石室墳の平野背後の丘陸上に孤別的（前期大形古墳の存在状況に類似する）な存在をするもの、②大形石室墳を中核に中形石室墳の数基群成するもの、③中形石室墳の個別的に存在するもの、④中形石室墳（小振りのもの）の数基群成するもの、⑤中形石室墳を中核に小形石室墳の数基群成するもの、⑥小形石室墳の数基群成するもの、⑦小形石室墳、極小石室の個々に存在するもの、との７種類が析出される。この分類は、極めて観念的なもので、副葬品等の発掘資料による検討、考察の全くなされていないものであるが、多様

化した階級・階層の一端なり、一定の状況なりを反映するものと考えられる。

そして、後期古墳の重要な性格の一つの、小形石室墳に至るまで武具の副葬されている現象から、この時期を国民総武装の動乱期とする考えもある。後期古墳の時代が階級的矛盾、生産関係の軋轢を恒常的に武力解決する、動乱期であったかどうかを別にして、古墳の被葬者の「武装」は、少なくとも階級・階層的矛盾の激化と皺寄せが、即物的戦闘力を心要とすることの否めない状況下にあったことを、表徴するものであると考えられる。一方、後期古墳の前期古墳と異なる大きな特徴は、一定の時間をもった追葬使用であり、古墳築造（葬送儀礼）が支配階級性を具現化するものであれば、追葬（葬送儀礼）に示される時間性は、階級的表徴の時間的継続性（築造主体者への時間的固定性）を物語るもので、階級関係の固定・安定性を意味するものと考えられる。このことは、前述の階級・階層的矛盾の激化に伴う武力解決（動乱？）を必要とする社会状勢の不安定と、一見相反する状況を示すものである。しかし、この一見相反する状況から抽出されるものは、古墳築造及び送葬儀礼が、前期古墳にみられる古墳築造を媒介にした祭祀（送葬）儀礼を通して、階級関係を表徴する極めて観念的であるのに対し、後期古墳の時間的安定と武力から、階級関係のより制度的、即物的状況に至ったことと、階級・階層関係の分化・重層状況である。この意味から、後期古墳の階級・階層の表徴性は、築造もさることながら、時間的継続を「約束」（保障）された葬送儀礼に、大きなウエートがあると考えられる。このことは、古墳の階級表徴能力の大幅な後退、２次的意義化を示すとともに、その多様・多極化をも物語るもので、古墳時代後期の古墳が、地域的政治集団内部の相対的な階級・階層性を反映するものであっても、その絶対的なものでありえなく、且又、その集団間の政治的結合関係の１次的象徴体にないことを意味するものである。古墳時代後期の地域的政治集団権力構造の象徴は、送葬儀礼及びその結果として残る古墳から、これを内包して超越し、非人格的に確立された概念的制度に、発展転化したものではなかろうか。後期古墳は、あくまでその内にあって漠然とした、低次元的な階級・階層性を表徴するにすぎないのではないかと考えられる。

以上の観点と前述の分類の勘案から、後期古墳の階級構造性の表徴面が石室規模以上に墳丘築造状態と存在状況（一般的にいわれる立地）に内在していると考えられ、これを加味して、狭義の岡山平野に伴う後期古墳の検討を試みてみたい。上東平野に伴う後期古墳は、一応前述の①～⑦の分類全てにあてはまる。これらの内で、平野部（集落）から遙かに離れた山頂や稜線を越えた山腹や谷間奥深くに存在し、直接目視しえない古墳や、墳丘構築を簡略化した山腹斜面の山寄せの古墳は、例へ大形石室墳であっても、地域的政治集団を体現化する首長墓や、その階層的優位を占める世帯共同体（首）長墓とは考えがたい。そうすると、一応地域的政治集団首長及びその階層的優位の世帯共同体（首）長の古墳と考えられるものは、前記の分類（以下

分類）①でも沢田大塚古墳、操山古墳11号墳、同50号墳、権藤塚古墳、矢津古墳群の１・２基等の数基であり、多く見ても10基未満であろう。しかし、これら以外の古墳の、分類⑦を除く分類②～⑥を石室の規模観念、存在状況だけで、即階層性を反映すると見るのは、速断である。竜の口山山頂群集墳、操山古墳群笠井山Ａ群集墳、同Ｂ群集墳等の小形石墳を群成させて一つの単位的墓域を形成した、世帯共同体（内部の格差は別にして）と、例え大形石室墳であっても単独にしか築造しえなかった世帯共同体との間を、期模観の格差をもって階層的差異として把握しえれるものであろうか。この両者の対比において、石室規模に比例して武具等の副葬品の格差があるにせよ、それをもって単純に地域的政治集団を構成する、各世帯共同体間の階層的差異の反映と断定するのは、早計であろう。上記の10基未満の古墳及び分類⑦を除いた古墳は、上東平野の地域的政治集団の支配的階級性と、集団内部の構成員の多様化と相対的自立化・分極化の状況を、大局的に表徴するとする程度に解すべきなのではなかろうか。このことは、古墳時代前期に形成された、地域的政治集団の担う階級社会での要因と、集団の構造にも遡る視点を含み、後期古墳の発生と形成・展開と前期古墳のそれとの状況的関連が、後期古墳を検討する一つの大きな指標となることを示すものである。上東平野に伴う前期古墳と後期古墳の状況は、両者ともこの平野を基盤として汎地域的に形成され、且4世記から６世記に継続的展開を示すものである。これに反し、西岸平野の前期古墳と後期古墳の状況は、第一章でも記述した様に、前者の汎地域的であるのに対し、後者の量・質両面の劣勢且偏在的にあり、西岸平野の地域的政治集団が4世紀から６世紀にかけて、継続的展開にあったと認めがたく、両者間に断絶があり、古墳時代後期に上東平野の地域的政治集団傘下への糾合・従属を想起させられる。

地域的政治集団の前期古墳と後期古墳の展開状況における断絶現象は、何も旭川西岸平野に見られるだけのものでなく、両宮山古墳を始めとして４世紀から５世紀にかけて汎地域的な古墳群を形成している東高月（山陽町）地域や、浦間茶臼山古墳を始めとして同様な状況にある上道地域（旧上道町・吉井川西岸）の、各地域的政治集団についても同様に見られる現象である。この現象は、吉備地方における４世紀から５世紀にかけての、部族同盟による輪番的盟主権の吉備政権[11]の構成員である、各地域政治集団の古墳時代前期から後期にかけての体質的変革の転換状況における質的不均衡と構造的格差を示すものと考えられる。このことは、一見巨大にみえる古墳前期の吉備勢力(政権？)内部の構造的変質を示すもので、この変換期における畿内政治勢力との政治的軋轢を経由して、汎倭世界の政治関係における吉備政治勢力の相対後退を由来させるものであろう。この状況の要因が何であるか今回は問わないとして、この状勢下に吉備政治勢力を構成していた各地域的政治集団は、伝統的に支配する地域への支配権の縮小＝本拠地への後退[12]をし、自己の権力構造の転換と再編成、ひいてはその成否による各地域的政治集団間の再編成をも招来させたものと考えられる。旭川両岸平野の例を引き合いに出すまでもなく、

前期古墳の平野（盆地）的単位の存在状況から析出される、多くの地域的政治的集団は、前期古墳から後期古墳への継続且発展的展開状況を示す集団を中核（例えば上東平野のそれ）に、統合・吸収されて再編成され、２重構造的状況に至ったものではないかと考えられる。この再編成を通して形成された階級・階層関係は、後期古墳に、前期古墳に示される古墳築造の送葬儀礼を媒介とした階級的表徴性を、形骸・伝統的に残しながら、構成状況の多様化、分極化と相俟って、より実質的、制度的な体制となったものではないかと推定される。

上東平野に形成されていた地域的政治集団は、前期古墳及び後期古墳の展開状況からみて、階級関係の構成状況の変革に対応して、自らの構造改革と再編成をなすとともに、西岸平野や上道地域等の近接して構造改革の遅れた地域的政治集団を傘下に治め、再編成したものと考えられる。そして、この再編成された古墳時代後期の地域的政治集団は、上東平野の集団を中核に、前期古墳時代に形成されていた地域的政治集団を幾つか統轄した、一定の面的な支配体制をもち、後に「評（群）」として行政区画される前提となる、領域的な支配構造であったのではなかろうか。一方、この変質に伴う支配体制の再編成の結果が、前述の後期古墳に内包される「安定性」に表徴される「制度的体制」なのではなかろうか。そして、第一章及び「賞田廃寺発掘調査報告」第五章で指摘した⑬唐人塚古墳は、石室規模、構築状態、内容からみて、６世紀を通して地域的政治集団の多様化、多極化した支配階級・階層関係の体制として淘汰され、政治的に再編成された「制度的」構造の中枢・頂点を占めた、世帯共同体の（首）長の墓と考えられる。いずれにしても、６世紀全般を通して、多様・多極化した上東平野の地域的政治集団の支配構造は、その再構成を経由して重層的な階級・階層関係の「制度的」構造の体制を招来したものであり、その形成過程に多分に畿内政権の干渉と影響を想起させられる。

(2)、岡山平野の白鳳・天平時代寺院

一般的に（広義の）岡山平野と呼称されている吉備地方南部の平野地帯には、多数の古代（白鳳・天平時代）寺院が存在している。これらの内でも、地形的にも、遺跡の存在状況からも中枢部分を占める、吉井川西岸から高梁川東岸に至る平野地域に、存在した古代寺院を一通り眺めることにより、この地域の一画を占める上東平野に形成された古代寺院の検討の一視点を析出し、ひいては上東平野を唯一至上化する独善の陥穽とならないようにしたい。

上記の平野地域に、現在までに確実な奈良時代以前の寺院址として確認されているのは、備前国に12ケ寺、備中国に９ケ寺あり⑭、この内、備中国の1ケ寺を除いて所謂平地伽藍である。備前国の12ケ寺の内、官寺である国分寺、国分尼寺を除いた10ケ寺を、律令体制の郡別に見ると、上道郡に賞田廃寺、幡多廃寺、網浜廃寺、居都廃寺、吉井廃寺、津高郡に荒神廃寺、才の木廃寺、廃神力寺、赤坂郡（後に分割設置された磐梨郡を含む）に吉岡廃寺、廃妙興寺という状態に存在している。備中国の国分寺、国分尼寺を除く７ケ寺を、郡別に見ると賀夜郡に加夜廃寺、

大崎廃寺、都宇郡に日畑廃寺、矢部廃寺、惣瓜廃寺、三田廃寺、日差山廃寺という状態に存在している。これらの寺院の内、所謂平地伽藍のものについて、自然地形の区画と水系による単位的小平野と立地条件に拠って見ると、上道郡の寺院は、上東平野に前述の4ケ寺、上道地域（吉井川西岸小平野）に吉井廃寺が存在する。これらの内、賞田廃寺、居都廃寺、吉井廃寺は、前面に水田地帯を控える丘陵の谷の山麓に立地するものであり、幡多廃寺は全くの自然堤防上に立地し、網浜廃寺は河口海浜背後の山麓に立地するものである。津高郡の寺院は笹ケ瀬川水系の津高盆地に2ケ寺、吉備の津に面して一ケ寺が存在するもので、前者の才の木廃寺、荒神廃寺は、盆地からのびた広い谷の谷奥近くの山麓に南北に対峙して存在し、前面に条里制を残す水田が広がり、後者も吉備中山東山麓に前面に条里制の残る平野を控えて立地するものである。赤坂郡の2ケ寺は、万富の盆地状地形の北及び西に延びた大きな谷の、谷奥近くの山麓に立地し、いずれも前面に条里制を残す水田が展開している。一方、備中国賀夜郡の2ケ寺は、大崎廃寺が高梁川旧河道左岸の平野を前面に控えた谷口の山麓に立地し、加夜廃寺が備中国府北東に近接して全くの自然堤防上に立地するものである。都宇郡の山頂の1ケ寺を除いた4ケ寺は、矢部、日畑、三田の各廃寺が前面に条里制を残す平野を控えた谷口の山麓に立地し、惣瓜廃寺が山麓を背後にして高梁川旧河道右岸の平野に立地するものである。余分ながら、備前国分寺址、国分尼寺址は、条里制を残す平野を東方に控えた山麓に立地し、備中国分寺址、国分尼寺址も三須から上林の条里制を残す盆地状平野背後の丘陵山麓部に立地するものである。

吉備地方南部の中枢平野地域に形成された、古代（奈良時代以前）地方私寺について眺めると、各寺々は、条里制水田地帯を眼前に控えた山麓や、水田中の自然堤防上を占地して、しかも、特定の単位地区的小平野に伴うもので、その平野内に複数的に造営されたものが多い。以上の存在状況から、これらの各私寺は、単位地区的小平野の条里制の進捗に一定の関連をもって存在した可能性が強く、また律令制によって区画された郡を構成する、幾つかの単位地区的小平野の中で特定の小平野に形成され、小平野の内でも郷単位程度に分位して造営されたと考えられる。また、これらの内でも白鳳時代以前に創建された寺院について見ると、寺院の伴う小平野は、後期古墳群を形成させた単位地区的小平野に重複するが、その逆関係にはない。なお、これらの寺院は、日差山廃寺を除いて所謂平地伽藍とされているが、完全に沖積平地に造営されているのは幡多、加夜、惣瓜の各廃寺で、大半が水田地帯直後の丘陵山麓緩斜面に造営されているもので、寺院造営地と寺院造営主体者の直接掌握する生産地との関連をも示すものであろう。さらに、寺院と一般集落との関係を単位地区的小平野内で、対比、検討する必要があるが現在の所ほとんどなされておらず、将来への問題点として展望的に提起される。　ただ、上東平野について見れば、平野部に、国府に伴う集落や、自然堤防上の集落、山麓の集落が所在していたと推定され、各寺々は集落に近接して占地されていたと考えられる。

特に、幡多廃寺、加夜廃寺は、国府に近接して造営されたもので、その立地及び存在状況に

共通性が窺え、両方の国分寺、国分尼寺が国府の所在する単位地区的小平野と異なる小平野に存在する状況と相俟って、両寺の存在意義が、単なる地方私寺として片付けることができない、国府の存在との有機的関連性にあることを想起させられる。

一方、これらの寺院に伴う瓦当文様について眺めてみると、賞田廃寺、　幡田廃寺以外は、発掘調査に拠らない偶然的出土に基づくもので、各々の全貌が定かでなく、前述の上東平野の各寺院址間で試みた様な検討をなしえない。これらの寺院の内で白鳳時代以前の創建とされているのは、賞田、幡多、居都、荒神、才の木、廃神力寺、大崎、日畑、加夜の各廃寺9ケ寺で、備前国南西部から備中国南東部にかけての平野地域の、要衝を占める位置に所在する。これら9ケ寺の白鳳様式瓦当文は、賞田廃寺と居都廃寺、日畑廃寺と加夜廃寺（所謂吉備式瓦当文）の同型式瓦当文使用関係にあるものもあるが、大半が個々別型式の蓮花文である。なお、これらのうちで、所謂川原寺式瓦当文を伴うものは、荒神廃寺1ケ寺だけであり、これら以外は畿内先進中央寺院の白鳳様式瓦当文に直接結び付くと判断されるものがない。これらの白鳳寺院の存在状況は、行政単位の郡を構成する幾つかの単位地区的小平野の内でも、中核的位置を占める小平野に存在し、量的拡散する天平寺院の先達をなすものである。

また、上記21ケ寺の内、瓦当文未見の廃妙興寺を除く20ケ寺で、所謂平城宮式瓦（平城宮跡出土瓦番号6225号及び6663号系文様）及びその亜式が、日畑廃寺、備前国分寺、同尼寺以外の18ケ寺に汎地域的に伴っているのも、一つの特徴的状況である。型式上は、備前国の各寺の瓦が6225号・6663号と同一であるのに対し、備中国の各寺の瓦が花弁・界弁及び唐草の形状・配置に若干の異りの認められる（6225号、6663号実物を手本に複製化を図った感じの）ものであるが、大局的には同一型式のものである。さらに、軒平瓦文様において、6225号・6681号・6702号内区の唐草文様の地方的に退化・簡易化したと推定される変形種が、平城宮式瓦の分布に比例して広汎に認められ、平城宮式瓦の吉備地方中枢地域への導入は、白鳳地方寺院の瓦当文に示される個別性（潜在的自立性？）が、律令国家により斉一化され、淘汰されたことを表徴するのではないかと考えられる。

いずれにせよ、天平期に至って地方私寺が、さらに周辺の単位地区的小平野に拡散して形成される一方、上記白鳳時代の地方私寺も、その大半が平城宮式瓦によって斉一化され、このことは、地方私寺の造営主体者である地方豪族の、律令体制への全面的屈服と依存を表徴するものなのではなかろうか。

(3). 古代山上寺院（古代後期寺院）

古備地方南部の中枢平野地域に形成された古代寺院には、所謂平地伽藍の白鳳・天平寺院以外に、創建が「古代」でも平安時代に下り、古代末から中世前半に最盛期のある山上寺院や、

近世まで継続する天平勝宝年間の報恩大師開基伝承を持つ寺院が含まれる。山上寺院址は、調査と資料集積が平地寺院址程に詳細且多量になされていないが、備前国で竜の口山東山頂廃寺、石蓮寺、円光寺、笠井堂屋敷廃寺、堂敷山廃寺、池谷廃寺、清水廃寺、高麗寺等が、備中国で日差山廃寺、新山廃寺、岩屋寺、浅原寺、福山寺等が知られている。これらの寺院址は、出土する瓦の最古様式瓦から平安年代中に創建されたと推定され、単位地区的小平野の背後の奥まった谷頭上の山上に所在するものが多く、所在状況が前述の平地伽藍寺院と非共存的である。山頂寺院と平地寺院とは、大局的に前者の創建期と後者の終末期が重複するようであるが、両者の相関性を検討しえれるだけの資料集積がなされていない。

一方、報恩大師開基伝承寺院は、孝謙天皇、桓武天皇の病気治療の祈祷に効を上げ、勅命により備前四十八ケ寺を建立したと伝えられる報恩によって、創建または再興されたとの縁起の伝わる山頂寺院である。これらの寺院は、ほとんどが幕藩体制による仏教施策に迎合して近代まで存続し、現在廃寺となっていても所在位置の判明しているものであるが、創建の上限が文献史料上確実に平安時代に存在していた数寺を除いて、奈良時代は無論平安時代に遡るかどうか、非常に疑問であり確証がない。しかし、これらは、備前国全域から備中国東部の広範囲に渡って存在するもので、その創建が確証されないとはいえ、中世・近世を通して、各地域の名刹となった中核的寺院に観念的に継承されているものである。報恩大師開基伝承寺院の現象は、他地方にみられる空海開基伝承寺院（四十八ケ寺等）や行基開基伝承寺院等に示される、当時の体制仏教外の仏教活動と基本的に同様である可能性が強い。この現象についての検討、考察は、仏教史ひいては思想史、あるいは報恩の研究が大前提となるので、本報告では立入りえないものであるので、古代（奈良時代以前）地方寺院の追求における一側面として、展望すべき問題点であることを提起するに止めたい。

いづれにしても、古代の山上寺院、報恩大師開基伝承寺院は、山間僻地や日常生活地から隔絶した山上に立地し、一側面に呪術性を示す一方、所在的には単位地区的小平野のほぼ全体に伴うもので、白鳳・奈良時代寺院とは異なった展開状況を示すものである。このことは、前者の大半が中世ひいては近世まで継承されて展開するのに対し、後者の大半が古代において終焉に至る現象と相俟って、寺院ひいては仏教活動の対象者の転換、変貌を意味するもので、逆説的に後者の立脚していた階級、階層及びその存在意義、性格、政治性の奈辺を示すものと考えることができよう。

(4). 古代神社（祭祀性）

古代（奈良時代以前）寺院の地方における生成は、大陸の完成された国家体制に濾過された、一つの思想である仏教の道入に基づくもので、まさに先進文明受容の象徴であり、その内部に

弥生時代以来徐々に醸成されてきた伝統的な階級関係の観念を、峻別的に隔絶したその観念を伴うものである。古代地域史において一定の権力構造を表徴するものとして、古代寺院を検討する以上、寺院（仏教）の観点に立脚した見解のみでは、地域の歴史的展開を一つの観念をもって割り切ってしまうことになるであろう。仏教という導入された思想に対応する、本来からの思想に基づく、古代地域史の展望、検討も不可欠の観点であり、両者は相俟ってその再構成と権力構造の析出に、より接近するものであろう。この本来の思想として、弥生時代以降各地域において伝統的に醸成された集団祭祀（カミ）があげられ、本来共同体各々の集団祭祀の場である「よりしろ」が、普遍的に形式化した「祭祀」の建築物を伴い、非人格化した祭神を具備した「神社」の形成は、資料的に定かでない。地方の「神社」にとって、一つの確実な文献史料は延喜式神名張であり、続日本紀の記事に見られる「神社」あるいは「神祇の社」が、どの程度まで地方「神社」を意図しているか定かでなく、その上限は平安時代を現状では遡りえない状勢にあるといえよう。

上記の項目(2)、(3)で眺めた地域に、延喜式神各帳に記載されている官社の、所謂式内社も広範囲に渡って存在している。この地域に延喜式によれば、備前国の上道郡に1社4座、御野郡に8社8座、津高郡に2社2座、赤坂郡に4社6座が、備中国の賀夜郡に4社4座、窪屋郡に3社3座が所在しており、この内赤坂郡の3社3座、津高郡の1社1座が、前述の吉備地方南部中枢平野部から外れた山間地に位置すると考えられる。山間の4社4座を除いた18社23座の内、「名神（大社）」は吉備津神社（賀夜郡）であり、平安時代に位階を叙せられているのは吉備津神社と菅生神社（窪屋郡）だけである。因にいえば、備前国式内社21社26座の内、「名神」が吉備中心部から外れた邑久郡の安仁神社であり、神位のあるのが、縁辺にあたる和気郡の神根神社である。また、備中国式内社18社18座中、「名神」「叙位社」が上記の2社のみである。余談ながら美作国式内社10社11座は、「名神」1社、「叙位社」9社と、極めて対称的である。

さて、式内社の所在状況と前述の古代（奈良時代以前）寺院の存在状況との対比において、特に注目されるのは、狭義の岡山平野であり、この地域に焦点を合せて、両者の存在状況における問題点の析出を検討してみたい。第一章で概述している様に、奈良時代の平地寺院は、上東平野（旭川東岸）に4ケ寺（十1？）も単位地区的小平野として群成するのに対し、西岸平野には1ケ寺も確認されていない。両岸平野の寺院の不均衡な存在状況に対し、式内社が、西岸平野に8社も形成されているのに、上東平野には僅か1社（4座）しか所在せず、両者の存在状況は、旭川を挟んだ両岸の単位地区的小平野に、それぞれが偏向的集中状況にあり、両者を対抗的に見れば一定の均衡性を示すものと考えられる。さらに両岸平野を一体的に見れば、両者が均衡性を形成するもので、律令制の地方行政区画により二分されている、旭川両岸平野

は、この意味からも一体のものとして対応する必要がある。

西岸平野（御野郡）に所在する式内社８社は、現在全て神社として存在しているが、大半が幕藩体制確立後に岡山藩主の儒教信奉と宗教政策に基づき、由緒ある神社として支配権力によって御野郡各地に、復興的に疑定されたもので、２・３の本来的所在地と考えられるものを除いて、現在の所在地の信憑性を欠き、これをもって存在状況を検討することができない。しかし、平安時代前半に国家体制に組み込まれ、所謂官社とされた地域の「カミ」が、西岸平野に８社存在していたことは事実であろう。参考までに８式内社の名称を記載すると、①名門別、②石門別、③尾針、④天、⑤伊勢、⑥天計、⑦国、⑧尾治針名真若比女であり、これらの名称はオハリ＝小治つまり小墾田及びイワトワケ＝水門(樋)つまり水利（用水）を表徴すると考えられるものが①②③⑥⑧の５社、伝統的なクニツカミを示すと考えられるのが⑦と、圧倒的に在地に形成された農業生産に由来すると推定される祭祀（カミ）である。これらの神社（祭祀の場）は、旭川西岸平野の農耕祭祀と水利施設の要所要所に、広く分散して存在していたものと考えられる。一方、上東平野の式内社は、大神神社１社（４座）が竜の口山山麓の四御神にあったとされているが、必ずしも古代の所在地が確実でない。しかし、中世の神名帳や字名等から竜の口山山麓東部の現位置近辺に所在していたと推定され、多分に谷水系（溜池及び谷水田）に由来する「カミ」の可能性が強い。それにしても、上東平野は、旧川道や河田からみても西岸平野と同様に、クリークの入り込んだ沖積平野であったと判断され、弥生時代以来の水田開拓と水利権の形成ひいては農業共同体の展開状況が、西岸と大差のない状況にあったと推定され、平野各地に農業生産に由来する「カミ」の場が形成されていたと考えられる。従って、これらの各在地の「カミ」が西岸平野のそれの様に、所謂官社とされない（あるいはならずにいた）でいた状況は、上東平野に形成された「カミガミ」が、律令体制の宗教政策に組み込まれずに、潜在的に地域としての自立性、自主性を保持していたことを意味するものではなかろうか。

旭川両岸の各平野に伴う弥生時代から奈良時代にかけての遺跡の展開状況から、古墳時代後期に西岸平野が上東平野の従属関係に組み込まれ、7世紀から８世紀にかけてもその関係が発展強化され、持続されていたものと考えられる。この状況は、上東平野に形成された地域的政治集団による、西岸平野のそれの支配という政治関係を象徴するとともに、両者の階級社会の構成と相俟って、両岸平野を１つの政治的単位として２重構造が構成されていたことを示唆するものと考えられる。この構造状況における支配者である上東平野の地域的政治集団は、畿内政権の国家体制の確立に基づく地域の直接支配の貫徹下に、西岸平野の支配権を畿内政権（国家体制）に差し出して施策に対応する一方、本拠地に一定の自立性を潜在的に持続さし、その表徴と施策への迎合として支配構造頂点を占める首長一族による地方寺院造営を果し、前述の存在状況を示すに至ったのではなかろうか。西岸平野の地域的政治集団は、２重構造の被支配

側であったがため支配権が上東平野の地域的政治集団から国家に移譲され、直接支配下に完全に組み込まれたために、その集団を構成する各農業共同体独自の集団（農耕）祭祀の祭祀権が、完全に国家により掌握されてしまい、官社化されたものではなかろうか。この状況が、国家体制による地方の祭祀権掌握制度の整備に伴い、式内社と格付けされて表記されるに至り、西岸平野に集中的に所在する現象になったと推定される。

いずれにしても、５世紀から８世紀にかけての、旭川両岸平野における時代表徴的遺跡の存在状況の不均衡と、その反対的対応の集約ともいえる式内社の存在状況は、地域的政治集団の政治関係・２重構造性の展開と、国家体制への組み込まれ状況を示すものであろう。そして、２重構造の発展展開から国家体制に組み込まれる時期は、地域支配が国造制の展開から郡司制形成の問題の時期である。この観点から古代地方寺院成立に伴う地域史の問題点の析出は、国造制に対する展望と検討に基づく提起が不可欠の視点であろう。

(5). 国造制への展望

吉備地方南部の中枢平野地域における奈良時代以前の古代地方寺院の創建期は、飛鳥時代後葉から奈良時代に及んでいるが、上記(2)で記述した21ケ寺中国分寺・国分尼寺を除く17ケ寺の内、８ケ寺が白鳳時代にあり、その中心がこの時代にあったと考えられ、未調査のため現在奈良時代創建とされているものに、幡多廃寺と同様に白鳳時代に遡るものが、幾つか含まれていると推定される。この地方寺院の創造期は、地方の支配体制が、国造制から律令制に基づく国―郡（評）―郷里の行政制度に変換する時期であり、寺院造営ひいては仏教の地方波及と国造との有機的関連性が、当然に想起される。吉備地方に存在していた国造は、国造本紀によれば、上道、三野、加夜、下道、笠、大伯、吉備中県、吉備穴、吉備品治の９国造（波久岐国造を入れて10国造）あり、所謂吉備氏一族と伝承を残すのが前５者である。吉備地方における国造制の成立は、前期大形前方後円墳の特定単位地区的小平野での存在状況から、それら（に形成された地域的政治集団）の政治的結合体である部族同盟（吉備政権＝盟主権の輪番制をとる支配体制）が、畿内政権の執拗な解体工作・干渉のまえに、構成各部族（地域的政治集団＝10)の体拠地への引き上げによる、自己の再編成と部族同盟の２次的再構成に基づくものとされている⑮。

中枢平野地域を構成する単位地区的小平野における、前期古墳から後期古墳に至る形成と展開状況は、大局的に見れば、①点在且並遍的な前期古墳から、群成して地区内に拡散した後期古墳群、②地区内各所に小数古墳群の拡散した前期古墳から、特定地に集合して群集墳化した後期古墳、③点在的な前期古墳から、希少または縁辺に点在化した後期古墳（前期古墳数から減少・不増加）との３形態に分けられる。地域的政治集団にとって、６世紀に形成され、７世

紀中頃まで展開していたと考えられている国造制への転換は、上記の①、②の現象を、水系及び単位地区的小平野で質・量ともに最集約した地域的政治集団による、前期古墳に表徴される4～5世紀の支配体制の再編成と、支配構造の再構成であろう。古墳時代前期でも5世紀の「倭」の政治体制が、畿内政治勢力を中核とした王民制、あるいは部民制にあったとしても、地域の支配体制の本質は、石母田氏の概念規定している首長制⑯にあり、地域における構造的矛盾の醸成に即応した首長制に基づく、体制と構造にあったであろう。畿内政治勢力の干渉・介入があったにせよ、国造制への転換は、本質的には地域の階級的矛盾の蓄積・増大に対応した、地方的支配構造の構造改革であろう。そして、中枢平野地域における国造は、律令制の郡名との対応から、上道、三野、加夜の3国造が蟠踞していたと一応されている。これらの国造の形成と展開は、上記の①～③に大別した前期古墳から後期古墳の築造状況の転換及び、周辺の単位地区的小平野間における展開状況の内容差から、検討する必要があるであろう。この一例として、上道国造についてみれば、上道国造の本拠地は、旭川西岸平野から吉井川西岸までの平野部分（部族同盟構成の地区が3ケ所）で、上記①あるいは②を示すのが上東平野だけであり、この単位地区的小平野に比定される。そして、この状況は、古墳時代前期の部族同盟から古墳時代後期の国造制による2次的再構成に際し、近接する前者における構成員の大半の欠落を招来させた、特定構成員による後者への転化を示し、2次的同盟の「地方性」についてみれば、支配構造の集約、構成員の淘汰を意味するものである。一方、国造制に基づく地域支配の形態は、国造法による司法権・徴税権・勧農・祭司権を総体的に掌握した領域的支配体制⑰にあり、特定地域的政治集団によるこの「掌握」が、古墳時代前期の部族同盟を構成する各単位地区的小平野における、後期古墳への転換状況の不均衡を醸成したものではなかろうか。そして。この状況を、他の2国造についてみれば、三野国造が津高から吉備中山東部の平野地区（笹ケ瀬川水系）に、加夜国造が旧高松町の平野地区（高梁川旧河道右岸）に、その本拠地を求めることができるであろう。

さて、国造本紀に記載されている吉備の9国造について、若干の検討を加えてみたい。これらの国造は、吉備一族の同祖伝承をもつ上道、三野、加夜、下道、笠と、非吉備氏の祖先伝承をもつ大伯、吉備中県、吉備穴、吉備品治に大別され、本拠地の比定困難な笠を除く前者が、吉備地方南部中心平野地域を本拠地として占め、後者が周辺及び背後の山間地に位置し、かつての部族同盟に対して新興勢力的に抬頭したものとされている。周辺に抬頭した非吉備族を割愛し、吉備一族の国造に関して眺めると、日本書紀、古事記に記載されている吉備氏系譜は、①古事記考霊段、②日本書紀考霊紀2年2月の条、③同応神紀22年9月の条との3類型があり、③がもっとも初源的であって信憑性のあるものとされている⑱。③によると各国造の血縁関係は、上道と加夜がナカツヒコを共通の祖とする兄弟関係、三野がナカツヒコの弟を祖（つまり上道・

加夜の叔父）とし、下道がナカツヒコの兄を祖（つまり上道・加夜の伯父）とし、笠がナカツヒコの父の弟を祖（つまり上道・加夜の大叔父）としている。この記載事項は、事実関係が信憑度の低いものであっても、上道、三野、加夜、下道の国造が、直系近親親族関係のもとに分氏化し、しかも古墳の存在状況から中枢平野地域でも中核をなしていたと推定される。上道、加夜がより親密な（兄弟）始祖関係をもって分氏化したことを、記載時期の推古朝⑲(期）に吉備一族の国造が共通理解として、相互認識していたことを表徴するものだと考えられる。一方、国造制の解体期、つまり律令制の地方への進捗期に、これらの国造は如何なる動向を示しているのであろうか。天武13年（685）の朝臣姓の制定に際し、この姓を下賜されているのが下道、笠だけで、上道は天平宝字元年（757）に、加夜は天平神護元年（765）と著しく遅れており、また三野は未下賜のままである。律令体制下に組み込まれてしまったかつての吉備一族の国造は、体制への対応において郡司として、律令政府の地方支配構造の先端に活路を見いだすものと、中央政府の中・下級官人化するものとに大別できよう。この動向は、国造層が階級支配者として地域的自立状況を喪失し、律令体制（国家）に階級支配者として絶対且構造的に依存することを示し、大局的に見ればその転換期に氏寺として地方私寺が造営されているものである。いずれにしても、国造制の展開は、基本的に「制度」的で「領域」的な支配体制の確立であり、その根底に弥生時代以来の蓄積された「地域」の独自性が第一義的に存在し、この解体（転換）期に各国造の本拠地に、非地域的伝統・中央志向ひいては先進文明（体制）且異質思想の諸々の要因を内包して、国造層により寺院が建立されているものであろう。

吉備一族の国造の律令体制下における動向を、少し具体的に眺めてみたい。笠氏は、日本書紀仁徳紀67年の条から本拠地を、高梁川下流西岸に比定するむきもあるが、遺跡の存在状況と応神紀22年の条からこの地域が下道氏の本拠地と著しく共合して不適格であり、また、語呂合せから笠岡地域を比定するむきもあるが、確証が全くない。また、笠氏の祖と伝承されているカモワケの封地「ハクキノアガタ」も全く不確定であり、その本拠地の比定がなしがたい。しかし、笠氏の検討の本旨は、その本拠地の比定にあるのでなく、吉備一族とされながら吉備中枢地域に伝承的残欠すら留めないながら、大化の政変以降の律令体制形成期に、畿内中央政界の官人化して活躍している吉備一族の一分氏の存在により、分氏に基づく各氏の動向の一端を見いだせることにある。笠氏の動向は、国造制に基づく第２次吉備部族同盟の再形成と展開において、比較的早い時期に畿内政権の官人層に転化した、同盟構成部族の政治的転身状況を示すものであろう。また、三野氏は、続日本紀の記載時期を通して、同氏出身者の授位記載が２例見られるだけで、中央政界での公式記録の僅かな状態にあるが、備前国津高郡司牒及び備前国津高郡津高郷陸田売買券に見られる、郡司の少領従七位上三野臣浪漁の存在からみて、在地の郡司層として健在であったと考えられる。三野氏は、国造制の解体期から律令制確立期に、中

央進出を図ることなく、郡司層として在地支配者層のままに止まっていたものであろう。

上道氏は、上東平野を本拠地とし後に旭川西岸平野をも併呑した、吉備一族でも中心的な部族であり、皇（王）位継承における星川皇子の反乱への荷担や、田狭の反乱伝承をもつ一族である。上道氏は、一族内から斐太都（正道）、広成等の律令政府中央中級官僚を出身させた一方、在地支配者として、備前国西半、特に旭川・砂川水系には隠然たる勢力を温存していたようで、岡山平野背後の旭川左岸にあって備前国の各平野を一望でき、山頂から中腹に大規模な磐境群のある高倉山に祭られている神社の、元慶元年（1332）作の偏額に大願主国造神主上道康成の銘が残り、当時までその祭司権を保持していたと考えられる。上道氏の国造制解体以降の動向は、律令体制の進捗に対応して律令体制中枢の中・下級官僚化する一方、本拠地は勿論かつての掌握地に潜在的な支配力を残存させた、在地支配者として蟠踞する二面性をもつものである。また、加夜氏の動向も基本的には上道氏と同様にあり、一族内から中央政界へ進出するものと、在地の支配者として残存する両面性をもっている。特に、加夜氏は、奈良時代後半から平安時代前半に多く中央政界の中・下級官僚化する一方、備中国一宮である吉備津神社の祭司権を室町時代初期まで完全に掌握している外、備中国南東部の各地に所在する神社・寺院に残存する金石資料・墨書に、願主・施主に加夜某の名を残し、両面性を表徴している。さらに、平安時代後半に、備前国一宮を吉備津神社の国境近くの東に移転、誘地させ、その祭司権をも掌握しており、並々ならぬ勢力を保持していたと考えられる。下道氏は、一族内から正二位右大臣吉備真備を筆頭として、多くの律令政府中・下級官僚を出身させているので、中央官人化の動向のみが強調されているきらいにあるが、その本拠地に比定されている小田川流域の奈良時代から平安時代に至る遺跡の形成・展開状況から、郡司層として在地の支配者としても残存していたと考えられる。この氏も、前2者と同様に、二面性をもった動向を示すものである。

さて、以上の5国造の動向は、前述の(2)、岡山平野の白鳳・天平時代寺院で眺めた、各地域の古代寺院の展開状況と無関係でない。上道氏の本拠地の上東平野に3ケ寺、三野氏の本拠地の津高盆地に2ケ寺、加夜氏の本拠地の高梁川旧河道右岸に2ケ寺、下道氏の本拠地の小田川流域に2ケ寺が伴い、また、これらの地区には、後期古墳の前期古墳に対する発展的展開状況が認められる。しかし、吉備地方南部中枢平野地域において、国造制に基づく地域的な政治支配領域を析出することは、後期古墳・古代寺院の存在状況等の資料集積による現状では困難である。いずれにしても、吉備一族の各国造の動向は、地域支配を放棄して畿内政権の官僚化の道を辿るものと、一族中から中央官僚を出身させると共に、体制の先端化しながらも地域支配の実権を掌握して二面性をとるもの、地域の支配者に徹して歩むものとに大別される。そして、白鳳時代創建の各寺院は、後二者の本拠地に複数的に伴うもので、国造層の律令体制下による

地域支配への対応との、構造的・政治的関連を想起させられる。

3．幡多廃寺の歴史的意義

(1)個体的存在意義

幡多廃寺の歴史的意義の提起は、寺院址独自の現象的特徴に基づく考察と、これをも含む地方古代寺院として、同時期の地域における他の資料展開状況の基に、如何に位置づけられるかの相対性の検討との、両面からなされなければならないであろう。幡多廃寺の現象的特徴の変遷過程は、前節２の(3)で指摘した様に、上東平野という単位地区的小平野に存在する各古代寺院が、一定の相関関係に基づくものである。このことは、古代地方寺院造営の要因の一つに、地域首長の階級支配者としての具現的顕示性があるものであるとすれば、地域的政治集団（単位地区的小平野）の支配構造の族制による確固たる掌握と、古代地方寺院の形成をなしえなかった他の地域的政治集団の支配構造に対する、階級支配としての階層的優越性を象徴するものと考えられる。律令体制の地方支配の基幹である郡司層（かつての国造層）が、各地域的政治集団の支配構造を直接的に掌握している地域の構造状況を、一定の領域性をもって対中央政府、対被支配集団の両面において表徴するものではなかろうか。律令体制に基づき「郡（評）」と設定された領域行政区画内における、各単位地区的小平野の地域的政治集団支配者（首長層）による支配構造の階層構成は、その構成（体制）を維持した第一義的なものが文字を媒体とした観念の「制度」であろうと、郡司層を頂点にした地域に伝統的に醸成されたものであろう。観念的な制度を理解できる首長層や、この制度の理解が日常生産活動にほとんど無縁であった被支配者層（一般農民）に対し、伝統的に醸成された階級的象徴の記念物「高塚式古墳」析出以来の感覚的・具現的表徴物として、寺院の存在は、地域における隔絶的階層性の表徴として大きな意義を内在させるものであろう。

また、幡多廃寺の現象的特徴の壇上積基壇・奈良三彩は、まさに、これら古代地方寺院を形成させた郡司層に対し、対中央政府との関連性において、より階層的優位と中央志向性を示すものと考えられる。壇上積基壇についてみれば、賞田廃寺のそれは、造営主体一族の上道臣斐太都の出世を反映して、当時の都の使用瓦でも新様式の、東院瑠璃瓦及び東大寺系瓦の文様様式に類似する瓦を伴って大改築されたものである。これに対し、幡多廃寺の壇上積基壇は、所謂平城宮式瓦を伴うもので、前者より１世代程先行するものである。そして、所謂平城宮式瓦の使用についてみれば、賞田廃寺ﾍ場合、大量使用でなく瓦窯の共伴も相俟って現地製作瓦であったのに対し、幡多廃寺の場合、大量使用及び瓦窯の不共伴（登窯構築地がない）からみて、かなりの広範囲に供給先が及ぶと推定される。現在の所、律令体制の上道郡及び三野郡内に須[20]

恵器及び奈良時代の瓦窯（賞田廃寺瓦窯を除く）が一ケ所も確認されていなく、同地域での未発見、見落しを考慮しても、供給先は、上道郡以外にもあったと考えざるをえなく、また幡多廃寺第Ⅱ様式瓦の文様造形の手際からみても、一部のものに畿内からの搬入が想起させられる。このことは、幡多廃寺の第Ⅱ期工事が、例へ天平７年（735）の寺々修造の勅があるにせよ、一介の郡司層の一分族だけの勢力でなされたものでなく、国司ひいては中央政府、権門勢家との有機的関連性においてなされていることを示すものである。また、壇上積基壇は、石材が香川県産のものであって、畿内産のそれにないこと、さらに古墳時代後期の唐人塚古墳石棺石材が竜山産であったことを相観すると、石材供給及びその技術（工人）の提供が、律令政府に一元的に掌握されて効率的運用のなされていたことを示すと解される。その造築は、律令政府の掌握する生産体制に絶対的に依存するもので、幡多廃寺造営主体の郡司層と律令政府との一定以上の有機的関連性を不可欠の前提とするであろう。しかし、白鳳時代から奈良時代前半における上道氏一族の中央政界での動きは、文献史料に皆無であり、また朝臣姓の下賜の状況にも見られるように中央政界中枢との特別の結び付きを示すような資料もない。上東平野の遺跡、遺物の状況から提起される上道氏一族の中央志向性と結合性は、如何なる状況の表徴なのであろうか。この問題を解く一つの鍵は、幡多廃寺及び賞田廃寺と推定備前国府との、所在位置関係にあると考えられる。現状では備前国府の正確な所在位置は明らかでないが、条里基線及び旭川旧河道、大字、小字名から推定した、第一章第２図に示した方八町の範囲が正確といえないまでも、ほぼ妥当なものであるとすれば、賞田廃寺が西側の北限から北約250ｍの位置に、幡多廃寺が西側の南限から南約250ｍの位置にあり、両寺は国府を中心にして南北に対称的な占地状況にある。国府の正確な位置が推定位置よりも多少移動しても、大局的には両寺の占地状況が変るものではない。

吉備国の分割による備前国の成立時期は定かでなく、通説的には天武11年（683）以降文武元年（697）とされており、国府の形成、造営もこの時期からであろう。賞田廃寺は、創建、本格的な造営時期が備前国府の造営期に先行し、第Ⅱ期工事が一部共合する程度であると考えられるが、幡多廃寺は、第Ⅰ期工事が国府の造営期とほぼ同一時期にあり、その相関性を極めて強く想起させられる。幡多廃寺は、律令体制の地方支配体制の進捗状況に、より敏感に対応してでの造営であり、壇上積基壇改築を伴う寺院完成の第Ⅱ期工事が、所謂平城宮式瓦の使用とも相俟って、天平７年７月５日の勅にみられる律令政府の仏教政策の転化＝寺院優遇政策に物の見事に対応した状況にある。つまり、幡多廃寺の造営経過は、律令政府の７世紀後葉から８世紀初頭の仏教奨励施策に則っての創建であり、奈良時代前葉の（地方？）寺院に対する厳しい統制施策期に休止期があり、その後の仏教活用・優遇施策への転換に対応しての完成工事の再開と、国府至近位置の条件も相俟って、律令政府の施策動向に、即応した状況を示すと考

えられる。しかし、幡多廃寺の壇上積基壇の採用の必然性は、この状況から抽出しえるものでなく、この報告書では確かな要因を提起しえない。ただ、蓋然性として、その要因は、天平16年（744）の大安寺伽藍縁起流記資財帳に見られる、旭川両岸平野の南部海岸近くに形成されている大安寺領大多羅葦原・同長江原や、丹比真人墾田等の初期墾田系荘園の形成に窺われる、中央権門勢家の地方進出との有機的関連が想起させられる。いずれにしても、幡多廃寺の壇上積基壇による中央寺院指向の具体的要因は、未解決のままにして置かざるをえない。

(2). 古代地方寺院形成への展望－Ⅰ－

古代地方寺院の歴史的意義は、地域史の動向との一環性に基づく評価と、その動向に如何に、位置付けるかが、基本的な観点となるであろう。地域史にとって古代地方寺院の出現は、ある意味では前方後円型・前方後方型の高塚式墳墓の生成以上に、突如として異質且峻別的なものである。高塚式古墳に象徴される4世紀から6世紀にかけての、地域における階級社会の展開を前哨として、7世紀後半に形成された古代地方寺院は、前者からの発展的展開を如何に象徴する現象的且史料的遺存物なのであろうか。

吉備地方南部中枢平野地域の古墳時代前期における構造的展開は、農業共同体を基底とした各単位地区的小平野（生産地）の集団の政治的連繋・結合過程の動向であり、所謂政治的地域集団（地域的政治集団の政治的結合体）あるいは部族同盟・吉備政権とされている権力構造の形成過程である。その基本形態は、対共同体成員と対他地域的政治集団との矛盾の二面性を梃子に、上昇転化を図り支配者化した首長層の政治的結合体制と、配下の共同体を単位として成り立つものであろう。現象的事例の記載を割愛するが、古墳の分布及びその内に所在する前方後円（方）墳の存在状況から、その構造性は、基本的に地域的政治集団を階級的基盤として形成された、首長と共同体の階級的矛盾が共合する極めて概念的体制であり、首長の共同体を絶対的に隔絶し、非人格的に超越した階級関係を想定しがたい。古墳時代の階級性は、人的労働力の累積の結果である巨大古墳の築造をもって、被葬者あるいは築造主体者の首長の階級性を、恣意的且無制限な被支配階級の動員と労働力の搾取を可能とする階級関係を伴う階級支配者として、絶対的な階級関係とするむきの多い状況にある。しかし、膨大な労働力の集積ひいては副葬品に見られる多量の生産物の集約を可能にしたのは、首長が非人格化した力学（暴力）的権力をもっていたからではなく、共同体が主体の共同行事であるが由の集積・集約であり、首長はそれを具現的に表徴するに過ないもので、首長も共同体総体の内に従属させられているものである。特に4・5世紀において、前者の観点を客観的に示す、生活・生産関係の遺跡・遺物は、未検出といっても過言ではないであろう。前期古墳に象徴される構造性は、総体としての地域的政治集団が主体であり、首長も絶体的な階級支配者としてそれを完全に振り切って超越

した状況になかったであろう。

一方、中枢平野地域の古墳時代後期における構造的展開の動向は、本章２の(1)に記述しているように３形態の前期古墳から後期古墳の転換状況がみられ、階級関係の進捗が醸成されていたと考えられる。そして、古墳の構築及び存在状況から古墳が、間接的・２次的に階級性を反映するものであっても、直接的・1次的にそれを示し、地域の構造を表徴するものでなく、逆に見れば、前期古墳の示す階級性の体質を示し、その極めて概念的状態から、より進展した階級関係（矛盾）とその分化を総じて示すものと考えられる。そこには、地域的政治集団を構成していた世帯共同体の相対的自立化に基づく、古墳築造主体者のそれへの転換を示す一方、これらのまとまりとしての単位地区性をも形成されており、地域的政治集団の総体的構造性が窺えれるものである。構造的展開は、世帯共同体と地域的政治集団との両者を、二重構造的に基盤として、政治的結合関係を示すものであろう。この基に、地域の支配構造を想定すれば、地域的政治集団内部における世帯共同体間の階級及び階層分化と、それをも包括した地域的政治集団間における支配関係との二重構造が形成されており、これの政治的結合による権力構造の析出が、この時期における政治的地域集団、吉備政権の形態なのではなかろうか。この二重構造に基づき、本来単元的階級関係を表徴して生成された古墳は、総体としての階級性を表徴しても、その多元性を表徴しえないものである。古墳時代後期の階級関係の直接、一次的な表徴は、古墳の築造及び葬送儀礼の概念的なものより、もっと観念的な「制度」に求めるべきではなかろうか。この支配階級及びその階層性を表徴する「制度」的なものが、何であったか具体的に定かでないが、古墳時代来の階級社会の進行に伴って伝統的に形成された、一般的に国造法と呼称される「制度」に代表されるのではなかろうか。そして、この様な支配階級の表徴と構造性は、古墳時代後期の階級関係が地域的政治集団首長の共同体的規制からの脱皮と隔絶的状況を示しているものの、その階級支配者としての体質が、依然として共同体の諸々の権能に依存する状況から、脱し切れない状況にあったことを示すのではないかと推定される。

いずれにしても、古墳時代後期の階級性は、弥生時代以来の農業生産を基底に形成された集団構成あっての階級性であり、あくまで総体の範囲内における醸成であり、地域的政治集団及びその構成員たる世帯共同体の二重構造を階級矛盾の依存点にしたものではなかろうか。

一方、７世紀以降の地域史の展開を示す遺跡は、現在の集落に重複しているため、未確認の住居址等生活址の遺跡が増大して形成されていると推定されるが、後期古墳築造の廃絶後が著しい量的後退を示し、窯址、寺院址、特定墳墓等の特殊な遺跡を除いて、民衆の遺跡が激減している。その一方において、農業生産についてみれば、弥生時代以来の伝統的に形成された水田を淘汰し、重層的に再構成され近代まで伝承されている水田形態の条里制が、７世紀代末には地域の主流を占めるに至ったと考えられ、条里制の地方進捗と古代地方寺院の形成期とは、

ほぼ同一期にある。

条里制の形成は、第1段階が大化前代の屯倉に伴う形成、第2段階が大化改新（政変）から持統期に至る時期の国家的開墾に伴う成立と、第3段階が浄御原令施行以降の全国的な班田収授の実施に伴う成立と、3段階の過程をもって国家権力によって完遂された土地制度である。特に第2段階の条里制の成立は、大化改新後の新政権による開墾政策に基づくもので、先進的技術を全国的規模の開墾事業において計画的に系統的に適用すること、すなわち旧来の個々の在地首長制の開墾の経験からは自然発生的には生まれてこない性質の技術、国家を媒介としてのみ摂取可能な海外の技術を、意識的に全国に適用することである。この開墾施策は、在地首長層の徭役賦課権および旧労働組織とそこに集積された食糧、道具等の所有が、中央からの技術と結合されることによって達成されたものであって、その所産として新しく獲得された公田＝公水は、従来の一切の伝統的土地所有関係から解放されたところの、したがって国有地として国家の新しい政策がそれだけ自由に実現し得るところの場の造成である。そして第2段階の条里制は、開墾—公田—条里制と国・群の境界の設定との関係を示唆する点において、国造・評造制によるその領域の分割・統合との関連において注目すべき意義をもち、行政区画の設定と不可分の関連をもって進行するものである。この段階での土地政策は、開墾された公田を収公または還授規定をともなわない一回的班田であり、第3段階、すなわち律令体制の基底をなす班田収授制を伴う条里制の前提をなすものである㉘。本報告の条里制の形成に対する見解は、以上の石母田正氏の論究に縋下したい。

上記の条里制形成に対する観点に基づき、6世紀から7世紀に至る土地政策を挺子とした畿内政権の、吉備地方への進出と、吉備地方政治勢力（政権）のそれへの対応の動向を眺めてみたい。畿内政権による吉備地方への屯倉の設置は、文献史料的には、日本書紀安閑紀2年5月の条に記載されている、全国26個所の屯倉設置の一環として7個所の設置による第1段階と、欽明紀16年7月の条にみられる吉備5郡に白猪屯倉の設置、及び同17年7月の条にみられる児島屯倉の設置による第2段階との、段階的浸透が図られている。前者については、その信憑性の低さも相俟って記載位置の比定地が定かでないが、大局的に後に分国させられた備中・備後国境付近の山間僻地の要衝に設置されたと推定され、後者は、書紀の信憑性の高揚も相俟って6世紀中頃に中枢平野地域の背後及び周辺の単位地区的小平野、並びに瀬戸内海の要衝の児島に設置されたものと考えられる。特別の政治性をもって設置されたと考えられる児島屯倉を除いた他は、上記条里制の第1段階を伴うものであっても、吉備地方政治勢力掌握の伝統的耕地からみれば、微々たる点在的状態であろう。しかし、前記の様に耕地造成（当然に農業技術も）の先進技術は、その醸成を通して周囲に「近代化（先進性）」を波及し、その技術供給源を一元的に掌握する畿内政権への傾斜を招来させるものであろう。そしてこの醸成は、吉備地方中枢

地域周辺に畿内政権による先進的技術導入に基づく支配体制の形成と、地域本来の伝統的な吉備地方政治勢力による支配体制とが軋轢を内在するものの、前者による技術的ヘゲモニーと後者による土地及び人民掌握のヘゲモニーとが共存的成果を形成するもので、両者とも相互依存の関係にあったであろう。地域支配の実体として後者の掌握地域に対し、前者のそれが絶対的におよばないまでも、地域にこれまでの伝統に基づく土地及び人民の支配形態以外に、前者による生産（支配）形態が橋頭堡的に形成され、地域に2形態の支配形態が醸成されることを示すものであったと考えられる。

第2段階の条里制の進捗は、第1段階による進歩的技術の地方波及に基づく一定の浸透を踏えて、畿内政権の各地方への面的且画一的な開墾事業施策地の飛躍的増大、つまり畿内政権の直接掌握の耕地及び水利の地方における拡張であり、ひいては畿内政権の絶対的中央政権の確立でもある。この開墾施策は、古墳時代前期の農業共同体内に埋没していた世帯共同体の、6世紀代における相対的自立に基づく、伝統的な共同体規制を乗り越えようとする動向に即応する土地施策であり、まさしく地域の内包する矛盾に対応して推進されていたものであろう。しかし、農業共同体の潜在主権である弥生時代以来の、特に古墳時代前期後半に獲取の頂点に達した、旧来の耕地及び水利も、地方における生産地の主体を占めるものであったと考えられる。従って、この時期における土地の掌握状況は、旧来地の地域首長主権地と新開地の畿内政権主権地とが両存する、両者の均衡したある意味での二重構造を形成するもので、生産に占める両者の比重は、前者の安定した好条件地の占地と後者の先進技術及び発展性とが相俟って、初めには前者が優越し、中頃に両者が拮抗し、やがて後に後者が前者を凌駕する経過を取ったと推定される。この経過を契機として、地域の主体的発展は、歴史の裏面に後退して潜在化し、畿内（中央＝国家）政権の政策、生産活動が表面的に作動するもので、地域住民の形成した遺跡の後退状況に反映されるものである。そして、この第2段階の時期に、各地域にみられる少数の先向的地方寺院が出現している。

第3段階の条里制は、第2段階の土地政策の成果を背景に隔絶化した、畿内政権の政治的力関係による一増の推進と、同時に旧来の地域（首長）主権の耕地をもその政策の対象として併呑してしまい、新開地・旧来地のかかわりあいなしに畿内政権の画一的土地政策の実施されたもので、生産活動における伝統的地域主権の解体された畿内政権主権の一元的布設である。この階級に至って、地域としての伝統的主体性は、その基盤を喪失してしまい、公権力化した畿内政権の基に埋没し、全く2次的な裏面性・潜在性化してしまうものであろう。そして、結果として畿内政権に迎合し、自ら地域の主権を畿内政権に献上する役割を担ったのは、農業共同体から相対的自立化した世帯共同体の階級矛盾を内包した国造層の、階級支配者としての階級の維持にあったのではなかろうか。それは地域に形成されていた支配構造を統一体として政治

的統合をし、汎日本の公権力となった畿内政権への階級支配者としての絶対的依拠であり、弥生時代末以来各地域に形成された階級構造の再編成と、首長層の上昇転化であろう。そして、白鳳時代後半の第3段階の成立期に、各地方の主導的地位にあった単位地区的小平野に、古代地方寺院が条里制田地背後に多く形成されているもので、本章一の2の(2)で記述した古代地方寺院の存在状態も、このことを表徴するものである。

吉備地方南部中枢平野地域にみられる、特定単位地区的小平野における古代地方寺院の群成は、条里制第2段階後半から第3段階成立期に形成されたもので、地域としてみれば伝統に則った国造法による国造制支配体制の解体期、地域主権の畿内政権による接収に基づく地域の一元的支配体制の成立期に対応するものである。この状況の進展に対応して、地方寺院造営主体者となる国造層の地域首長の中央志向と、その反面にある階級支配者としての中央政権への絶対依存及び地域性からの脱皮が相俟って、先進且畿内中央政権推奨文化の象徴である寺院が造営されるものではなかろうか。地方寺院の形成は、この基本的支配体制の転換に即応して、伝統的且地域的に醸成されてきた支配構造の象徴から離脱し、畿内中央政権を風靡している、地域の伝統的累積の所産では形成しえない高次元の、峻別的な舶来先進文明の思想の仏教及びその具現の場である寺院を、地域的旧態勢を超越した象徴として導入されたものと考えられる。

一方、条里制実施の水田及び河川・池溝の改修の土木技術は、一要因として地方寺院形成の技術的基盤を、各地方に潜在的に醸成させてゆくもので、その一定の地域的蓄積を前提としなければ、寺院造営という旧来の伝統的土木技術では達成しえない基本的に異質の技術を、地域的に消化しえないものであろう。特に条里制の面と画一的計画性及び全体と個々の区画を構成さす、企画性と測量技術の転用がなされなければ、寺院の伽藍配置の計画的造営が不可能である。少なくとも、後期古墳築造や集落形成・開墾の土木技術の地域的蓄積では、質的内容の異なる寺院造営を担い切れるものではないと考えられる。

いずれにしても、先進国の思想・体制・技術を一元的に掌握し、地域に導入・推進した畿内中央政権の土地政策（条里制）の進展と、古代地方寺院の生成は、土地制度の転換に伴う地域の階級関係においても、純然たる土木工事においても不可欠な関係にあり、地域史の展開に画期をなしたものであろう。それは、律令体制による地方支配体制の完成する前段階にあって、舶来先進文化を独占的に保持した畿内中央政権の、思想攻勢の地域拠点としての意味相をも含むものとも考えられる。地方の伝統的、保守（漸進）的制度・体制を隔絶した畿内中央政権が次段階として地方の支配体制を掌握するからには、地方にこの体制の浸透を図らねば、実質的には間接支配に留まり、舶来先進思想に基づく地域の体質改善とその一元的化が、国家体制を志向する倭の国家的統一体としては、至上の課題であったであろう。先進文明による、地方の有力首長の洗脳は、国家体制の形成を目指す畿内中央政権にとって、地方の畿内中央政権的支配体制

化の確立と相俟って最優先の施策であったであろう。この観念的施策の地方浸透に対し、寺院はその内容からみても拠点となるもので、地域における「文字」の波及は、これまで漠然とみられていたが、律令体制の前提として欠くことのできない条件であり、地域で文字使用を体現する場が地方寺院以外に、現在の所具体的に提起できるものがない。7世紀代に郡司の前身的行政職制とその職域（場）が形成されていても、それは国造制に依拠し、多分に伝統に基づくもので、「文字」の使用の拠点と必ずしも適合するものではないであろう。地方寺院の形成には「文字」の波及に表徴される、畿内中央政権の思想攻勢と地方の体質改善施策の内在を、見落すことのできないものである。

一方、奈良時代以前に創建された所謂平地伽藍の古代地方寺院と、本章一の2の(3)に記述した吉備南部中枢平野地域の周辺に存在する、平安時代創建の山頂寺院や報恩大師開基伝承の寺院（以下、古代後期寺院という）との対比・検討は、両者の存在位置の非共合や、前者の終末と後者の創建期の時期的重複から、前者の歴史的意義の一要因を析出するものである。平安時代創建の山頂寺院は、大半が平安時代の中・後期から鎌倉時代にまで存続し、古代社会から中世社会への転換を反映すると考えられる。報恩大師開基伝承寺院は、全てが古代に遡り、更には奈良時代後半の創建であったかどうか甚だ疑問であり、瓦片等物的証拠の皆無にあるが、文献史料から金山寺、弘法寺等幾寺が、平安時代後葉の存在が確実であり、古代社会から中世社会の転換を反映するものでもある。

以上の二系統の古代後期寺院は、形成から発展的展開期が、平地伽藍の古代地方寺院の衰退から廃絶期に対応するもので、地域社会における「寺院ひいては仏教」の質的変化を示唆し、前者との性格、存在意義の差異を反映して、両者の造営主体及び仏教対象者層の相違を提起する。白鳳・天平寺院の造営主体、ひいては仏教施策の地域の対象者が、律令体制下の郡司層となった国造層＝優越地域的政治集団首長層にあったのに対し、平安寺院のそれが、世帯共同体の発展した家父長的個別経営の豪族経営[24]の主体層・名主層にあったと考えられる。従って、奈良時代後半からの土地政策の転換による律令体制の変質に伴い、抬頭した墾田地系荘園の経営主体者の家父長的世帯共同体を仏教施策の対象とした思想動向の転換は、白鳳・天平寺院の相対的後退を招来させ、ひいてはその進展に伴って存在意義の喪失を醸成させたものではなかろうか。いずれにしても、仏教の主体的（信者）対象の、地域社会における階層的拡大と、その施策転換の一定の社会的蓄積に基づいて形成され、発展的展開をなした古代後期寺院に対し、白鳳・天平寺院は、生成に付与させられている仏教施策・造営（対象）主体者　存在意義等の基本的性格のために、その転換への不適応を示し、前代的性格を提起するものである。

また、古代地方寺院の具現化する仏教と、各地に伝統的に醸成されて来た在地の農耕祭祀

(氏神?) とは、思想面において次元を異にし、ある面で相反するものである。両者の対照的な存在状況を呈する旭川両岸平野における検討は、本章一の2の(4)で記述した様に地域支配の二重構造を示すと考えられる。旭川西岸平野に形成されていた存地的農耕神が、式内社として律令政府に直接掌握されたことの上限と、農耕祭祀の神社として形式的変貌の時期は、資料的に定かでないが奈良時代にあったであろう。極めて大局且推測的にみれば、6世紀代以降に上東平野の地域的政治集団に掌握されていたと考えられる、西岸平野の神々 (祭祀権)は、畿内中央政権の地方直接支配の浸透に伴い、後者によりそっくり接収された (あるいは前者からの献上) と推定される。これに対し、上東平野の式内社の稀少は、その地域政治集団が掌握する在地の各祭祀権を律令体制に接収されることなく、本来の形態に保持して地域として潜在的自立の状況にあり、律令体制の地域支配の貫徹に対し、本拠地の主権確保を示唆すると考えられる。このことは、国造制の形成から解体、さらには律令制の進展と、地域支配の変動にあって、上東平野の地域的政治集団の国造への転化と、律令体制へ一定の地域主権を確保しての屈服と階級的依存の、政治的動向を示すものである。そして、上東平野の地域的政治集団の族制比定を「上道氏」にすることは、まず間違いないであろう。

国造制の展開期に、上東平野を本拠地とする上道氏の領域支配の基に、西岸平野はその支配下に置かれ、二重構造を呈すものであったであろう。そして、畿内中央政権の国家形成に伴う地域支配体制の変換に、体制への組み込れと対応の象徴として地域首長による仏教導入において、上道氏は中央政権推奨の仏教受容をなすとともに、旧来からの祭祀権をも確保して地域主権を維持していたのに対し、西岸平野は被支配地域的集団であったが故に、仏教が及ばされずに旧来からの祭祀権が畿内に接収されたものと考えられる。律令制による地域支配体制の進捗の前に、国造一族の本拠地以外の支配権の掌握が不可能となり、西岸平野が中央政権に直接的に掌握され、地域支配の実体として、その精神面の象徴であったと考えられる祭祀権 (神々) が、直接掌握されたものではなかろうか。

地域の階級構造にとって旧来の地域的構造の再編成に基づく国造制が、内面に隔絶できない伝統的規制を伴うもので、その最たるものが農業祭祀としての共同体祭祀であり、地域的政治集団の首長及び構成員の精神構造から共同体祭祀の観念を払拭してしまうか、別の観念体系の何かをもって押圧しないかぎり、非人格化した絶対的階級支配者を析出しえないものである。国造制解体期の地域の支配階級である首長層は、畿内中央政権の国家形成への施策と相俟って、地域の階級支配者として留まるからには、自らの隔絶化・絶対化が不可欠の前提であり、中央政権の旧来伝統からの脱皮施策である大陸先進文明導入 (文明開化?) に、依存且受容して体質改善を図る必要に迫られていたものと考えられる。文明開化の観念の象徴である仏教(寺院)の地方首長による受容は、隔絶した畿内政権への迎合もさることながら、先進文明を体現した

威圧性も相俟って、旧来伝統を押圧し、上昇転化を招来させる要因をも内在させたものであろう。農耕あるいは各地の生産形態に対応した共同体祭祀の定形化した「神社」は、伝統文化・旧来体制の依拠する観念の象徴であり、寺院造営で相対的後退を来すものの、地域の伝統的主権を内在して存続して行くものである。

いずれにしても、仏教と祭祀は、前者が階級支配の完成した国家体制の先進文明の革命的観念として、畿内政権による国家形成及び地域の絶対的階級支配の確立に寄与するのに対し、後者が伝統に規制された保守的な観念であり、両者の存在状況は、律令体制に地域の組み込まれる状態の一面を物語るものであろう。

さて、吉備一族の国造層の動向は、本章一の2の(5)で展望した様に3形態に大別される。そして、吉備一族掌握地における古代寺院は、大部分が律令制の地方支配体制末端役人となった各氏の、本拠地の条里制背後に形成されているもので、国造制の解体に伴い地方官人となった各国造一族の中央志向と追従を、中央政府に表示するものである。同時にその一方において、絶対的階級支配の先進文明の観念を受容して理論武装し、地域に伝統的に醸成された後進的階級支配体制から上昇転換した、優越地域的政治集団首長（国造）層の地域における、隔絶且絶対的階級性をも表徴するものでもあろう。従って、古代地方寺院の形成は、一要因として、弥生時代以来に伝統的に醸成された地域的主体性を基調にした、階級支配の観念を、高次元のそれをもって押圧するもので、その地方における普遍的波及が、律令体制に基づく地域の一元的・画一的支配体制を招来さす先達をなすものである。また、その一方において、寺院造営主体者が、本拠地に潜在主権を確保している首長層であるから、律令制の地域の一元的掌握施策のまえに、ある種の二重体制を内在させるものでもある。古代地方寺院造営の利点として、寺院所有地による造営主体者の私地隠蔽の、反律令的機能が指摘[25]されるのも、この二重体制の潜在主権部に由来するもので、寺院の造営は、畿内中央政権によって斉一的に押圧される「地域」の階級支配者が、在地的に対応しうる姿を表徴するものであろう。

従って、地方の生産体制の主体が家父長的世帯共同体や、荘園に転換するに至っては、以上の要因をもって出現した古代地方寺院の存在意義が著しく低下し、やがて終焉を招来させられるものである。地域の生産体制の主体をなす、家父長的世帯共同体（家父長的小家族経営[26]）を対象とした思想施策の転換が、やがて古代後期寺院の形成へ発展していくものであろう。古代地方寺院は、形成が対中央（律令制）への志向にウエートを強く置かれ、その主体が、かつての国造層にあったため、律令制の実質的変質に対応しえず（逆にいえばさせる必要がない）、凋落から終焉の道を辿る必然性を内包していたものであろう。古代地方寺院は、対中央性と、階級支配の象徴としての対地域性の両面を備えるもので、両面の均衡が崩れた時に衰退化を招

来すると考えられる。

ここで、幡多廃寺について視点を帰すと、幡多廃寺は、上道氏の本拠地中央に形成された、国家体制の地方拠点である国府に近接して造営し、且その施策の変化に即応するもので、国家体制に組み込まれた地方首長の上記動向を如実に示すといえよう。仮に、古代地方寺院の合法的反律令機能だけで存在意義が解されるのであれば、幡多廃寺は、国府との位置関係、施策への即応からみて、それによる解釈が不可能である。幡多廃寺の造営は、国造から郡司層化する上道氏の、律令体制への即応面と、存地の階級支配者としての両面を表徴し、且上記の上道氏の動向に基づき、水田地帯の中央に占めてなされたと考えられる。

(3). 古代地方寺院への展望－Ⅱ－

吉備地方南部中枢平野地域における、古墳時代前期の地理的条件の単位平野に形成された、地域的政治集団は、各集団に優劣関係があったであろうが、単位平野として古墳群を形成しているものについては、対等的位置関係をもって政治的結合体をなしていたと考えられる。しかし、この時期の後半の集団を構成する世帯共同体の、相対的自立化の蠢動に伴い、集団自体及び集団関係の変質を来す。古墳時代後期には、地域的政治集団内の世帯共同体の相対的自立化に伴う階層分化に基づく、集団の再構成による権力権造の醸成は、その過程に一定の混乱と淘汰を伴い、先進（進歩）的に再構成して優位に立った集団による、後進（保守）的それにより劣勢に回った集団の、統合・従属を招来させ、集団関係の再編成を来たし、地域における権力構造の、有力地域的政治集団支配下の地域的政治集団による支配構造という、二重構造を形成したものと考えられる。一方、地域的政治集団内の再構成は、有力世帯共同体による権力構造頂点の掌握と固定化を生成させるとともに、支配階級の階層的拡大をも来すものである。この支配階級の階層的拡大（分化）と、権力構造掌握世帯共同体の固定化に基づく地域の支配体制が、所謂国造制に対する、一つの地域的観点からの解釈ではなかろうか。

国造制の解体期にあたって、二重構造を伴う有力地域的政治集団権力構造頂点を占める世帯共同体（国造層）は、後進的な集団の諸権能からの絶体的上昇転化を図り、畿内中央政権の施策とも相俟って、旧来の観念を押圧する先進観念の仏教を、地域において独占且隔絶的に受容し、その対中央・対地域両面の記念物・象徴物として寺院を造営したものと考えられる。それは、絶対的階級支配者に上昇転化を成し遂げた国造層（郡司層）の、旧来の伝統による地域的政治集団の支配階級及び、被支配階級に自己の絶対的隔絶性を具現化するとともに、それを包括する観念からの超越をも、体現化するものである。

以上の観点を模式図化すれば次のとおりである。

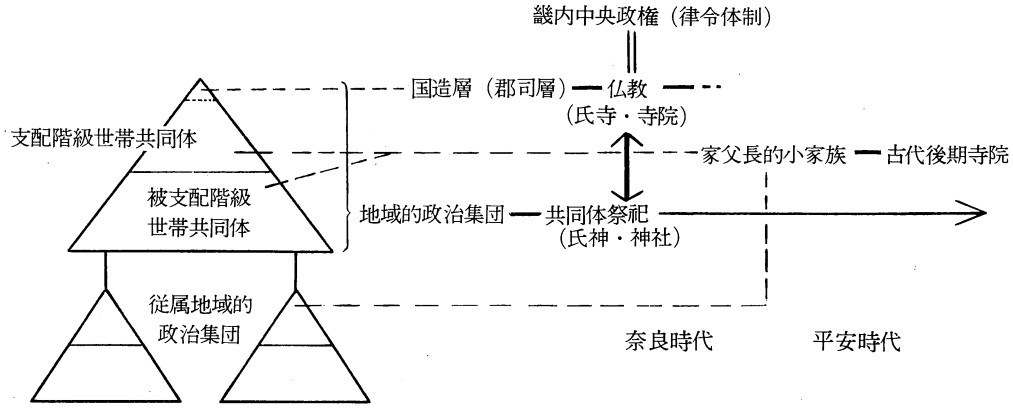

さて、この報告書の古代地方寺院に対する、これまでの検討・考察は、歴史的見解において誤まり、また方法論的にも誤謬を犯しているのかも知れない。しかし、ひるがえってみれば、白鳳時代以降の地方史は、古墳時代までが地域（在地）的主体性をもって再構成されているのに対し、国家形成の前に中央的主体性への地域の位置づけが主流をなし、地域の自立性に基づく地域史の再構成にはほど遠い、中央教条主義の地方版が主体を占めているといえよう。また、文献史料の信憑性の増大と絶対視に伴う、考古資料の相対的後退が相俟って、白鳳時代以降の考古資料は、寺院址、国府、郡衙、窯址、特定祭祀址等の特殊なものを除いて、極めて冷遇され、地域史の再構成にあまりにも軽視されている。しかし、古代地方史は、中央文献史料では再構成できない空間且時間の広範囲をもって展開し、その遺跡、遺物を現在の日常生活の周辺に顧られないままに呈示している。地域に主体を置いた資史料に基づく、地方史の再構成の試みられる必要があろう。地域モンロー主義、独善的、偏向的な再構成に陥ち入らない、地域主体の地方史の再構成と、この観点に基づく、資史料・試論の集積と体系化が、是非とも必要である。本報告書は、古代地方寺院の歴史的評価を試みるにあたり、地方史的観点からの模索も不可欠の条件と考え、中央史的観点からみれば2次的史料性であれ、本質的課題として提起し、まとめ切れなく支離滅裂であるが、幡多廃寺の多方面からの検討を試みたものである。

（出宮徳尚）

二、寺院以前の土器試論

1、弥生式土器及び土師器の検討

弥生時代前期から土器の器表調整として存在する技法に刷毛目とへらみがきがある。この技法の組み合せが一定の法則性を持って壺形土器、甕形土器に一般に用いられ始めるのは吉備地方においては、ほぼ弥生中期前葉の段階と考えられている㉗ この時期の代表的遺跡である岡山市南方遺跡出土㉘の南方Ⅱ式の土器を例として見てゆきたい。南方Ⅱ式の壺形土器は、各種の器形が存在するが、文様構成は、ほぼ共通して頸部から胴上半部にかけて櫛書波状文と平行沈線を交

互にめぐらし、その下端に2～3列の刺突文をめぐらす。文様帯上端の頸部に指頭圧痕、刻み目等の貼付突帯をめぐらすものがみられる。器表調整は、いずれも文様帯より上部には施文以前に縦方向の刷毛目を施し、それ以下は向って右下にさがる入念なへらみがきが施されている。甕形土器は、く字状に外反する口縁部を持ち、胴中央部に1～3例の刺突文を廻らす。器表調整は、刺突文直下より上半に縦方向の刷毛目、下半に縦方向のへらみがきが施されている。このように弥生中期前葉の新しい段階にはすでに器表の上半に刷毛目、下半にへらみがきを施す一定の法則性が確立している。以降、施文の変遷が櫛描文から凹線文へと変化してゆくが、器表調整の基本的パターンは長くひきつがれてゆく。他方、内面ヘラ削り技法は、すでにふれたが、その初現がどのような段階から始まるか現在のところ明確ではないが、中期中葉の甕形土器に内面ヘラ削りを施したものがみられる[29]。弥生時代中期末に位置づけられる仁伍式の段階に至ると内面ヘラ削り技法は、器表のへらみがきと対応するかのごとくに胴下半部を薄く等分な厚さの器壁を作り出している。この段階のこれら3者の技法の組み合せは、一定の定着性に根ざした安定した技法として吉備地方南部に普遍的に存在する。そして、この内面ヘラ削り技法は、この地域の弥生時代後半を通じて、特徴ある基本的技法として存在する。弥生時代中期中葉にはすでに、この地域で成立していた内面ヘラ削り技法は、器表の調整技法であるへらみがきと不可分な関係にあるといえよう。それは、特に甕形土器において最も象徴的に表わされているといえよう。甕形土器は、いうまでもなく本来煮沸用具として火に掛けて使用する土器であった。甕形土器の器壁は、薄ければ薄いほど熱効率が高いであろうし、内面ヘラ削り技法が器壁を薄く均一に仕上げる事に主要な意味があった事は明らかである。そして、内面ヘラ削り技法は、その技術の成立以前からあったへらみがきによる器表調整技法と結合することによって、その真価を発揮したであろう。そして、このことは、内面ヘラ削り技法の成立時において、この二者が胴部下半の表裏において対応することからも推定できる。又、器表に施されたへらみがきは、土器の表面を均一化するとともに器表の剝落を防止する上で有効であったであろう。

他方、幡多廃寺下層出土の弥生中期後半の土器(第23図Ya2、Yb1)にみられるように器壁の厚さ3㎜弱の極度に薄く整形された壺、甕が認められる。そして、この傾向は、吉備南部の弥生中期後半の土器に一般的に認められる傾向でもある。この時期の土器の中で極度に薄く整形された土器に施された内面ヘラ削りは、幅広く荒いが力強い削り跡として土器の内面に残されている。そして、内面ヘラ削り技法が薄い等分な器壁を作りあげることに主要な目的があるとすれば、この時期それを可能にした技術的側面が問題になる。そして、これらの技法を可能にした技術的側面には2つの方向性が想定される。第1は、純粋に技術的側面である技術の冴えにあるといえよう。器壁を3㎜弱の厚さに見切り、力強く大胆な削り跡から推定される技術的熟練は、製作者の長い経験とすぐれた技術を持ってして初めて可能となる側面であろう。他の側面

は、これらの技術的側面を支えたであろう 素材としての 粘土によって左右されたであろう事は想像にかたくない。土器を製作するにあたって粘土の持つ特性に大きく左右される事はいうまでもない。そして、粘土の持つ特性は、それが生成される過程において微妙な違いが生じることは、すでに広く知られている。そして、それらは土器の中の混在物の有無、土器の肌合いの違い等から一応推測できるが、それがいかなる具体的内容を持っているかは現在のところ不明である[30]。しかし、この時期に使用された粘土は、非常に腰の強い良質の粘土で内面ヘラ削りの高度な発達にも耐えうる最も適した粘土がえらばれていたことは容易に想像できる。内面ヘラ削り技法を一般化する基本的条件の一つには、この腰の強い良質の粘土の獲得であったことは想像にかたくない。そして、これらの基本的条件を満しうる諸条件の成立が少なくとも弥生時代中期中葉から後葉にかけて、この吉備地方に存在した事は指摘できる。そして、吉備地方においては、この内面ヘラ削り技法と器表調整における刷毛目、へらみがきの組み合された製作技法が、弥生後期をつうじて一般的技法であると共に、土師器における一般的製作技法へと系譜をかえることなく引きつがれてゆくことはすでに指摘されている[31]。他方、この地域の後期弥生式土器（上東式）が一般的に器壁を厚く作る事が指摘されている。この現象が何によってひきおこされたかは今のところ、まったく不明であるが、内面ヘラ削り技法の踏襲という側面を重視すれば、土器の製作技術の変革という技術的側面のみならず、当時の社会的諸条件の評価の中にこの問題を解決する糸口がみいだせるであろう。そして、弥生時代後期末に編年されるグランド上層式（白江Ⅱ式）の段階にいたると再び器壁の薄い精巧な土器となる。そして、この地域の土器は、他の地域に比較して器壁の薄い精巧な土器で、内面ヘラ削りはやや荒く、器表に施された刷毛目も目の細いものである。そして、この時期の土器も弥生中期以来の伝統的系譜に連らなる土器である。

弥生式土器から土師器へと変遷する土器様式の中で、いかなる土器型式をもって土師器と呼ぶかについての明確な規定は現在のところみあたらない。ごく一般的に弥生式土器を使用した時代を弥生時代と呼び、古墳が造営された時代（古墳時代）以降に使用された土器を土師器と呼ぶ概念に従がわざるをえない。弥生式土器と土師器は、それが異なった標識を用いた時代区分原理を用いて設置された各々の時代に使用された土器の呼称であるという特殊性によって、それは包括的概念にたよらざるをえない状態である。弥生時代と古墳時代は、それが異なった標式による時代区分であるという特殊性によって、各々の時代を分離する指標（土器）の明確な認識の把握を困難にしているといえよう。しかし、その時代に特徴的で普遍的な考古学的資料をもって、その時代を区分するという区分原理を持ってすれば、弥生時代・古墳時代という時代区分は、各々の時代を分離する標式を内包するであろう基本的条件に差異があるにせよ、古

墳という特殊な墓制に表現される歴史的記念物をもって時代区分の指標とせざるをえない。そして、それは古墳の成立をもって、古墳時代の開始とする今までの概念に従わざるをえない。弥生式土器と土師器を区別する基本的側面は、「古墳の築造がはじまった時代に併行する土器をもって、それ以前のものと区別するために土師器とよぶ[32]」という小林行雄氏の見解に求めることができよう。とりもなおさず最古の古墳の成立をもって、古墳時代の開始とし、その時期に併 う土器様式をもって 最古の土師器とすることができる。弥生式土器と土師器を識別する基本的原理は、このように土器自身の中に求められるのではなくて、最古の古墳に併行した土器がいかなるものであったかという側面から追求せざるをえなかった。弥生時代後期後半に位置づけられる土器様式から、いわゆる布留式（吉備地方では王泊5層）にかけての土器の推移が一連の系譜的変遷である以上、それらの変遷の中に大きな変化を見いだすことは困難であろう。そして、古墳の出現やそれを可能にした社会的諸条件の成立が、土器生産という生産の場における変革（地方色の消滅に象徴される段階）にまで力を及ぼすのは、布留式の段階までまたなければならなかった。

岡山県南部における弥生式土器から土師器への変遷の中で、酒津式土器を弥生式土器に含めるか、最古式の土師器と理解するかについては研究者の間において、その評価に差異が認められる[33]。しかし、この地方において、グランド上層（白江Ⅱ式）→酒津式→王泊6層（山田原）という一連の変遷の中で一線をひいて弥生式工器と土師器を区別することが土器自身からは困難である以上、それらの、どの土器様式の時期に古墳が築造されたかという視点から問題にされなければならなかった。かつて間壁忠彦氏は「弥生後期後半と考えた土器（白江Ⅱ式）が本格的古墳の成立を目前にひかえた時期の土器群であることを暗示しており、それに続く酒津式土器が古墳成立期の土器であることを想定させるに充分である[34]」と述べ、酒津式土器をこの地方最古の土師器として理解できることを指摘した。他方、発生期の古墳としては、吉備地方最古の古墳として位置づけられる備前車塚古墳がある。車塚古墳は、昭和43年岡山大学考古学研究室、岡山理科大学によって学術調査が実施され、2～3の土器片が検出された。そして、それらの土器片は、その諸特徴から一応酒津式に比定されている[35]。吉備最古の古墳の出現と酒津式土器は、いずれかの時点で共伴関係にあることがほぼ明瞭になってきた。今回の報告に際して一応酒津式土器以降を土師器として取り扱っておくが、酒津式の細分やいわゆる布留式（王泊5層）までの細かな細分が確立した段階で論議されなければならない多くの問題を含んでいるといえよう。

弥生後期末からいわゆる布留式にかけての土器様式の変遷の中で、古墳の築造がいかなる土器様式の段階に始まったか、という課題も重要であるが、それらの土器様式の中にどのような変遷が認められ、その変遷をいかに評価するかという課題も残されているといえよう。前者に

ついては、現在のところ問題を解決するにはその資料的限界が大きすぎるといわざるをえない。他方、幡多廃寺下層で検出された土師器は、その出土状況や検出された土器の総量からいって既成の土器様式の変遷を云々する発言力を持たないことはいうまでもない。しかし、幡多廃寺下層から検出された土師器の一般的傾向とその変遷から後者の問題を若干考えてみたい。

まず、吉備地方における弥生中期以降古式土師器にいたる変遷の中で、内面ヘラ削り技法が分断されることなく、継続して用いられている事は古くから注意されている[36]。吉備地方においては、おそくとも弥生中期後葉には刷毛目十へらみがきによる器表調整と、内面ヘラ削り技法は相互に有機的に結びついて、この地にほぼ普遍的に成立していた。そして、この内面ヘラ削り技法は、古式土師器にまで引きつがれてゆく。他方、グランド上層式から酒津式への変遷の中で、両者を決定的に区別しうる違いはそれほど明瞭ではない[37]。むしろ技法的には、弥生式土器の系譜を直接的に強く引いた土器であるといえよう。又、酒津式から王泊6層、山田原式（幡多廃寺下層Ⅱ式）への変遷は、内面ヘラ削り技法の踏襲と共に底部丸底化の傾向が強いが、いぜんとして酒津式の 強い影響下にある。この様に幡多廃寺下層Ⅱ式までの土師器は、その製作技法を弥生時代以降の伝統的技法の系譜に連らなる土器であった。しかし、幡多廃寺下層Ⅲ式の土器群は、すでにふれたが、それまでの伝統的な技法の系譜に直接つながらない内容をそなえたものであった。そして、幡多廃寺下層Ⅱ式からⅢ式への変遷は、その間に両者の中間型式を想定してもなおその隔絶性が、今までの土器変遷の内容よりも異質といわざるをえない状況にある。幡多廃寺下層Ⅲ式で確立したこの製作技法は、以降、その技法の展開と、その系譜が認められることはすでに指摘したとうりである。他方、畿内の庄内式土器における主要な構成要素である内面ヘラ削り技法の採用は、現在のところその系譜が畿内に求められない以上、西(吉備？)からの技法の伝播[38]と考えざるをえない。庄内式土器における内面ヘラ削り技法の採用とその普及が、いかなる具体的内容をもって展開していったかについては、現在のところ知るすべもないが、新たなる技法の採用とその普及の陰にはおそらくそれまでの弥生式土器などにみられた小地域間の交流や、その変遷などにみられる内容をこえたより大きな地方間での土器製作技法の交流がなされたことが想定される。このことは、逆に畿内で個有の製作技法であったタタキ技法の吉備への流入[39]においても同様である。畿内、吉備における特徴的な個有の土器製作技法は、いずれもその系譜が弥生時代中期以来の伝統的技法に根ざしている点はみのがせない。すくなくとも、吉備、畿内という地方間におけるその地方個有の土器製作技法の広範囲な交流の中には、それを可能とする社会的・政治的側面の成立を考えざるをえまい。それは、まさに畿内と同范関係を有する舶載鏡の分有関係[40]や、円筒埴輪の古墳への樹立の風習の畿内への流入[41]に示される社会的・政治的関係をふまえた相互交流を前提としなければ、とうてい理解できない側面といえよう。このことは、吉備地方個有の土器製作技法の消滅段階と推定される幡多廃寺

下層Ⅲ式の前段階を構成する幡多廃寺下層Ⅰ・Ⅱ式の段階ですでに注意された[42]側面である。吉備地方個有の代表的な土器製作技法である内面ヘラ削り技法が、幡多廃寺下層Ⅲ式の段階でほぼ消滅することと、畿内におけるタタキ技法の消滅が、小若江北式(布留式)の段階であるという一般的認識にたってみても、この間の土器製作技法の大きな変革はその前提としてすでに想定されていたような相互交流をへてはじめて実体化される側面といえよう。この様な意味でこそ、一般的にいわゆる布留式土器として包括される土器にみられる製作技法の斉一性が問題にされなければならない。そして、この段階の土器がしばしば前Ⅱ期[43]の古墳から検出されることが注意されている。幡多廃寺下層で確立された製作技法の斉一性は、それがいかなる社会的・政治的状況のもとに成立したかは別にしても、それまでの土器変遷の基本的原理とは異なる変遷法則を内包するであろうことは容易に想像される。このことは、幡多廃寺下層Ⅲ式以降の土器型式の緩慢な変遷[44]からも充分想定される。幡多廃寺下層Ⅴ式は、すでにふれたごとく須恵器と共伴関係を確認することのできた例である。須恵器は、その諸特徴から5世紀末~6世紀初頭に位置づけられるⅠ期最終末のものであった。幡多廃寺下層Ⅴ式の土師器は、この須恵器と一点を共有する関係にある事が確認された。このことは、須恵器と土師器を共伴した走出[45]・王泊3層[46]においても、須恵器の年代観に若干の差異はあるとしても5世紀後半~6世紀前半という範疇の中で、むしろ土師器の大きな変遷を示す内容として理解できる土器の在り方は示していない。すでに設定されている走出、王泊3層と幡多廃寺下層Ⅴ式が、それぞれB.C. 500年を共有する関係として若干の前後幅を持ちながらもほぼ平行する土器型式と理解される。幡多廃寺下層Ⅲ式からⅤ式にいたる変遷が若干の間隙を考慮してもほぼ系統的に変遷していることからして、近い将来幡多廃寺下層Ⅳ式が細分されたとしても、その間の年代観はかわらないと思われる。このことは、すでに想定された幡多廃寺下層Ⅲ式の年代観と矛盾するものではない。このようにみてくると、弥生時代後期後半から古墳時代中葉にかけての土器変遷の示す型式差は、弥生時代後期後半よりも古墳時代前葉、古墳時代前葉よりも古墳時代中葉の方がより年代幅を持って存在していたことが想定される。このことは、古墳時代以降の土師器の変遷が、その型式差の未分離という側面を考慮してもなお一型式の存続年代数が長くなるという型式変遷の緩慢度を加えてゆく一般的傾向[47]からしても充分納得される。いずれにせよ、幡多廃寺下層Ⅰ式~Ⅱ式(広義の酒津式)の段階にみられる土器製作技法の広範な相互交流の陰には、すでに古墳の成立を可能とする、社会的状況は充分に想定できる。吉備地方における最古の土師器は、現在のところ一応酒津式として理解しておきたい。

尚、最後に吉備地方における、弥生時代終末期から古墳時代前半にかけての土器編年の対照表をかかげておく。

〔吉備地方の弥生 終末期 から古墳時代前半の土器編年対照表〕

高島王泊遺跡（坪井）㊽	倉敷考古館研究集報(間壁)㊾	新幹線上東遺跡（柳瀬、伊藤）㊿	幡多廃寺下層	備　考
	上東新	鬼川市Ⅱ		中期以来の伝統的技法の存続
	エピ上東	鬼川市Ⅲ		
	グランド上層 白江Ⅱ	才の町Ⅰ	下層弥生後期末	
	酒　津	才の町Ⅱ	幡多廃寺下層Ⅰ式	技法の相互交流
王泊6層	エピ酒津	才の元 pit	幡多廃寺下層Ⅱ式	内面ヘラ削り技法に象徴される弥生
	山田原	亀川上層		
王泊5層			幡多廃寺下層Ⅲ式	斉一性の確立
	㊿		幡多廃寺下層Ⅳ式	型式の緩慢な変化
王泊4層	走　出			
王泊3層			幡多廃寺下層Ⅴ式	(B.C.500 ㊿)

2．初期須恵器の諸問題

「初期須恵器」が特殊な用語として学術的に用いられ始めたのは、田辺昭三氏によって最初に使用されて以来の事である。初期須恵器が学術用語として用いられる場合、その内容は「日本で須恵器生産が開始されたときから、地方窯が成立するまでの最初の数十年間、須恵器は陶邑とその周辺から一元的に供給されていたということができよう。そこで、この限られた時期の須恵期を一括して、初期須恵器とよぶことにする。㊸」に示されるように限定された意味を持っている。しかし、この概念での「初期須恵器」は、現在のところ初期須恵器の時期の古窯址が、陶邑とその周辺部以外からは確認されていないという前提に立脚した暫定的な学術用語といえよう。この暫定的な学術用語も、その前提となる地方窯成立までの最初の数十年間、陶邑とその周辺部から一元的に供給されたとされる事についての論議は別としても現在の須恵器研究の中にあって最もその状況を端的に示す用語として評価される。

幡多廃寺下層から検出された初期須恵器と、その後の須恵器の変遷と動向については、すでに第四章遺物の項で触れたとおりである。吉備地方における古式須恵器の編年的研究とその意義については、かつて吉備地方須恵器編年資料集成Ⅰ㊹としてまとめられた程度である。その後吉備地方における古式須恵器の 量的増加に伴 って、それらの内でより古いものが注目され始めた。しかし、古式須恵器の内でより古様を示すものが初期須恵器として分離されはじめたの

はそれほど古くはない。現在までに確認される初期須恵器は、14遺跡、総個体数約50個体は下らないであろう。しかし、初期須恵器に続く古式の様相を持つ５世記末～６世紀初頭の須恵器は、その量及び遺跡の数が爆発的に増加する傾向にある。そして、現在のところ吉備地方最古の窯である戸瀬池式以降ますます増加する。

吉備地方における初期須恵器の検出された遺跡は、現在のところ古墳、生活址、祭祀跡を含め別表に示す14ケ所を数える。初期須恵器の検出された遺跡の大多数は、古墳及び埋葬施設からで、それに若干の生活址と祭祀遺跡を加える程度である。個々の遺跡について概略を記して、まず吉備地方における初期須恵器の出現状況をみてみたい。

① 三野公園古墳[55]—古墳は、三野公園の位地する低丘陵である妙見山の西側斜面で、1967年宅地造成中に発見された直径約10mの円墳である。古墳は、ダイミ山東端の一本松古墳群の東側の旭川に突出した独立低丘陵上に位置し、現在のところ単独で存在している。埋葬施設は、木棺直葬であったが盗掘されていた。出土遺物は、碧玉製管玉、鉄製馬具、鉄鏃、鉄刀、須恵器の高坏、大甕が確認されている。埴輪は、円筒埴輪をはじめとし人物、動物、盾が確認されている。

② 四辻１号墳[56]—古墳は県下第３位の規模をもつ両宮山古墳を臨む東高月古墳群にあり、直径10～20mの円墳７基によって構成される四辻古墳群中に位置している。古墳は、16～18mの楕円形プランをもった円墳で、木棺直葬の内部主体が確認され、内部から碧玉製勾玉、ガラス玉、櫛、剣、刀子状鉄器、鉄針(?)が検出されている。墳丘南端に掘られた周湟状溝底部から須恵器の高坏、飾把手付椀、円筒埴輪、形象墳輪が発見されている。

③ 宮山古墳群第４号墳[57]—古墳は四辻第１号墳と同様に東高月古墳群にあり、直径12～17mの円墳らと共に宮山古墳群を形成している。古墳は、１辺15mの方墳で、外表施設として葺石が確認され、周湟状の溝状遺構が検出されている。内部主体は、盗掘破壊を受けて埋葬施設を検出していない。遺物は、溝状遺構内の葺石上の須恵器の坏、坏蓋、俵壺形瑞と共に円筒埴輪、朝顔形埴輪、家形埴輪を発見している。

④ 黒島古墳１号墳[58]—牛窓湾を取り囲むように全長50m～90mの５基の前方後円墳が築造されている。この５基の前方後円墳は、おそくとも４世紀末に造営された天神山古墳（全長90m）、鹿歩山古墳（全長60m）、黒島１号墳（全長70m）、波歌山古墳（全長50m）、そして６世紀前半に造営された双塚古墳（全長55m）へと継続して形成された臨海首長墓として特殊な性格が考えられている。黒島１号墳は、牛窓湾中央部に浮ぶ小島の黒島の最高部に位置する前方後円墳で、前方部に竪穴式石室が露出し、葺石が確認されている。埴輪は、円筒埴輪をはじめ楯、人物、馬、蓋などの形象埴輪が採集され、円筒埴輪の中には須恵質埴輪が若干含まれている。古墳の前方部南端は、畑地に開墾され前方部南面が変形されている。開墾された畑地の古墳周辺部には、甕、甑、坏等の須恵器片が埴輪と共に採集される。

⑤ 黒島2号墳[59]—古墳は黒島1号墳の後円部に接した径10m前後の円墳が黒島２号墳である。その位置からみて培塚と考えられている。この古墳は、中央部近くまで畑地に開墾され、この畑地をはじめ周辺部から甕、坏蓋、高坏等の須恵器片が採集されている。

⑥波歌山古墳[60]—古墳は牛窓湾をめぐる５基の首長墓の一つで、黒島の対岸に位置し、当時の小島に築造された全長50mの前方後円墳である。1968年土取り工事のため未調査のまま破壊されてしまった。古墳の埋葬施設は、前方部と後円部に長大で石室高の高い竪穴式石室が存在していたが、古く盗掘に合い遺物の状況はまったく不明であった。しかし、土取り工事中に前方部に木棺直葬の埋葬施設の一部が破壊を免れて存在することが注意され、応急処置として略測を行った。この埋葬に伴なう遺物は、６世紀前半の須恵器片若干とガラス製小玉数個であった。又、古墳破壊時に西側くびれ部の盛土下から初期須恵器が採集されている。尚、古墳からは、古く円筒埴輪と器形は不明であるが形象埴輪が採集されている。

⑦法伝山古墳[61]—古墳は、吉備地方の弥生後期の標準遺跡として有名な上東遺跡北方の低丘陵に広がる王墓山遺跡群の中に位置し、一辺約40mの方墳で、円筒埴輪、朝顔形埴輪、楯などの形象埴輪が知られている。古墳の南側斜面からは、埴輪片と共に須恵器の高坏蓋、高坏が検出され、それらの出土状況から墓前祭に使用したと見られている。

⑧仙人塚[62]—古墳は、前方後円墳３基を含む長福寺裏山古墳群（7基）の中に位置する 全長43mの帆立貝式前方後円墳である。古墳には、円筒埴輪、朝顔形埴輪がめぐり、内部主体は副室を持った箱式石棺で、副葬品としては、鉄剣、鉄刀、鉄鏃、農耕具、小玉が検出されている。副室からは、須恵器の甕、瑞、土師器の埦が検出された。尚、造り出し部分からは、墓前祭に使用されたと推定される須恵器の坏、坏蓋器台等が検出されている。

⑨ 上ノ山１号墳[63]—吉備地方最古の古墳とされる備前車塚古墳の前面の舌状台地に位置し、一辺約13cmの２段築成の方墳である。内部主体は、木棺直葬と考えられる埋葬坑と箱式石棺の２主体であった。そのいずれもが、墳丘中央部から著しく片寄り、中心主体とは考えられない状況にあった。この古墳の中心主体は、調査以前すでに破壊喪失した墳丘中心部上半に存在したと推定された。埋葬施設からの出土遺物は、皆無で、わずかにこの古墳に伴う遺物として、円筒埴輪、朝顔形埴輪、形象埴輪の3種類と若干の土師器、砥石、そして須恵器の甕、瑞であった。

⑩天神原遺跡 pit2008[64]—津山市河部天神原遺跡は、弥生時代後期の集落の上に古墳群が築造された複合遺跡である。時期的にみて、古墳群の築造直前に形成された土坑墓 pit2008からは、土師器の坏、坩と共に須恵器の高坏、瑞が検出されている。

⑪門前池遺跡[65] —遺跡は、両宮山古墳を臨む東高月遺跡群の中にあり、弥生時代～古墳時代の集落址が確認されている。古墳時代の住居址の中には、 明らかに５世紀末の須恵器を伴うも

のがみられた。遺跡の遺物包含層からは、初期須恵器が確認されている。

⑫備前高島遺跡[66]—遺跡は、現在の児島湾のほぼ中央部に位置する高島の最高所磐境山周辺部を中心に高島や周辺の海底から土師器、須恵器、石製模造品などが採集され祭祀遺跡として知られている。1967、68年の2年次にわたり瀬戸内考古学研究所によって発掘調査が実施され、磐境山を中心に周辺部からは5世紀後半から6世紀初頭の祭祀遺跡をはじめ、島中央部の天狗山北麓から中央広場にかけて、祭祀跡が分散して確認されている。調査当時高島に住んでいた嵐基一氏によって調査以前すでに初期須恵器が採集されている。

⑬酒津～水江遺跡[67]—倉敷市の東端を流れる高梁川の河床からは、弥生時代から古代、中世にわたる各種の土器が広範囲にわたり採集されている。高梁川河床の中でも倉敷市酒津～水江にかけての一帯は、特に遺物の分布が濃厚である。1975年春この酒津～水江遺跡で大阪府一須賀2号窯の須恵器と同型式の器台片が採集された。この須恵器は、現在のところ岡山県最古の須恵器である。

以上の様に幡多廃寺下層遺跡をのぞく初期須恵器の確認された遺跡の概略を見てきた。まず埋葬に伴う初期須恵器は、仙人塚古墳にみられるように確実に副葬された須恵器は天神原遺跡pit2008のみで、両者における埋葬施設の質的な差異は、大きなものがある。そして、古墳に伴って検出された須恵器は、四辻1号墳にみられるように墳丘外表施設におかれた状態のものと波歌山古墳にみられるように墳丘下に埋設された状態で検出される両者が認められる。又、初期須恵器の伴う古墳についても、前方後円墳である黒島1号墳・波歌山古墳・仙人塚古墳の大形首長墓、中小の円墳、方墳である三野公園古墳・四辻1号墳・山陽町宮山4号墳・法伝山古墳・上の山1号墳・黒島2号墳の中小首長墓と天神原遺跡pit2008の様にまったく墳丘を持たない埋葬施設など、初期須恵器の古墳における出現状況は、古墳総体の示す階層性を無視した状況にあたる。そして、この事は生活址である集落から検出される須恵器の状況によって裏打ちされる側面といえよう。初期須恵器は、現在のところ吉備地方においては特殊な階層の独占的在り方は示さず、むしろ当時想定される階層性の各層に普遍的な出現状況といえよう。初期須恵器が、地域的に意外に広範囲に普及していた事は、吉備地方においても、備前、美作、備後で確認されている事からも明らかである。ところが、これらの初期須恵器は、今のところ吉備で製作されたかどうかは不明である。現在までのところ初期須恵器の古窯址の存在の可能性が相定されている[68]にもかかわらず今だに窯址が確認されていない。他方、これら多くの初期須恵器のうちで、確実に陶邑とその周辺部で生産されたいわゆる畿内の製品は、上の山1号墳出土の甕[69]を上げるのみである。現在のところ初期須恵器の古窯址が確認されている地域は、畿内においても陶邑とその周辺部に限られている。初期須恵器の供給先が陶邑とその周辺地域のみであったのか、あるいは吉備等の古墳時代前半期を通じての先進地域にも、古窯址が存在したかについて

は現在のところ不明といわざるをえない。いずれにせよ、初期須恵器の吉備での出現は、現在確認される最古の型式から一応たどることができる。吉備における須恵器出現の現段階における様相は、以上であるが、これらの須恵器の出現してくる社会的状況についても若干ふれてみたい。

古墳時代中葉、それまでの伝統的な土器製作技法であった土師器の製作技術とはまったく異質な須恵器の製作技法が大陸から伝えられた。須恵器の製作技法が、どのような具体的経路といかなる大陸の陶質土器の系譜をひいて、日本に伝えられたかは現在のところそれほど明瞭ではない。そして、日本に須恵器の製作技術がいかなる経過をへて日本の地に定着したかも、又、充分明らかでない。だが、少なくとも5世紀前半のある段階には、すでに大阪南部の陶邑とその周辺地域では須恵器生産がいち早く開始されている[70]。須恵器生産の開始の陰には、当然、新たなる土器生産技術の伝来と共に、まったく新しい土器を受け入れるに充分な社会的状況が満されていたとしなければなるまい。そして、現在のところ最古の須恵器生産地である陶邑と、その周辺地域に須恵器生産がいち早く根をおろす歴史的諸条件は別としても、須恵器生産を定着させた内在的諸条件を問題にしなければなるまい。他方、すでに土師器の項でみてきたように、地域的な特性を多分に内包しながら弥生時代以来の土器製作技法の伝統が消失してゆく過程の中で、土師器生産の斉一的な製作技法の確立は、それが社会的側面として土師器生産の専門工人を、摘出する方向にむかわざるをえなかった歴史的背景の陰には埴輪生産工人集団の社会的組織化[71]の影響を認めなければなるまい。土師器、埴輪における製作工人の集団が当時のいかなる社会的地位を獲得していたかは明らかでないが、少なくとも須恵器の製作工人の帰来と、その社会的組織化の前提となった事は容易に想像される。

須恵器製作工人の朝鮮半島からの帰来を具体的に物語る資料は、現在のところそれほど明瞭ではない。しかし、須恵器製作工人の渡来に関する文献記録として、たえず引き合いに出される『日本書記』雄略紀7年の条がある。雄略紀7年の条には、吉備下道臣前津屋(サキツヤ)と吉備上道臣田狭(タサ)の叛乱伝承と共に、百済の手末(タナスエ)の才伎(テヒト)の伝来記事が載っている。これらの叛乱伝承の真偽のほどは別としても叛乱伝承に反映される吉備政権と畿内政権の抗争の中に、それとはまったく対象的に百済の手末の才伎の伝承が伝えられている。手末の才伎の請来には、上道臣田狭の子弟君、吉備海部直赤尾(アマ アタイアカオ)、西漢才伎歓因知利(カワチノアヤノ クワンインチリ)の果した役割が大きく描かれている。新来の諸種の工人の請来に吉備氏や吉備の海部が、どのように具体的に関与したかは知るよしもないが、畿内政権に対抗しうる内容を備えた当時の吉備が、新来の諸種の工人の請来に無関心であったはずはない。この事は、個別考古学的資料の中でも認める事ができる。それは、吉備地方においても早くから注意されている須恵質埴輪の出現である。吉備地方における須恵質埴輪の出現は、おそくとも五世紀中葉には出現している。それらは、総社市作山古墳[72]、赤磐群山陽町西もり山古墳[73]、邑久郡牛窓町黒島1号墳[74]、笠岡市仙人塚古墳[75]などである。これらの古墳は、仙人塚古墳を除い

て、いずれもが未調査ではあるが、５世紀中葉前後に位置づけられる[76]首長墓である。そして、黒島１号墳、仙人塚古墳からは須恵質埴輪と共にＴＫ73型式の須恵器が共伴している。

須恵器の生産技術が埴輪生産にもたらした技術的意義は、すでに埴輪生産の個別的研究から一定の成果を収めている[77]。しかし、須恵器生産の技法が埴輪生産の中に取り込まれる社会的意義については、それほど深められてはいない。他方、確実に５世紀末にさかのぼる地方窯の確認された地域の須恵器生産は、須恵器といっしょに埴輪や製品の一部に土師器的な器形を持った土器を同時焼成している事実が指摘されている[78]。そして、須恵器生産の開始と須恵質埴輪の出現は、今のところ幾内を含めて須恵器生産の先進地域で一致している[79]須恵質埴輪は、少なくともそれまでの弥生時代以来の土器生産技術では製作しえない基本的側面を備えている。須恵質直輪の持ついわゆる還元焔焼成という個別製作技術的側面のみを取り上げても、須恵器生産に伴う窖窯の導入なくしては、須恵質埴輪の製作はありえないといえよう。しかし、須恵質埴輪の持つ還元焔焼成という現像は、埴輪本来の製作意図からすればまさに失敗品ともいえよう。この事は、須恵質埴輪の初現期における古墳出土の須恵質埴輪の稀少性に示されている。ともあれ、須恵器の生産技術の導入と須恵質埴輪の出現は、現在のところ一定の相関関係にある事は認められる。しかし、現在確認されている最古の須恵器生産を行なった畿内における須恵質埴輪の出現とその動向は、すでに指摘されているが、地方窯出現期の畿内以外の先進地域における須恵質埴輪出現の契機とは若干の差異が認められる。畿内における初期の須恵器生産はもっぱら須恵器窯として、他の埴輪等の異質なものの生産は行なわれない専属の須恵器窯として成立している[80]。　そして、須恵器の生産技術の導入期よりも若干時期的に遅れるが、　大阪府羽曳野市誉田白鳥遺跡埴輪窯址[81]では、埴輪窯としての窖窯の採用が認められる[82]。この事は、すでに触れたが、地方窯成立期における陶邑以外の先進地域における須恵器、埴輪の生産の実体とは異なる。畿内における須恵器生産・埴輪生産に認められるこの自立性は、須恵器生産技術の導入期における社会的、経済的、政治的状況の優位性に根ざすものであろう事は容易に想像される。

他方、吉備における新たなる陶質土器（須恵器）の生産技術の導入が、現在５世紀中葉の時点で、少なくとも埴輪の生産技術の中に組みこまれた事は確実である。吉備における須恵器の生産を開始した時点がいわゆる地方窯の成立期である５世紀末であったとしても、窖窯による還元焔焼成という基本的には須恵器の生産技法に根ざす技術的な側面の獲得は、現在確認されるかぎりにおいて少なくとも５世紀中葉にまで遡りうる。朝鮮半島からの新来の諸工人達が、いかなる具体的な過程を経てその技術的伝達をなしたかは不明であるが、当時半島との直接交渉を可能ならしめる経済的、政治的、軍事的な力量を保有していたと推定される地域においては、少なくとも須恵器生産という一面的側面からのみでなく埴輪生産における須恵器の生産技法の

導入をも検討しなければなるまい。そして、須恵器生産の開始と展開は、その前提として、それまでの日本という地域にまったく見られなかった、新しい陶質土器を受け入れた社会的要素が問題にされなければなるまい。この社会的要素こそ、須恵器生産を可能定着させた基本的前提となる。この前提がいかなるものであったかを知る具体的な手掛りは、今のところ見あたらないが、日本で最初に須恵器の生産が開始された、陶邑とその周辺地域の古窯址で確認される初期須恵器の器種の組合せ関係や、初期須恵器の検出された古窯址以外の遺跡で検出される、須恵器の器種の組合せ関係と共に、須恵器と土師器の器種の組合せ関係の中に、この社会的前提を明らかにする手掛りがあるかも知れない[83]。いずれにしても、日本という地域に須恵器という新しい陶質土器を受け入れた社会的前提は、不明な部分が多いとしても、ひとたび須恵器が受け入れられて以後は、その生産と使用の急速な拡大が認められている[84]。須恵器が土師器に優る機能的側面は、ただ単にシャープな作りをした堅緻な土器であるという事以外に、現在のところその優位性を示す側面は見あたらない。機能的側面から言えば、すでに指摘されているごとく、堅緻なるがゆえに貯蔵容器、特に液体の貯蔵容器としては、土師器よりも数段優れている。初期須恵器の器種別の生産は、壺、甕等の日常生活の器種を主体に蓋坏、高坏、瑞、器台等の供膳土器を生産[85]している。しかし、初期須恵器が実際に使用された生産址以外の遺跡から検出される状況は、まさに供献土器と同様の性格を持った出土状況を呈している。特に古墳出土の甕、甑などには、その器種が日常生活に主要に使用されるべきものであっても、供献土器として古墳に伴って検出される頻度が高い事にも示される。

陶邑とその周辺部で生産された初現期の須恵器は、半島の陶質土器と器種や技法が酷似している事はすでに指摘されている[86]。この事は、新来の生産技術が半島からの請来であった事からすれば当然の現象である。半島における陶質土器の持つ社会的意義は、半島において当時稀少価値を持って存在していた青銅器具の模倣にあるとすれば[87]、陶質土器の持つシャープな作りと堅緻な焼きものの持つ質感は、青銅器の模倣品として充分に社会的役割を果たしたと言えよう。この事は、半島における陶質土器が、供膳土器をも含めて日常使用する実用の容器類であった事と矛盾しない。陶質土器(須恵器)が故地において実用の土器であったとしても、日本に招来した段階でこのまったく新しい焼物を受け入れる主体的条件の中には、須恵器を実用の土器として活用する社会的状況を現在のところそれほど明瞭に見い出すことはできない。

この事は、最古式の須恵器にのみ確認される樽形須恵器・耳坏・甑などの故地において日常使用された特殊な器種が次の時期に続くことなく消滅することや、蓋坏・高坏・瑞・壺・器台などの器形が、日本的な須恵器に定型化してゆく現象に引き継がれる。他方、貯蔵容器として須恵器の優位な機能を遺憾無く発揮する甕は、初現期から一貫して生産されている。しかし、古墳から出土する初期須恵器の中には、大甕・甑等の必ずしも供献土器とは言い難い器種が含

まれる事がすでに知られている[88]。この事からも初期須恵器を、いわゆる実用土器と限定する事はできない側面がある。又、須恵器の生産技術が、いち早く埴輪の生産技術の中に組みこまれていく現象は、須恵器の生産技術が埴輪生産の持つ当時の社会的性格の中に組みこまれていた事を示す。

いずれにせよ、5世紀前半に日本に招来した須恵器の生産技術が、当時の土器生産総体の中で供献土器の生産という側面を部分的に担った事は、確実であろう。この側面こそが、日本に須恵器というそれまでにまったく見られなかった陶質土器を受け入れ定着させていった社会的要素でもあった。

(根木　修)

三、行政発掘調査及び報告書作成に際して

幡多廃寺の発掘調査は、塔心礎土壇のみが国指定史跡となっている寺院址を、寺域及び様相、内容を明確にして史跡の面的拡張を図ることの、検討資料を検出することにあった。しかし、発掘の結果は、調査担当員の未熟もさることながら、沖積地に形成された寺院の廃絶に伴う、後地利用の水田化による著しい地下げや、洪水による浸触、流失による地形変化のため、寺地が大幅に破損されており、塔心礎、北門基礎列石以外に寺院関係遺構が検出できず、当初の目的を達することができなかった。とはいえ、寺院関係の基礎地形基底部や溝が検出され、一応大まかながら寺域及び主要堂塔の配置を想定することができ、内容の一端も明らかにしえたが、遺構の保存状態が致命傷となって、幡多廃寺の史跡指定地の面的拡張をなしえず、担当員としては誠に残念な結果である。このたびの発掘は、結果として視覚的遺構の非遺存性を明らかにし、史跡拡張による幡多廃寺の保存施策を半永久的に後退させるものとなった。しかし、幡多廃寺は、歴史的重要性を内在し、今後の保存対策がより重大な課題として、提起されたものである。

また、此度の発掘により、寺院址一帯は、弥生時代中期の特定墓を始めとして、住居址や瓦窯、生活址が寺院址に重複する、所謂複合遺跡であることが明らかになった。これらの寺院関係以外の遺構は、今回の調査が「寺院址」に限定した調査であったため、存在を部分的に確認しただけで追求しえず、歴史的評価・位置付が全くなしえないままである。これらの遺構は、その全貌の追求が考古学上、極めて重要性を内在すると予測できるものも少なくない。この面からも、幡多廃寺一帯の遺跡保存対策のますます重要且不可避な課題として、現代社会に再登場させられたものといえる。この現象は、単なる一遺跡だけの問題でなく、現在の遺跡対社会の普遍的葛藤であろう。

遺跡の保存は、行政（指定）施策に基づく公有化が絶対的条件ではあるが、今日の社会状態ではそれが唯一絶対の方法となり、現代社会ではここまで追い込まれているといえる。遺跡は、文化財主管行政機関の直轄地とならないかぎり、安眠できないのであろうか。もしそうであるとすれば、決っして自から語らぬ受動者の遺跡を、ここまで追い込んだ張本人の能動者は、一体誰であり、何なのであろうか。数十世代の過去からほんの２、３世代前まで伝えられて来た遺跡は、その存在提起が、研究・市民意識の高揚・社会的注意の喚起などのプラス面の増進を一方の車輪とし、その破壊のマイナス面の増進を他方の車輪とする、両輪の逆転する車として、現代社会へ登場させられ、運行させられているといえる。この状況では、行政施策は唯一絶対的であっても、本質的には矛盾体を前提とした次善策にすぎないものである。遺跡の保存は、上記の逆転する両輪の矛盾を本質的に改造して、前進するものとして登場させなければ、上記の課題が宿命として常に伴うものである。このことは、ひるがえってみれば、遺跡という四次元的内容物件を現代刹那主義、あるいは現在至上の観念・体制・法制をもって担わなければならない現状に、矛盾の根幹の一つがあるのではなかろうか。

遺跡に対する学術研究、学術的措置の進展は、上記の矛盾を引き摺りながら増大し、とあるものは冷徹に主義主張の殻に籠り、あるものは心情的憐憫感から末期の措置に奔走し、共に遺跡救済を叫んでも、その本質的矛盾の論理的糾弾・思考点の転換の試みが、日常の啓蒙活動として蓄積せられているであろうか。遺跡の歴史的評価をなす社会的分業の範疇を解き、主権者の内に一体となって成果を還元し、ともに高揚と思考転換を図ろうとする者に誰がいようか。今、遺跡にとって最も必要なことは、歴史を形成し今日まで遺跡を伝えて来た祖先から、遺跡を文化遺跡として当然の受け継ぐ権利をもつ我々共通の子孫までの展望に立っての、遺跡保存の理論的確立とその啓蒙なのではなかろうか。遺跡の保存問題は、保存を提唱する側と、仮にそれに心情的に同調しても現代的客観性から破壊の側となる者との、軋轢を常に生じさせて、両者の力関係によって帰趨が決せられている。遺跡の保存を歴史的絶対性からも、現代的客観性からも携わる者として、敢て衆目の賢知に伺いたい。『遺跡・遺物は誰のものか』と。

さて、本報告書が、幡多廃寺の概要、様相、歴史的意義の客観的再構成をなしえているとは、寸毛だに思いもしないが、発掘により把握しえた遺跡、遺物の記録提示に最大限を果たし、その考察に最善を尽したつもりである。このことが担当員の自己満足であり、独善的自己欺瞞であるかどうかは、偏にこの報告書に対する批判、叱正による評価にあると思われる。瓦の実測図・拓影の一枚すら掲載されていない寺院址の発掘調査報告が、例え概報的であるにせよ寺院址発掘調査報告の正式な報告書として、公然と罷り通る昨今の考古学の土壌内で、今、私達行政

内の学徒がなさねばならない遺跡に対する最低の義務は、いったい何なのであろうか。本報告書の様なものは、例え高窓の学研諸賢にとっては取るにたらぬものであろうと、鞭達、叱正を賜わることを、一学徒として切に念じて止まない。

最後にあたり、本報告書作成に際し、調査委員の先生方を始め研究者の方々から、多くのご教示と励ましを賜わり、特に水内昌康、間壁忠彦、間壁葭子の各先生には原稿執筆の労を賜わったことを合せ記し、深く感謝の意を表わする次第です。また、種々多岐に亘る有意義な示唆、助言を長光徳和、葛原克人、稲田孝司の諸氏に頂いたことをも記し、謝意を表します。

（出宮徳尚）

註① 『賞田廃寺発掘調査報告』、岡山市教育委員会、1971年

② 本報告　第四章一の６を参照

③ 1975年１～３月の岡山県教育委員会による発掘調査結果の所見の、葛原克人、伊藤晃両氏からのご教示に基づく

④ 間壁葭子「官寺と私寺」『古代の日本、４中国四国』275～276頁、角川書店、1970年

⑤ 『賞田廃寺発掘調査報告』48頁、岡山市教育委員会、1971年
その後、備前国分寺からも出土（註③による）

⑥ 中塚琢「窯業・畿内」『日本の考古学Ⅵ』207頁、河出書房新社、1967年

⑦ 楢崎彰一氏のご教示による。

⑧ 巌津政右衛門「第５編奈良時代」『岡山市史、古代編』432頁、岡山市役所、1962年

⑨ 今井堯、近藤義郎「群集墳の盛行」『古代の日本、４中国四国』、角川書店、1970年

⑩ 註⑨200頁

⑪ 西川宏「吉備政権の性格」『日本考古学の諸問題』、考古学研究会、1964年及び『吉備の国』99頁、学生社、1975年

⑫ 吉田晶「吉備地方における国造制の成立」『歴史学研究第384号』18頁、青木書店、1972年

⑬ 註①52頁

⑭ 註④

⑮ 吉田晶『日本古代国家成立史論』142～148頁、東京大学出版会、1973年、及び註⑪後者149頁

⑯ 石母田正『日本の古代国家』、岩波書店、1971年

⑰ 註⑯「国造制および国造法の成立」

⑱ 註⑮「第三章の二、吉備氏の氏族系譜」

⑲ 岩本次郎「古代吉備氏に関する一考察」『ヒストリア26』54頁、大阪歴史学会

⑳ 註①「第三章一の10、窯址」

㉑ 本報告書第四章の二

㉒ 註㉑

㉓ 註⑯「第四章第一節の４、班田制の成立」

㉔ 吉田晶「古代社会の構造」『日本歴史４』280頁、岩波書店、1962年

㉕ 註④285頁

㉖ 註㉔285頁

㉗ 『南方遺跡発掘調査概報』、岡山市教育委員会、1971年の中で設定された高田式に継続する南方Ⅱ式の土器にこの傾向が認められる。

㉘ 『南方遺跡発掘調査概報』、岡山市教育委員会、1971年

㉙ 「雄町遺跡」『埋蔵文化財発掘調査報告』、岡山県教育委員会、1972年の中で雄町４類に分類された甕にすでに認められる。

㉚ 土器の理化学的分析を通じて今後明らかとなる側面であろう。

㉛ 坪井清足「弥生式土器」『陶磁大系２』、平凡社、1973年

㉜ 小林行雄「土師器」『日本考古学辞典』、創元社、1959年

㉝ 鎌木義昌「岡山県倉敷市酒津遺跡の土器」『弥生式土器集成資料編』、東京堂出版、1968年
間壁忠彦「岡山県矢掛町日江遺跡」『倉敷考古館研究集報第一号』19頁、倉敷考古館、1966年
正岡睦夫……註㉙110頁「備前西南部弥生・土師器編年表」

㉞ 間壁忠彦「岡山県矢掛町日江遺跡」『倉敷考古館研究集報第１号』、倉敷考古館、1966年

㉟ 春成秀爾「弥生墳墓から古墳へ」『古代の日本４』19頁、角川書店、1970年

㊱ 註㉛

㊲ 両者を区別することは、土器型式の変遷としてとらえられる内容であり、両者間における異質な側面の抽出ははなはだ困難といわざるをえない。

㊳ 都出比呂志「古墳出現前夜の集団関係」『考古学研究80号』30頁、考古学研究会、1974年

㊴ 間壁忠彦「玉野市田井深山遺跡」『倉敷考古館研究集報第６号』、倉敷考古館、1969年
「上東遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書第２集』、岡山県教育委員会、1974年

㊵ 小林行雄『古墳時代の研究』、青木書店、1961年

㊶ 近藤義郎、春成秀爾「埴輪の起源」『考古学研究51号』、考古学研究会、1967年
註㉟

㊷ 註㊳

㊸ 大系編年でいう前Ⅱ期

㊹ 古墳時代後期の土師器の変遷については、現在のところそれほど明瞭ではないが、いわゆる弥生時代以来の古式土師器にみられる様なテンポの早い変遷とは異なり、須恵器の型式変遷に対応させれば細分型式の２～３型式をもって土師器の型式変遷があるようである。この事が、いわゆる土師器の細分型式の未確立という側面を考慮してもなおそれまでの型式変遷より大きいと言わざるをえない状況にある。しかし、田中琢氏によってすでに指摘されたごとく「土師器の変遷は、製作技術のちがいが根幹になっている」（田中琢「日本の考古学Ⅵ巻、Ⅲ、１、二、(4)畿内）という視点から型式細分に成功した平城宮出土の土師器（『平城宮調査報告Ⅱ、奈良国立文化財研究所、1962年）の摘出方法は、すでに古代国家が体制的に確立された社会構造の中で、特に畿内という枠の中で有効であった。この前提が、古墳時代

後期にまで遡らしうるかという疑問が残るが、このことは歴史的背景のちがいが土器生産、特に弥生式土器以来の伝統的な土器生産である土師器生産にどの様な影響をあたえるかという具体的設問として設定される。いずれにせよ、時代の変遷の中で、土師器生産に体現される土師器の変化は、それが製作技術のちがいによって具体化されるという基本的な原則は貫徹される。又、この事は、時間的な変遷と共にいかなる地域的な広がりを持って展開されるのかという側面を意識せざるをえない。

㊺ 間壁忠彦「岡山県笠岡市走出の祭祀遺跡」『倉敷考古館研究集報第２号』、倉敷考古館、1966年

㊻ 坪井清足「岡山県笠岡市高島遺跡調査報告書」、1956年

㊼ この事は、古式土師器よりも弥生式土器が、５世紀以降の土師器よりも古式土師器の方が、個別土器研究の蓄積が多いという研究の歴史的性格に起因する側面も強いが、一般的な傾向としてこの様な指摘ができる。この事がどの様な具体的内容を持って展開していったかは、現在それほど明瞭ではない。他方、大陸交渉の過程でもたらされた須恵器生産という新たな生産体制を受け入れた社会的母体は、いわゆる布留式の段階に埴輪生産を含めた土器生産総体の中ですでに形成されつつあった事を認めないかぎり、須恵器生産の定着する基盤を想定することはできない。この段階における土師器の大きな変化は、すでに多くの先学達によって指摘されていると共に、この様な意味でこの変革を意義づける事も可能である。この様に考えてくると緩慢な型式変遷の存在を充分理解することができる。

㊽ 註㊻ 報告書に示された編年観をかかげた。

㊾ 倉敷考古館研究集報に報告されたものを中心に、集報以前のものも含めて両間壁氏の編年観をかかげた。以下文献を記しておく。

三杉兼行、間壁忠彦「備前原遺跡の土器」『遺跡第26号』、1957年

間壁忠彦「倉敷市酒津及び新倉敷遺跡出土の土器」『瀬戸内考古学２号』、1958年

間壁忠彦「岡山県矢掛町白江遺跡」『倉敷考古館研究集報第１号』、倉敷考古館、1966年

間壁忠彦「岡山県笠岡市走出の祭祀遺跡」『倉敷考古館研究集報第２号』、倉敷考古館、1966年

間壁忠彦、間壁葭子「岡山県美星町五万原遺跡」『倉敷考古館研究集報第５号』、倉敷考古館、1968年

間壁忠彦「玉野市田井深山遺跡」『倉敷考古館研究集報第６号』、1969年

間壁葭子「倉敷市酒津一水江遺跡」『倉敷考古館研究集報第８号』、1973年

間壁忠彦、間壁葭子「Ｖ女男岩、述山田遺跡の問題点」『王墓山遺跡群』、倉敷市教育委員会、1974年

㊿ 山田原から走出への変化は、巨視的にみれば一応この様な変遷をたどるであろうが、面者間にはかなりの隔絶が認められる。王泊遺跡、幡多廃寺下層の成果を参照すれば両者間に細分一型式を想定せざるをえまい。この様な意味からあえて原著者の編年観を修正した。尚、走出遺跡の報文の中で間壁氏も「酒津式一山田原一走出というおおまかな推移が想定され」という表現をとっている事を思えば氏の意図も推測されよう。

(51) 柳瀬昭彦、伊藤晃「上東遺跡、第５章1)土器編年について」『山陽新幹線に伴う調査Ⅱ（岡山以西）岡山県埋蔵文化財調査報告書第２集』、岡山県教育委員会、1974年

(52) 王泊３層、走出、幡多廃寺下層Ｖ式は、いずれも須恵器を伴い、それぞれ６Ｃ前半、５Ｃ末、６Ｃ初頭に位置づけられるものである。須恵器の細分型式にしたがえば、それぞれ前後関係を持ってこまかく理解できるが、土師器の諸特徴を検討すれば、そのいずれもが明瞭に分離して理解する事のできない内容をそなえている。しかし、走出遺跡の一群の土器の中には、他の２者よりも若干遡る土器を含んでいる。

これらの状況を矛盾なく理解するには、3者の内包したであろう年代幅の中でB.C.500年をいずれもが共有しうる状況、つまり表中に示したB.C.500年の線が想定される。

㊸ 田辺昭三「須恵器の誕生」『日本美術工芸第390号』92頁 、日本美術工芸社 、1971年

㊹ 西川宏、今井堯「吉備地方須恵器編年資料集成」『古代吉備第2集』、古代吉備研究会、1958年

㊺ 『サヌカイト』、創刊号岡山理科大学考古学部1969年の中で「部活動の歩み」と題する記録文の中で「三野公園団地1号墳」の紹介がみられる。

『岡山県のやきもの』（開館特別展パンフレット）、岡山県立博物館、1971年の中に大甕の写真が掲載されている。

㊻ 「四辻古墳群第1号墳」『四辻土坑墓遺跡・四辻古墳群ー岡山県営山陽新住宅市街地開発事業用地内埋蔵文化財発掘調査概報（3）』、山陽町教育委員会、1973年

㊼ 「宮山古墳群第4号墳」『四辻土坑墓遺跡・四辻古墳群ー岡山県営山陽新住宅市街地開発事業用地内埋蔵文化財発掘調査概報（3）』、山陽町教育委員会、1973年

㊽ 近藤義郎「牛窓湾をめぐる古墳と古墳群」『私たちの考古学』第10号、考古学研究会、1956年

㊾ 註㊹

㊿ 註㊽ 尚、初期須恵器は、古墳の主要部が破壊された後の1970年夏に採集した。

(61) 藤田憲司、間壁忠彦「Ⅵ法伝山古墳」『王墓山遺跡群』、倉敷市教育委員会、1974年

(62) 『長福寺裏山古墳群』、長福寺裏山古墳群調査推進委員会、1965年

(63) 『岡山市四御神上の山1号墳発掘調査報告』、岡山市教育委員会、1974年

(64) 「天神原遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告7』、岡山県教育委員会、1975年

(65) 1965年岡山県教育委員会によって発掘調査が実施された。正岡、枝川両氏の御教示による。

(66) 鎌木義昌「備前高島遺跡について—第1次調査概要—」『サヌカイト創刊号』、岡山理科大学考古学部、1969年

(67) 間壁葭子「倉敷市酒津・水江遺跡」『倉敷考古館研究集報第8号』、倉敷考古館、1973年

(68) 註㊸ 92頁

(69) 註(63)

(70) 田辺昭三「陶邑の変貌」『古代の日本5近畿』、角川書店、1970年

(71) 近藤義郎「第3部、第4章埴輪、1埴輪製作の工人」『月の輪古墳』、月の輪古墳刊行会、1960年

(72) 春成秀爾氏の御教示による。

(73) 神原英朗氏の御教示による。1975年冬、山陽町教育委員会によって古墳の周溝を緊急調査した時、多量の須恵質埴輪が検出された。

(74) 1970年に採集

(75) 註(62)

(76) 仙人塚古墳をのぞいて作山、西もり山、黒島1号の各古墳は、そのいずれもが内部主体の調査が実施されていないため5世紀中葉という大まかな年代比定されている。あるいは、これからの古墳の内で5世紀前半にまで遡りうるものがあるかも知れない。

(77) 吉田恵二「埴輪生産の復原」『考古学研究75号』、考古学研究会、1973年

(78) 註(70) 150頁

⑦⑨ 註⑦⓪で田辺昭三氏のあげる地方窯確認地（摂津、近江、尾張、伊勢、遠江、出雲、能登）における須恵質埴輪の確認が注意されてい る。各地域における最古の須恵質埴輪の確認された古墳の年代観は、現在のところほぼ地方窯の出現と一致している傾向にある。

⑧⓪ 註⑦⓪ 150頁

⑧① 野上丈助「羽曳野市誉田白鳥遺跡埴輪窯址」『考古学研究63号』、考古学研究会、1970年

⑧② 大阪府南河内郡アリ山古墳は、その年代観を５世紀前半に比定される古墳で、須恵質埴輪の確認された初期の古墳である。北野耕平「野中アリ山古墳」『河内における古墳の調査』、大阪大学文学部国史研究室編、1964年、畿内（南河内）における５世紀前半の須恵質埴輪が確認されていることは、この様なあり方が初期須恵器の出現期にまで遡る可能性を持っている。

⑧③ 須恵器の使用された状況の中にこそ、当時の須恵器を受け入れた社会的意識構造の手掛が残されているはずである。この様な視点から生産址（古窯址）以外の遺跡から出土する初期須恵器の分析をとおしてはじめて明らかとなる側面といえよう。

⑧④ 初期須恵器段階における須恵器を検出する遺跡は、それほど多くはないが、地方窯確立期を境に急速に増加する一般的な傾向からしても明らかである。

⑧⑤ 註⑦⓪ 148頁

⑧⑥ 註⑤③

⑧⑦ 近藤義郎氏の指摘と御教示による。

⑧⑧ 註末表参照

吉備地方（岡山県のみ）出土の初期須恵器地名表

番号	遺跡名	所在地	出土器種	参考文献
1	三野公園古墳	岡山市三野	・大甕	『岡山県のやきもの』、岡山県立博物館、1971年
2	四辻古墳	赤磐郡山陽町	・高坏 ・飾把手付埦	『四辻土坑墓遺跡・四辻古墳群』、山陽町教育委員会、1973年
3	宮山古墳群四号墳	同上	・坏・坏蓋・俵壺形瓶	同上
4	黒島1号墳	邑久郡牛窓町	・坏・甕・甑	1970年に採集
5	黒島2号墳	同上	・甕　・坏蓋 ・高坏	「吉備地方須恵器編年資料集成」『古代吉備第2集』、1958年
6	波歌山古墳	同上	・甕・高坏・瓶	1968年に採集
7	法伝山古墳	倉敷市庄	・坏　・高坏 ・坏蓋	『王墓山遺跡群』、倉敷市教育委員会、1974年
8	仙人塚古墳	笠岡市	・甕 ・瓶	『長福寺裏山古墳群』、長福寺裏山古墳群調査推進委員会、1965年
9	上の山1号墳	岡山市四御神	・甕 ・瓶	『岡山市四御神上の山1号墳発掘調査報告』、岡山市教育委員会、1974年
10	天神原遺跡 pit2008	津山市河部	・高坏 ・瓶	『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(7)』、岡山県教育委員会、1975年
11	門前池遺	赤磐郡山陽町	・坏 ・高坏	1965年に岡山県教育委員会が発掘調査を実施（正岡、枝川両氏のご教示による）
12	備前高島遺跡	岡山市宮浦	・坏・瓶	嵐基一郎氏採集
13	酒津～水江遺跡	倉敷市酒津・水江	・器台	黒住秀雄氏保管 1975年某氏により採集
14	幡多廃寺下層	岡山市赤田	・坏・甕・瓶 ・坏蓋・高坏	1972～3年にかけて岡山市教育委員会が調査を実施

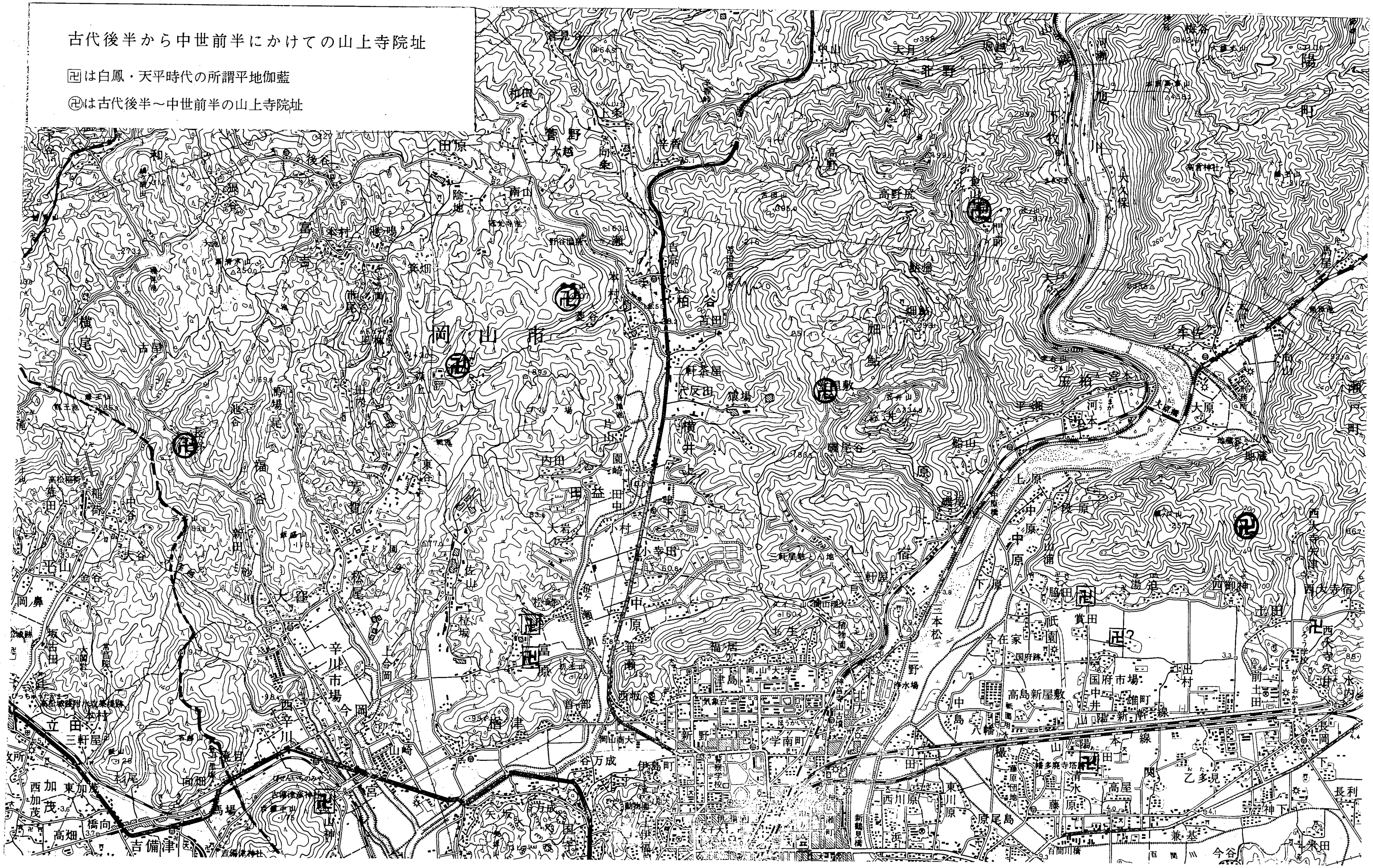

古代後半から中世前半にかけての山上寺院址

卍は白鳳・天平時代の所謂平地伽藍

㊀は古代後半～中世前半の山上寺院址

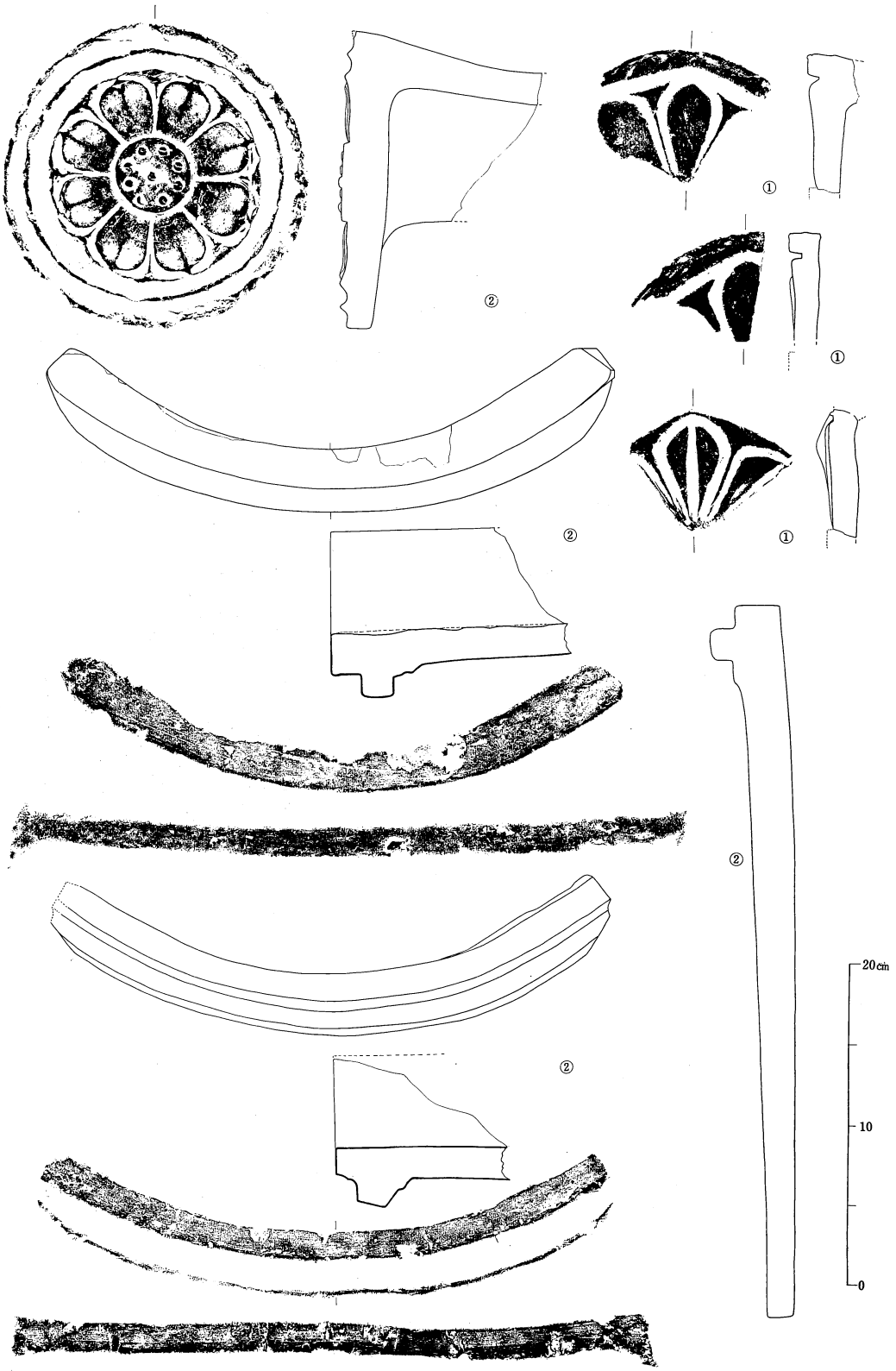

付録　賞田廃寺第Ⅰ様式，第Ⅱ様式瓦実測図（①第Ⅰ様式，②第Ⅱ様式）

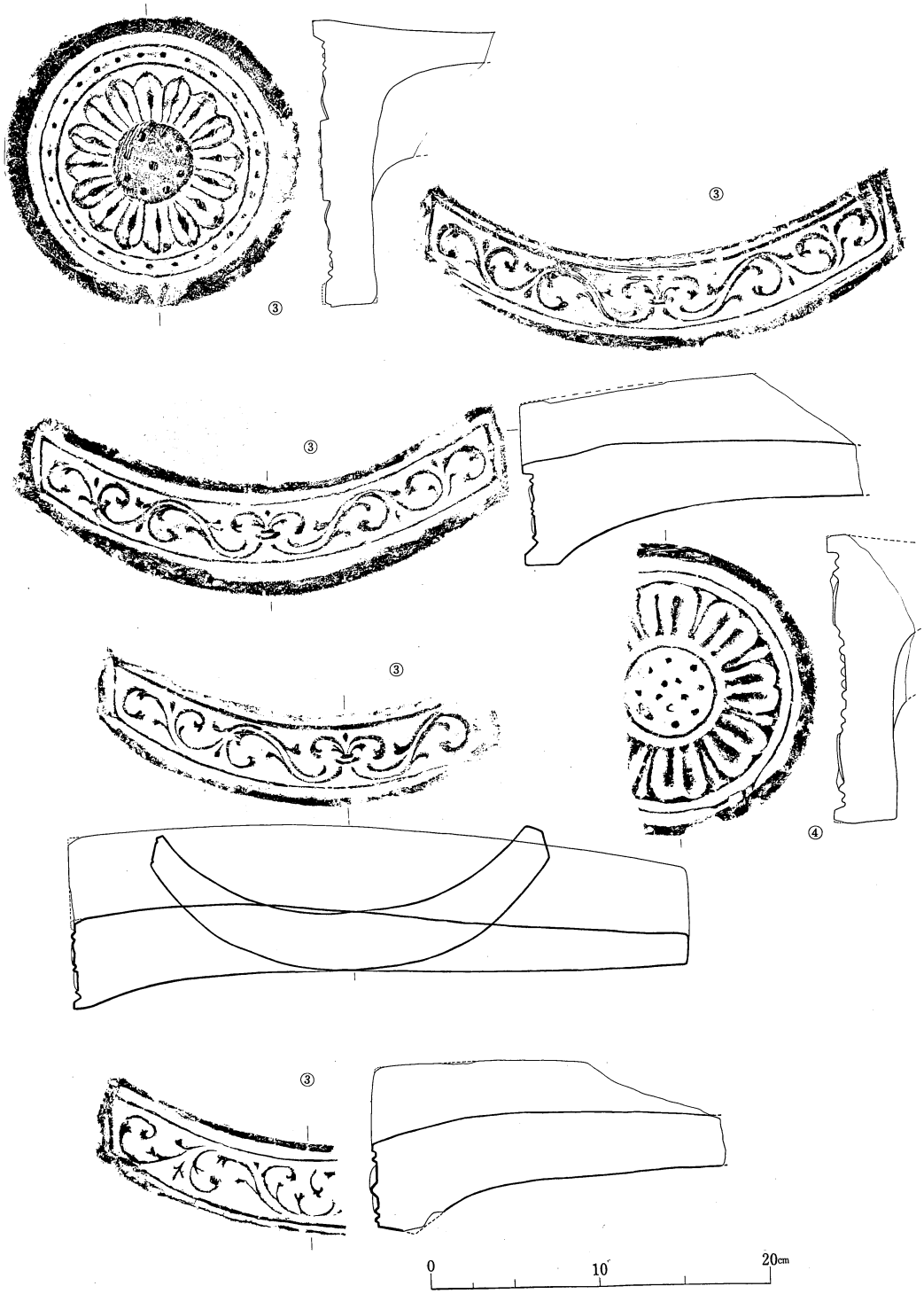

付録　賞田廃寺第Ⅲ様式，第Ⅳ様式瓦実測図（③第Ⅲ様式，④第Ⅳ様式）

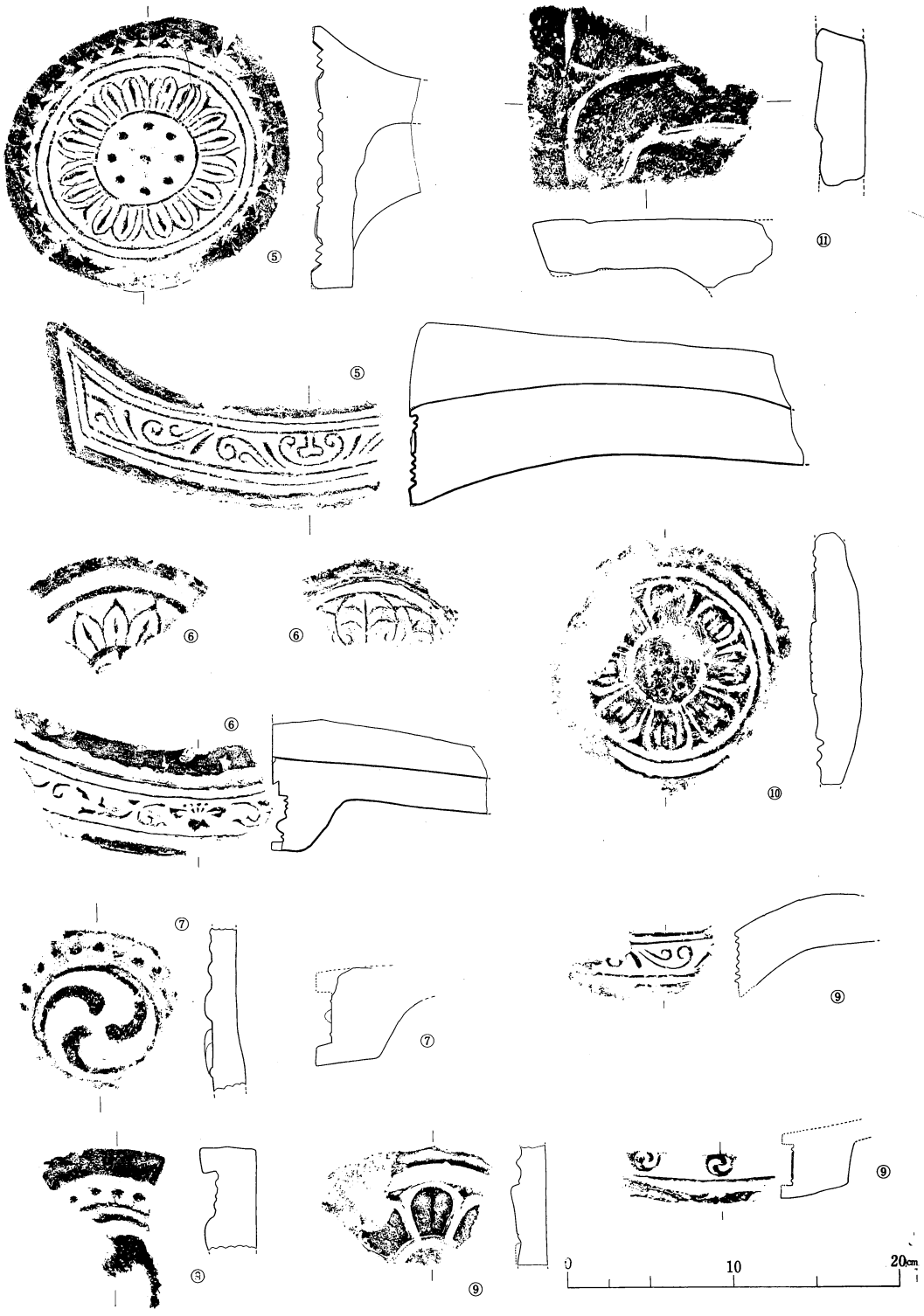

付録　賞田廃寺第Ⅴ～Ⅷ様式瓦，築地瓦等実測図（⑤第Ⅴ様式瓦，⑥第Ⅵ様式瓦，⑦第Ⅶ様式瓦
⑧第Ⅷ様式瓦，⑨築地瓦，⑩白鳳（末）瓦，⑪鴟尾）

幡多廃寺出土土器編年表

土器	弥生式土器　土師器					須恵器			
器種	壺	甕	高坏	鉢	その他	坏（蓋）	高坏	甕（その他）	硯
弥生時代後期末									
幡多廃寺下層Ⅰ式									
幡多廃寺下層Ⅱ式									
幡多廃寺下層Ⅲ式									
幡多廃寺下層Ⅳ式									
幡多廃寺下層Ⅴ式									

器種	坏（皿）	小皿	高坏	高盤（高坏）	大皿	椀	釜　鍋
奈良時代前半～平安時代初頭							
平安時代中葉～後葉							
平安時代末～鎌倉時代							

0　40cm

図

版

図版第１，全　　景

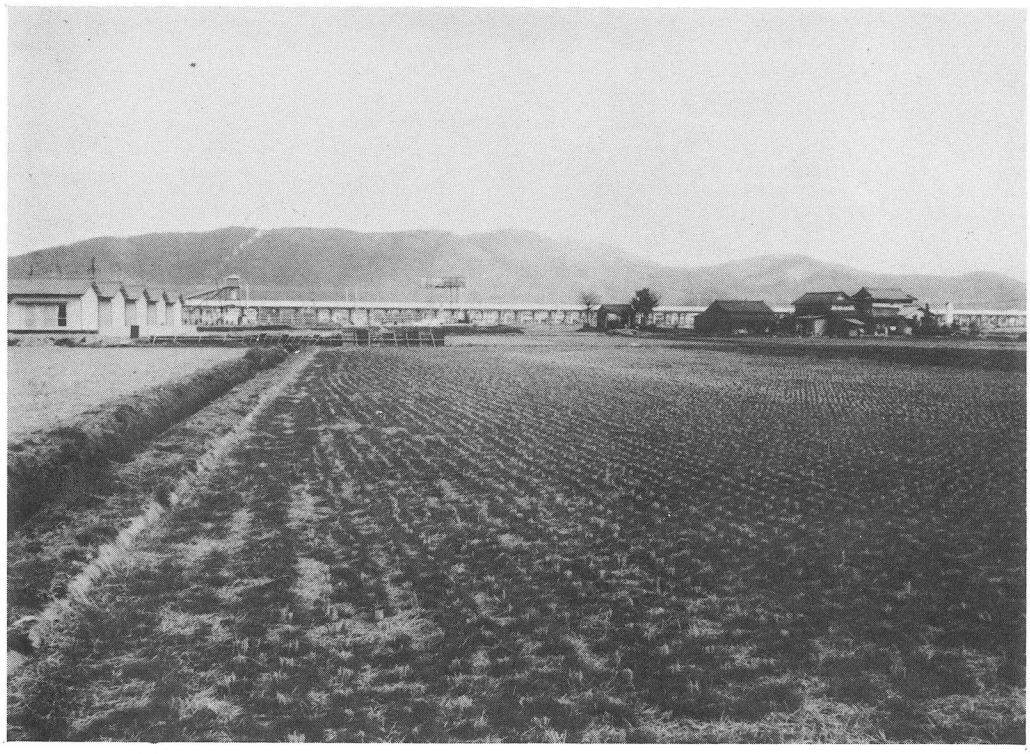

図版第2，塔基壇

ＥＴ瓦出土状態

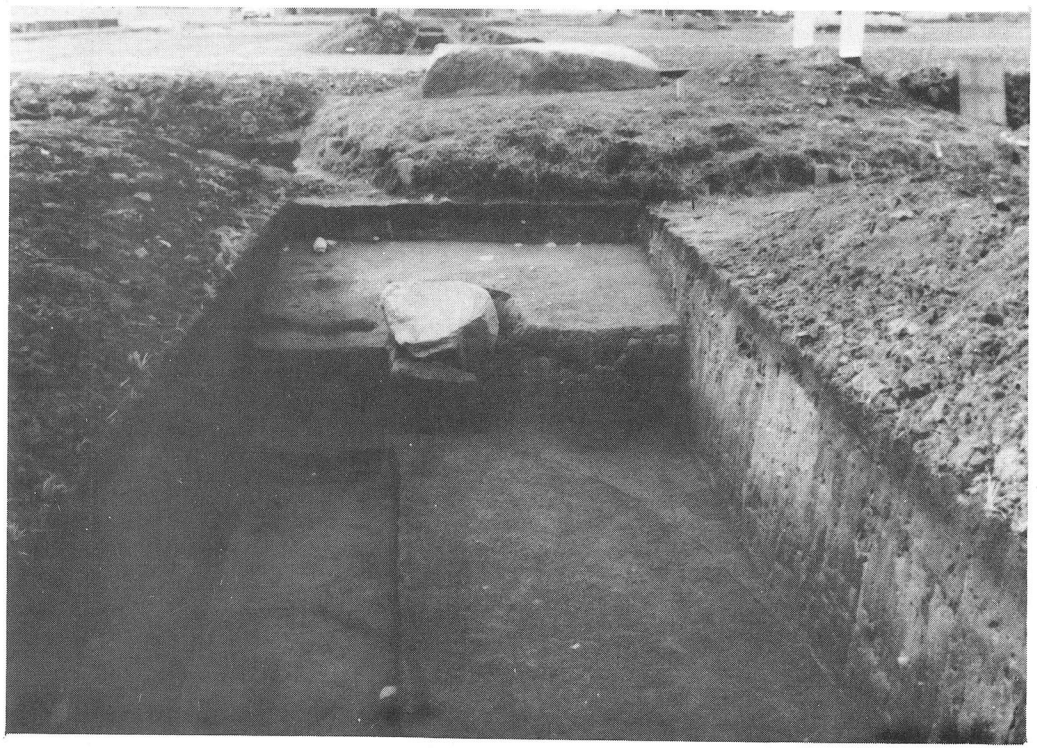

基壇基礎地形遺存状態

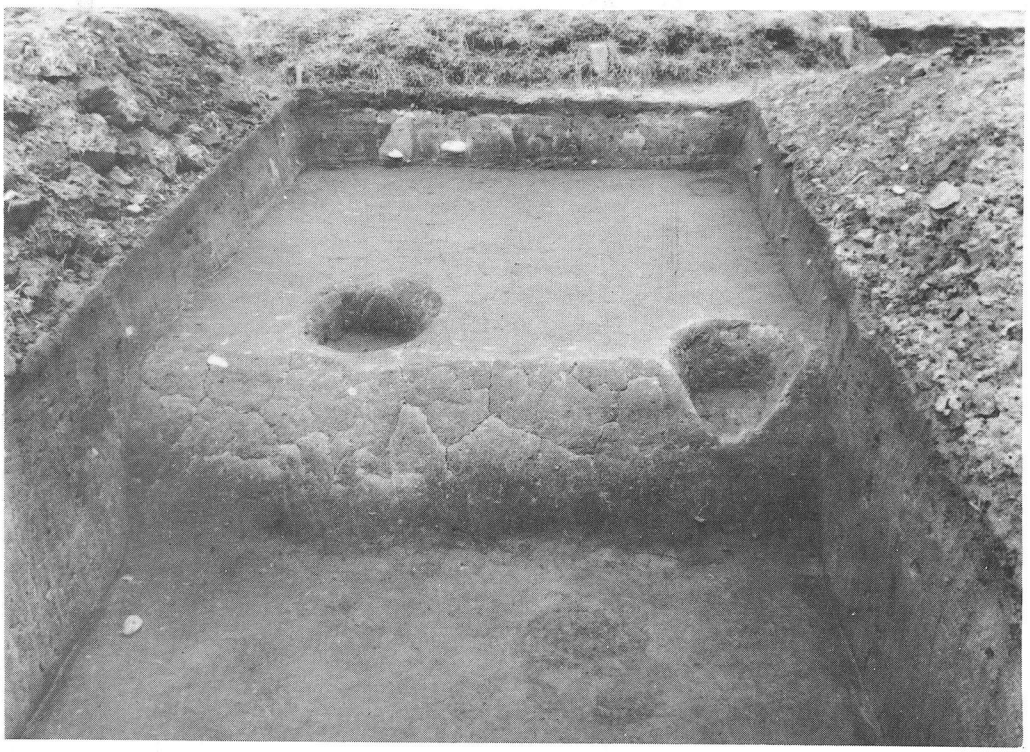

ＳＴ